

平成 26 年度 第 8 回東区協議会次第

日時：平成 26 年 10 月 21 日（火）午前 10 時

会場：東区役所 3 階 31、32 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項について

ア はままつ友愛の高齢者プラン（案）について 【高齢者福祉課】

イ 第 3 次浜松市総合教育計画（案）のパブリック・コメントの実施について
【教育総務課】

(2) 地域課題について

ア 子ども子育て支援新制度における放課後児童会について 【次世代育成課】

イ 区協議会委員会報告について

4 その他

(1) その他

(2) 11 月の開催予定 平成 26 年 11 月 28 日（金）午後 1 時 30 分から
会場 天竜協働センター 1 階 ホール

12 月の開催予定 平成 26 年 12 月 日（ ）午 時 分から
会場 東区役所

5 閉 会

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	はままつ友愛の高齢者プラン（案）について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>[背景・経過] このプランは、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成12年度にスタートした介護保険制度の円滑な実施を図るための総合的な計画として、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するもの。 次期プランは、かつてない超高齢社会の到来や人口減少など、高齢者を取り巻く状況の変化を長期的に見据え、今後10年先の高齢者福祉施策の基盤となる重要なものである。</p> <p>[プランの名称・計画期間] 名称：はままつ友愛の高齢者プラン （第7次浜松市高齢者保健福祉計画・第6期浜松市介護保険事業計画） 計画期間：平成27年度～平成29年度（3年間）</p> <p>[高齢者を取り巻く状況変化（抜粋）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総人口の減少と高齢者人口の増加 総人口 H25:81万人 → H37推計:75万人 高齢者 H25:19万人 → H37推計:22万人 ・要介護認定者の増加 認定者数 H25:3.2万人 → H37推計:4.3万人 認定出現率 H25:16.2% → H37推計:19.1% ・世帯構成の変化 ひとり暮らし高齢者と高齢者世帯の割合 H25:52.4% → H37推計:70.1% 				
対象の区協議会	中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区				
内 容	<p>[プランの構成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラン策定にあたって ・前プラン(H24-H26)の成果と取組状況 ・プラン策定の視点 ・基本理念と基本目標 ・6つの重点施策 ・施策の現状と今後の方向性 ・サービス見込量 ・介護保険事業費の算定 ・進捗管理と策定経過等 				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント実施（案の公表、意見募集） 期間：平成26年11月14日（金）～12月15日（月） ・意見募集結果及び市の考え方を公表 時期：平成27年2月 				
担当課	高齢者福祉課 介護保険課	担当者	高齢者福祉課 鈴木一隆	電話	457-2789

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成27年度 ▶ 平成29年度

はままつ友愛の高齢者プラン

[第7次浜松市高齢者保健福祉計画・第6期浜松市介護保険事業計画]

(案)

平成27年3月
浜 松 市

目次

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置づけ	1
3 プランの期間（H27－H29）	1

第2章 前プラン（H24－H26）の成果と取組状況

1 プランの成果	2
2 重点施策の進捗状況	2

第3章 プラン策定の視点

1 高齢者を取り巻く状況変化への対応	3
(1) 高齢者人口と高齢化率の推移と推計	
(2) 要介護認定者数と認定出現率の推移と推計	
(3) 人口ピラミッドと団塊の世代	
(4) 高齢者の高年齢化	
(5) 世帯構成の変化	
(6) 心身の状況	
(7) 高齢者の疾病と要介護の要因	
(8) 認知症高齢者数の推移と推計	
2 高齢者福祉施策の方向転換と見直し	9
3 これからの社会における高齢者の定義の見直し	10
4 介護保険制度改正への対応	11
5 地域包括ケアシステムづくりの推進	12
6 高齢者の意識への対応	14

第4章 基本理念と施策体系

1 基本理念と基本目標	17
2 施策体系図	17
3 成果目標	18

第5章 6つの重点施策

1 健康寿命の延伸	20
2 地域包括ケアシステムづくりの推進	21
3 認知症対策の推進	22
4 高齢者見守り・支援体制の拡充	23
5 特別養護老人ホーム・介護付き有料老人ホームの整備の推進	24
6 元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支える新たな仕組みづくりの推進	25

第6章 施策の現状と今後の方向性

1 健康でいきいきとした生活のために	26
(1) 健康づくりと介護予防の展開	
(2) 生きがいづくりの促進	
2 支援が必要な高齢者のために	27
(1) 生活支援の充実	
(2) 選択可能な多様な住まいの提供	
(3) 質の高い介護サービスの提供	
(4) 認知症高齢者への支援	
(5) 尊厳ある暮らしの確保	
(6) 総合相談機能の充実	
3 地域全体で支え合うために	30
(1) 地域で支え合う仕組みづくりの推進	
(2) 高齢者にやさしいまちづくりの推進	

第7章 サービス見込量

1 保健福祉サービス	31
2 地域支援事業サービス	32
(1) 介護予防事業	
(2) 包括的支援事業	
(3) 任意事業	
3 介護サービス（介護給付・予防給付）	34
(1) 在宅サービス	
(2) 施設・居住系サービス	
(3) 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの必要見込量	

第8章 介護保険事業費の算定

1 費用推移と推計	41
-----------	----

第9章 進捗管理・策定経過等

1 進捗管理	42
2 策定経過	42
3 用語解説	43

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

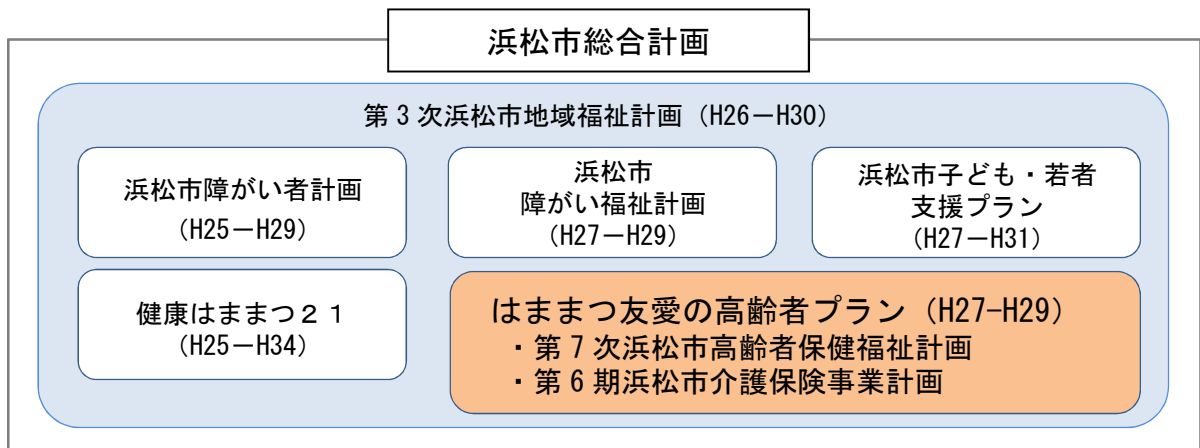
この「はままつ友愛の高齢者プラン」は、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成 12 年度にスタートした介護保険制度の円滑な実施を図るための総合的な指針として、「浜松市高齢者保健福祉計画」と「浜松市介護保険事業計画」を一体的に策定した総称です。

【策定根拠】

総称	名称	根拠規定等
はままつ友愛の高齢者プラン	第7次 浜松市高齢者保健福祉計画	老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者福祉計画に従来からの高齢者保健の内容を包含
	第6期 浜松市介護保険事業計画	介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画

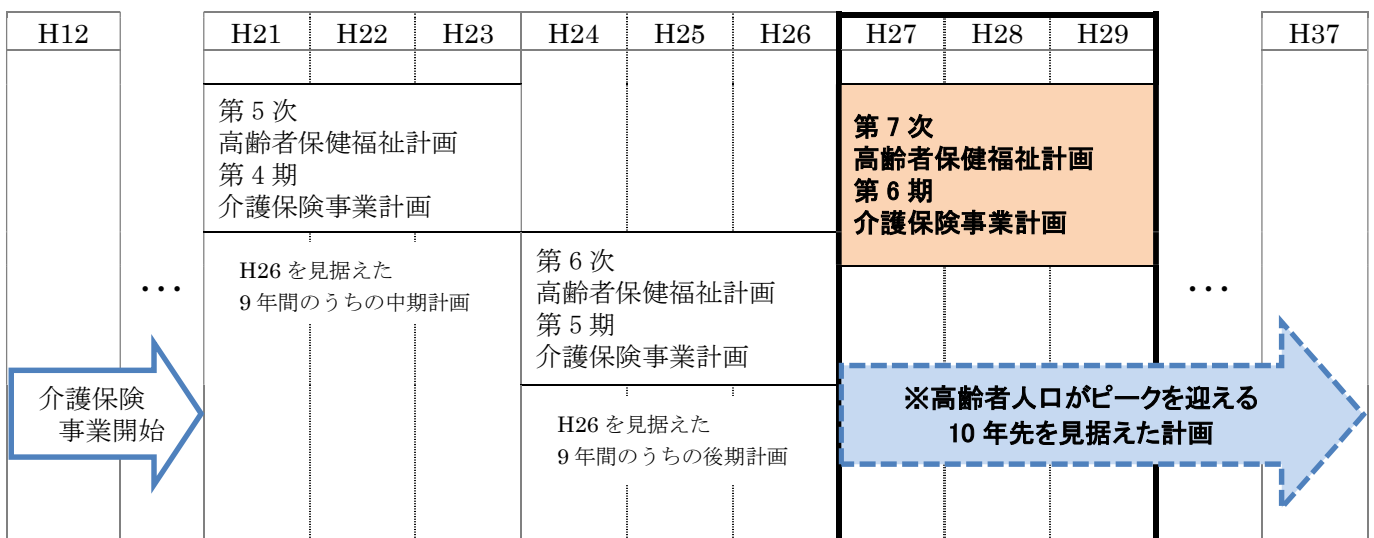
2 プランの位置づけ

このプランは、本市の基本指針である浜松市総合計画を上位計画とし、保健・医療・福祉分野に関する特定部門計画のひとつとして位置づけ、各計画との整合と連携を図ります。



3 プランの期間 (H27-H29)

このプランの計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間です。ただし、高齢者人口がピークとなる平成 37 年度（西暦 2025 年度）を見据えた内容とします。



第2章 前プラン（H24—H26）の成果と取組状況

1 プランの成果

（単位：％ 各年10月1日現在）

成果指標	設定の考え方	現状値 (H22)	目標値 (H26)	実績値		
				H24	H25	H26
元気な高齢者の割合の維持	<ul style="list-style-type: none"> プランの基本理念に基づく各種事業の推進により、元気な高齢者がいきいきと暮らす様子を表す成果指標として、高齢者人口に占める介護保険の要介護認定・要支援認定を受けていない元気な高齢者の割合を設定しました。 介護保険の要介護認定・要支援認定を受ける高齢者の割合が漸増傾向の中にあって、できるだけ元気な高齢者の割合を維持します。 	84.7	85.0	84.3	83.8	※

【評価】 全国的に介護保険制度が定着し、介護認定申請者が増加傾向にある中で、本市の認定出現率は16%をやや上回る結果となり、「元気な高齢者の割合の維持」というプランの成果目標を達成することはできませんでした。しかし、厚生労働省研究班がまとめたデータでは、本市の平均寿命や健康寿命は、全国20大都市の中で第1位になるなど、元気な高齢者は高い割合で維持されています。（7ページ【コラム2】参照）

2 重点施策の進捗状況

No.	施策	取り組みの方向	進捗状況（見込み含む）
(1)	社会参加活動への新たな支援	地域の支え合い意識や生きがいをもって社会活動に参加できるよう、高齢者の新たな社会参加の仕組み「介護支援ボランティアポイント制度」の導入を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援ボランティアポイント制度として「ささえあいポイント事業」の導入（H26.10） <ul style="list-style-type: none"> ①介護施設ボランティア ②中山間地域ボランティア
(2)	健康寿命の延伸	健康寿命を延ばし生活の質の向上を図るため、すべての市民が健康で明るくいきいきと生活できるよう、健康づくりを支援・啓発する取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 健康都市連合へ加盟し、世界の都市と連携（H24.7） はままつ健康プロジェクト「うごく&スマイル事業」（健康ポイント制度）の実施（H25.9～H26）
(3)	ひとり暮らし高齢者等の見守り・支援	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、日常生活に不安を抱える高齢者を見守り・支援するためのネットワークづくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の実態調査の実施（H24～26） あんしん情報キットの配布（H24～26） 「はままつあんしんネットワークづくり」の推進に向け、応援事業者との見守り協定の締結や異常発見時の通報先「高齢者見守り110番」の設置（H25.6）
(4)	地域包括ケアシステムづくりの推進	「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」のサービスを切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する「地域包括ケアシステム」づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 医療と介護の連携に向け、関係機関による「医療及び介護連携連絡会」を設立（H25.9） 24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの導入（H24.11） 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の導入検討（H29.4月までに導入）
(5)	高齢者相談支援体制の拡充	地域包括支援センターにおける高齢者やその家族からの総合相談や権利擁護相談に対する支援体制の拡充を図るとともに、高齢者虐待への対応を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターを5か所増設（H24～H26） 高齢者虐待の対応強化として、高齢者福祉課内に地域包括ケア推進室グループを設置（H25.4） 認知症の対応強化のため、聖隷三方原病院を基幹型認知症疾患医療センターとして指定（H25.7）

第3章 プラン策定の視点

1 高齢者を取り巻く状況変化への対応

※H26.4.1数値は、今後10月1日実績におきかえます。

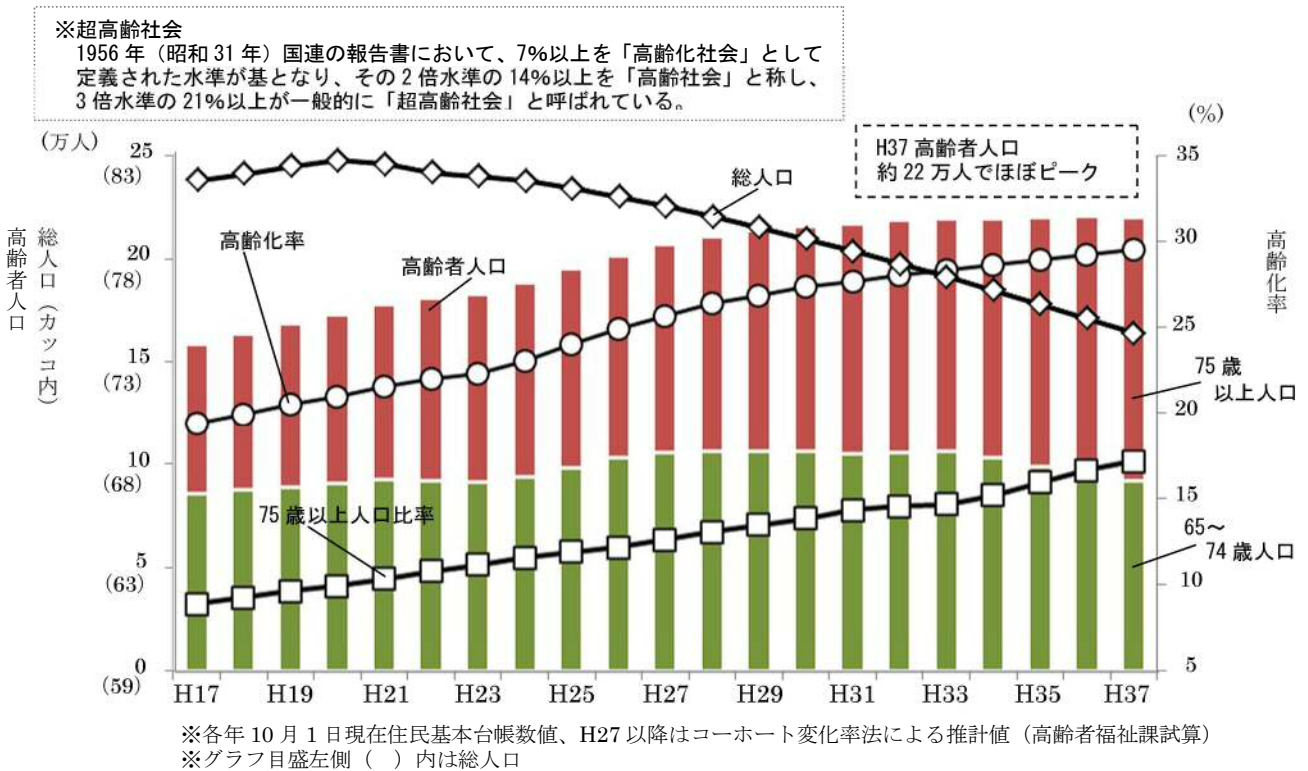
今後における高齢者人口の急速な伸びや核家族化の進展によるひとり暮らし高齢者などの急増、また地域とのつながりが希薄化することが見込まれています。

こうした高齢者を取り巻く状況の変化によって、立場の弱い高齢者や不安を抱える高齢者の増加が見込まれるため、その対応が急務となっています。

(1) 高齢者人口と高齢化率の推移と推計

総人口は、今後もゆるやかに減少を続け、平成37年には746,105人と推計されます。一方、高齢者人口は75歳以上を中心に増え続け、平成37年には220,534人とほぼピークに達するものと見込まれます。

この結果、高齢化率は29.6%という超高齢社会となります。



(単位：人、%)

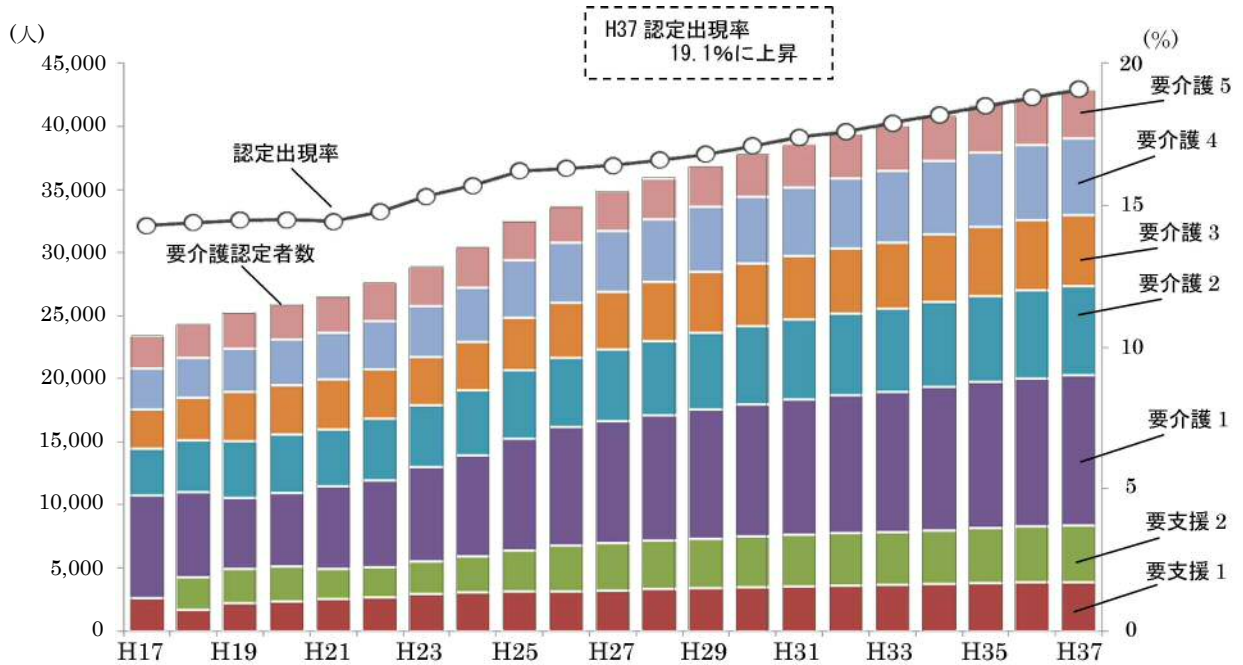
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
(1)総人口	816,658	819,797	823,272	825,810	824,023	820,284	818,375	816,490	812,888	808,919
(2)高齢者人口	158,390	163,412	168,395	172,880	177,832	180,800	182,626	188,246	195,418	201,909
①65~74歳	85,786	87,433	89,080	90,749	92,517	92,293	91,134	93,807	98,478	103,258
②75歳以上	72,604	75,979	79,315	82,131	85,315	88,507	91,492	94,439	96,940	98,651
(3)高齢化率	19.4	19.9	20.5	20.9	21.6	22.0	22.3	23.1	24.0	25.0
(4)75歳以上人口比率	8.9	9.3	9.6	9.9	10.4	10.8	11.2	11.6	11.9	12.2

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
(1)総人口	804,594	799,920	794,914	789,618	783,985	778,108	772,027	765,757	759,323	752,757	746,105
(2)高齢者人口	207,011	210,806	213,965	216,197	217,312	218,756	219,566	219,888	220,388	220,756	220,534
①65~74歳	105,537	106,300	106,667	106,471	104,925	105,425	106,288	103,341	99,189	95,397	92,348
②75歳以上	101,474	104,506	107,298	109,726	112,387	113,331	113,278	116,547	121,199	125,359	128,186
(3)高齢化率	25.7	26.4	26.9	27.4	27.7	28.1	28.4	28.7	29.0	29.3	29.6
(4)75歳以上人口比率	12.6	13.1	13.5	13.9	14.3	14.6	14.7	15.2	16.0	16.7	17.2

(2) 要介護認定者数と認定出現率の推移と推計

介護等が必要な方の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念とし、平成12年4月から介護保険制度が創設されました。

要支援・要介護認定者数は、介護保険制度の定着や高齢者人口の増大に伴い、要介護1の軽度の方を中心に年々増加傾向にあります。平成37年には、42,960人の規模に達し、高齢者人口に対する認定出現率は19.1%まで上昇するものと見込まれます。



※各年10月1日現在数値、H27以降は介護保険課試算による推計値
 ※要介護認定者数は、第1号被保険者と第2号被保険者の合計値
 ※認定出現率は、第1号被保険者（65歳以上）のうち、要介護・要支援者の占める割合

(単位：人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
要支援1	2,634	1,671	2,247	2,356	2,546	2,705	2,938	3,108	3,150	3,156
要支援2		2,592	2,703	2,744	2,366	2,384	2,574	2,805	3,227	3,632
小計	2,634	4,263	4,950	5,100	4,912	5,089	5,512	5,913	6,377	6,788
要介護1	8,137	6,736	5,597	5,813	6,577	6,858	7,479	8,012	8,827	9,369
要介護2	3,665	4,112	4,487	4,635	4,457	4,861	4,895	5,146	5,451	5,583
要介護3	3,110	3,331	3,890	3,925	3,962	3,918	3,919	3,908	4,203	4,359
要介護4	3,228	3,251	3,485	3,683	3,778	3,889	4,011	4,308	4,576	4,696
要介護5	2,735	2,730	2,941	2,865	2,956	3,080	3,152	3,266	3,205	3,031
小計	20,875	20,160	20,400	20,921	21,730	22,606	23,456	24,640	26,262	27,038
合計	23,509	24,423	25,350	26,021	26,642	27,695	28,968	30,553	32,639	33,826
認定出現率	14.3%	14.4%	14.5%	14.5%	14.4%	14.8%	15.3%	15.7%	16.2%	16.3%
うち、第2号被保険者	880	893	947	954	974	964	980	985	941	900

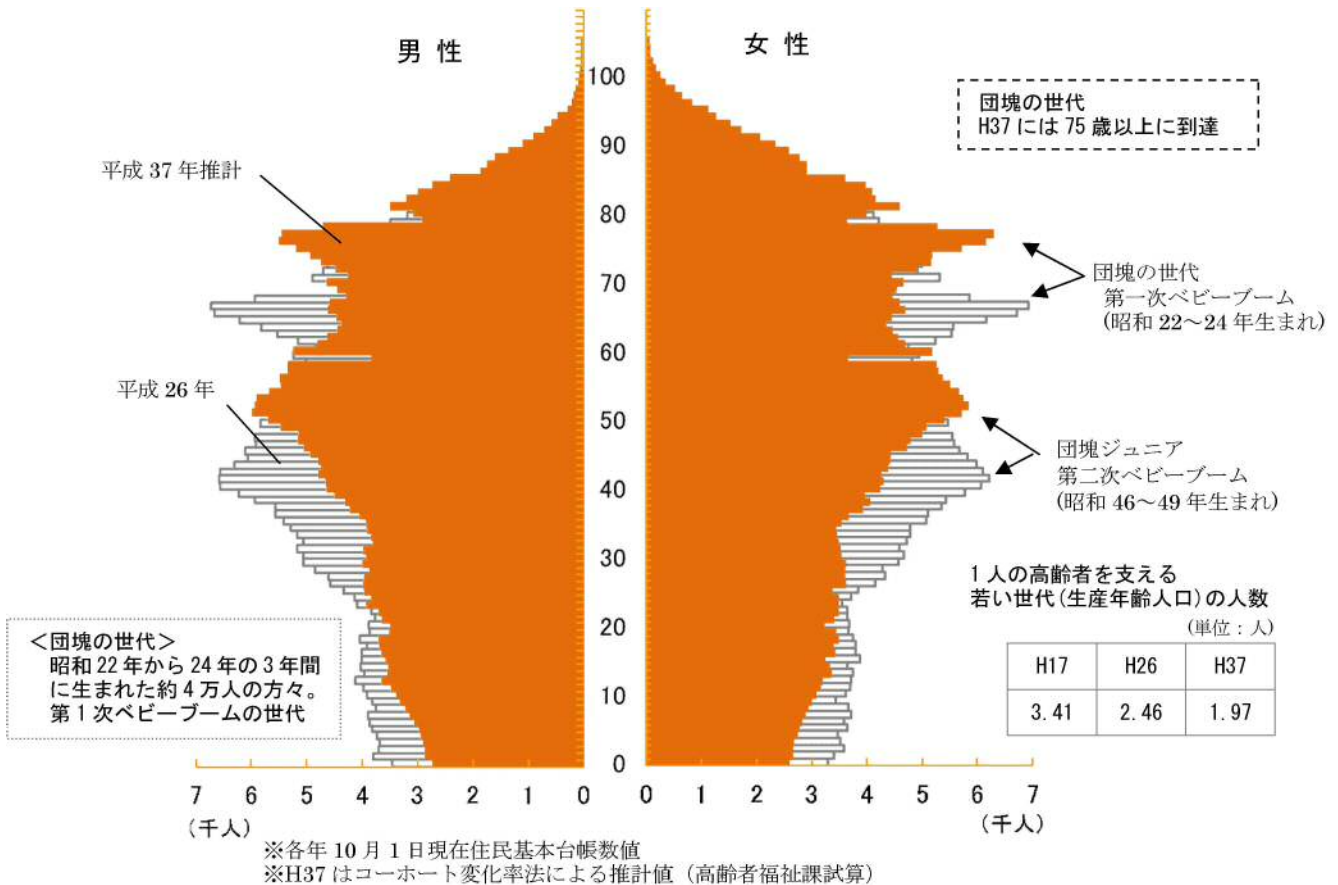
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
要支援1	3,240	3,322	3,406	3,478	3,542	3,603	3,652	3,720	3,792	3,851	3,890
要支援2	3,728	3,823	3,918	3,999	4,072	4,142	4,200	4,277	4,357	4,422	4,470
小計	6,968	7,145	7,324	7,477	7,614	7,745	7,852	7,997	8,149	8,273	8,360
要介護1	9,661	9,951	10,239	10,487	10,702	10,912	11,100	11,331	11,551	11,733	11,888
要介護2	5,766	5,946	6,124	6,280	6,409	6,540	6,665	6,802	6,923	7,029	7,119
要介護3	4,505	4,650	4,795	4,921	5,031	5,134	5,230	5,344	5,449	5,539	5,622
要介護4	4,857	5,013	5,176	5,322	5,445	5,566	5,682	5,805	5,909	6,002	6,087
要介護5	3,129	3,225	3,326	3,415	3,493	3,567	3,635	3,710	3,775	3,830	3,884
小計	27,918	28,785	29,660	30,425	31,080	31,719	32,312	32,992	33,607	34,133	34,600
合計	34,886	35,930	36,984	37,902	38,694	39,464	40,164	40,989	41,756	42,406	42,960
認定出現率	16.4%	16.6%	16.8%	17.1%	17.4%	17.6%	17.9%	18.2%	18.5%	18.8%	19.1%
うち、第2号被保険者	890	884	875	871	870	857	857	849	842	834	828

※各年10月1日数値 要介護認定者数は、第1号被保険者と第2号被保険者の合計値 H27以降は介護保険課試算による推計値
 ※H17まで要支援1・2の区分なし H18「経過的要介護者」は要支援2を含む
 ※認定出現率は、第1号被保険者（65歳以上）のうち、要介護・要支援者の占める割合

(3) 人口ピラミッドと団塊の世代

平成 26 年 10 月 1 日現在の人口ピラミッドをみると、団塊の世代と呼ばれる 64 歳から 66 歳と、団塊ジュニアの 39 歳から 42 歳が多く、いわゆる変形つぼ型になっています。

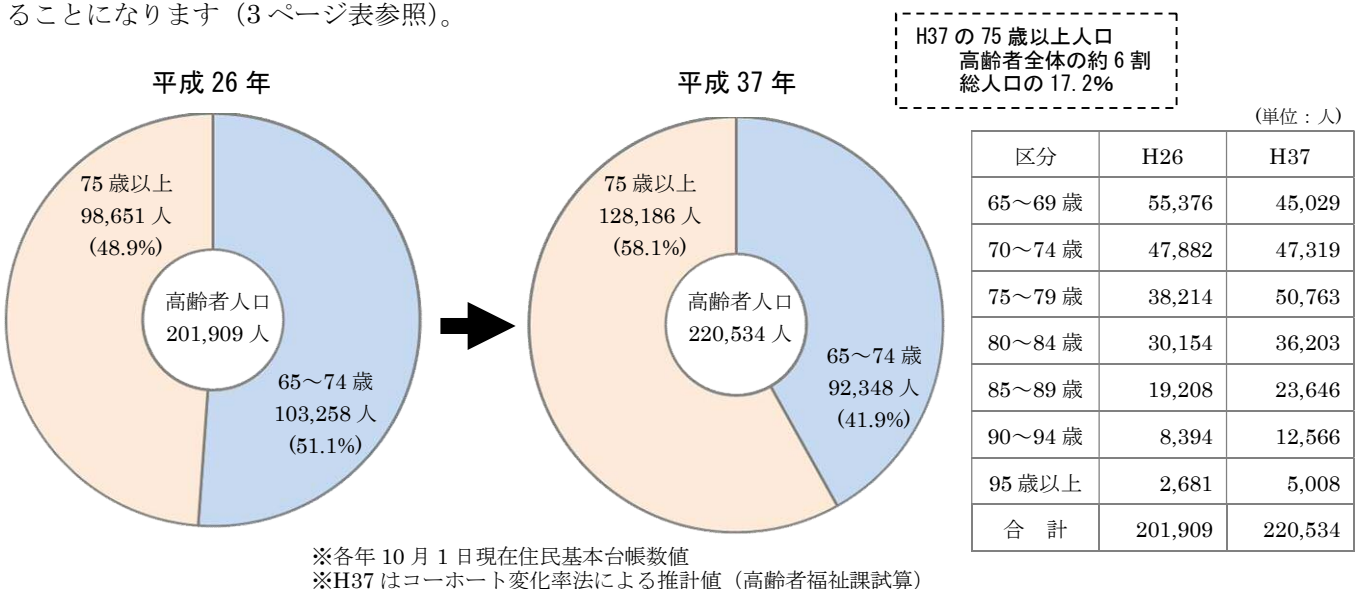
平成 37 年の推計では、団塊の世代が 75 歳以上となり、人口ピラミッドのバランスが大きく崩れます。また、少子化も進み、1 人の高齢者を支える若い世代（生産年齢人口）は 2 人以下に落ち込みます。



(4) 高齢者の高年齢化

高齢者人口を 74 歳以下と 75 歳以上の 2 つの年齢層に区分すると、平成 26 年にはほぼ同じ割合ですが、平成 37 年には、団塊の世代が 75 歳に達することもあって、75 歳以上人口が大きく上回って高齢者全体の約 6 割を占めるようになり、高年齢化が一層進むものと予想されます。

その結果、75 歳以上人口の総人口に占める割合は、平成 26 年の 12.2%から平成 37 年には 17.2%まで上昇することになります (3 ページ表参照)。

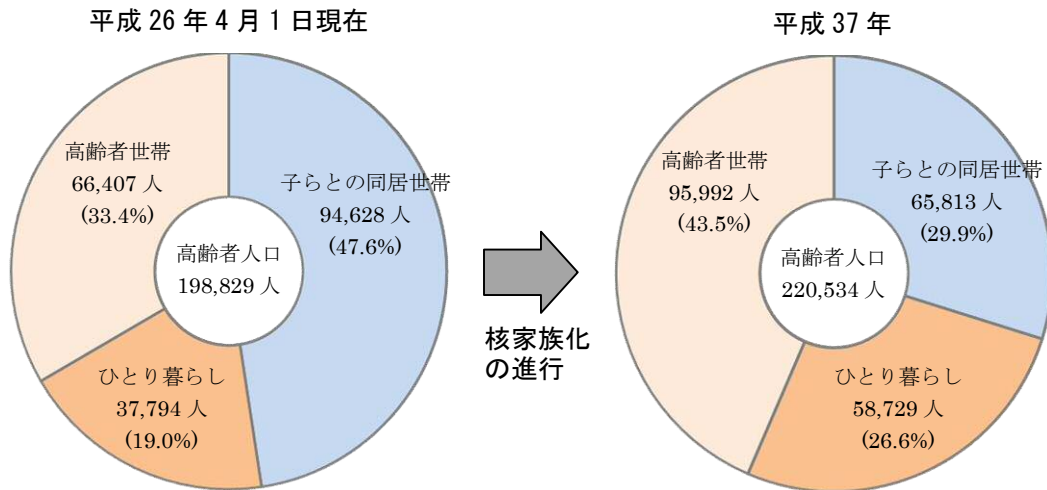


(5) 世帯構成の変化

平成 26 年 4 月 1 日現在の高齢者人口に占めるひとり暮らし高齢者の割合は 19.0%、また、夫婦など高齢者世帯に属する方の割合は 33.4%で、これらを合わせると高齢者全体の 5 割を超えるまでに増えています。行政区別にみると、中区や天竜区を中心に核家族化が進んでいることがわかります。

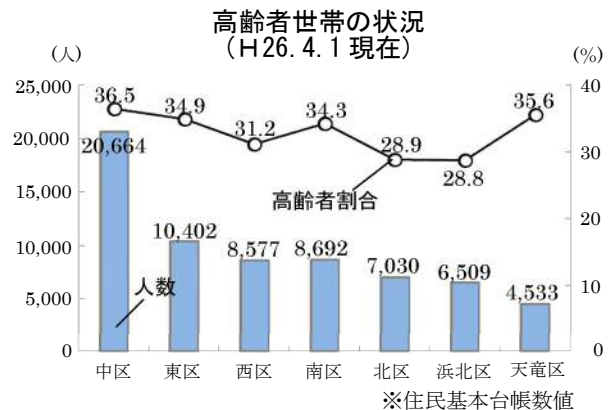
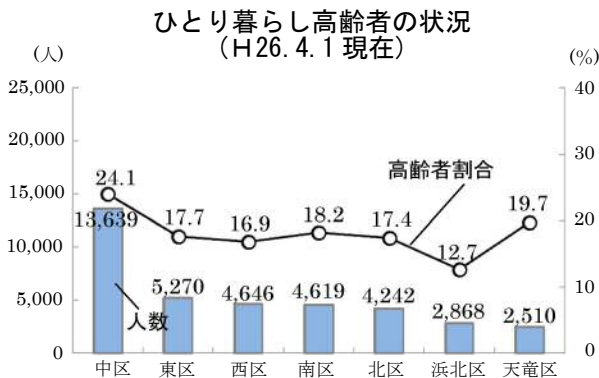
平成 37 年には、さらに核家族化が進み、約 7 割がひとり暮らし高齢者や高齢者世帯になるものと予想されます。

H37 核家族化の進行
ひとり暮らし高齢者 26.6%
高齢者世帯 43.5%



核家族化の進行

※住民基本台帳数値
※H37 はコーホート変化率法による推計値（高齢者福祉課試算）



※住民基本台帳数値

【コラム 1】 孤独死・孤立死

平成 23 年の東日本大震災以降、人々の結び付きである「絆」に強い関心が向けられるようになりました。

一方、絆とは対極的な現象である「無縁社会」が引き起こす「孤独死・孤立死」という問題があります。孤独死や孤立死の明確な定義づけはありませんが、どちらも社会的に孤立しているひとり暮らしなどの状況に置かれた人が、自宅で誰にも看取られずに亡くなることを広くとらえています。

こうした深刻な問題に対して、本市では、民生委員を中心に実態調査による状況把握に努め、緊急連絡先やかかりつけ医などの必要な情報を収納する「あんしん情報キット」の配布に取り組んでいただいています。

そして、市民の支え合いの心で高齢者等の孤独死・孤立死を防ごうと、見守り・支援する仕組みとして

「はままつあんしんネットワークづくり」に取り組んでいます。地域の自治会や地区社協の皆さんをはじめ、新聞配達、郵便配達、金融機関、宅配便など、多くの協力を得て、さりげなくゆるやかな見守りを進めています。

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が急増する中で、あらゆる「つながり」を増やしていき、悲惨な孤独死・孤立死をなくしていかなくてはなりません。

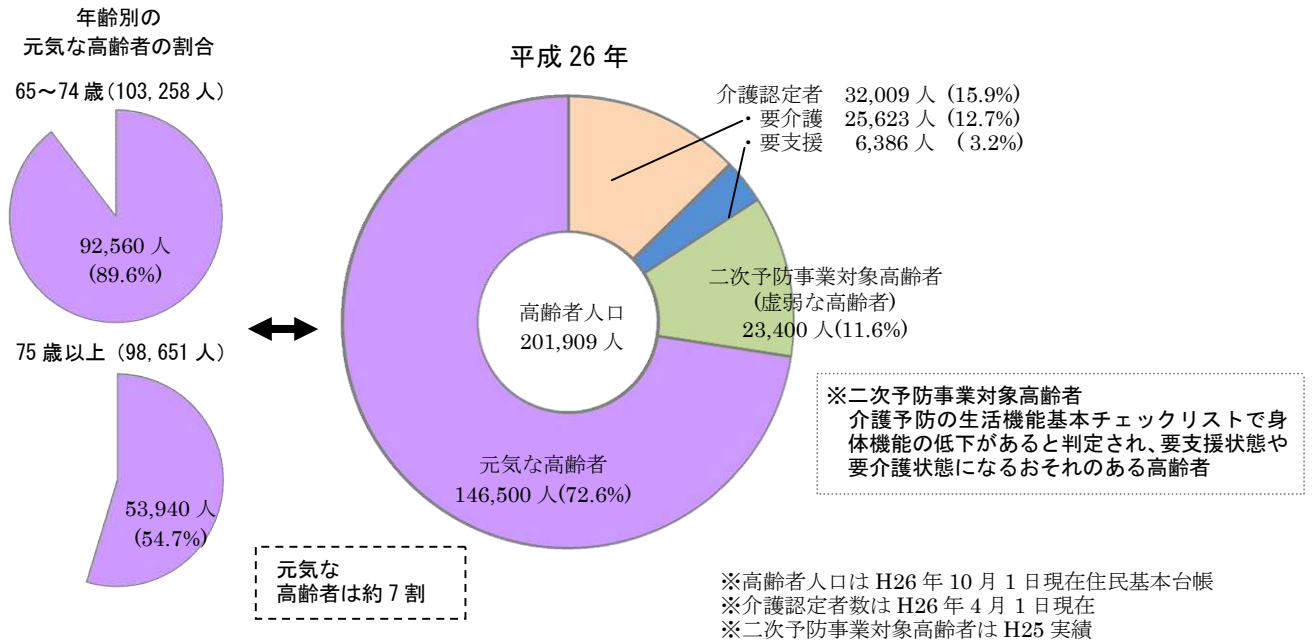
高齢者等異常発見時の対応状況調査結果 ※平成 25 年度 浜松市民生委員児童委員協議会調べ

死亡	生存 (病院への救急搬送等)	不明
42 件	27 件	1 件

(6) 心身の状況

高齢者の心身の状況を見ると、高齢者全体の約7割が元気な高齢者です。しかし、心身の機能が低下し、何らかの支援が必要な高齢者は約3割となっています。

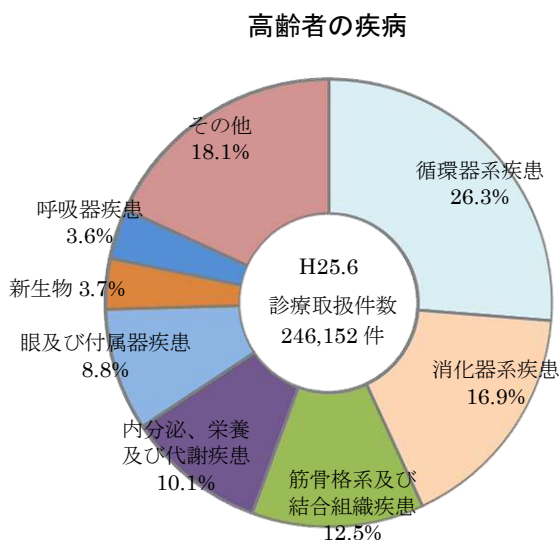
この元気な高齢者の割合は、年齢と大きく関係しており、74歳以下が約9割に対し、75歳以上では約5割となっています。今後、75歳以上の方が増えるため、元気な高齢者の割合を維持することが急務となります。



(7) 高齢者の疾病と要介護の要因

平成 25 年 6 月診療分における本市の高齢者の疾病は、循環器系疾患 26.3%、消化器系疾患 16.9%、筋骨格系・結合組織疾患 12.5%などとなっています。

また、厚生労働省の調べによると、要介護状態になってしまう原因の主なものには脳血管疾患、認知症、運動器の障害（関節疾患、骨折・転倒）などが挙げられています。



※国保連合会・広域連合会（H25年6月診療取扱分の疾病分類統計）

【コラム2】 健康寿命日本一・浜松

健康寿命とは、健康な状態で生活できる生存期間のことです。一方、平均寿命は、寝たきりや病気の期間も含まれるため、最近ではこの健康寿命が注目をされています。日本人の平均寿命は女性 86.61 歳、男性 80.21 歳で過去最長を更新し、医療技術の進歩により、まだまだ平均寿命は延びるといふ分析もなされています。しかし、健康寿命を延伸することで平均寿命と健康寿命の差である不健康な期間をできる限り短くすることが何よりも大切となります。

本市の健康寿命は男性 72.98 歳、女性 75.94 歳で、全国 20 大都市の中で男女とも第 1 位という喜ばしい結果となりました。その要因としては、就業率の高さ、温暖な気候や日照時間の長さ、あるいは、緑茶や野菜の摂取量の多さといったものが挙げられています。

このプランに沿って、介護予防や生きがいづくり、健康づくり、社会参加活動などを促進し、高齢者にとっていきいきと住みやすいまちとすることで、今後とも健康寿命日本一の都市を目指します。

	平均寿命 (浜松市)	健康寿命 (浜松市)	年齢差
男性	81.27 歳 (第 1 位)	72.98 歳 (第 1 位)	8.29 歳 (第 3 位)
女性	86.68 歳 (第 9 位)	75.94 歳 (第 1 位)	10.74 歳 (第 1 位)

※平均寿命（平成 25 年）厚生労働省「平成 25 年簡易生命表」
※健康寿命（平成 22 年）厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」

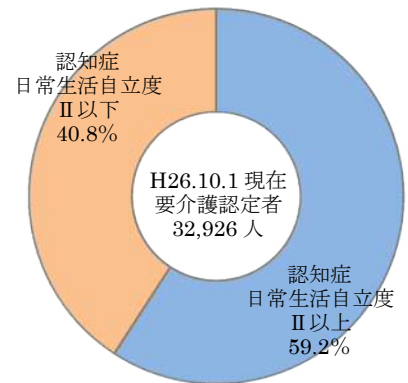
(8) 認知症高齢者数の推移と推計

認知症高齢者の実態は、専門医の受診まで至らないことが多く、その把握が難しい状況にあります。

(※)

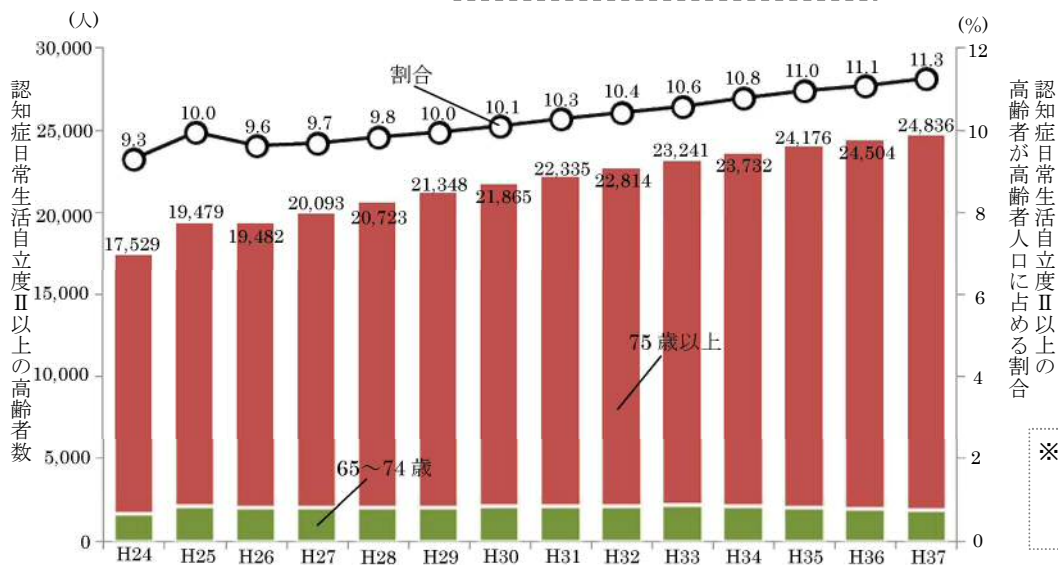
しかし、介護認定における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数は、平成24年の17,529人から平成26年には19,482人と大きく伸びており、平成37年には24,836人にまで増えることが予想されます。この数は、平成37年の要介護認定者全体の約58%、また、高齢者全体の約11%を占め、高齢期における最大の不安要因となっています。

要介護認定者に占める
認知症日常生活自立度Ⅱ以上の割合



※要介護認定者数は、第2号被保険者を除いたもの

認知症は、高齢期の最大の不安要因
高齢者全体の約1割



※各年 10月1日現在数値、H27以降は高齢者福祉課試算による推計値

※認知症日常生活自立度Ⅱ以上の判定は、介護認定審査会における主治医意見書によるもの

※認知症日常生活自立度Ⅱ以上
生活に支障をきたす状態がみ
られるが、誰かが注意すれば
自立できる状態

【コラム3】 認知症徘徊高齢者の身元不明問題

認知症による徘徊が原因で行方が分からなくなった女性が、あるテレビ番組で報じられたことがきっかけで、7年ぶりに家族と再会したという出来事がありました。また、認知症の男性が徘徊中に起こした列車事故で遺族に損害賠償が求められた訴訟では、家族の見守り責任や老老介護の問題など大きな議論を呼びました。

警察庁によると、認知症による徘徊が原因で、家族から行方不明者として警察に届出があった人は平成25年の1年間に全国で1万322人に上り、大きな社会問題として取り上げられました。

認知症高齢者の徘徊を巡っては、行方不明者を防ぐための対応として、警察と自治体間の連携による情報共有や、事前登録制度の創設などの検討が進められていますが、行政だけで解決できる問題ではありません。

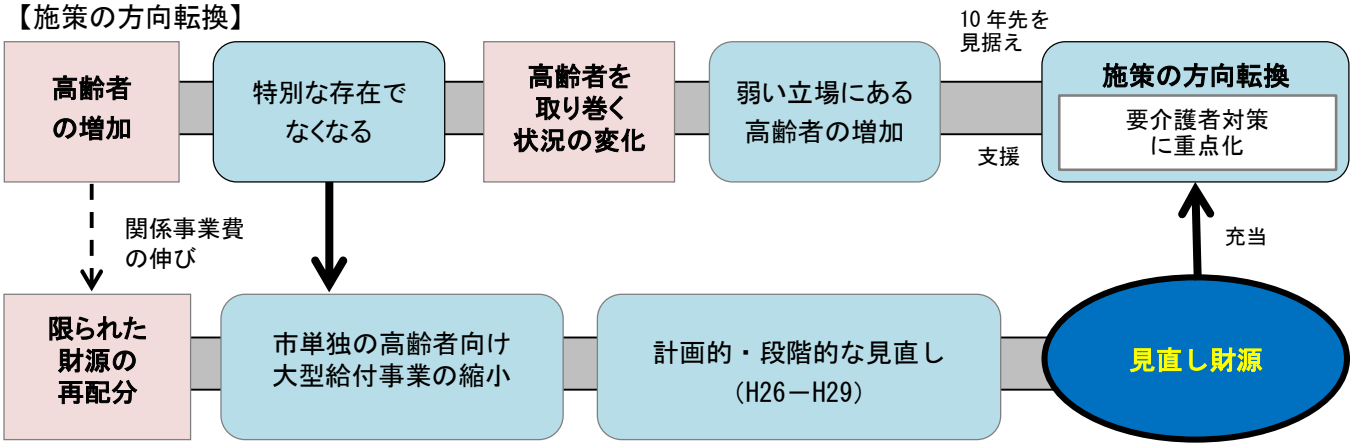
地域における認知症高齢者に対する正しい理解と見守り、また家族による自衛手段として名札をつけた衣服に名前を明記したりするなど、一人ひとりが当事者意識を持つことが何よりも大切だといえます。

浜松市の身元不明者数 2人 (うち若年者1人)
※平成26年6月現在
行方不明者数 50人
(全員の所在確認、うち発見時死亡3名)
※平成25年度 静岡県長寿政策課調査

2 高齢者福祉施策の方向転換と見直し

本市の高齢者を取り巻く状況は大きく変化し、弱い立場にある高齢者や支援を必要とする高齢者が増えています。

このため、10年先を見据えた今後の高齢者福祉施策のあり方を市民の皆さんとともに検討する中で、より支援を必要とする高齢者への要介護者対策に重点的に取り組むこととしました。そして、その財源を確保するため、これまで高齢者向けに実施してきた3つの市単独大型給付事業を見直すこととしました。



【今後重点的に取り組む事業】

1	重度の要介護者等のために 生活の場を確保	特別養護老人ホーム・介護付き有料老人ホームの整備 (入所待機者の解消)
2	要介護状態にならないために 運動器機能の衰えを予防	ロコモーショントレーニングの普及 (介護予防の推進)
3	元気な高齢者の 社会参加の仕組みづくり	ささえあいポイント制度の推進 (ボランティア活動の奨励)

【市単独大型給付事業の計画的・段階的な見直し】

対象事業	H26	H27	H28	H29
1 バス・タクシー 券等の交付 ・対象年齢 70 歳以上 ・所得制限 200 万円以上 ・券種 7 種類 ・対象者約 12 万人 ・交付額 6,000 円	交付単価引き下げ 6,000→4,000 円 (H26. 4. 1 実施)	→	→	廃止前提 ※市民税非課税 世帯限定を再検討
2 敬老祝金・祝品の贈呈 祝金 (対象者約 4 千人) ・ 88 歳 30,000 円 ・ 99 歳 50,000 円 祝品 (対象者約 4 千人) ・ 88 歳、100 歳、 101 歳以上	→	88 歳祝金引き下げ 3 万円→1 万円 99 歳祝金引き下げ 5 万円→3 万円 101 歳以上の 祝品廃止	→	再調整 88 歳 祝金 10,000 円 100 歳 祝金 30,000 円 + 額入寿詞
3 敬老会の補助 ・対象年齢 75 歳以上 ・自治会等に交付 ・補助金単価 2,000 円 ・対象者約 10.5 万人	関係機関等 との調整	→	調整結果を踏まえた 見直しの実施	

3 これからの社会における高齢者の定義の見直し

一般的に 65 歳以上の方が高齢者として定義されています。しかし、65 歳に到達してから平均寿命までの期間が約 20 年と長く、また、最近では身体能力の高い元気ではつらつとした方が増えており、内閣府の調査（【コラム 4】参照）にあるように高齢者と呼ばれることに違和感を持っているようです。かつて「老人」から「高齢者」に呼称が改められましたが、高齢者に代わって社会全体に認知されている呼び方はまだ確立されていません。

今後 10 年先には、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加に加え、心身の機能低下が懸念される 75 歳以上の方が多くなり、何らかの支援が必要な高齢者が急増します。しかし、高齢者を支える若い世代が少なくなり、地域社会を維持するには、元気な高齢者の力が必要です。

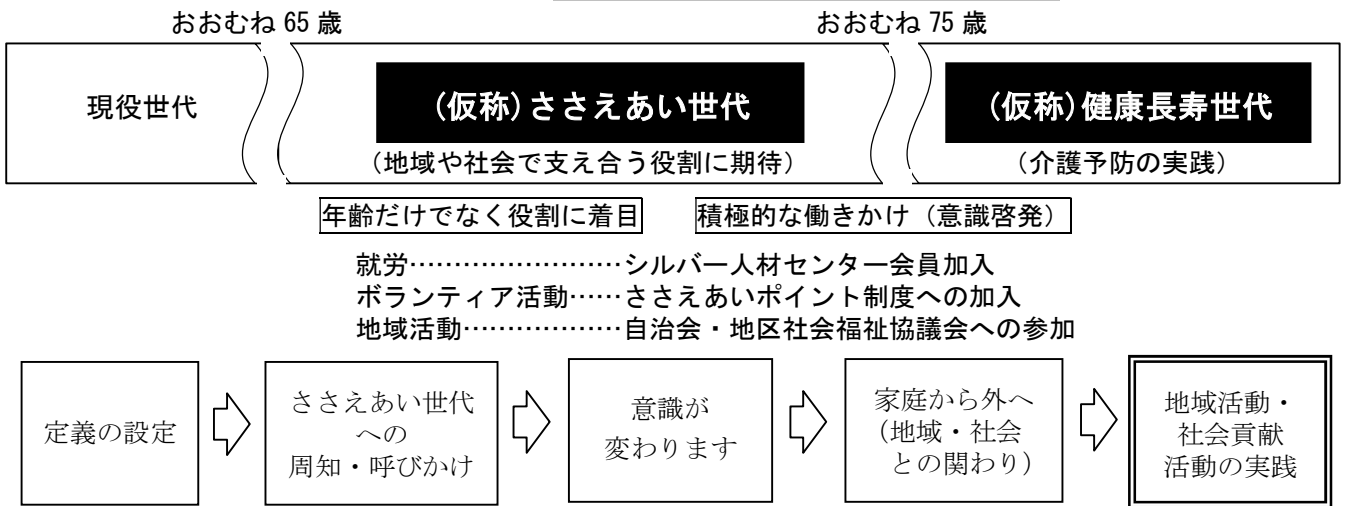
そこで、年齢だけでなく役割に着目した定義が必要となります。74 歳までの比較的若く元気な高齢者には、それまで培ってきた知識や経験を活かして、就労、ボランティア活動、地域活動などへ積極的に参加し、さまざまな形で社会との関わりを持ちながら、超高齢社会の担い手・支え手となっていただくことを期待し、「(仮称) ささえあい世代」と位置づけていきます。また、75 歳以上の高齢者は、健康で長生きされることを願って、「(仮称) 健康長寿世代」と位置づけていきます。

【高齢者の年齢による主な特徴】

項目	65～74 歳	75 歳以上
人口(H26.10.1)	103,258 人	98,651 人
身体特性 要介護認定者の割合	3.6%	28.6%
二次予防対象高齢者の割合	6.7%	16.7%
元気な人の割合	89.6%	54.7%
行動・意識特性	活動的・多趣味 ・意欲的	静的活動

※高齢者人口は H26 年 10 月 1 日現在住民基本台帳
 ※介護認定者数は H26 年 4 月 1 日現在
 ※二次予防事業対象高齢者は H25 実績

これからの社会における高齢者



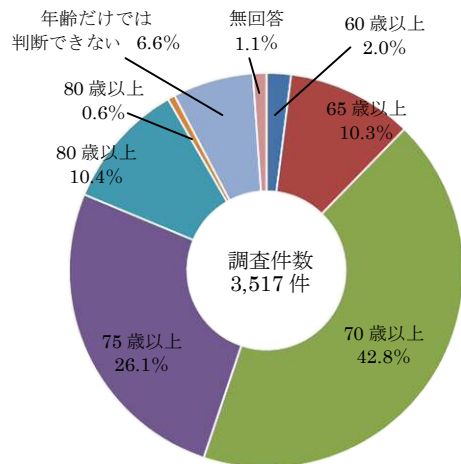
【コラム 4】 「60 歳代は高齢者ではない！」9 割が 70 歳以上と回答

内閣府が団塊の世代を対象に行った意識調査によると、一般的な高齢者の年齢について、約 9 割の方が 70 歳以上と答えています。

団塊の世代は、戦後の激動する社会を乗り越え、今日の日本経済を牽引されました。そして、人口構成においては、他の年代より突出して大きな比重を占め、社会制度を動かす大きな影響力をもっています。その団塊の世代が平成 24 年以降順次 65 歳に到達し、高齢者の仲間入りをしています。

団塊の世代には、これまで社会のさまざまな分野の第一線で活躍してきた経験を活かし、今後における超高齢社会を先導していただく役割と、就労やボランティア活動、社会参加活動における活躍に期待が寄せられます。

「あなたは一般的に高齢者とは何歳以上だと思いますか」



※内閣府「平成 24 年 団塊の世代の意識に関する調査 一般的な高齢者の年齢」

4 介護保険制度改正への対応

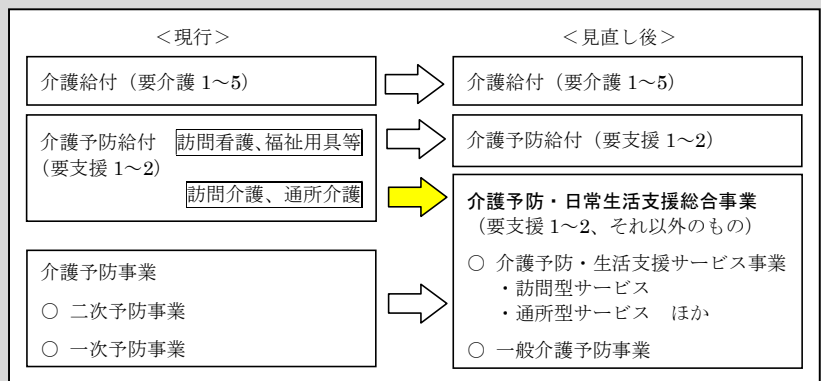
平成 27 年の介護保険制度改正の主なねらいは、地域包括ケアシステムづくりの推進と持続可能な制度の構築です。介護認定者が急増する中で、制度の持続可能性を高めるため、負担できる方には能力に応じた負担をお願いするとともに、低所得の方や重度の要介護者には、保険料の軽減や介護サービス利用の重点化を図ります。

No.	改正点	背景・目的	具体的な改正点
1	予防給付・介護予防事業の見直し	ひとり暮らし高齢者が増加し、要支援者を中心に多様な生活支援ニーズが高まっています。それらのニーズに対して多様な主体による効果的なサービス提供が必要となっています。	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防訪問介護・介護予防通所介護が予防給付から、「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されます。(H29年4月) 介護予防訪問介護・介護予防通所介護以外のサービス(訪問看護など)は引き続き介護予防給付のままとなります。 介護予防事業が「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行されます。(H29年4月)
2	特別養護老人ホーム入所基準の見直し	重度の要介護者が特別養護老人ホームの入所待ちの状態、在宅生活を余儀なくされています。そのニーズに応えるため、重度の要介護者を支える施設として重点化する必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 新規入所者が要介護3以上に限定されます。 すでに入所している要介護1・2の方は経過措置として継続入所が可能です。 要介護1・2の入所希望者でも、やむを得ない事情がある場合には、特例として入所が認められます。
3	一定以上所得者の利用者負担割合の見直し	高齢者人口の増加により、給付費の増加が見込まれます。制度の持続を図るために、応能負担とする必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額160万円(年金収入280万円)以上の方は、自己負担割合が1割から2割に引き上げられます。 2割負担となる方のうち、現役並み所得のある方の高額介護サービス費負担上限額が44,000円に引き上げられます。
4	施設等の食費・居住費の補足給付の見直し	在宅で食費・居住費を負担して暮らしている方との公平性を図るために、応能負担とする必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 預貯金を1,000万円(夫婦で2,000万円)以上保有している場合には、支給対象外となります。 世帯分離等をしている配偶者が住民税課税者の場合、支給対象外となります。
5	第1号保険料の多段階化・軽減強化	今後の高齢化の進展に伴い、保険料負担水準の上昇が見込まれます。低所得者対策として保険料の軽減策が必要となります。	<ul style="list-style-type: none"> 所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、標準段階がこれまでの6段階から9段階になります。 公費の投入により、低所得者の保険料が軽減されます。

【コラム5】 新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」

制度改正による新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」は、これまで全国一律のサービスのものを、それぞれの市町村が地域の実情に応じた取り組みを可能とするものです。その反面、多様なサービスの展開とそれを提供する担い手の育成、利用者が安心できる質の確保、適正な単価の設定などの制度設計が求められ、いわば、それぞれの市町村の力が試される事業といえます。

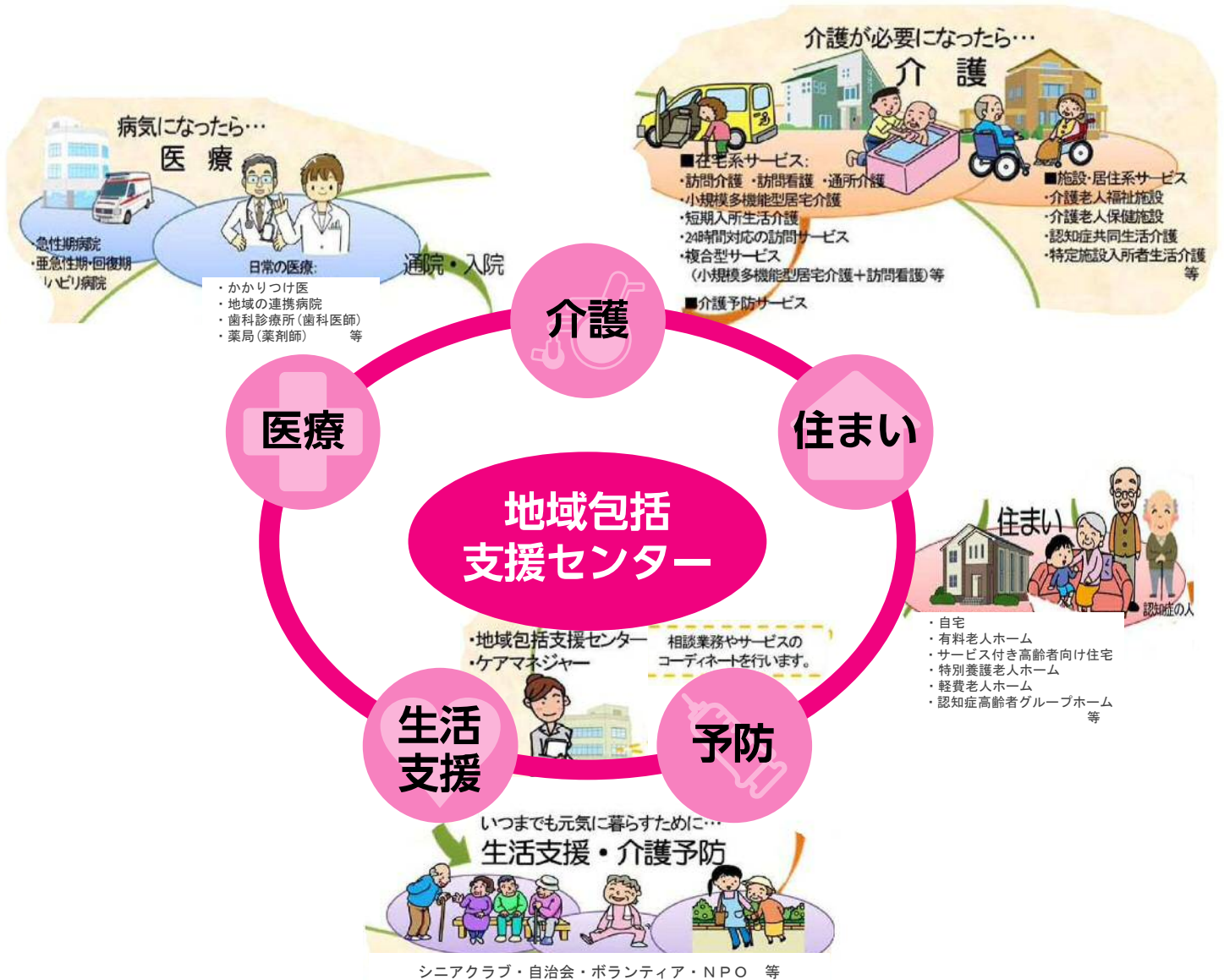
このため、本市では、市民ニーズや地域資源の把握、他都市の先行事例を研究した上で、モデル事業を行うなど、平成29年4月の本格実施に向けて計画的に取り組んでいきます。



5 地域包括ケアシステムづくりの推進

高齢者が重度の要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で、その人らしく自立した暮らしを人生の最期まで続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援の必要なサービスを切れ目なく一体的に提供することが必要です。

その仕組みを「地域包括ケアシステム」といい、それぞれの地域の実情に応じた形で平成 37 年を目途に構築の実現が求められています。



【コラム6】 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、地域における高齢者等の総合的な相談窓口で、市から委託された公的機関として市内に 22 か所設置されています。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門スタッフが他の関係機関と連携・協力しながら、高齢者本人やその家族から寄せられる健康・福祉・介護に関する相談や悩みに応じ、必要な支援を行っています。

平成 25 年度の相談件数は 3 万件を超え、高齢者人口の伸びとともに取り扱いが増えています。中でも、最近では経済的な問題で生活が困難な状況にあるという単純な問題でなく、身体的な虐待行為や住まいの確保

などの問題が複雑に絡みあった相談が多くなっています。こうした困難事例は、地域包括支援センターだけでは解決できない問題です。そこで、医療機関や介護事業者、警察、また民生委員をはじめとする地域の皆さんと一緒に、どうすればよいかを話し合い、解決しています。

個人の問題ではなく、地域の問題として解決していくことで、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりにつなげています。

【地域包括支援センターの担当日常生活圏域と圏域図】

圏域	包括名	担当地区	高齢者人口(人)	高齢化率(%)
中区-1	元浜	北、曳馬	9,554	22.3
中区-2	鴨江	西、県居、江西	8,793	25.9
中区-3	佐鳴台	城北、佐鳴台	7,926	23.6
中区-4	和合	菟丘(住吉・和合)、富塚	8,654	24.6
中区-5	板屋	中央、東、江東、駅南	10,267	25.5
中区-6	高丘	菟丘(菟丘中、葵・高丘)	11,372	20.8
中区			56,566	23.5
東区-1	ありたま	積志	9,650	24.1
東区-2	さぎの宮	長上、笠井	10,131	24.1
東区-3	あんま	中ノ町、和田、蒲	9,990	21.0
東区			29,771	23.0
西区-1	大平台	入野、篠原	8,212	20.4
西区-2	和地	庄内、和地、伊佐見	8,746	25.8
西区-3	雄踏	舞阪	3,226	26.7
西区-4		雄踏	4,061	26.3
西区-5		神久呂	3,232	27.2
西区			27,477	24.2
南区-1	新津	新津、可美	7,421	24.7
南区-2	芳川	河輪、五島、芳川	10,162	25.9
南区-3	三和	白脇、飯田	7,762	22.4
南区			25,345	24.4

圏域	包括名	担当地区	高齢者人口(人)	高齢化率(%)
北区-1	三方原	都田、新都田、三方原	9,962	22.3
北区-2	細江	細江	5,776	27.2
北区-3		引佐	4,131	30.1
北区-4		三ヶ日 ☆	4,476	29.7
北区			24,345	25.7
浜北区-1	北浜	北浜	9,016	23.5
浜北区-2	しんばら	浜名、籠玉	7,575	22.1
浜北区-3	於呂	中瀬、赤佐	5,987	25.4
浜北区			22,578	23.5
天竜区-1	天竜	天竜	6,611	32.9
天竜区-2		春野 ☆	2,197	44.0
天竜区-3	北遠中央	佐久間 ☆	2,233	53.1
天竜区-4		水窪 ☆	1,268	52.3
天竜区-5		龍山	438	56.6
天竜区			12,747	39.3

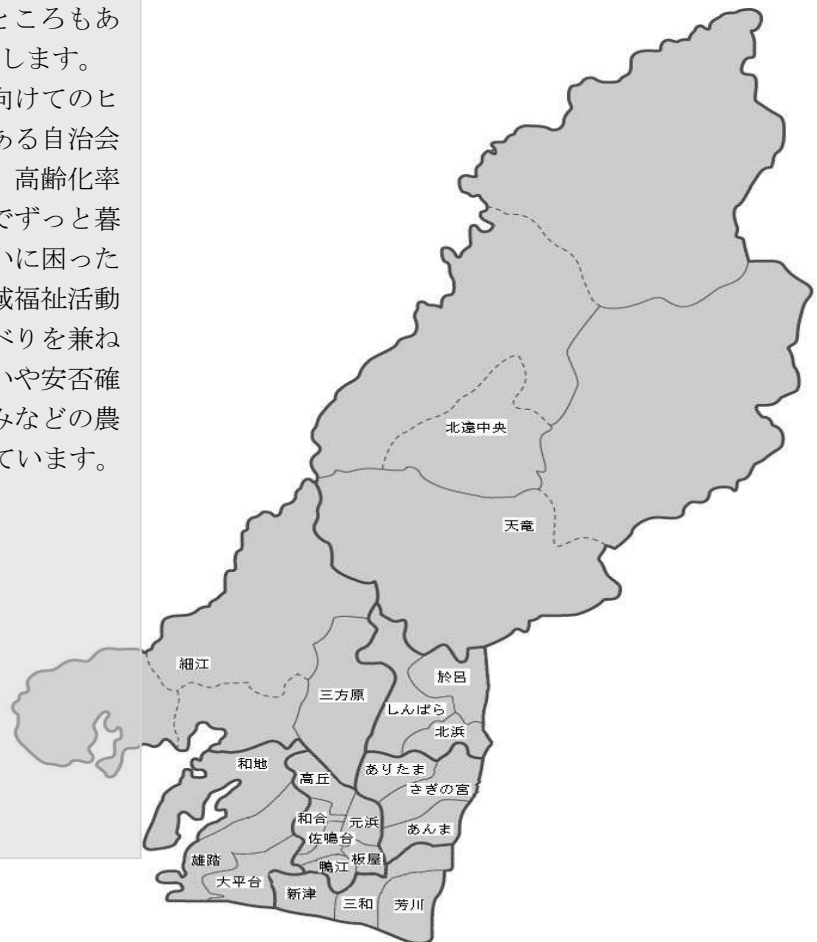
※高齢者人口は、H26年4月1日現在
※「☆」は、支所を設置している地区

【コラム7】 中山間地域の高齢化率 50%超！

市全体の高齢化率は、平成37年には29.6%に達するものと予想されています。しかし、現実には龍山地区56.6%、佐久間地区53.1%、水窪地区52.3%と、すでに50%を超えているところもあり、中には80%台という自治会も存在します。

こうした中山間地域の姿は、将来に向けてのヒントを投げかけてくれます。例えば、ある自治会は15世帯26人、うち高齢者は22人、高齢化率は実に85%という小規模集落。「ここでずっと暮らしたい」という切なる願いで、お互いに困ったときに助け合う組織を立ち上げ、小地域福祉活動を実践しています。顔合わせとおしゃべりを兼ねた食事会はもちろん、病院への付き添いや安否確認、草刈りなどの清掃奉仕活動や茶摘みなどの農作業の相互応援など、自衛手段を講じています。

超高齢社会とは、住民自身が住み慣れた地域で何が必要かを見極め、自ら行動していくことを求めているのではないのでしょうか。市は、こうした「高齢化先進地」に学び、このプランを通して、人と人との結び付きの重要性を働きかけながら、支え合うための環境づくりを進めていきます。



6 高齢者の意識への対応

プランの策定にあたり、高齢者の生活状況や活動状況、また超高齢社会に対する意識や介護保険サービスに対する意向などの実態を把握するため、「高齢者一般」「在宅要支援・要介護認定者」「介護保険サービス未利用者」の3区分でアンケート調査を実施しました。

(1) 調査の概要

【調査対象・回収状況】

種別	対象者	対象者人口(人)	標本数	有効回収数	有効回収率
高齢者一般調査	市内在住の65歳以上の方で、介護保険の認定を受けていない方	162,779	5,000	3,223	64.5%
在宅要支援・要介護認定者調査	市内在住の介護保険の認定を受けている方で、介護サービスを利用している方（施設入所者を除く）	16,069	3,000	1,590	53.0%
介護保険サービス未利用者調査	市内在住の介護保険の認定を受けている方で、かつ介護サービス利用がない方	5,839	2,000	929	46.5%
合計		184,687	10,000	5,742	57.4%

※対象者人口：平成25年10月1日現在

【調査方法等】

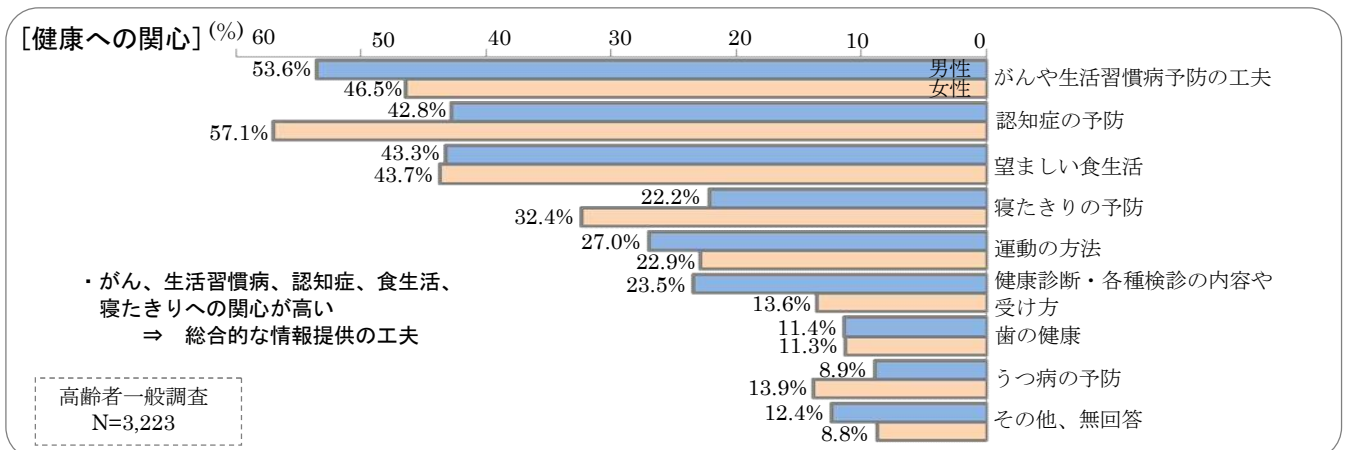
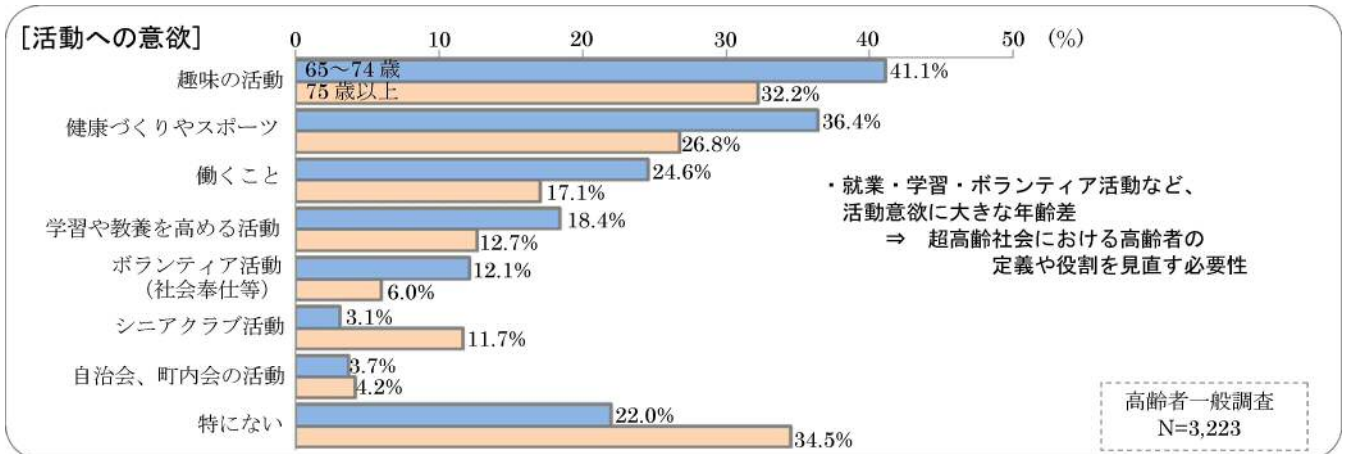
抽出方法 住民基本台帳及び介護保険システムマスターから該当者を無作為抽出

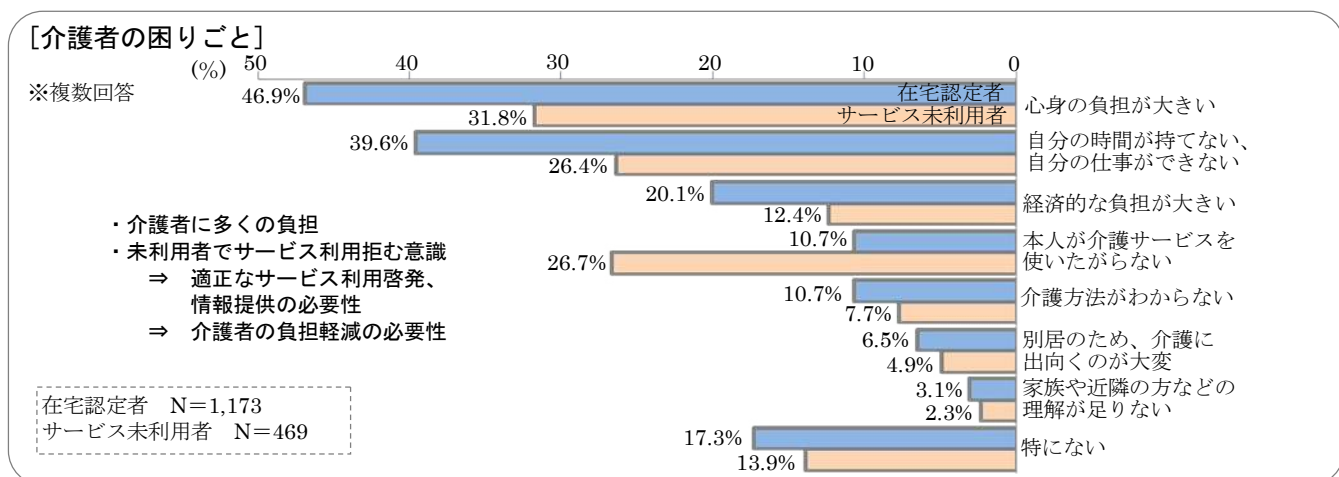
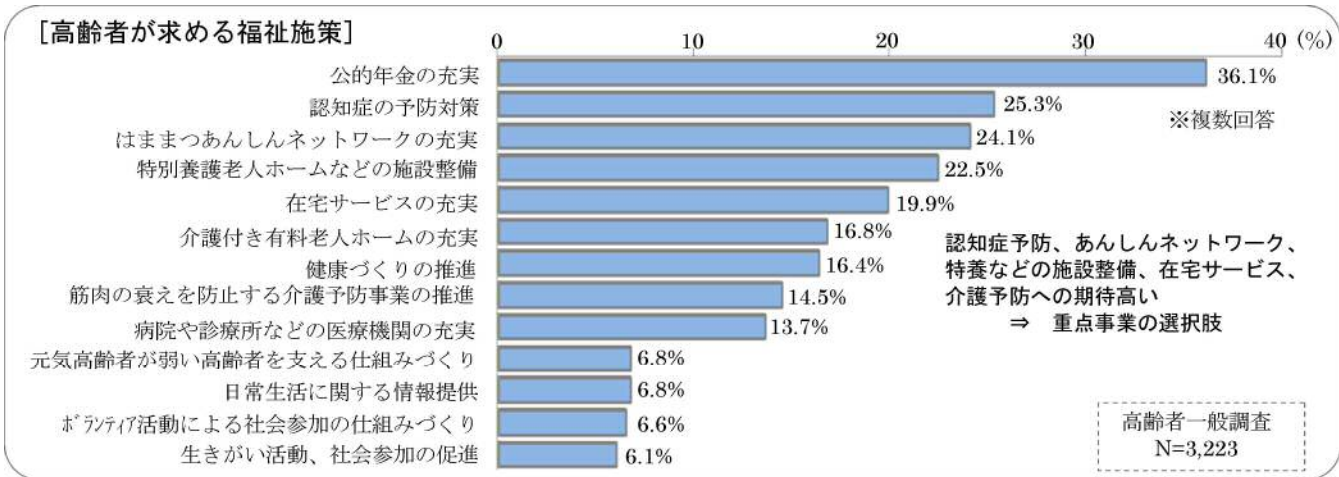
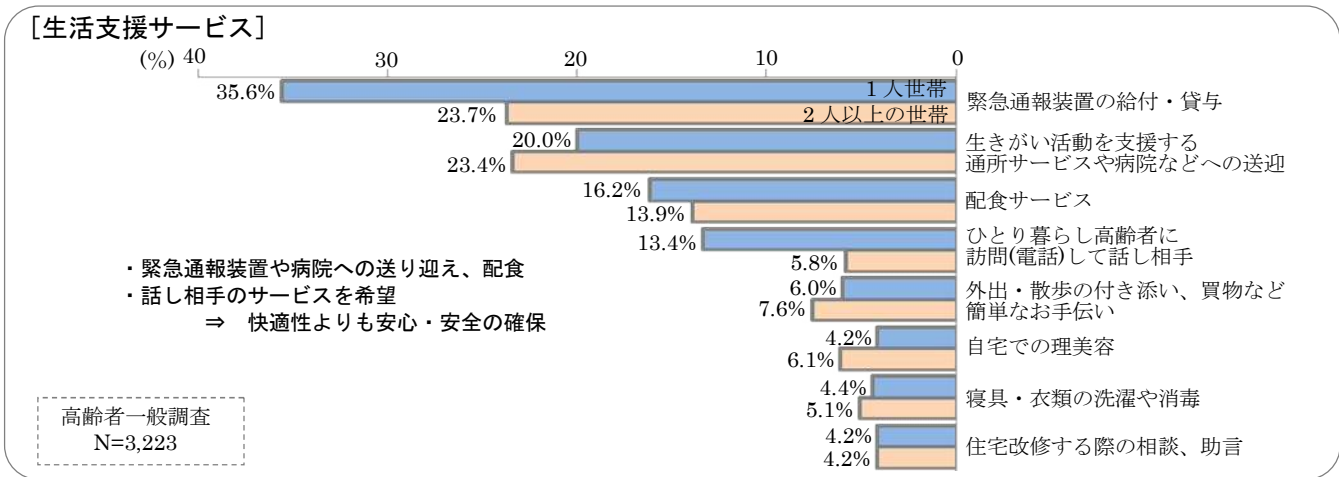
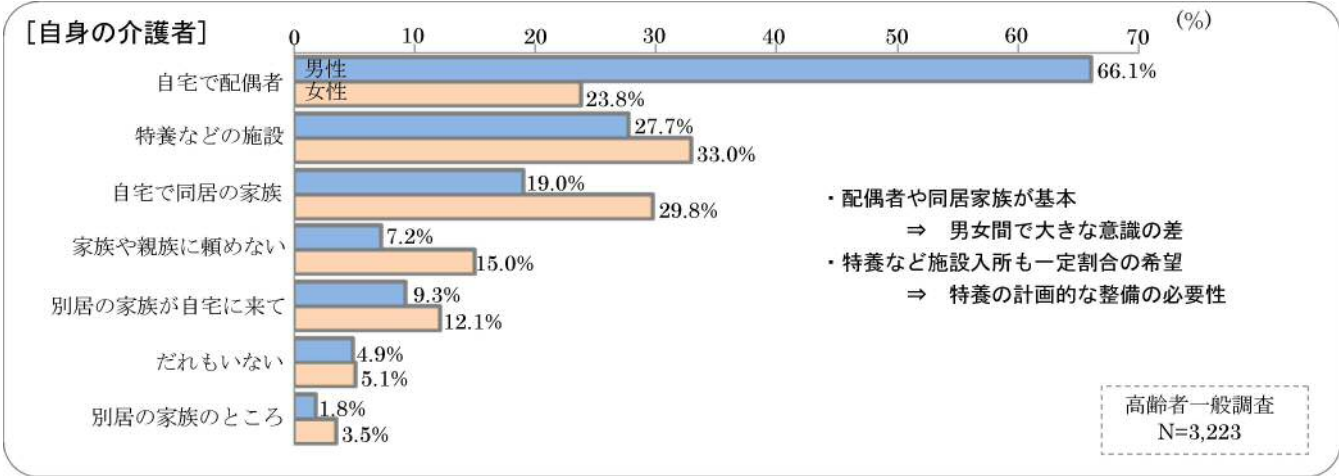
基準日 平成25年11月8日現在

調査方法 郵送（自記式）

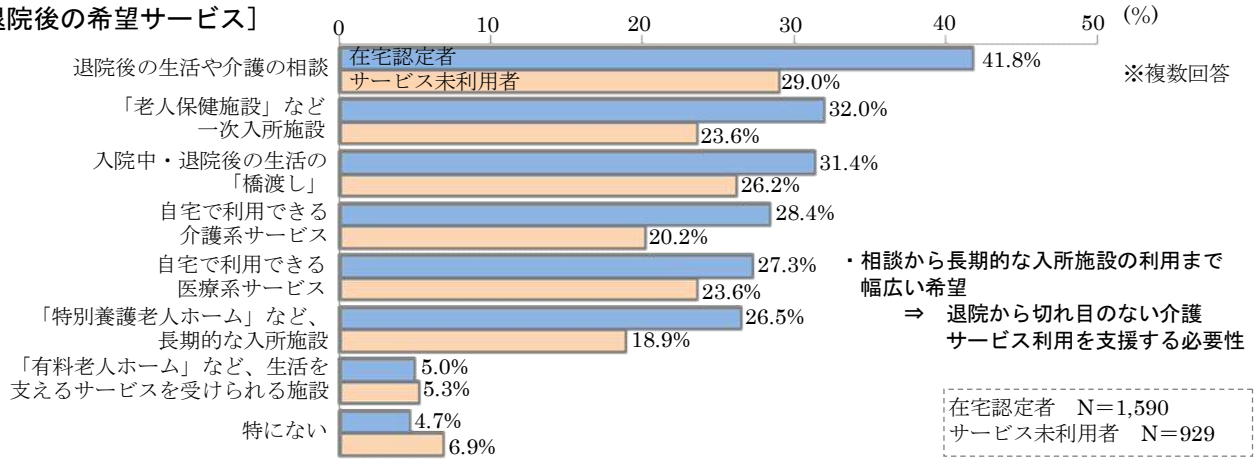
調査期間 平成25年11月25日～12月27日

(2) 調査結果（抜粋）

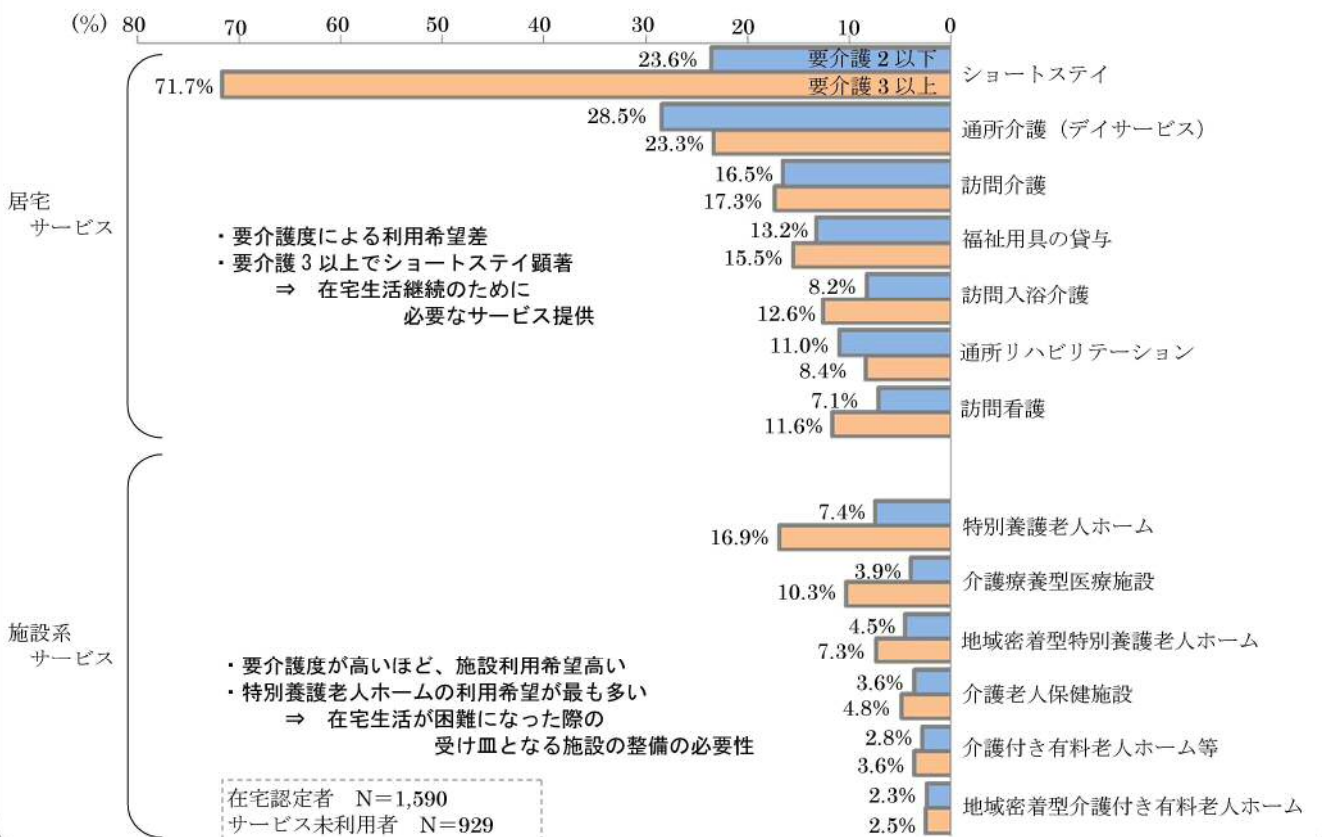




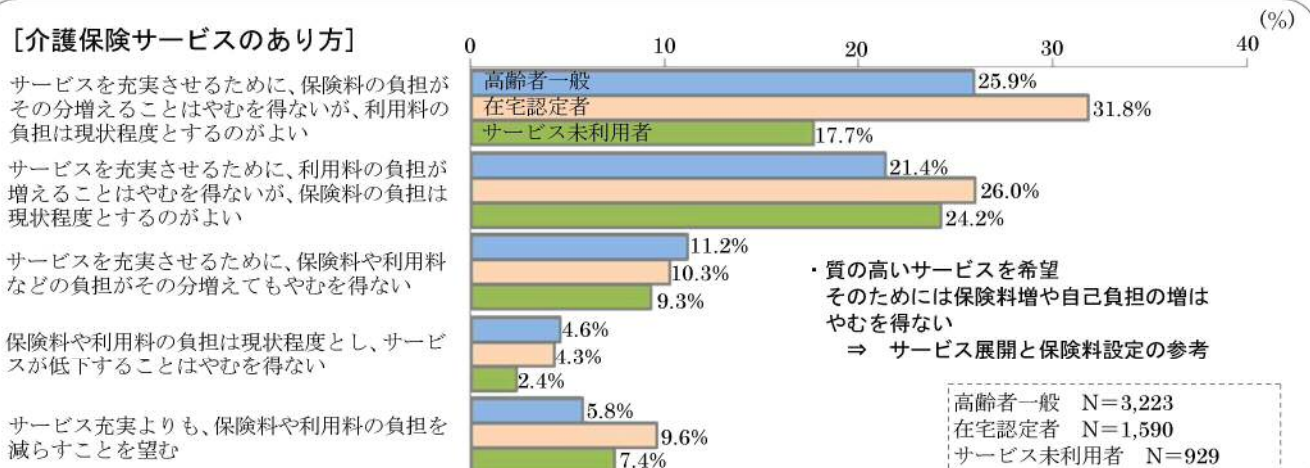
[退院後の希望サービス]



[今後利用したい介護保険サービス（本人）]



[介護保険サービスのあり方]



第4章 基本理念と施策体系

1 基本理念と基本目標

本格的な超高齢社会に突入し、高齢者を取り巻く状況が大きく変化する中で、さまざまな課題に対応していくには、行政の力だけでは限りがあります。これまで以上に、地域社会全体で市民が互いに支え合うことが重要となります。

このため、これまでの基本理念を踏まえながら、地域で支え合う“共助”の大切さを加え、市民が互いに支え合って暮らすことができる地域社会づくりを進めます。また、その方の状態に応じて「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」サービスを切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が求められるため、基本理念の副題として掲げ、その実現を目指します。

基本理念の実現に向けては、対象をより明確にした3つの基本目標を定め、必要な施策を展開していきます。

2 施策体系図

【基本理念】

地域で支え合い 安心していきいきと暮らすことのできるまち 浜松
～ 地域包括ケアシステムの構築を目指して ～

【基本目標】

1 健康でいきいきとした生活のために …… 健康寿命の延伸

対象：元気な高齢者

平均寿命の伸びとともに、元気で活力あふれた高齢者が増えることが望まれています。

高齢者が寝たきりや病気にならず、健康で生きがいある生活を送ることができるよう、健康づくりと介護予防を一体的に展開することで、健康寿命の延伸に取り組みます。

【施策の展開】

(1) 健康づくりと介護予防の展開

(2) 生きがいづくりの促進

2 支援が必要な高齢者のために …… 総合支援の充実

対象：支援が必要な高齢者

高齢者が年齢を重ね、心身の衰えなどで何らかの支援を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、さまざまな介護や福祉サービスを提供することで生活を総合的に支援します。

また、在宅での生活が困難になった場合にも、その方の状態や希望に沿った住まいが選択できる環境づくりを推進します。

このほか、高齢期の最大の不安要因である認知症への対策を強化し、認知症高齢者が尊厳を保ち生活できるように取り組みます。

(1) 生活支援の充実

(2) 選択可能な多様な住まいの提供

(3) 質の高い介護サービスの提供

(4) 認知症高齢者への支援

(5) 尊厳ある暮らしの確保

(6) 総合相談機能の充実

3 地域全体で支え合うために …… 安全・安心の確保

対象：社会貢献

世帯構成の変化によるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、また、地域とのつながりの希薄化などにより、日常生活にさまざまな不安や課題を抱える高齢者が増加しています。

このため、市民の支え合いの心で高齢者等を見守り・支援する「はままつあんしんネットワーク」づくりを進めます。

また、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支えていく仕組みづくりに取り組みます。

(1) 地域で支え合う
仕組みづくりの推進

(2) 高齢者にやさしい
まちづくりの推進

3 成果目標

このプランに沿って各種の施策や事業に取り組むことにより、高齢者の生活や状況がどのように変わるのか、成果目標としていくつか掲げます。

区分	成果目標	単位	現状値	目標値	備考
プラン全体	健康寿命の延伸	歳	(H22) 男 72.98 女 75.94	(H27) 男 74 女 77	厚生労働省 国民生活基礎調査による健康寿命
	持続可能な 介護保険事業の運営	円	(※調整中)		高齢者一人当たり介護給付費の抑制 H37 … ○○
[基本目標1] 健康でいきいきとした 生活のために	転倒不安のない人の 割合の向上	%	(H25) 32.6	(H28) 35.0	プラン策定に伴う実態調査結果による「転倒不安のまったくない人の割合」
	外出頻度の向上	%	(H25) 69.5	(H28) 75.0	プラン策定に伴う実態調査結果による「週に4日以上外出している人の割合」
	介護認定出現率の上昇抑制	%	(H25) 16.2	(H29) 16.7	介護保険課調べによる「10月1日時点の要介護認定者の割合」
[基本目標2] 支援が必要な 高齢者のために	地域包括支援センターの 認知度の向上	%	(H25) 20.3	(H28) 33.3	プラン策定に伴う実態調査結果による「地域包括支援センターの役割を知っている人の割合」
	特別養護老人ホーム 入所待機者数の削減 (在宅で要介護4・5の 重度者の解消)	人	(H25) 3,083 (417)	(H30) 2,426 (0)	高齢者福祉課調べによる入所待機者数 (各年8月1日現在) ※()内は在宅で要介護4・5の重度者数
	介護保険制度の満足度	%	(H25) 79.3	(H28) 82.0	プラン策定に伴う実態調査結果による「介護保険制度に満足している人の割合」
	家族介護者の負担の軽減	%	(H25) 42.6	(H28) 40.0	プラン策定に伴う実態調査結果による「介護する上で心身の負担が大きいとする家族介護者の割合」
[基本目標3] 地域全体で 支え合うために	孤独死・孤立死の減少	人	(H25) 42	(H29) 10以下	浜松市民生委員児童委員協議会による調査
	孤独(ひとり暮らし) になる心配の緩和	%	(H25) 4.1	(H28) 3.0	プラン策定に伴う実態調査結果による「心配ごととして孤独(ひとり暮らしなど)になる人の割合」
	ボランティア活動への 関心の向上	%	(H25) 63.4	(H28) 70.0	プラン策定に伴う実態調査結果による「ささえあいポイント事業のボランティア活動に関心のある人の割合」

第5章 6つの重点施策

今後の高齢者人口の増加、高齢者を取り巻く状況や国の方針などを踏まえ、このプランの基本理念と目標を実現するため、重点的に取り組む施策を「重点施策」として位置づけ、計画的に推進します。

No.	施策	方向性	具体的な内容
1	健康寿命の延伸	健康寿命を延ばし、生活の質の向上を図るため、すべての市民が健康で明るく、いきいきと生活できるよう健康づくりを支援し、介護予防と一体的に推進します。	(1)新たな介護予防 ロコモーショントレーニングの普及 (2)健康づくりに対する普及と啓発
2	地域包括ケアシステムづくりの推進	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」サービスを切れ目なく、一体的に提供する「地域包括ケアシステム」づくりを推進します。	(1)地域包括支援センターの機能強化 (中核組織) (2)新総合事業の導入（生活支援） (3)多様な住まいの提供（住まい） (4)医療と介護の連携（医療・介護） (5)介護予防の推進（予防）
3	認知症対策の推進	認知症は高齢期の最大の不安要因であり、今後急増が見込まれることから、地域で医療、介護サービス、日常生活の支援サービスが包括的に提供される体制づくりを推進します。	(1)認知症疾患医療センターの運営支援 (2)認知症サポート医の養成 (3)認知症に対する正しい知識の啓発
4	高齢者見守り・支援体制の拡充	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加傾向にあることから、地域における見守り・支援体制の拡充を図ります。	(1)はままつあんしんネットワークづくりの推進 (2)災害時の避難行動要支援者との整合
5	特別養護老人ホーム・介護付き有料老人ホームの整備の推進	特別養護老人ホームの入所待機者は3,000人を超える深刻な状況であり、待機者の解消が急務であることから、計画的な施設整備を推進します。 ※入所待機者数 H25.8.1 現在	(1)特別養護老人ホームの計画的な整備の推進 (2)介護付き有料老人ホームの計画的な整備の推進 (3)在宅要介護4・5の重度の入所待機者の解消（平成30年度を目標）
6	元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支える新たな仕組みづくりの推進	ボランティア活動を通じた地域貢献を奨励・支援し、高齢者が高齢者を支える社会参加の仕組みづくりを推進します。	(1)ささえあいポイント事業の推進 (2)ささえあいポイント事業の拡充

重点施策 1 健康寿命の延伸

(1) 新たな介護予防 ロコモーショントレーニングの普及

健康寿命を延ばし、いきいきと元気で生活していただくために、ロコモティブシンドロームを予防する体操ロコモーショントレーニング（通称：ロコトレ）をサロン型と在宅型で普及します。

これまで厚生労働省委託事業に協力し、モデル検証を行ったところ、改善効果がありました。

ロコモティブシンドローム(ロコモ) ~運動器症候群~

骨、関節、筋肉などの運動器の働きが衰えると、暮らしの中の自立度が低下し、介護が必要になったり、寝たきりになる可能性が高まります。
この状態が“ロコモティブシンドローム”です。

自立度の低下



要介護状態
寝たきり状態

【年度別計画】

(単位：人)

	H26	H27	H28	H29
事業内容	・普及啓発 ・スタッフ養成 ・モデル実施		・普及啓発 ・全市展開	
参加者数	400	2,500	5,000	10,000

ロコモ予防に効果のある体操が“ロコトレ”

開眼片足立ち

バランス感覚を養い
足腰の筋肉を鍛える



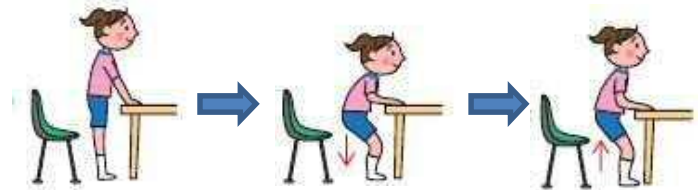
左右1分ずつ、1日3回

- ①右手をついたら右足を上げる
- ②左手をついたら左足を上げる
- ※床から5cm程度、片足を上げる

スクワット

足の筋肉とひざの関節を鍛える
5~6回を1日3回

- ①机の前に立ち、脚を肩幅に広げ30度を開く
- ②ゆっくりと深呼吸しながら膝を曲げる
- ③ゆっくりと深呼吸しながら膝を伸ばす



(2) 健康づくりに対する普及と啓発

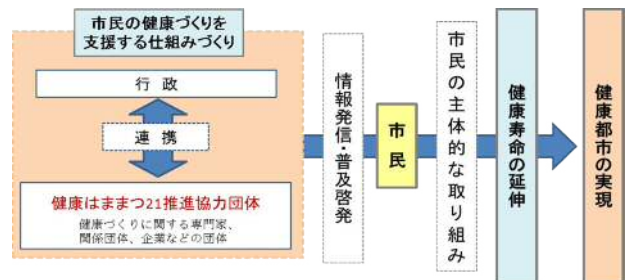
健康を維持し、いきいきと豊かな生活を送るため、「自分の健康は自ら守りつくる」という気持ちで、一人ひとりが自らの健康の保持増進に取り組んでいくことが重要です。

健康寿命を延ばし、生活の質の向上を図ることで、すべての市民が健康で明るくいいきいきと生活できるよう、地域全体で健康づくりを支援する取り組みを推進します。

【目指す姿】

市民一人ひとりが生きがいを持ち、
いきいきと生活できる「健康都市 浜松」

【取り組み体制】



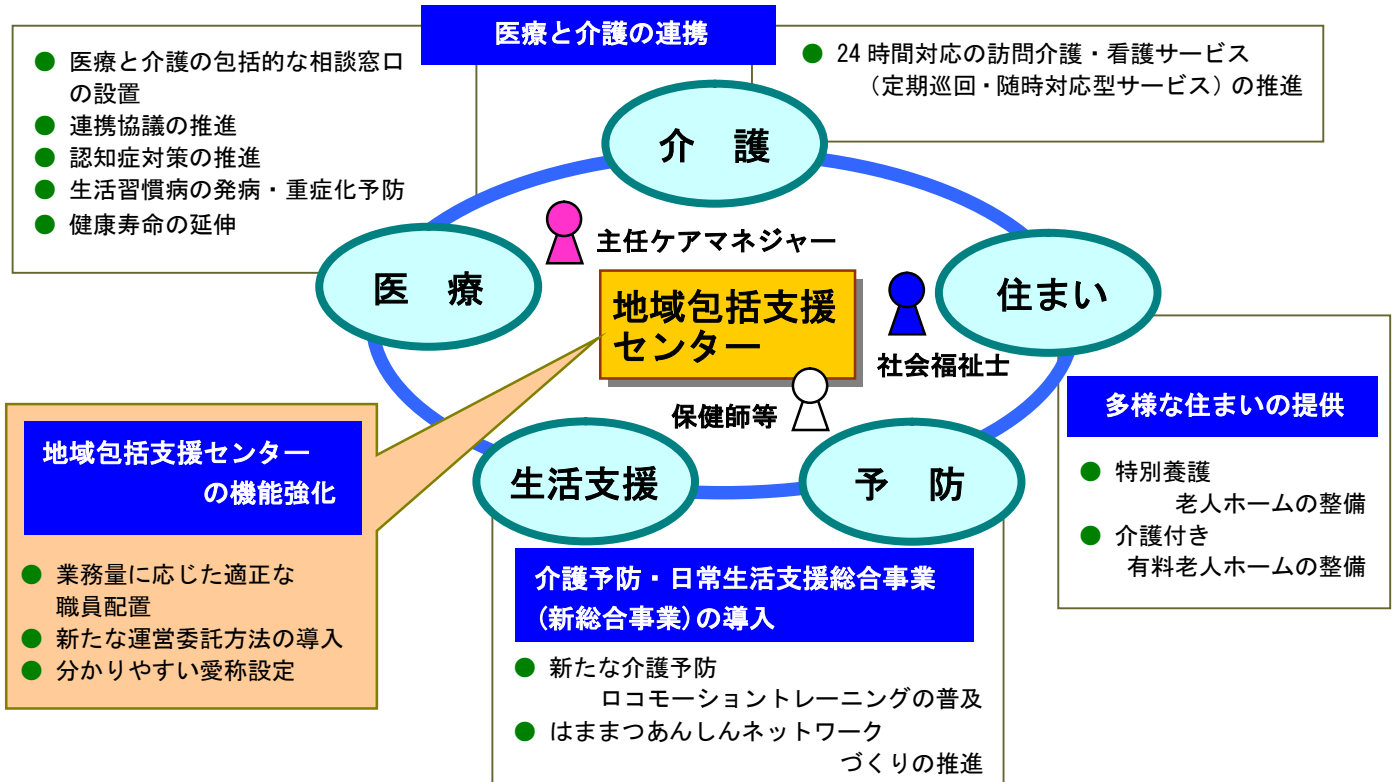
【具体的な内容】

区分	内容
①健康づくりの普及・啓発	市民一人ひとりの「自分の健康は自分で守りつくる」という意識の向上 ・生活習慣病に関する知識の普及などを目的とした健康づくり講演会の実施 ・正しい健康情報の発信 ・健康づくりに関する専門家、関係団体、企業などで構成する団体等（健康はままつ21推進協力団体）による啓発活動 ・健康づくりボランティアによる啓発活動
②健康を守り支えるための環境整備	健康に関心がない人も健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすい環境整備の推進 ・健康はままつ21推進協力団体等と連携し、市民への健康づくり支援活動の活性化 ・気軽に楽しく運動に取り組んでいくための生涯を通じた健康づくり機会の充実
③健診（検診）の受診率向上	早期発見、早期治療による健康寿命の延伸 ・企業等とがん検診推進に関する協定締結 ・健診（検診）の習慣化を図るための普及啓発

重点施策2 地域包括ケアシステムづくりの推進

高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」のサービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」づくりを推進し、各分野の様々なサービスが包括的、継続的に提供されるよう体制の整備を行います。

【地域包括ケアシステムのイメージ】



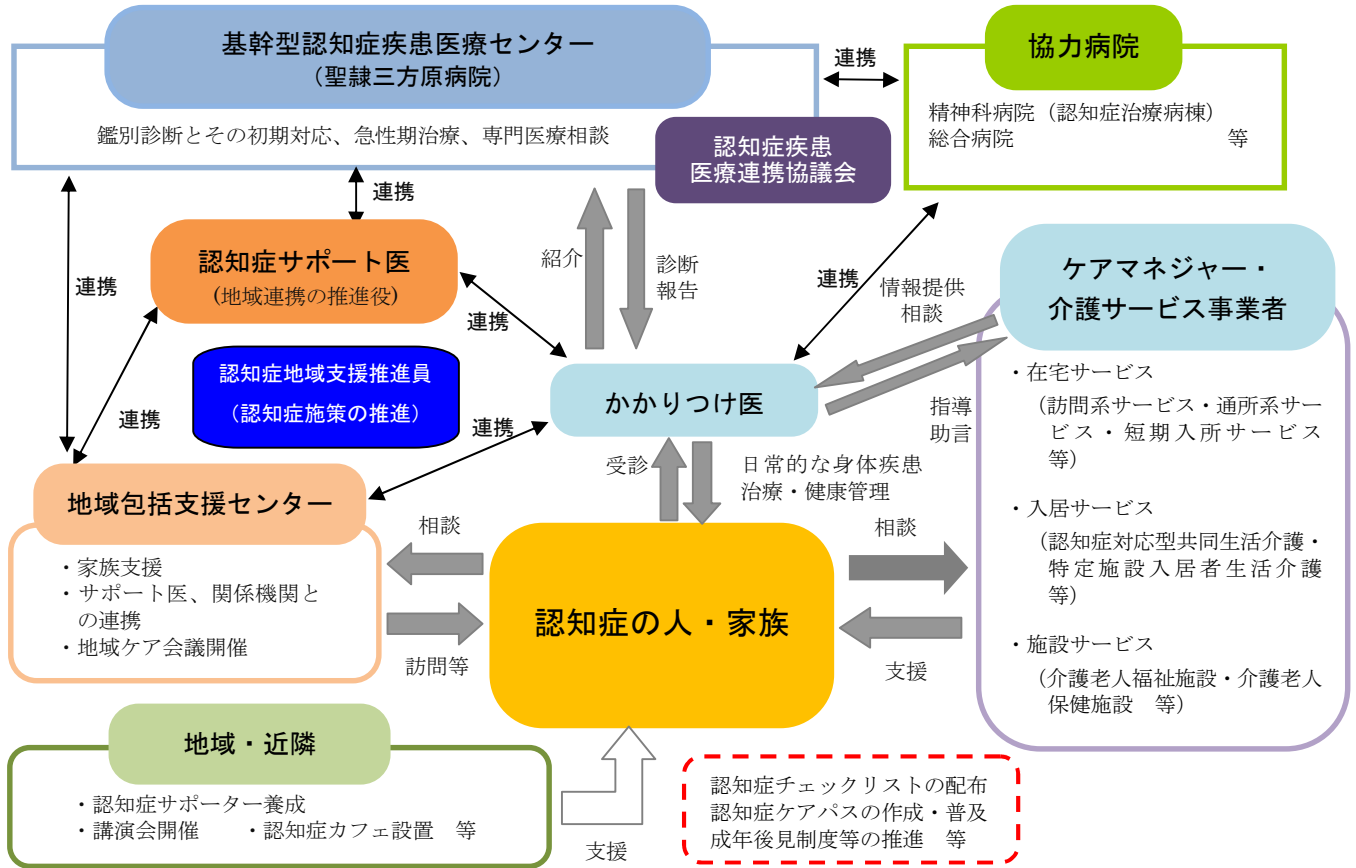
【具体的な内容】

区分	具体的な取り組み
①地域包括支援センターの機能強化（中核組織）	<ul style="list-style-type: none"> ・業務量に応じた適正な職員配置の実現 ・新たな運営委託方法の導入 ・分かりやすい愛称の設定 ・地域ケア会議の開催 ・地域における関係者のネットワーク構築
②新総合事業の導入（生活支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・市独自の基準による通所介護と訪問介護事業の展開 ・生活支援サービスコーディネーターの配置 ・高齢者の社会参加による支え合い（共助）の仕組みづくり ・生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加
③多様な住まいの提供（住まい）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの整備推進 ・サービス付き高齢者向け住宅の整備推進 ・介護付き有料老人ホームの整備推進 ・多様な住まいの情報提供
④医療と介護の連携（医療・介護）	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護関係者による連携協議 ・医療と介護の包括的な相談窓口の設置 ・多職種連携による在宅医療の推進と在宅サービスの提供
⑤介護予防の推進（予防）	<ul style="list-style-type: none"> ・通所型・訪問型の介護予防事業の普及 ・拠点となるサロン活動の立ち上げ ・新たな介護予防 ロコモーショントレーニングの普及

重点施策3 認知症対策の推進

今後における急速な高齢化を背景に、認知症高齢者数はさらに増加するものと見込まれ、認知症対策は超高齢社会における最重要課題のひとつとなっています。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう、地域で医療、介護サービス、見守り等の日常生活の支援サービスが包括的に提供される体制づくりを進めます。

【認知症施策のイメージ】



認知症疾患医療センターの運営支援

認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、急性期治療、専門医療相談を行うとともに、地域保健医療・介護関係者との連携体制づくりを進める専門医療機関として、聖隷三方原病院を平成 25 年 7 月に「基幹型認知症疾患医療センター」として指定しました。

認知症疾患医療連携協議会の設立

認知症疾患医療センターを中心に、かかりつけ医や認知症サポート医、一般病院、精神科病院などで組織する「認知症疾患医療連携協議会」を平成 26 年 3 月に立ち上げ、関係機関とのネットワークづくりを進め、認知症疾患の早期発見・早期対応、適切な医療と介護サービスが提供できる体制整備を推進します。

認知症サポート医の養成

認知症の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センターとの連携の推進役となる認知症サポート医を養成します。

【育成目標】

H26 年度見込み
19 人



H29 年度
40 人以上

認知症に対する正しい意識の啓発

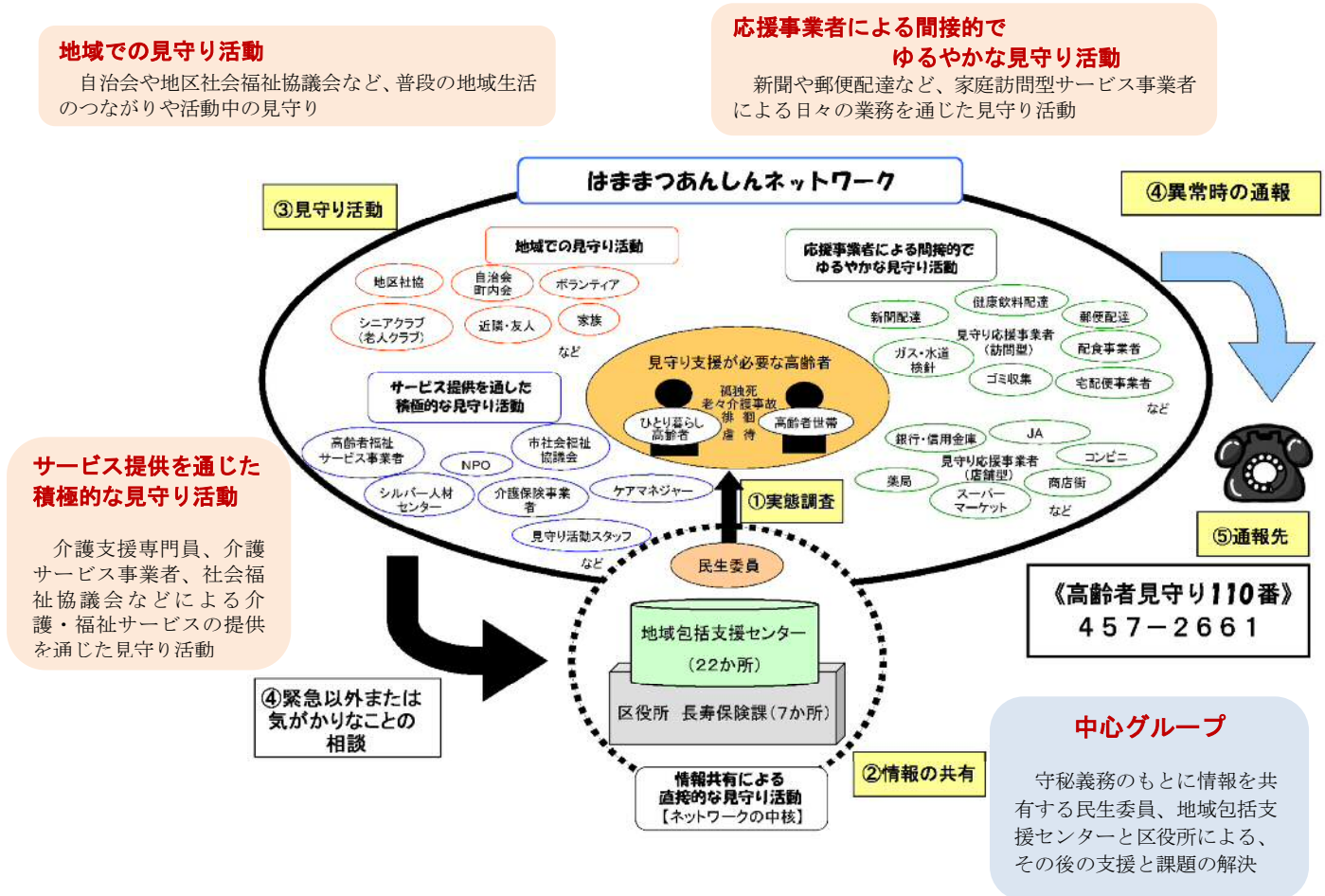
認知症は、身近な問題であるにも関わらず、正確な知識が浸透していない現状があります。このため、認知症の正しい知識と接し方を学ぶことで、地域における見守り・支援体制づくりを推進します。

重点施策4 高齢者見守り・支援体制の拡充

(1) はままつあんしんネットワークづくりの推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、日常生活に不安を抱える高齢者等が住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、市民の支え合いの心でさりげなく、ゆるやかに見守り・支援するための仕組み「はままつあんしんネットワーク」づくりをさらに推進していきます。

【はままつあんしんネットワークのイメージ】



【異常発見時の通報状況】 H24.4.1～H26.3.31

受理件数：117件

<通報者>

応援事業者等	民生委員	近隣・大家・知人等
69件	16件	32件

<対応状況>

緊急連絡先に連絡・確認して解決	訪問等により確認して解決	救急車の手配により病院搬送	死亡発見	高齢者以外で関係課と連携し解決
24件	66件	10件	14件	3件

(2) 災害時の避難行動要支援者との整合

はままつあんしんネットワークは、いわば平常時における見守り・支援の仕組みです。

しかし、平常時の対象者の多くは、災害時においても、家族以外の第三者の支援がなければ避難行動が難しい、いわゆる避難行動要支援者と重なります。

今後は、平常時におけるはままつあんしんネットワークの見守り対象者と、災害時における避難行動要支援者との整合を段階的に図り、平常時の見守りを災害時の支援に結びつけられるよう拡充します。

重点施策5 特別養護老人ホーム・介護付き有料老人ホームの整備の推進

(1) 特別養護老人ホーム・介護付き有料老人ホームの整備の推進

特別養護老人ホームの入所待機者は、3,000 人を超える深刻な状況にあることから、平成 30 年度の入所待機者数を 2,500 人以下に抑えけるとともに、在宅で重度の方の待機を解消することを目標に計画的な施設整備を推進します。また、特別養護老人ホームだけでなく、介護付き有料老人ホームなどの施設入所を希望される方も一定の割合で見込まれます。

このため、介護付き有料老人ホームの整備も計画的に進め、本人の心身の状況や経済状況を踏まえて選択できる環境を整えます。

【整備目標】

[現 状] ※H25.8.1 現在	
ベッド数	3,769 床
待機者数	3,083 人
うち在宅で 重度の方	417 人

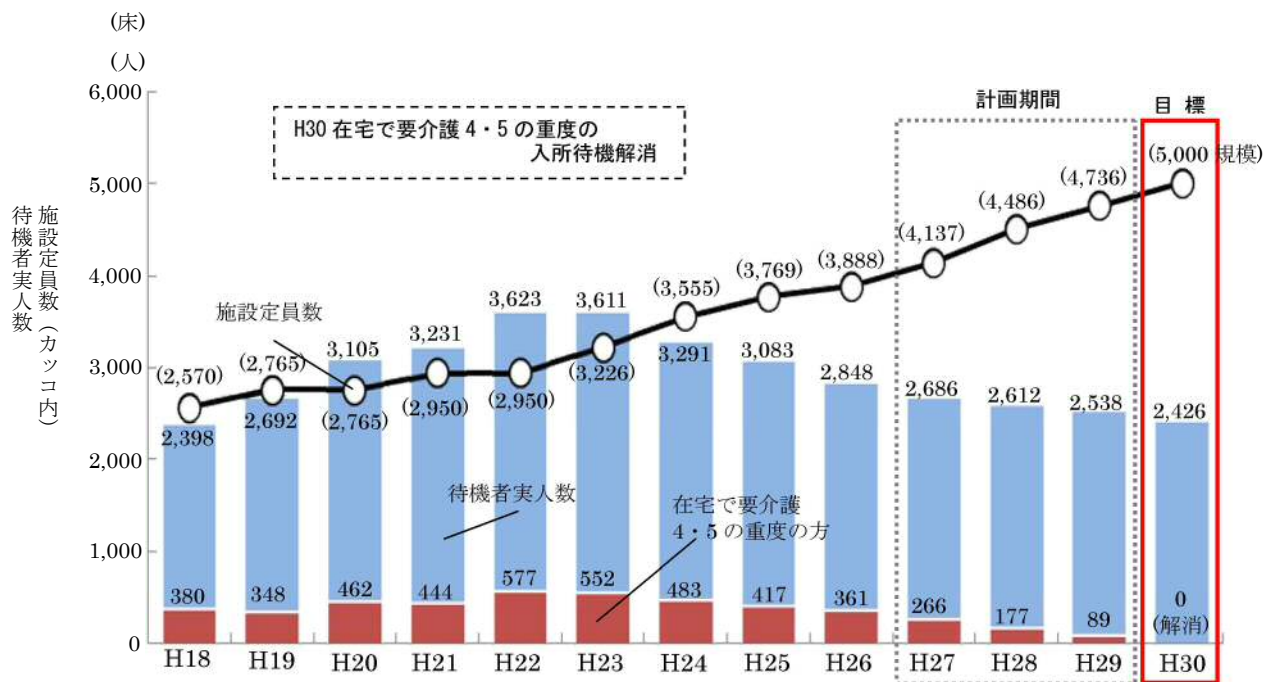


[目 標] H30.8.1	
ベッド数	5,000 床規模
待機者数	2,500 人以下
うち在宅で 重度の方	0 人(解消)

※整備目標は、9 ページの高齢者福祉施策の方向転換と見直しについて検討する中で、平成 25 年度に計画したものです。

【入所待機者の状況と整備計画】

平成 26 年度現在の特別養護老人ホームの入所待機者のうち、入所の緊急性の高い在宅で要介護 4・5 の重度の方は約 400 人となっていることから、上記の取り組みを推進することで、平成 30 年度を目標に在宅で要介護 4・5 の重度の入所待機者の解消を図ります。



(単位：人、床)

区 分	第 5 期介護保険事業計画			第 6 期			第 7 期		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		
特別養護老人ホーム整備床数	214	119	249	349	250	250	—		
介護付き有料老人ホーム整備床数	29	29	154	165	0	195	—		
特別養護老人ホーム 入所待機者	総数 (実人数)		3,291	3,083	2,848	2,686	2,612	2,538	2,426
	うち在宅重度者		483	417	361	266	177	89	0

※施設整備床数は、当該年度における整備数値で、その翌年度に開所

※入所待機者数は、各年 8 月 1 日現在数値 H26 以降は高齢者福祉課試算による推計値

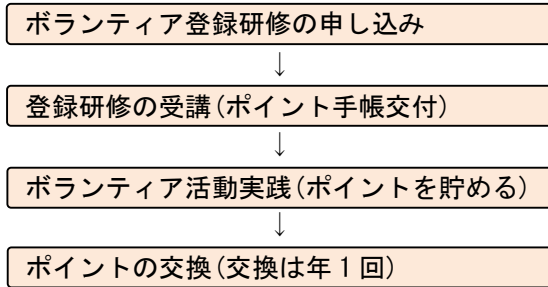
重点施策6 元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支える新たな仕組みづくりの推進

(1) ささえあいポイント事業の推進

高齢者の社会参加を奨励・支援し、ボランティア活動を通じた地域貢献や介護予防意識の向上と、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう支え合い活動の活性化を図るため、平成26年10月から「ささえあいポイント事業」を開始しました。

「施設ボランティア事業」と「中山間地域ボランティア事業」の2つの事業を行い、元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支える仕組みづくりを推進します。

【事業参加の流れ】



※換金のほか寄付も選択可能

【年度別計画】

(単位：人)

区分	H26	H27	H28	H29
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 受入施設登録 研修会開催 ボランティア登録 ポイント付与 	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発 中山間地域ボランティア事業の全市展開の検討 		
ボランティア登録者数	1,350	1,700	2,050	2,280

①施設ボランティア事業

○活動場所

受入登録のある市内の介護サービス事業所

○活動する人

市民（65歳以上）

○活動内容

レクリエーションの補助や芸能披露、話し相手 など

○ポイント

活動した介護サービス事業所でポイント手帳にスタンプ押印（1時間につき1ポイント）

◇ポイントの上限：1日2ポイント、年間50ポイント



②中山間地域ボランティア事業

○活動対象地域

天竜区の一部（春野町・佐久間町・水窪町・龍山町・熊地区・上阿多古地区・竜川地区の全域と上百古里）と北区引佐町の一部（伊平地区・鎮玉地区）

※自家用車を運転、公共交通機関利用の場合、交通費の一部助成あり

A ○活動する人

市民（年齢制限なし）

○活動内容

- ①65歳以上のひとり暮らし宅などでの安否確認、話し相手、軽度な生活支援など
- ②地域の高齢者サロンの運営や手伝い
- ③高齢者への配食の手伝い

B ○活動する人

活動対象地域在住の市民（65歳以上）

A ○活動内容

児童登校見守りなどの地域貢献活動

○ポイント

ささえあいポイント事業管理機関へ活動実績報告書を提出（30分につき1ポイント）

◇ポイントの上限：1日4ポイント、年間100ポイント



(2) ささえあいポイント事業の拡充

ささえあいポイント事業のうち、中山間地域ボランティア事業は全市域への拡大を図ります。

また、健康づくりや介護予防など自分自身の健康度を高める活動にもポイントがつけられるよう制度の拡充を検討します。

第6章 施策の現状と今後の方向性

基本目標1 健康でいきいきとした生活のために …… 健康寿命の延伸

(1) 健康づくりと介護予防の展開

【現状と課題】

- 健康寿命は、全国20大都市の中で第1位となりました。今後は、平均寿命との差（不健康な期間）をできるだけ縮めることが必要です。
- がん、生活習慣病の早期発見、早期治療が求められています。
- 高齢者のおよそ3割の方に心身の機能低下がみられます。介護が必要となる原因でもある運動器症候群、認知症などへの取り組みが求められています。
- 各種の健診（検診）や介護予防事業への参加が伸び悩んでいます。より一層の健診（検診）の受診勧奨、啓発などが必要です。

【施策の方向と主な事業】

- 市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守りつくる」という意識を向上させるよう、健康づくりの普及啓発を図ります。
 - ・健康づくり講演会の開催
 - ・正しい健康情報の発信
 - ・健康はままつ21推進協力団体等による啓発活動
- 健康を守り支えるための環境整備を推進します。
 - ・健康はままつ21推進協力団体等との連携強化
- 健診（検診）の受診率を向上させ、早期発見、早期治療につなげます。
 - ・企業等とがん検診推進に関する協定締結
- 健康寿命を延伸するため、健康づくりと介護予防の一体的な取り組みを進めます。
- 新たな介護予防事業の普及など、その方の状態に応じた介護予防を推進します。
 - ・ロコモーショントレーニングの普及
 - ・元気はつらつ教室開催
 - ・口腔機能向上支援
 - ・栄養改善支援
 - ・運動器の機能向上トレーニング教室開催

(2) 生きがいがづくりの促進

【現状と課題】

- 高齢者が生きがいを実感するときは、友人や知人と過ごすこと、家族との団らん、おいしいものを食べる、旅行、散歩・買い物など、多岐にわたっています。
- 今後やってみたいものには、趣味活動、健康づくり・スポーツ、働くこと、学習・教養、ボランティア活動などが挙げられます。
- こうした活動への意欲には、年齢によって大きな差がみられ、比較的若い年齢で活発的といえます。
- 特に、団塊の世代は生涯学習への関心の高さ、パソコンなど情報通信への適応力、レジャー・余暇嗜好の強さなど、これまでの高齢者とは異なる面がみられます。

【施策の方向と主な事業】

- これまでに培ってきた知識、経験、技能を活かした就業機会の提供に努めます。
 - ・シルバー人材センターへの支援
 - ・福祉人材バンクの運営
- 学習意欲が旺盛な高齢者に生涯学習の機会を提供するとともに、身近に参加できるスポーツやレクリエーション活動の充実を図ります。
 - ・ねんりんピック（全国健康福祉祭）への選手団派遣
 - ・高齢者の作品展など学習成果の発表機会の提供
 - ・老人福祉センターの運営
 - ・福祉交流センターなど高齢者が集い利用しやすい施設への改修の支援
 - ・シニアクラブなどによる地域づくり活動の支援
- 家庭に閉じこもりがちな高齢者が外出するきっかけづくりを支援し、高齢者の社会参加を促進します。
 - ・ロコモーショントレーニングの普及を通じたサロン活動の活発化
- 新たな意識や行動様式を持つ団塊の世代等に対する支援のあり方を検討します。

(1) 生活支援の充実

【現状と課題】

- 将来、体が弱くなっても住み慣れた家で暮らしたいという意向が高く、生活支援サービスの充実に期待が寄せられています。
- 自立した生活を支援するサービスとして、生きがい活動通所サービス、病院送迎、緊急通報装置、配食、外出・散歩の付き添い、買い物のお手伝いなどの希望が高くなっています。
- 生活支援サービスの種類は多岐にわたり、地域事情やその方の状態によって求めるものが異なります。
- 核家族化の進展により世帯構成が大きく変化し、家族からの生活支援を受けられない方が増えています。



【施策の方向と主な事業】

- 多種多様な生活支援ニーズに対応できるよう、さまざまな主体による効果的なサービスの提供を新たに導入します。
 - ・介護保険制度改正による新総合事業（新たな介護予防・日常生活支援総合事業）の制度設計と導入
- ひとり暮らしや高齢者世帯が不安なく暮らせるよう、行き届いた生活支援サービスを展開します。
 - ・食事の調理が困難な方への配食サービス
 - ・家の周りの手入れなど軽易な日常生活上の援助
 - ・健康上の不安への備えとして緊急通報システムの貸与
 - ・基本的な生活習慣の指導と家事援助を行う指導員の派遣
 - ・入所施設への一時宿泊による生活習慣の指導と体調の調整
- 本人に対する生活支援の充実だけでなく、在宅介護を支援するための家族介護者の負担軽減を図ります。
 - ・介護方法や介護者自身の健康づくりの知識習得の機会提供
 - ・介護者相互の交流や情報交換の機会提供
 - ・経済的な負担軽減のための介護用品などの支給

(2) 選択可能な多様な住まいの提供

【現状と課題】

- 将来の生活の場としては、住み慣れた家のほか、一戸建て住宅、マンション・アパート、高齢者向け住宅、特別養護老人ホームなど、多様化しています。
- 最近では、介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいます。
- 高齢者自身や家族に介護が必要となったときの介護場所として、施設入所を希望する方が一定割合います。
- 特別養護老人ホームの入所待機者は 3,000 人を超え、依然として深刻な状況となっています。
- 75 歳以上の高齢者が急増する平成 37 年を見据えた計画的な施設整備が求められています。



【施策の方向と主な事業】

- 自宅での介護が困難で、特別養護老人ホームへの入所の緊急性が高い重度の方の待機を解消します。
 - ・特別養護老人ホームの計画的な整備
- 高齢者の心身の状況や経済的状況などに応じ、選択可能な多様な施設の提供を進めます。
 - ・介護付き有料老人ホームの計画的な整備
 - ・高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）の運営
 - ・高齢者向け優良賃貸住宅への家賃減額補助
 - ・軽費老人ホーム入所者の負担軽減への支援
 - ・高齢者等に配慮した市営住宅の整備・改善
 - ・民間住宅のユニバーサルデザイン化やバリアフリー化の整備普及啓発
- 居宅での生活を容易にするため、高齢者の状況に応じた住宅設備の改修を支援します。
 - ・高齢者住宅改造費の補助

(3) 質の高い介護サービスの提供

【現状と課題】

- 在宅の介護認定者のおよそ8割が現在の介護保険制度に対し、「満足」または「どちらかといえば満足している」という評価をしています。
- 引き続き、安心して介護サービスを利用することができるよう、サービスの提供と質の確保が求められています。
- 居宅サービスの指定事務等の権限移譲を受け、指導体制の強化に取り組み、質の高い介護サービスが提供できるよう事業所の実地指導を行っています。
- また、制度改正の内容や介護報酬請求の仕組み、労働基準関係法令等について講習会形式による集団指導も行っています。
- 介護サービスの適切な利用に関するチェック体制の整備が必要とされています。



【施策の方向と主な事業】

- 介護支援専門員、介護サービス事業者間の連携及び情報共有を図り、均衡の取れた良質かつ安定した介護サービスの供給体制を確保します。
 - ・浜松市介護支援専門員連絡協議会
 - ・浜松市介護サービス事業者連絡協議会
- 中山間地域で介護サービスを提供する事業所を支援します。
 - ・中山間地域介護サービス利用支援事業
- 認知症高齢者に適切なサービスを提供するため、介護事業所の職員に対して、研修への参加を促します。
 - ・認知症介護実践者等養成事業
- 介護サービスの質の向上を目的として、事業者への適切な指導を行います。
 - ・実地指導
 - ・集団指導
- ケアプランの内容が適正かどうか点検することにより、ケアマネジメントの適正化を図ります。
 - ・職員が専門研修を受講し、ケアプランの専門知識を習得
- 事業者の請求内容をチェックします。また、被保険者に適正なサービスの利用を促します。
 - ・医療サービスと介護サービスの利用情報の突合
 - ・複数月にわたる介護報酬明細の内容確認
 - ・介護給付費通知の発送

(4) 認知症高齢者への支援

【現状と課題】

- 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、医療、介護サービス、日常生活の支援サービスが包括的に提供される体制づくりが求められています。
- 認知症高齢者が急激に増加していると言われていますが、その実態については正確には分かっていません。
- 国の示した認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）の取り組み体制を早急に整備する必要があります。



【施策の方向と主な事業】

- 認知症高齢者、若年性認知症患者の実態把握に努めます。
- 認知症の早期診断体制を整えるとともに、地域での生活を支える医療サービスの向上を図ります。
 - ・認知症疾患医療センターの運営支援
 - ・認知症サポート医の養成
 - ・かかりつけ医認知症対応力向上研修の開催
- 認知症に対する正しい知識や接し方を普及啓発します。
 - ・認知症サポーターの養成
 - ・講演会開催などの普及啓発
- 地域における見守り・支援体制づくりを推進します。
 - ・認知症ケアパスの作成と普及
 - ・認知症地域支援推進員の養成
 - ・認知症カフェの設置の検討
- 国の示した認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）に沿って、順次取り組みます。
 - ・認知症初期集中支援チーム設置などの検討

(5) 尊厳ある暮らしの確保

【現状と課題】

- 高齢者の人権や尊厳を守ることに
ついて、高齢者自身も含め家族や
地域の理解が乏しい状況です。
- 認知症のひとり暮らしで生活が困
難な高齢者は、自己選択や自己決
定が行使しにくく、人権・権利の
実現について不平等・不利益な立
場に置かれやすい傾向にあります。
- 判断力の低下した高齢者は、虐待
や消費者被害に遭いやすいため、
その対策が求められています。

【施策の方向と主な事業】

- 多くの人が高齢者の尊厳に対する理解が持てるよう、啓発活動を
推進します。
 - ・高齢者の尊厳についての講演会の開催
 - ・パンフレットの作成・配布などのPR活動の実施
 - ・相談窓口となる地域包括支援センターによる広報活動の実施
- 虐待の早期発見、早期解決に努めます。
 - ・虐待対応マニュアルの活用
 - ・介護保険事業者を対象とした研修会の開催
- 消費者被害の防止のための意識の向上に努めます。
 - ・消費者相談組織・機関との連携強化
- 成年後見制度の周知と市民後見人の育成を図ります。
 - ・成年後見制度周知のための広報活動の実施
 - ・成年後見支援に関わる団体や個人との連携
 - ・市民後見人育成の検討

(6) 総合相談機能の充実

【現状と課題】

- 地域における高齢者のワンストップ
での総合相談窓口となる地域包
括支援センターは、認知度が低く
十分に利用されていない面が見受
けられます。
- 地域包括支援センターに求められ
る役割には、今後も大きな期待が
寄せられています。
- 市が設置・運営を委託している地
域包括支援センターは 22 か所あ
り、それぞれ担当圏域が定められ
ているため、サービス水準の向上
と中立公正性が求められていま
す。

【施策の方向と主な事業】

- 地域包括支援センターをより身近で親しみやすい存在とし、認知
度を高めます。
 - ・親しみやすく、分かりやすい愛称の設定
 - ・広報紙への特集、パンフレットの作成・配布による周知
 - ・地域イベントへの参加・交流
 - ・高齢者以外の人への働きかけの実施
- 高齢者の相談や支援に十分応えられるよう体制を整えます。
 - ・地域における関係者のネットワークづくり
 - ・地域ケア会議の開催
 - ・業務量に応じた適正な職員配置
 - ・新たな運営委託方法の導入
 - ・研修の実施

(1) 地域で支え合う仕組みづくりの推進

【現状と課題】

- 日常生活に不安を抱える高齢者が増加しているため、その実態把握を行うとともに、見守り・支援体制を強化することが求められます。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯は、中山間地域や中心市街地において高い割合を示しており、今後の高齢者支援は地域に暮らす市民の支え合いにさらに取り込んでいく必要があります。
- 地域や家族との関わりを持たない高齢者が増加しており、問題が発覚した時には重大な状態になっていることが多くなっています。
- 高齢者を支える若い世代が少なくなるため、社会全体で支え合う仕組みづくりを急ぐ必要があります。



【施策の方向と主な事業】

- 高齢者を見守り・支援するための仕組みづくりをさらに推進し、拡充します。
 - ・はままつあんしんネットワークづくりの推進
 - ・災害時の避難行動要支援との連携による見守り・支援の拡充
- 市民ボランティアを発掘・養成するとともに、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりを推進します。
 - ・ささえあいポイント事業の推進と拡充
- 高齢者が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう支援するとともに、その多様な担い手を確保します。
 - ・新総合事業の導入と担い手の確保
- 高齢者を取り巻く状況の変化と超高齢社会への対応の理解を深め、意識改革を図っていきます。
 - ・ガイドブックやしおりなど、分かりやすいパンフレットの作成と活用
 - ・広報紙、タウン誌などを利用した周知
 - ・これからの社会における高齢者の定義の見直しの周知

(2) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

【現状と課題】

- 高齢期を快適に暮らすため、すべての人が安心、安全で快適に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念を取り入れたまちづくりを進める必要があります。
- 高齢者が気軽に外出したり、散歩したりできるよう、建物、公園、歩道、交通機関などにやさしい配慮が求められています。
- 中山間地域や過疎地域など、住んでいる地域による移動の困難さをできる限り軽減するため、高齢者の通院等への支援が求められています。
- 家族介護者への誤解や偏見をなくすと同時に、身体上の制限を受ける高齢者のための駐車場などに配慮することが必要です。



【施策の方向と主な事業】

- 「U・優プランⅡ（第2次浜松市ユニバーサルデザイン計画）」に基づき、高齢者が安心して自由に移動し、社会参加ができるよう、市民協働によるユニバーサルデザインを推進します。
 - ・ユニバーサルデザイン推進事業の実施
 - ・高齢者集會施設のユニバーサルデザイン化支援
- 駅舎等へのエレベーター設置、ノンステップバスの導入促進、車いす使用者対応トイレの普及、分かりやすい案内サイン、歩道の段差解消など官民あげてバリアフリーのまちづくりを進めます。
 - ・区画整理事業や市街地再開発事業による安全・安心な歩道空間の確保
 - ・都市公園整備事業や人にやさしい公園づくり事業による誰もが利用しやすい公園の整備
 - ・超低床バス導入等の支援
- 公共交通空白地域における高齢者等地域住民の移動手段の確保に努めます。
 - ・過疎地域における交通・外出支援施策の実施
- 心（ハート）のユニバーサルデザイン（思いやりの心）を推進します。
 - ・介護マークの普及啓発
 - ・思いやり駐車場の設置

第7章 サービス見込量

1 保健福祉サービス

高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康づくりや生きがいづくり、生活支援などを目的とした事業を行います。

項目	実績		見込	計画			想定	
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H37	
①老人福祉センター等 利用者数(人)	632,472	586,525	469,000	473,000	477,000	481,000	516,000	
②がん検診 受診率(%)	胃がん	15.0	16.1	16.6	17.1	17.6	18.1	20.1
	子宮頸がん	17.2	17.1	17.6	18.1	18.6	19.1	21.1
	肺がん	29.6	30.6	31.1	31.6	32.1	32.6	34.6
	乳がん	18.6	19.1	19.6	20.1	20.6	21.1	23.1
	大腸がん	29.0	29.9	30.4	30.9	31.4	31.9	33.9
③骨粗しょう症検診 受診率(%)	8.0	7.4	7.7	8.0	8.3	8.6	9.6	
④歯周疾患健診 受診率(%)	5.0	4.9	5.2	5.5	5.8	6.1	7.1	
⑤特定健康診査 受診率(%)	27.1	(見込) 28.9	36.0	39.0	42.0	45.0	60.0	
⑥後期高齢者健康診査 受診率(%)	23.8	24.7	25.5	26.0	26.5	27.0	30.0	
⑦軽度生活 援助員派遣事業	延派遣回数(回)	1,615	1,123	1,300	1,325	1,350	1,375	1,625
	延派遣時間(h)	4,197.0	3,172.5	2,350	2,395	2,440	2,485	2,950
⑧配食サービス 延利用食数(食)	77,785	76,725	79,300	81,300	82,800	84,100	86,800	
⑨緊急通報システム 利用人数(人)	1,811	1,684	1,740	1,790	1,830	1,860	1,920	
⑩高齢者住宅改造助成事業 助成件数(件)	68	54	51	52	53	54	63	
⑪シルバーサポート事業 実施回数(回)	179	144	150	155	160	165	185	
⑫認知症サポーター養成講座 養成人数(人)	2,840	3,735	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	
⑬認知症サポート医養成 養成人数(人)	3	3	7	7	7	7	7	
⑭認知症地域支援推進員養成 養成人数(人) ※1	1	2	7	—	—	—	—	
⑮認知症チェックリストの配付 対象者(人)	—	—	—	66,000	67,000	72,000	75,000	
⑯養護老人ホーム	定員(人)	420	420	420	420	420	420	420
	施設数(か所)	6	6	6	6	6	6	6
⑰軽費老人 ホーム(A型)	定員(人)	100	100	100	100	100	100	100
	施設数(か所)	2	2	2	2	2	2	2
⑱軽費老人ホーム (ケアハウス)	定員(人)	698	698	698	698	698	698	698
	施設数(か所)	14	14	14	14	14	14	14
⑲生活支援ハウス	定員(人)	51	51	51	51	51	51	51
	施設数(か所)	4	4	4	4	4	4	4

※1 H27年度から地域支援事業サービスに移行

2 地域支援事業サービス

(1) 介護予防事業

運動機能の低下や低栄養状態などによる身体機能の低下や精神症状や生活環境の変化により、要支援・要介護状態になることや要介護状態が悪化することを防ぐことを目的とした事業を実施します。

項目	実績		見込	計画			想定 H37
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
①生活機能基本チェックリスト の配布 対象者(人)	156,142	161,900	162,000	66,000	67,000	72,000	75,000
②二次予防事業候補者把握事業 実施人数(人) ※2	261	273	270	270	270	—	—
③元気はつらつ教室事業 実利用人数(人) ※1	1,696	1,798	1,850	1,900	1,950	2,000	2,500
④運動器の機能向上トレーニング 教室 参加者数(人) ※1	307	385	400	400	400	400	400
⑤ロコモーショントレーニング事業 実参加者数(人) ※1	—	—	400	2,500	5,000	10,000	10,000
⑥訪問型介護 予防事業 実施人数(人)	栄養改善	11	7	10	10	10	10
	口腔機能向上	54	38	50	55	60	65
⑦介護予防(健康づくり)事業 延実施人数(人)	15,793	14,988	15,100	15,200	15,300	15,400	16,000
⑧生活管理指導員 派遣事業	延派遣回数(回)	16,503	15,944	15,800	16,200	16,500	16,750
	延派遣時間(h)	16,860.5	16,132.5	16,000	16,400	16,700	17,000
⑨生活管理指導短期宿泊事業 延利用日数(日)	2,643	2,658	2,706	2,774	2,825	2,868	2,956
⑩介護予防サービス対象者把握事業 実施人数(人)	27	12	15	15	—	—	—
⑪ささえあいポイント 施設ボランティア事業 登録ボランティア数(人)	—	—	600	900	1,200	1,400	3,000
⑫ささえあいポイント ※3 中山間地域ボランティア事業 登録ボランティア数(人)	—	—	—	800	850	880	950
⑬介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防訪問介護分) (回) ※1	—	—	—	—	—	95,155	142,272
⑭介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防通所介護分) (回) ※1	—	—	—	—	—	230,318	649,391

※1 H29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施

※2 H29年度から「生活支援コーディネート事業」として実施

※3 H26年度は任意事業として実施

(2) 包括的支援事業

地域包括支援センターは、総合的な相談支援や介護予防事業のマネジメントを行う地域包括ケアシステムの中核となる機関です。総合相談や虐待の早期発見・防止などの権利擁護事業、介護予防事業の提供にかかるマネジメントの実施や介護以外の生活支援サービスの調整など包括的支援事業を行います。

項目	実績		見込	計画			想定 H37
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
①地域包括支援センター運営事業 設置数(か所)	19	21	22	22	22	22	22
②地域包括支援センター 総合相談件数	26,216	31,547	32,000	32,200	32,400	32,600	35,000
③地域包括支援センター 権利擁護相談件数	1,903	2,470	2,500	2,550	2,600	2,650	3,000
④地域包括支援センター 包括的・継続的ケアマネジメント件数	4,204	4,893	5,000	5,050	5,100	5,150	5,550
⑤地域包括支援センター 介護予防ケアマネジメント件数	2,277	2,307	2,350	2,400	2,450	4,500	5,000

(3) 任意事業

家族介護支援や成年後見制度の利用支援などを実施します。

項目	実績		見込	計画			想定 H37	
	H24	H25	H26	H27	H28	H29		
①家族介護継続 支援事業 延参加者数(人)	家族介護教室	2,169	2,343	2,400	2,450	2,450	2,500	2,500
	家族介護交流	208	203	220	230	240	250	250
②家族介護用品の支給 延利用人数(人)	518	459	420	431	439	445	459	
③家族介護慰労金支給事業 延支給人数(人)	5	5	6	6	6	6	10	
④シルバーハウジング等入居者安心 確保事業 対象戸数(戸)	34	34	34	34	34	34	34	
⑤成年後見制度利用支援事業 申立件数(件)	3	7	10	12	14	16	20	
⑥成年後見制度利用支援事業 報酬助成件数(件)	2	3	10	15	18	20	25	
⑦認知症地域支援推進員養成 ※1 養成人数(人)	—	—	—	7	7	7	3	
⑧ささえあいポイント ※2 中山間地域ボランティア事業 登録ボランティア数(人)	—	—	750	—	—	—	—	
⑨介護給付等費用適正化事業 介護給付費通知送付件数(件)	100,596	106,417	112,600	119,200	126,200	133,500	209,800	
⑩介護相談員派遣事業 ※3 派遣先事業所数(か所)	426	451	454	454	—	—	—	
⑪住宅改修支援事業 対象件数(件)	157	163	169	175	182	189	254	

※1 H26年度までは保健福祉サービス、H27年度から地域支援事業サービスとして実施

※2 H27年度から介護予防サービスとして実施予定

※3 「ささえあいポイント事業」の創設に伴い事業廃止(H27年10月末)

3 介護サービス（介護給付・予防給付）

介護サービスは、要介護者に対するサービス（介護給付）と要支援者に対するサービス（予防給付）に分かれて提供されています。なお、地域密着型サービスとは、住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、原則として浜松市の住民のみが利用できるサービスです。

【サービスの体系図】

区 分	介護給付 (要介護 1～5 の要介護者)	予防給付 (要支援 1～2 の要支援者)
在宅サービス	①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ※ ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護 ⑨短期入所療養介護 ⑩福祉用具貸与 ⑪特定福祉用具販売 ⑫住宅改修費の支給 ⑬居宅介護支援	①介護予防訪問介護 ※ ②介護予防訪問入浴介護 ③介護予防訪問看護 ④介護予防訪問リハビリテーション ⑤介護予防居宅療養管理指導 ⑥介護予防通所介護 ※ ⑦介護予防通所リハビリテーション ⑧介護予防短期入所生活介護 ⑨介護予防短期入所療養介護 ⑩介護予防福祉用具貸与 ⑪特定介護予防福祉用具販売 ⑫介護予防住宅改修費の支給 ⑬介護予防支援
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地域密着型サービス</div>	
	⑭定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑮夜間対応型訪問介護 ⑯地域密着型通所介護 ⑰認知症対応型通所介護 ⑱小規模多機能型居宅介護 ⑲複合型サービス ※⑥のうち小規模通所介護は、平成 28 年度より ⑯地域密着型通所介護へ移行されます。	⑭介護予防認知症対応型通所介護 ⑮介護予防小規模多機能型居宅介護 ※①⑥は平成 29 年 4 月より「介護予防・日常生活 支援総合事業」に移行されます。
施設・居住系 サービス	①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設 ④特定施設入居者生活介護	①介護予防特定施設入居者生活介護
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地域密着型サービス</div>	
	⑤認知症対応型共同生活介護 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	②介護予防認知症対応型共同生活介護 (要支援 2 のみ)

(1) 在宅サービス

居宅要介護（要支援）者の在宅での生活を支えるため、介護サービスが提供されます。

要介護者（要支援者）の増加に伴い、サービス量の増加を見込んでいます。サービス量の推計にあたっては、要介護者（要支援者）数の推計、過去の利用状況等を勘案しています。

【介護給付（要介護 1～5 の要介護者）】

項目	実績		見込	計画			想定 H37
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
①訪問介護(回)	422,808	441,192	464,700	491,832	518,988	548,148	875,568
②訪問入浴介護(回)	27,621	24,856	25,072	25,304	25,564	25,844	29,317
③訪問看護(回)	113,388	119,757	128,541	138,314	149,182	161,282	325,996
④訪問リハビリテーション(回)	21,940	22,912	24,797	26,914	29,273	31,914	68,683
⑤居宅療養型管理指導(人)	17,738	21,456	25,717	30,866	37,095	43,347	125,757
⑥通所介護(回)	939,082	1,007,808	1,087,642	1,174,973	932,074	1,008,816	1,954,358
⑦通所リハビリテーション(回)	327,158	331,153	336,868	342,733	348,749	354,916	410,301
⑧短期入所生活介護(日)	319,668	319,852	326,094	332,612	339,415	346,514	416,303
⑨短期入所療養介護(日)	22,624	22,624	22,454	22,882	23,270	23,684	28,145
⑩福祉用具貸与(人)	81,854	88,496	100,345	114,534	131,617	152,290	620,222
⑪特定福祉用具販売(人)	2,110	2,240	2,224	2,215	2,268	2,324	2,939
⑫住宅改修費の支給(人)	1,873	1,901	2,011	2,129	2,258	2,398	4,072
⑬居宅介護支援(人)	157,064	165,772	175,152	185,005	196,303	208,395	341,729
地域密着型サービス							
⑭定期巡回・随時対応型 訪問介護看護(回)	792	12,540	13,750	15,312	17,094	19,140	50,138
⑮夜間対応型訪問介護(回)	946	974	1,265	1,969	2,239	2,387	3,856
⑯地域密着型通所介護(回)	—	—	—	—	338,467	365,645	704,794
⑰認知症対応型通所介護(回)	63,303	62,523	61,800	64,331	67,212	70,512	122,379
⑱小規模多機能型居宅介護(回)	101,825	114,253	117,163	132,871	150,820	158,859	260,499
⑲複合型サービス(人)	—	—	—	—	—	—	—

【予防給付(要支援1~2の要支援者)】

項目	実績		見込	計画			想定 H37
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
①介護予防訪問介護(回) ※1	77,197	80,141	83,206	86,918	90,893	—	—
②介護予防訪問入浴介護(回)	72	72	78	78	78	78	78
③介護予防訪問看護(回)	8,884	10,975	13,365	16,322	19,980	24,519	136,141
④介護予防 訪問リハビリテーション(回)	4,279	4,422	4,580	4,748	4,927	5,115	7,013
⑤介護予防 居宅療養型管理指導(人)	971	1,091	1,175	1,324	1,508	1,581	1,836
⑥介護予防通所介護(回) ※1	122,426	138,765	157,406	178,756	203,238	—	—
⑦介護予防 通所リハビリテーション(回)	74,079	71,162	72,060	72,984	73,930	74,895	83,552
⑧介護予防短期入所生活介護(日)	3,089	3,013	3,086	3,162	3,238	3,317	4,093
⑨介護予防短期入所療養介護(日)	306	345	384	384	384	384	384
⑩介護予防福祉用具貸与(人)	12,215	14,579	17,418	20,836	22,988	25,491	47,869
⑪特定介護予防福祉用具販売(人)	503	514	504	495	495	495	495
⑫介護予防住宅改修費の支給(人)	643	693	721	751	783	817	1,182
⑬介護予防支援(人)	45,302	48,684	52,361	56,466	58,642	60,404	69,595
地域密着型サービス							
⑭介護予防認知症対応型通所介護(回)	672	597	626	823	1,113	1,541	6,343
⑮介護予防小規模多機能型 居宅介護(回)	7,639	7,906	8,770	8,988	9,206	9,442	11,542

※1 H29年4月より、「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行

(2) 施設・居住系サービス

施設等に入所している要介護（要支援）者に介護サービスが提供されます。入所待機者の解消や要介護者の増加に対応するため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を中心に計画的に整備を進めます。

なお、サービス量の推計にあたっては、市内施設の今後の整備状況や施設の利用状況等（市外施設含む）を勘案して見込んでいます。

【介護給付(要介護1～5の要介護者)】

項目		実績		見込	計画			想定	
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H37	
①介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	利用人数	38,628	40,423	41,781	44,343	46,631	49,687	52,921	
	整備床数	185	90	220	320	250	250	0	
	総床数	3,421	3,511	3,731	4,051	4,301	4,551	4,551	
②介護老人保健施設	利用人数	28,931	31,367	33,030	34,159	34,240	34,472	41,961	
	創設	整備床数	100	100	100	0	0	0	200
		総床数	2,869	2,969	3,069	3,069	3,069	3,069	3,269
	転換	整備床数	60	100	0	0	0	612	0
		総床数	60	160	160	160	160	772	772
③介護療養型医療施設	利用人数	9,667	8,527	7,282	7,115	7,115	6,896	0	
	転換床数	△60	△100	△55	0	0	△628	0	
	総床数	783	683	628	628	628	0	0	
④特定施設入居者 生活介護	利用人数	5,675	5,848	5,891	6,477	7,128	7,270	7,905	
	整備床数	0	0	154	165	0	195	0	
	総床数	1,511	1,511	1,665	1,830	1,830	2,025	2,025	
地域密着型サービス									
⑤認知症対応型 共同生活介護	利用人数	12,485	13,028	13,620	13,662	13,796	13,862	15,503	
	整備床数	72	36	18	1	18	0	162	
	総床数	1,145	1,181	1,199	1,200	1,218	1,218	1,380	
⑥地域密着型 特定施設入居者 生活介護	利用人数	1,549	1,940	2,226	2,284	2,284	2,284	2,284	
	創設	整備床数	29	29	0	0	0	0	0
		総床数	165	194	194	194	194	194	194
⑦地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)	利用人数	3,727	4,130	4,486	4,829	5,176	5,203	5,203	
	整備床数	29	29	29	29	0	0	0	
	総床数	348	377	406	435	435	435	435	

※H37の整備数については、H30～H37における整備床数の計を記載しています。

【予防給付(要支援1～2の要支援者)】

項目		実績		見込	計画			想定
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H37
①介護予防特定施設 入居者生活介護	利用人数	1,217	1,127	1,022	1,124	1,237	1,261	1,371
地域密着型サービス								
②介護予防認知症 対応型共同生活介護 (要支援2のみ)	利用人数	73	73	88	89	90	90	101

(3) 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの必要見込量

地域密着型サービスについては、日常生活圏域ごとに均衡のとれた介護給付対象サービスの提供が行われるよう、要介護者（要支援者）数の推計、過去の利用状況等を勘案し、地域の実情に応じたサービスの見込量を見込んでいます。なお、地域密着型サービスのうち、施設・居住系サービスについては市内施設の今後の整備状況、施設の利用状況等を勘案して見込んでいます。（※複合型サービスは整備見込みなし）

圏域 番号	①定期巡回・随時対応型 訪問介護看護(回/年)				②夜間対応型訪問介護 (回/年)				③地域密着型通所介護 (回/年)			
	H27	H28	H29	H37	H27	H28	H29	H37	H27	H28	H29	H37
中区 - 1	736	821	821	2,409	95	108	115	185	—	16,264	17,570	33,866
中区 - 2	677	756	846	2,217	87	99	106	171	—	14,968	16,170	31,169
中区 - 3	610	681	763	1,999	78	89	95	154	—	13,492	14,576	28,095
中区 - 4	666	744	833	2,182	86	97	104	168	—	14,732	15,915	30,676
中区 - 5	791	883	988	2,589	102	117	124	200	—	17,477	18,881	36,394
中区 - 6	877	978	1,096	2,868	113	129	138	222	—	19,358	20,913	40,312
東区 - 1	743	830	929	2,433	96	109	116	187	—	16,427	17,746	34,207
東区 - 2	780	871	975	2,555	100	114	122	196	—	17,246	18,631	35,912
東区 - 3	769	859	962	2,519	99	112	120	194	—	17,006	18,372	35,412
西区 - 1	632	706	791	2,071	81	92	99	159	—	13,979	15,102	29,109
西区 - 2	674	752	842	2,205	87	98	105	170	—	14,888	16,084	31,002
西区 - 3	248	277	311	813	32	36	39	63	—	5,492	5,933	11,435
西区 - 4	313	349	391	1,024	40	46	49	79	—	6,913	7,468	14,395
西区 - 5	249	278	311	815	32	36	39	63	—	5,502	5,944	11,457
南区 - 1	571	638	714	1,871	73	84	89	144	—	12,633	13,647	26,305
南区 - 2	783	874	978	2,563	101	114	122	197	—	17,299	18,688	36,021
南区 - 3	598	667	747	1,957	77	87	93	151	—	13,213	14,274	27,514
北区 - 1	767	856	959	2,512	99	112	120	193	—	16,958	18,320	35,313
北区 - 2	445	497	556	1,457	57	65	69	112	—	9,833	10,622	20,474
北区 - 3	318	355	398	1,042	41	47	50	80	—	7,032	7,597	14,643
北区 - 4	345	385	431	1,129	44	50	54	87	—	7,620	8,231	15,866
浜北区 - 1	694	775	868	2,274	89	102	108	175	—	15,348	16,580	31,959
浜北区 - 2	583	651	729	1,910	75	85	91	147	—	12,895	13,930	26,851
浜北区 - 3	461	515	576	1,510	59	67	72	116	—	10,192	11,010	21,222
天竜区 - 1	509	568	636	1,667	65	74	79	128	—	11,254	12,158	23,434
天竜区 - 2	169	189	211	554	22	25	26	43	—	3,740	4,040	7,788
天竜区 - 3	172	192	215	563	22	25	27	43	—	3,801	4,106	7,915
天竜区 - 4	98	109	122	320	13	14	15	25	—	2,159	2,332	4,495
天竜区 - 5	34	38	42	110	4	5	5	8	—	746	805	1,553
合 計	15,312	17,094	19,140	50,138	1,969	2,239	2,387	3,856	—	338,467	365,645	704,793

(※ (3) 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの必要見込量の続き)

④認知症対応型通所介護 (回/年) ※介護予防サービスを含む				⑤小規模多機能型 居宅介護(回/年) ※介護予防サービスを含む				⑥認知症対応型共同生活介護 ※介護予防サービスを含む							
H27	H28	H29	H37	H27	H28	H29	H37	H27		H28		H29		H37	
								(人/年)	(総床数)	(人/年)	(総床数)	(人/年)	(総床数)	(人/年)	(総床数)
3,131	3,283	3,462	6,185	6,846	7,376	7,927	12,292	661	81	667	81	670	81	750	81
2,881	3,022	3,186	5,693	6,301	6,789	7,296	11,313	608	36	614	36	617	36	690	54
2,597	2,724	2,872	5,131	5,680	6,120	6,576	10,198	548	18	554	36	556	36	622	54
2,836	2,974	3,136	5,603	6,202	6,682	7,180	11,134	599	36	604	36	607	36	679	54
3,364	3,528	3,721	6,647	7,358	7,927	8,518	13,210	710	45	716	45	720	45	807	63
3,725	3,907	4,122	7,363	8,150	8,780	9,435	14,631	785	78	793	78	798	78	893	78
3,162	3,316	3,497	6,247	6,915	7,451	8,007	12,416	667	72	674	72	677	72	757	72
3,320	3,481	3,671	6,559	7,260	7,822	8,406	13,035	701	81	707	81	711	81	795	81
3,274	3,433	3,620	6,468	7,159	7,713	8,289	12,853	691	72	698	72	701	72	784	72
2,691	2,822	2,976	5,316	5,885	6,340	6,814	10,566	568	54	574	54	576	54	644	54
2,866	3,005	3,169	5,662	6,267	6,753	7,257	11,253	605	108	611	108	614	108	686	108
1,057	1,109	1,169	2,089	2,312	2,491	2,677	4,151	223	18	225	18	226	18	253	18
1,331	1,396	1,472	2,629	2,910	3,135	3,370	5,225	281	9	284	9	285	9	319	27
1,059	1,111	1,171	2,092	2,316	2,495	2,682	4,158	224	18	226	18	227	18	254	18
2,432	2,550	2,689	4,804	5,318	5,730	6,157	9,548	513	36	518	36	521	36	582	54
3,330	3,492	3,683	6,579	7,282	7,846	8,432	13,075	703	54	710	54	713	54	798	54
2,544	2,667	2,813	5,025	5,562	5,993	6,440	9,987	537	36	542	36	545	36	609	54
3,264	3,423	3,610	6,449	7,139	7,691	8,266	12,817	689	108	696	108	699	108	782	108
1,893	1,985	2,093	3,739	4,139	4,460	4,793	7,432	399	27	403	27	405	27	453	27
1,354	1,420	1,497	2,674	2,960	3,189	3,428	5,315	286	27	289	27	290	27	324	27
1,467	1,538	1,622	2,898	3,208	3,456	3,714	5,759	310	27	313	27	314	27	351	27
2,954	3,098	3,267	5,837	6,461	6,961	7,481	11,600	624	72	630	72	633	72	708	72
2,482	2,603	2,745	4,904	5,428	5,849	6,285	9,746	524	45	529	45	532	45	594	45
1,962	2,057	2,170	3,876	4,290	4,622	4,968	7,703	414	9	418	9	420	9	470	27
2,166	2,272	2,396	4,280	4,738	5,104	5,485	8,506	457	18	462	18	464	18	519	18
720	755	796	1,422	1,574	1,696	1,823	2,827	152	0	153	0	154	0	172	18
732	767	809	1,446	1,600	1,724	1,853	2,873	154	15	156	15	157	15	175	15
416	436	460	821	900	979	1,052	1,631	88	0	89	0	89	0	100	0
144	151	159	284	314	338	363	564	30	0	31	0	31	0	34	0
65,154	68,325	72,053	128,722	142,483	153,512	164,974	255,818	13,751	1,200	13,886	1,218	13,952	1,218	15,604	1,380

(※(3)地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの必要見込量の続き)

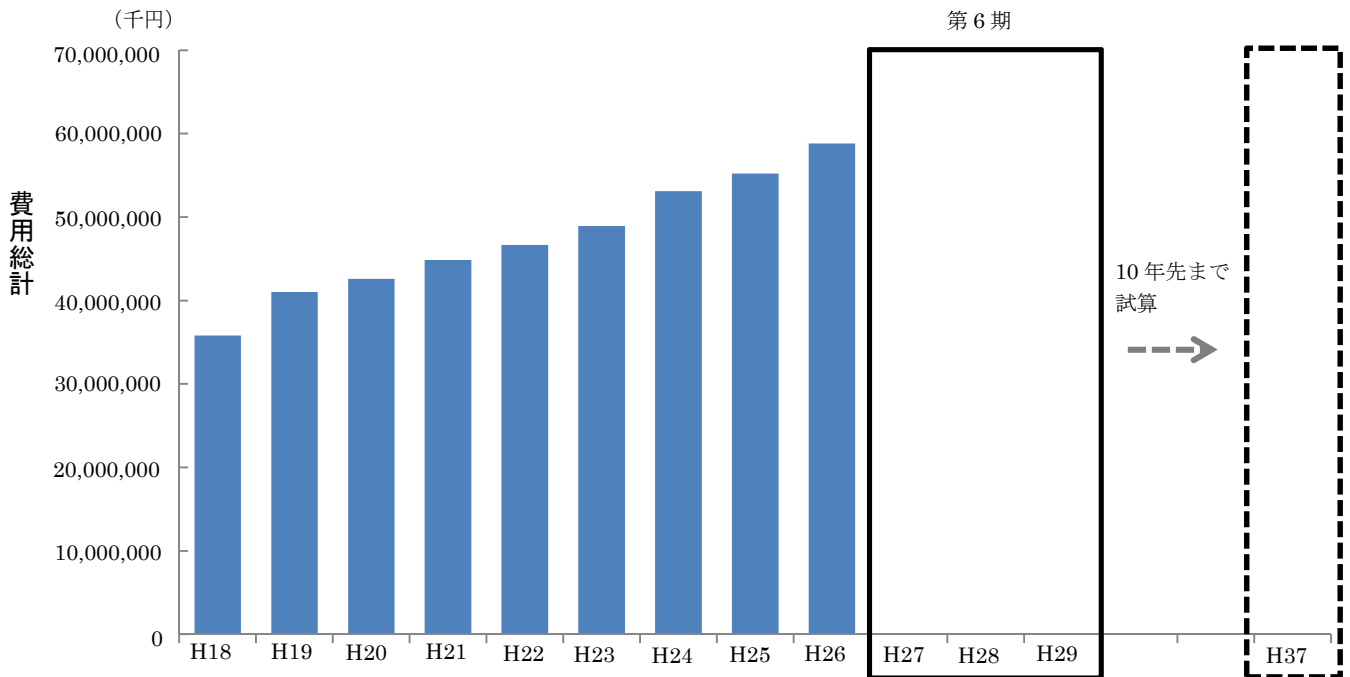
圏域 番号	⑦地域密着型特定施設入居者生活介護								⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							
	H27		H28		H29		H37		H27		H28		H29		H37	
	(人/年)	(総床数)	(人/年)	(総床数)	(人/年)	(総床数)	(人/年)	(総床数)	(人/年)	(総床数)	(人/年)	(総床数)	(人/年)	(総床数)	(人/年)	(総床数)
中区 - 1	110	0	110	0	110	0	110	0	232	0	249	0	250	0	250	0
中区 - 2	101	0	101	0	101	0	101	0	214	29	229	29	230	29	230	29
中区 - 3	91	0	91	0	91	0	91	0	193	0	206	0	207	0	207	0
中区 - 4	99	0	99	0	99	0	99	0	210	29	225	29	226	29	226	29
中区 - 5	118	0	118	0	118	0	118	0	249	0	267	0	270	0	270	0
中区 - 6	132	29	132	29	132	29	132	29	277	29	296	29	299	29	299	29
東区 - 1	111	0	111	0	111	0	111	0	234	0	251	0	253	0	253	0
東区 - 2	116	0	116	0	116	0	116	0	246	58	264	58	265	58	265	58
東区 - 3	115	58	115	58	115	58	115	58	243	0	260	0	261	0	261	0
西区 - 1	94	0	94	0	94	0	94	0	199	29	214	29	215	29	215	29
西区 - 2	100	29	100	29	100	29	100	29	212	29	228	29	229	29	229	29
西区 - 3	37	0	37	0	37	0	37	0	78	0	84	0	84	0	84	0
西区 - 4	47	0	47	0	47	0	47	0	99	0	106	0	106	0	106	0
西区 - 5	37	0	37	0	37	0	37	0	78	29	84	29	85	29	85	29
南区 - 1	85	0	85	0	85	0	85	0	180	29	193	29	194	29	194	29
南区 - 2	117	0	117	0	117	0	117	0	247	29	265	29	266	29	266	29
南区 - 3	89	0	89	0	89	0	89	0	189	0	202	0	203	0	203	0
北区 - 1	114	20	114	20	114	20	114	20	242	58	259	58	261	58	261	58
北区 - 2	66	0	66	0	66	0	66	0	140	0	150	0	151	0	151	0
北区 - 3	47	0	47	0	47	0	47	0	100	0	108	0	108	0	108	0
北区 - 4	51	0	51	0	51	0	51	0	109	0	117	0	117	0	117	0
浜北区 - 1	104	0	104	0	104	0	104	0	219	29	235	29	236	29	236	29
浜北区 - 2	87	29	87	29	87	29	87	29	184	29	197	29	198	29	198	29
浜北区 - 3	69	0	69	0	69	0	69	0	145	0	156	0	157	0	157	0
天竜区 - 1	76	29	76	29	76	29	76	29	161	29	172	29	173	29	173	29
天竜区 - 2	25	0	25	0	25	0	25	0	53	0	57	0	57	0	57	0
天竜区 - 3	26	0	26	0	26	0	26	0	54	0	58	0	58	0	58	0
天竜区 - 4	15	0	15	0	15	0	15	0	31	0	33	0	33	0	33	0
天竜区 - 5	5	0	5	0	5	0	5	0	11	0	11	0	11	0	11	0
合計	2,284	194	2,284	194	2,284	194	2,284	194	4,829	435	5,176	435	5,203	435	5,203	435

第8章 介護保険事業費の算定

介護保険事業費は、高齢者人口の増加や制度の定着によって増加傾向にあります。

第6期計画期間の介護保険事業費総計は、高齢者人口の増加や介護サービス見込量、介護保険制度の改正などを踏まえ、次のとおり見込みました。

1 費用推移と推計



(単位：千円)

区 分	第3期			第4期		
	H18	H19	H20	H21	H22	H23
介護・予防サービス等 給付費 計	36,849,340	39,069,038	40,773,169	42,844,001	45,070,375	47,548,308
地域支援事業費 計	587,431	771,265	925,645	875,663	871,258	873,750
総務費・基金積立金 等	800,404	1,167,763	914,296	1,144,117	710,048	490,204
費用総計	38,237,175	41,008,066	42,613,110	44,863,781	46,651,681	48,912,262

区 分	第5期			第6期			推計 H37
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
介護・予防サービス等 給付費 計	50,756,224	53,538,564	56,935,968				
地域支援事業費 計	870,181	909,617	1,119,766				
総務費・基金積立金 等	1,496,055	764,823	769,266				
費用総計	53,122,460	55,213,004	58,825,000				

※H26年度は見込みによる概算数値

※H27年度以降の費用総計は現在推計中 (H27年3月末までに別途公表)

第9章 進捗管理・策定経過等

1 進捗管理

- 計画の進捗状況の報告、また計画期間中における制度改正や社会情勢の変化への対応については、浜松市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会と浜松市介護保険運営協議会の2つの機関を中心に協議を行います。
- 目標数値や各事業の事業量など、計画数に対する実績数値を基に達成度を年度ごとに管理します。

2 策定経過

年月日	内容等
平成25年11月25日 ～平成25年12月27日	実態調査（アンケート調査）の実施
平成26年6月5日	第1回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ・第7次高齢者保健福祉計画の策定について
平成26年6月30日	第1回介護保険運営協議会 ・第6期介護保険事業計画の策定について
平成26年8月5日	第2回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 第2回介護保険運営協議会 ・はままつ友愛の高齢者プラン策定骨子案について
平成26年8月22日	第3回介護保険運営協議会 ・はままつ友愛の高齢者プラン素案Ⅰ（第1章～第6章）について
平成26年8月25日	市議会厚生保健委員会 ・はままつ友愛の高齢者プラン策定骨子案について
平成26年8月27日	第3回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ・はままつ友愛の高齢者プラン素案Ⅰ（第1章～第6章）について
平成26年9月9日	第4回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ・第7次高齢者保健福祉計画素案について ・はままつ友愛の高齢者プラン（案）のパブリック・コメントの実施について
平成26年9月16日	第4回介護保険運営協議会 ・第6期介護保険事業計画素案について ・はままつ友愛の高齢者プラン（案）のパブリック・コメントの実施について
平成26年9月18日	市議会厚生保健委員会 ・はままつ友愛の高齢者プランの素案について
平成26年10月6日	市議会厚生保健委員会 ・はままつ友愛の高齢者プランについて（素案）
平成26年10月14日 ～平成26年10月29日	区協議会（中区、東区、西区、南区、北区、浜北区、天竜区） ・はままつ友愛の高齢者プラン（案）について
平成26年11月14日 ～平成26年12月15日	パブリック・コメント実施
平成26年12月 日	第5回介護保険運営協議会 ・第6期介護保険事業計画給付見込みと保険料の考え方について ・第6期介護保険事業計画に係る市長への提言（案）について
平成27年1月 日	第5回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ・パブリック・コメントの実施結果について ・はままつ友愛の高齢者プラン（修正案）について ・第7次高齢者保健福祉計画に係る市長への提言について
平成27年1月 日	第6回介護保険運営協議会 ・パブリック・コメントの実施結果について ・給付費と保険料の設定について ・はままつ友愛の高齢者プラン（修正案）について ・第6期介護保険事業計画に係る市長への提言について
平成27年2月 日	市議会厚生保健委員会 ・はままつ友愛の高齢者プラン（修正案）について

3 用語解説

※31 ページからの「第7章 サービス見込量」に掲載されたサービスを中心に紹介します。

1 保健福祉サービス

老人福祉センター

地域の高齢者に対して、各種相談に応じるとともに、健康増進、就労等の指導、機能回復訓練の実施、教養の向上やレクリエーションのための事業など総合的なサービスを提供する施設。

軽度生活援助員派遣事業

買い物や掃除等の軽易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者の自立した生活の継続を支援する事業。

配食サービス

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯で食事の調理に困難な方に対して、定期的に食事を配達するサービス。

緊急通報システムの貸与

ひとり暮らし高齢者で、持病等により健康上の不安があり、安否確認が必要な方や75歳以上のひとり暮らしの方に緊急通報システムを貸与する事業。

高齢者住宅改造助成事業

高齢者の心身の状況等により、在宅での日常生活に支障をきたし、住宅を改造する場合の費用の一部を助成する事業。

軽費老人ホーム

60歳以上の方で、自立生活に不安があり、家族の援助が受けられない方が入所する施設。

シルバーサポート事業

シニアクラブなど高齢者のグループの活性化を支援する事業。

認知症カフェ

認知症の人とその家族、地域住民、専門職等のだれもが参加できる集いの場。

認知症ケアパス

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめたもの。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、地域の認知症の人やその家族を見守り、支援する人。

認知症地域支援推進員

介護と医療の連携強化などを担うため、各市町に配置される認知症施策の推進役。

養護老人ホーム

65歳以上の高齢者で、経済的な理由等から在宅での生活が困難な方を入所させる施設。

軽費老人ホーム

[A型]

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な高齢者を低額な料金を、食事の提供や健康相談など日常生活上の必要な便宜を受けられる施設。

[ケアハウス]

自炊ができないなどの心身機能の低下が認められる人で、また家族による援助を受けることが困難な高齢者が、食事の提供など日常生活上の必要な便宜を受けられる施設。

生活支援ハウス

おおむね60歳以上の方で、自立生活が困難な方が短期間生活する施設。

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者に配慮された設備やサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅。

在宅介護支援センター

在宅高齢者の介護予防や生活支援などの相談窓口。

有料老人ホーム

高齢者に食事や介護等を提供する民間の入所施設。

2 地域支援事業サービス

(1) 介護予防事業

生活機能の基本チェックリスト

生活機能に低下がないか身体の状態を判定するもの。

二次予防事業候補者把握事業

介護予防の取り組みを必要とする二次予防事業対象者を把握し、介護状態になることを予防する事業。

元気はつらつ教室事業

老人福祉センター等で、体操やレクリエーション等のプログラムを提供し、家での閉じこもりを防ぐ事業。

運動器の機能向上トレーニング事業

転倒骨折や運動器の機能低下を予防するための運動指導を行う事業。

訪問型介護予防事業

摂食、えん下機能の低下による低栄養・誤えん予防が必要な高齢者の相談や支援をする事業。

介護予防（健康づくり）事業

保健分野で実施している介護予防のための正しい知識の普及啓発、健康づくりボランティア等の組織に対する活動支援事業。

生活管理指導員派遣事業

家事援助等の支援・指導を行う事業。

生活管理指導短期宿泊事業

短期間、養護老人ホーム等に宿泊していただき、生活習慣指導等を行う事業。

介護予防サービス対象者把握事業

虚弱高齢者を把握し、介護予防サービス事業に導くなどの虚弱高齢者を支援する事業。

(2) 包括的支援事業

地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者を介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から支援する総合相談機関。

(3) 任意事業

家族介護継続支援事業

高齢者を在宅で介護している家族および近隣の援助者等に、介護方法や介護サービス等に関する情報並びに介護者自身の介護予防・健康管理の知識・技術を提供し、在宅介護の継続・向上を図る事業。

家族介護用品の支給

要介護 4・5 の在宅高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族等に対して紙おむつ等を支給し、家族介護者を支援する事業。

家族介護慰労金支給事業

在宅の要介護者を常時介護する者に対し、家族介護慰労金を支給することにより、介護者を慰労し、もって要介護者の福祉の向上を図る事業。

シルバーハウジング等入居者安心確保事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）および高齢者向け優良賃貸住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員（ライフサポートアドバイザー(略称:LSA)）を派遣し、生活相談、安否の確認、緊急時の対応等のサービスを提供することで、安全かつ快適な在宅生活を支援する事業。

成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者や虐待を受けている高齢者が円滑に成年後見制度を利用できるよう相談に応じるとともに、人権擁護の観点から市長申立の必要がある高齢者の支援を行うほか、成年後見人等の報酬の全部または一部を助成する事業。

介護給付等費用適正化事業

介護給付および予防給付にかかる費用の適正化を図る事業。認定調査状況のチェックや介護サービス計画（ケアプラン）の点検、医療情報との突合や縦覧点検、給付費通知発送などを行っている。

介護相談員派遣事業

一定の研修を受けた相談員が介護サービス事業所を定期的に訪問し、利用者が日ごろから感じている疑問や不安などを傾聴する。結果を市に報告することで改善の途を探り、苦情に至る事態を未然に防ぐための事業。利用者サービス提供事業者との間の橋渡しを行いながらサービスの質の向上に寄与することを目的として、平成 12 年度に創設された。

住宅改修支援事業

介護保険法の規定に基づく居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費の支給に係る理由書を作成した方へ手数料を支給する事業。

3 介護サービス（介護給付・予防給付）

(1) 在宅サービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）

在宅の要介護（要支援）者に対し、訪問介護員が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの身体介護のほか、掃除・洗たく・食事づくりなどの生活援助を行う。

訪問入浴介護

入浴が困難な在宅の要介護（要支援）者の居宅を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ入浴車で訪問し、入浴介助を行う。

訪問看護

看護師などが利用者の居宅を訪問し、医師の指示に基づいて療養上の世話または必要な診療の補助を行う。

訪問リハビリテーション

在宅の要介護（要支援）者に対し、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）などが居宅を訪問し、医師の指示に基づいて日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションなどを行う。

居宅療養型管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・看護師などが在宅の要介護（要支援）者宅を訪問し、療養上の管理や家族に対する看護方法の指導などを行う。

通所介護

デイサービスセンター（日帰り介護施設）に通所する在宅の要介護（要支援）者に対し、入浴・排せつ・食事などの介護や機能訓練、その他日常生活上の世話を行う。

通所リハビリテーション

在宅の要介護（要支援）者に対し、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）などが介護老人保健施設や病院、診療所などにおいて、医師の指示に基づいた日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行う。

短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特養）などに短期間入所した在宅の要介護（要支援）者に、入浴・排せつ・食事などの介護やその他日常生活上の世話を行う。

短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所した在宅の要介護（要支援）者に、医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーション、その他必要な医療や日常生活上の世話を行う。

福祉用具貸与

在宅の要介護（要支援）者に対して、日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具を貸与する。車いす、特殊寝台（介護ベット）、歩行器などが対象。

特定福祉用具販売

在宅の要介護（要支援）者が入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合に、申請に基づき年間 10 万円の利用額を限度として、必要とした費用の 9 割を支給する。腰掛便座、入浴補助用具などが対象。

住宅改修費の支給

在宅の要介護（要支援）者が現在居住する住宅で、その心身と住宅の状況を考慮し行った改修工事費のうち 20 万円を上限とした費用の 9 割を支給する。手すりの取り付けや段差の解消、洋式便器への取り替えなどが対象。

居宅介護支援

在宅で介護を受ける方の心身の状況や希望などをふまえて、保険医療サービス・福祉サービスに関し適正な利用ができるよう、ケアマネジャーが居宅サービス計画の作成を行うほか、介護サービス事業者等との連絡調整等を行う。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

在宅の要介護者に対し、訪問介護員または看護師等が日中・夜間を通じて短時間の定期巡回訪問を行うほか、随時の通報により自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事、その他日常生活上の世話などの療養上の世話や必要な診療の補助を行う。

夜間対応型訪問介護

在宅の要介護者に対し、訪問介護員が夜間に定期的な巡回訪問をするほか、通報により利用者の自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話を行う。

地域密着型通所介護

デイサービスセンター（日帰り介護施設）に通所する在宅の要介護者に対し、入浴・排せつ・食事などの介護や機能回復訓練、その他日常生活上の世話を行う。平成 28 年 4 月 1 日に、通所介護のうち小規模通所介護（利用定員 18 人以下）が地域密着型通所介護に移行される。

認知症対応型通所介護

認知症の人を対象とするデイサービスセンター（日帰り介護施設）に通所する認知症の状態にある在宅の要介護（要支援）者に対し、日帰りで、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話および機能訓練を行う。

小規模多機能型居宅介護

要介護（要支援）者に対し、在宅での生活継続を支援するため、事業所への「通い」、「宿泊」または居宅への「訪問」などの介護サービスを組み合わせ、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話および機能回復訓練を行う。

複合型サービス

在宅の要介護者に対し、小規模多機能型居宅介護サービスに加え、看護師などによる療養上の世話や診療の補助といった看護サービスを一体的に提供する。

(2) 施設・居住系サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

自宅では介護が困難な状態にある寝たきりや認知症の要介護者が入所する施設。食事・入浴・排せつなどの介助や日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などのサービスを提供する。

介護老人保健施設

病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたケアが必要な要介護者が入所する施設。医学的管理下の介護や看護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話などのサービスを提供する。

介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり長期の療養を必要とする要介護者が入所する施設。療養上の管理や看護、医療管理に基づく介護や機能訓練、その他必要な医療を行う。

特定施設入居者生活介護

介護保険事業者として指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム、養護老人ホームに入居している要介護（要支援）者に対し、入浴・排せつ・食事などの介護のほか日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話などのサービスを提供する。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の状態にある要介護（要支援）者が共同生活をすすめる住居において、入浴・排せつ・食事などの介護や機能訓練などのサービスを提供する。家庭的で落ち着いた雰囲気の中で共同して家庭生活を送ることにより、認知症の進行を遅らせることを目的とする。

地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が 29 人以下の有料老人ホームや軽費老人ホーム、養護老人ホームなどの介護専用型特定施設において、要介護者に対し、入浴・排せつ・食事などの介護のほか日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話などのサービスを提供する。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

（特別養護老人ホーム）

定員が 29 人以下の特別養護老人ホーム。要介護者に対し、食事・入浴・排せつなどの介助や日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などのサービスを提供する。



浜松市

HAMAMATSU CITY

平成27年度 ▶ 平成29年度

はままつ友愛の高齢者プラン

第7次浜松市高齢者保健福祉計画・第6期浜松市介護保険事業計画

発行／浜松市 〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2

監修／健康福祉部 高齢者福祉課 TEL (053) 457-2789

介護保険課 TEL (053) 457-2862

発行日／平成27年3月

H27 ▶ H29

はままつ友愛の 高齢者プラン（案）

（第7次浜松市高齢者保健福祉計画・第6期浜松市介護保険事業計画）

〔概要版〕

健康福祉部 高齢者福祉課
介護保険課

プラン構成

本書(案)目次

- 第1章 プラン策定にあたって …………… (序章)
- 第2章 前プランの成果と取組状況 …………… 総括評価
- 第3章 プラン策定の視点 …………… 改定の背景
- 第4章 基本理念と施策体系 …………… 施策体系図
- 第5章 6つの重点施策 …………… 計画の目玉
- 第6章 施策の現状と今後の方向性 …………… 施策の展開
- 第7章 サービス見込量 …………… 年度別計画
- 第8章 介護保険事業費の算定 …………… 保険料設定
- 第9章 進捗管理・策定経過等 …………… (終章)

第1章 プラン策定にあたって

本書(案) P.1

1 プラン策定の趣旨

策定根拠法（老人福祉法・介護保険法）

※第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画を
一体的に策定

2 プランの位置づけ

市総合計画・特定部門別計画

3 プランの期間

H27～29年（3年間）

※高齢者人口がピークを迎える平成37年（西暦2025年）を
見据えた計画

第2章 前プラン(H24～26)の成果と取組状況

本書(案) P.2

1 プランの成果

実績値とその評価

※プラン全体の成果指標を設定

2 重点施策の進捗状況

- (1) 社会参加活動への新たな支援
- (2) 健康寿命の延伸
- (3) ひとり暮らし高齢者等の見守り・支援
- (4) 地域包括ケアシステムづくりの推進
- (5) 高齢者相談支援体制の拡充

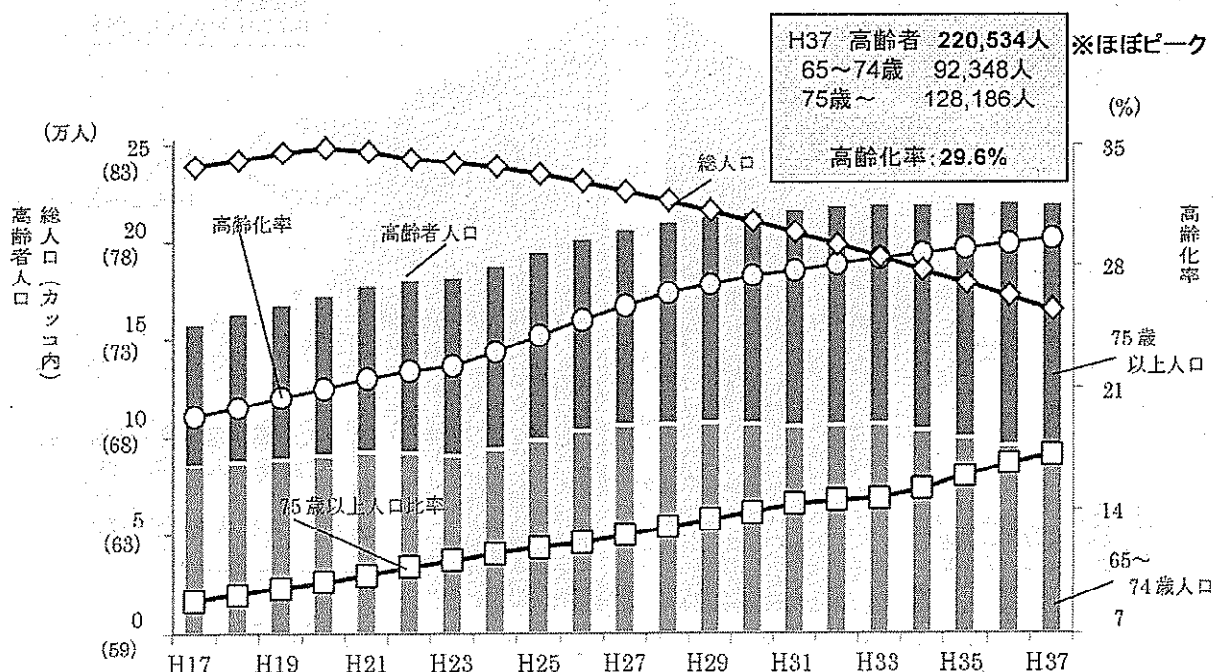
※5つの重点施策の取り組みの方向と進捗状況を総括

- 1 高齢者を取り巻く状況変化への対応
- 2 高齢者福祉施策の方向転換と見直し
- 3 これからの社会における高齢者の定義の見直し
- 4 介護保険制度改正への対応
- 5 地域包括ケアシステムづくりの推進
- 6 高齢者の意識への対応

1 高齢者を取り巻く状況変化への対応

(1) 高齢者人口と高齢化率の推移と推計

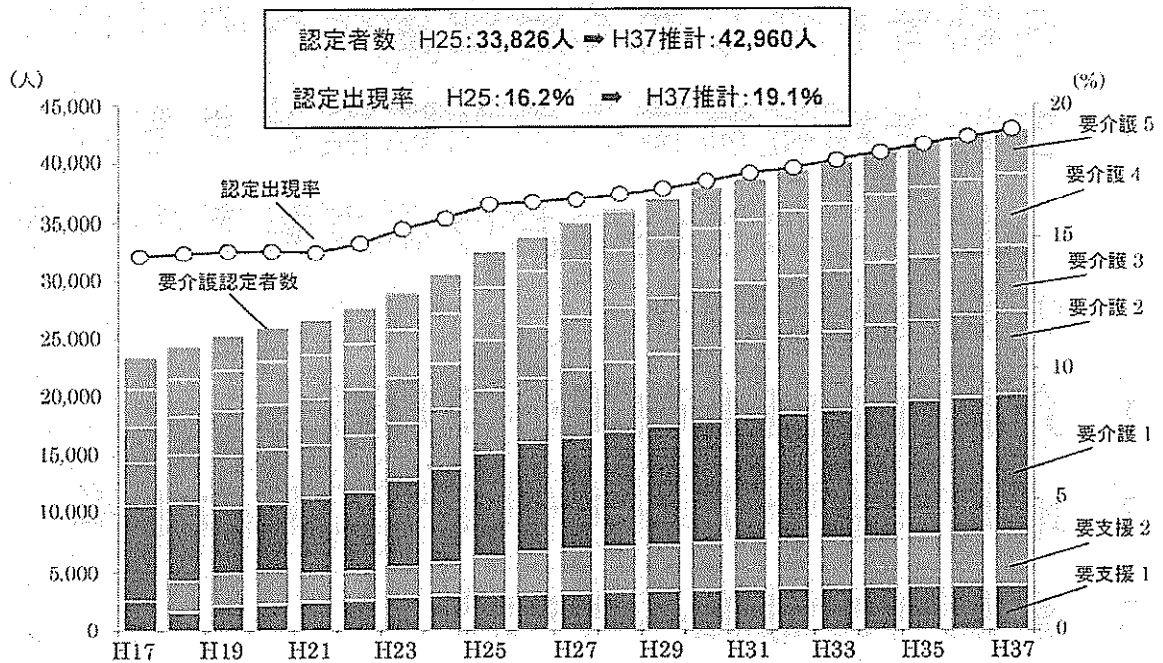
本書(案) P.3



※各年10月1日現在住民基本台帳数値、H27以降はコーホート変化率法による推計値(高齢者福祉課試算)

(2) 要介護認定者数と認定出現率の推移と推計

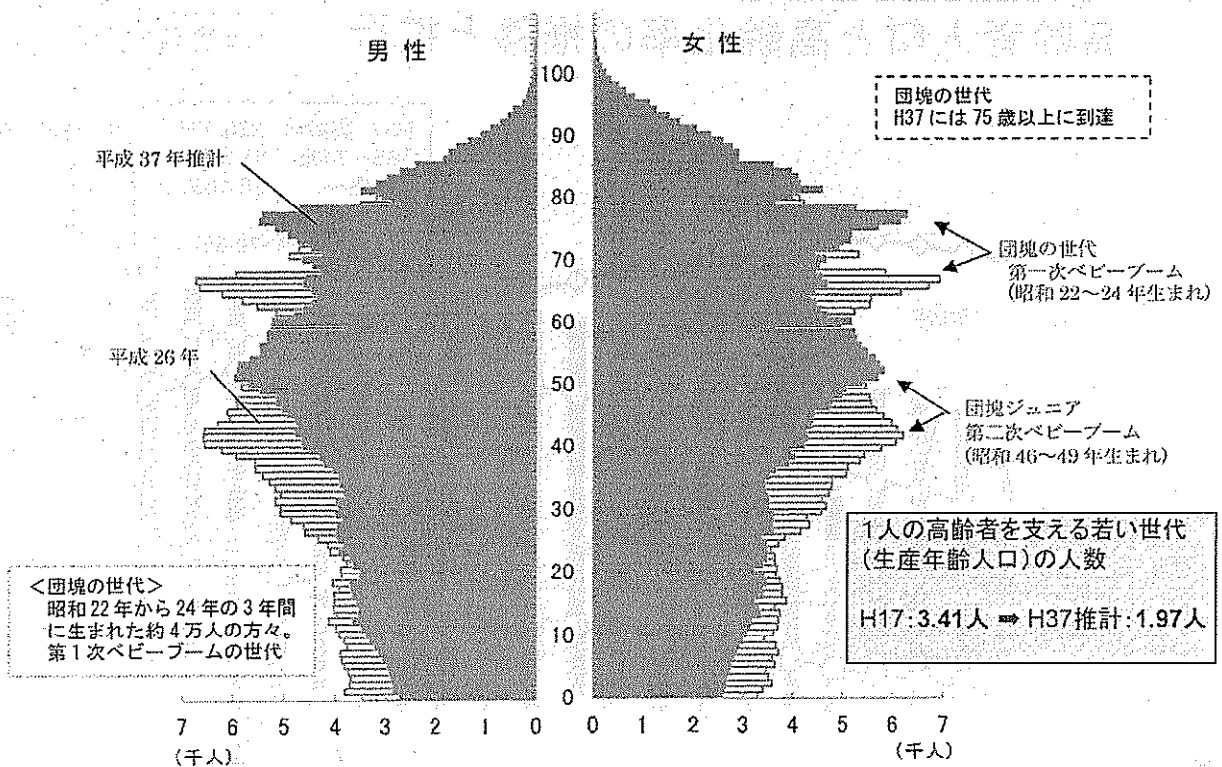
本書(案) P.4



※各年10月1日現在数値、H27以降は介護保険課試算による推計値

(3) 人口ピラミッドと団塊の世代

本書(案) P.5



※各年10月1日現在住民基本台帳数値

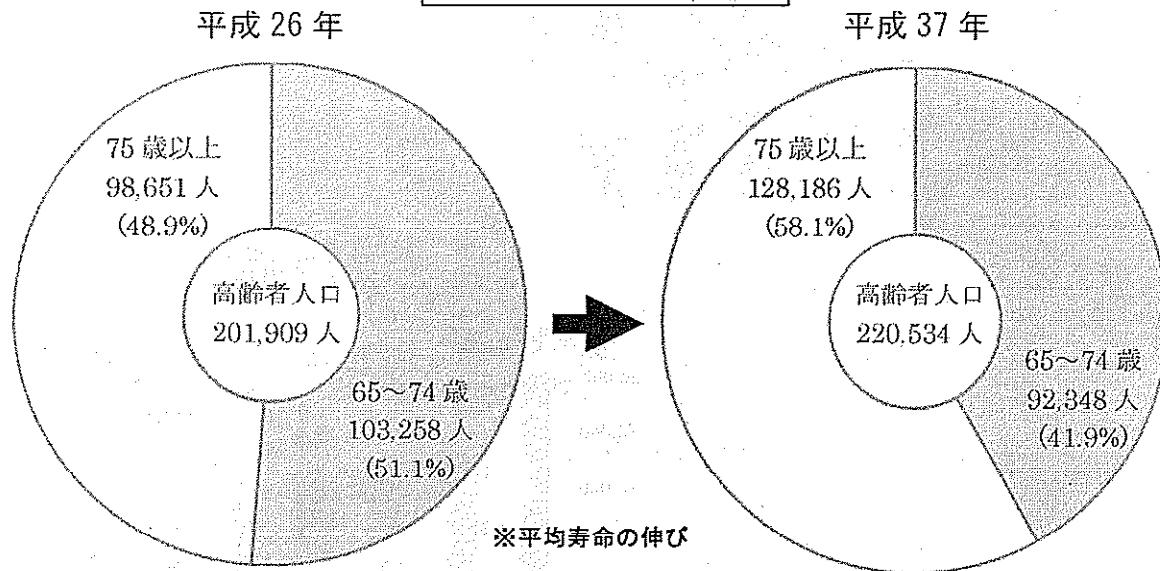
※H37はコーホート変化率法による推計値(高齢者福祉課試算)

(4) 高齢者の高年齢化

本書(案) P.5

75歳以上人口比率

H25: 11.9% ⇒ H37推計: 17.2%



※平均寿命の伸び

※各年10月1日現在住民基本台帳数値

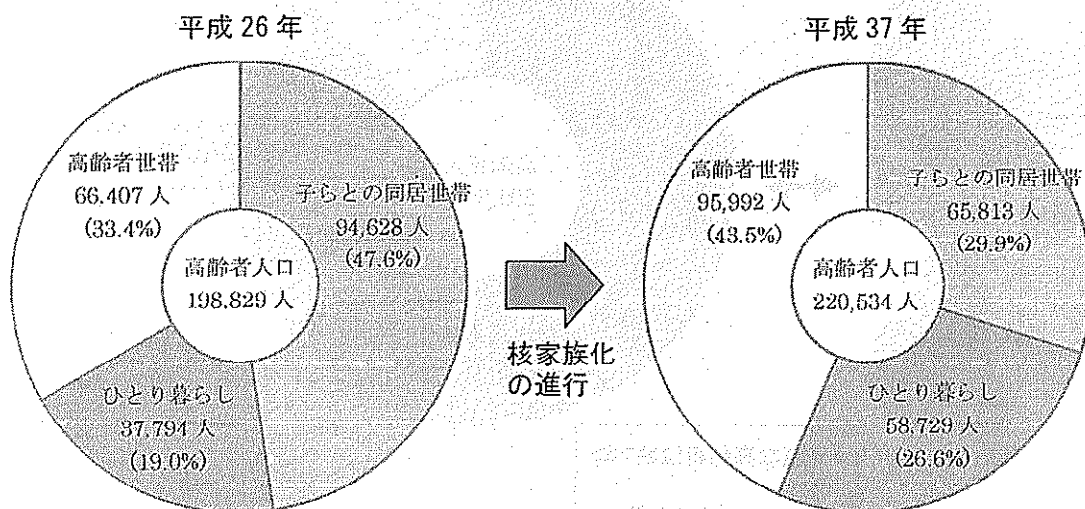
※H37はコーホート変化率法による推計値 (高齢者福祉課試算)

(5) 世帯構成の変化

本書(案) P.6

高齢者人口に占めるひとり暮らしと高齢者世帯の割合

H26: 52.4% ⇒ H37推計: 70.1%

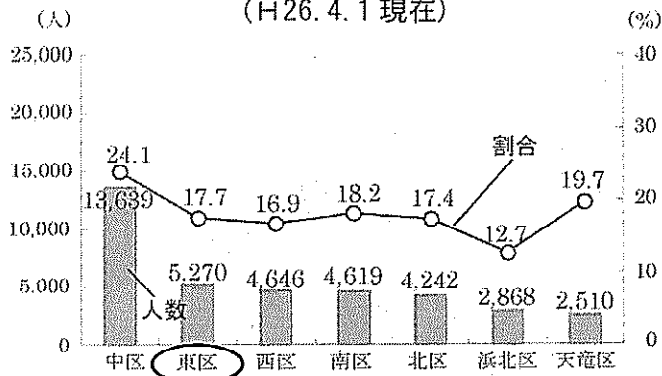


核家族化
の進行

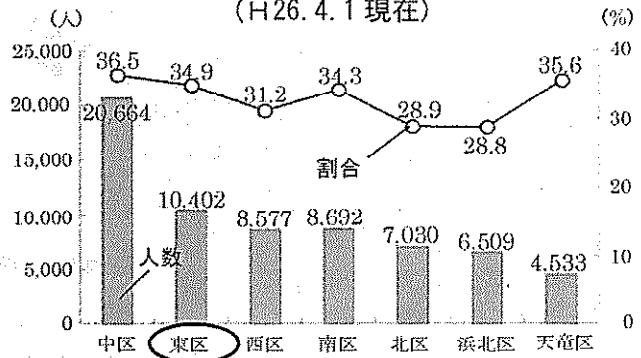
※住民基本台帳数値

※H37はコーホート変化率法による推計値 (高齢者福祉課試算)

ひとり暮らし高齢者の状況
(H26.4.1現在)

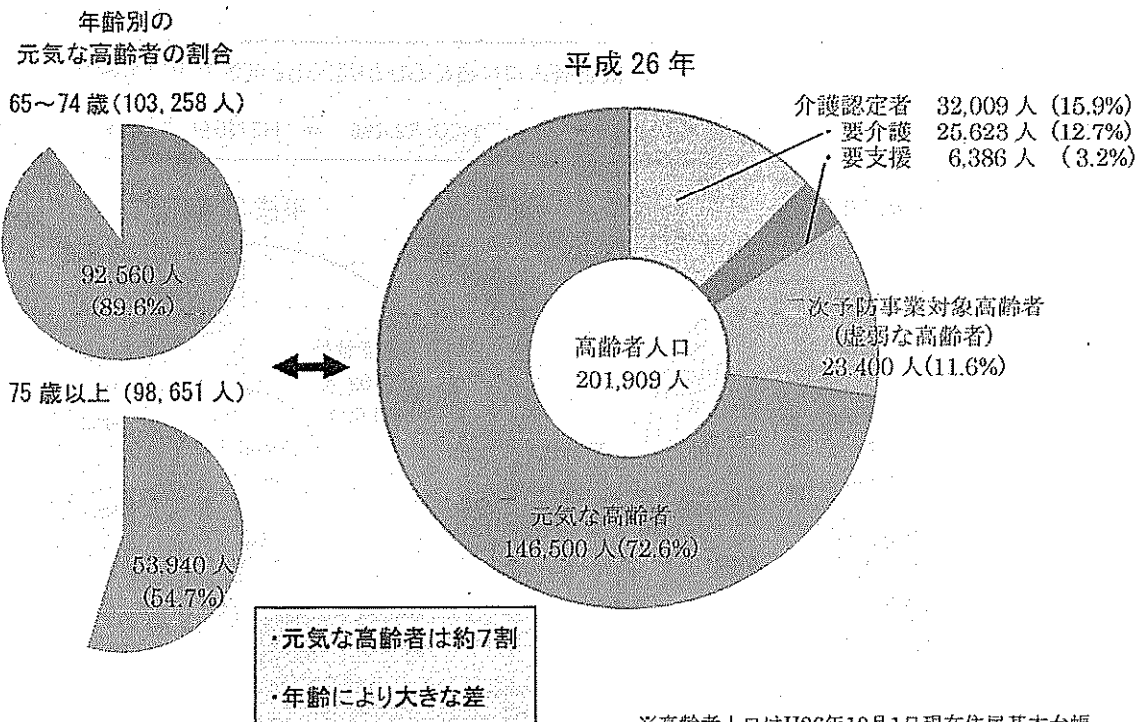


高齢者世帯の状況
(H26.4.1現在)



※住民基本台帳数値

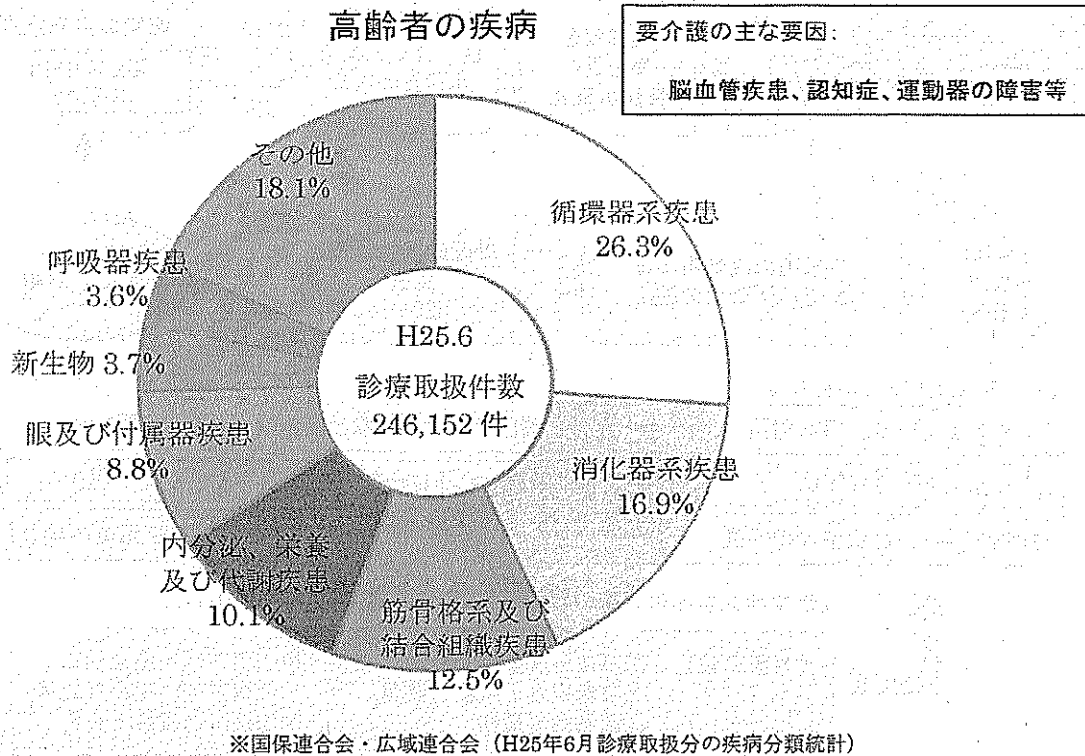
(6) 心身の状況



※高齢者人口はH26年10月1日現在住民基本台帳
 ※介護認定者数はH26年4月1日現在
 ※二次予防事業対象高齢者はH25実績

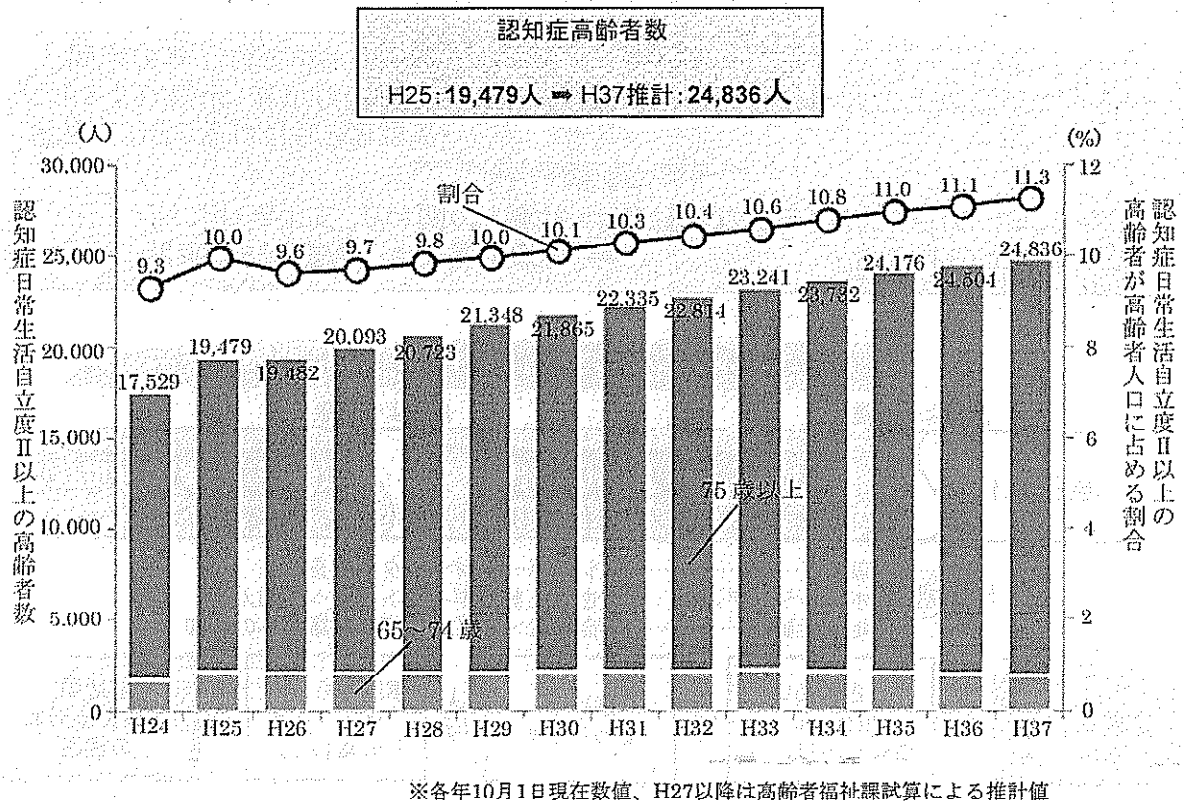
(7) 高齢者の疾病と要介護の要因

本書(案) P.7



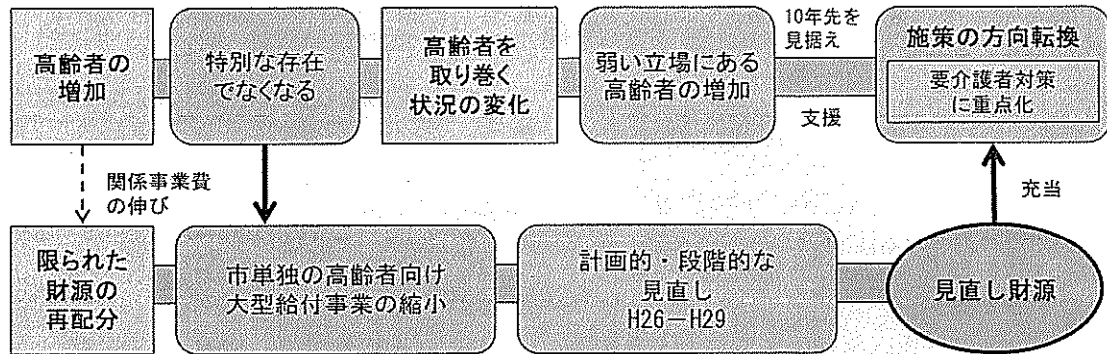
(8) 認知症高齢者数の推移と推計

本書(案) P.8



2 高齢者福祉施策の方向転換と見直し

本書(案) P.9



【今後重点的に取り組む事業】

【重点事業1】 要介護者対策	⇒	特別養護老人ホームなどの整備(入所待機者の解消)
【重点事業2】 介護予防	⇒	ロコモーショントレーニングの普及(介護予防の推進)
【関連事業】 社会参加の促進	⇒	ささえあいポイント制度の推進(ボランティア活動の奨励)

【市単独大型給付事業の計画的・段階的な見直し(H26-H29)】

【対象事業】	①バス・タクシー券等の交付	単価引下げ・廃止前提
	②敬老祝金・祝品の贈呈	祝金引下げ・祝品廃止等
	③敬老会の補助	関係機関と調整・見直し

3 これからの社会における高齢者の定義の見直し

本書(案) P.10

一般的に65歳以上の方が「高齢者」として定義 ⇒ 平均寿命まで約20年の期間
 ・身体能力が高く元気ではつらつ
 ・高齢者と呼ばれることに違和感

- ①74歳までの比較的若く元気な高齢者 = 社会との関わり、支え手・担い手
- ②75歳以上の高齢者 = 健康で長生き、介護予防の実践

これからの社会における高齢者 … 年齢だけでなく役割に着目

おおよそ65歳

おおよそ75歳

現役世代

(仮称) ささえあい世代

(仮称) 健康長寿世代

(地域や社会で支え合う役割に期待)

(介護予防の実践)

誘導

- 就労 …………… シルバー人材センター会員加入
- ボランティア活動 …… ささえあいポイント制度への加入
- 地域活動 …………… 自治会・地区社会福祉協議会への参加

定義の設定

ささえあい世代への周知・呼びかけ

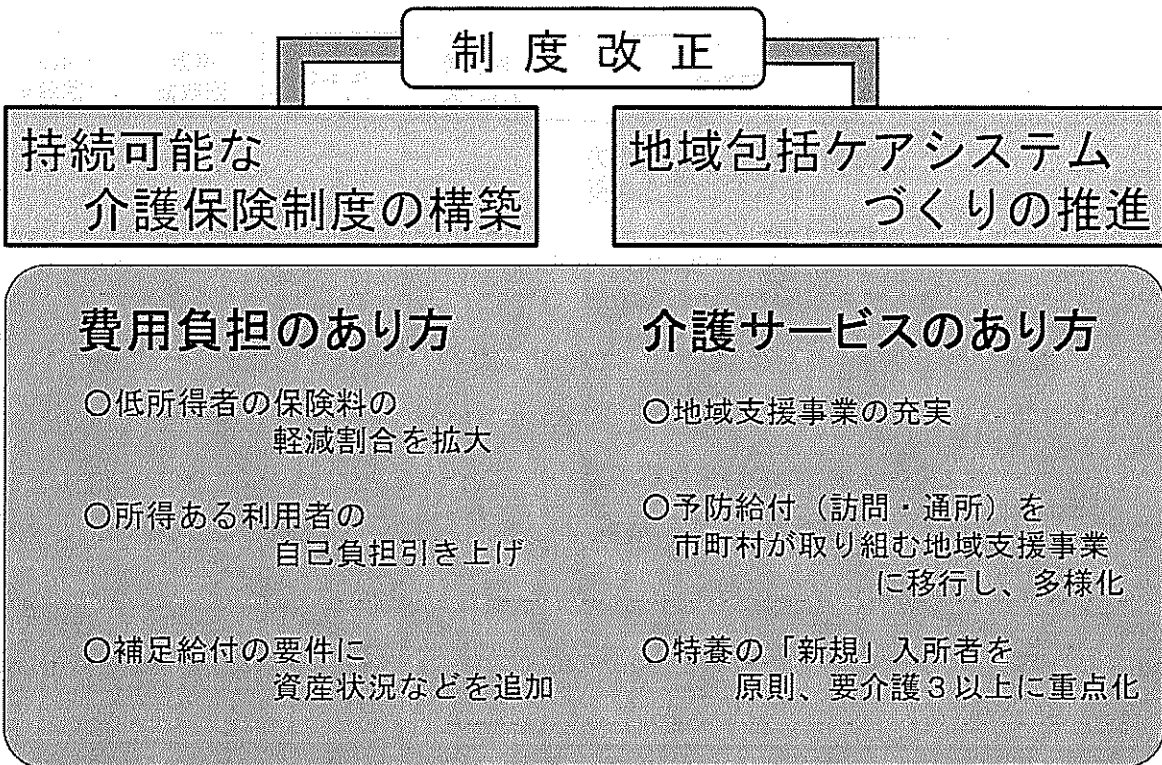
意識が変わります

家庭から外へ(地域・社会との関わり)

地域活動・社会貢献活動の実践

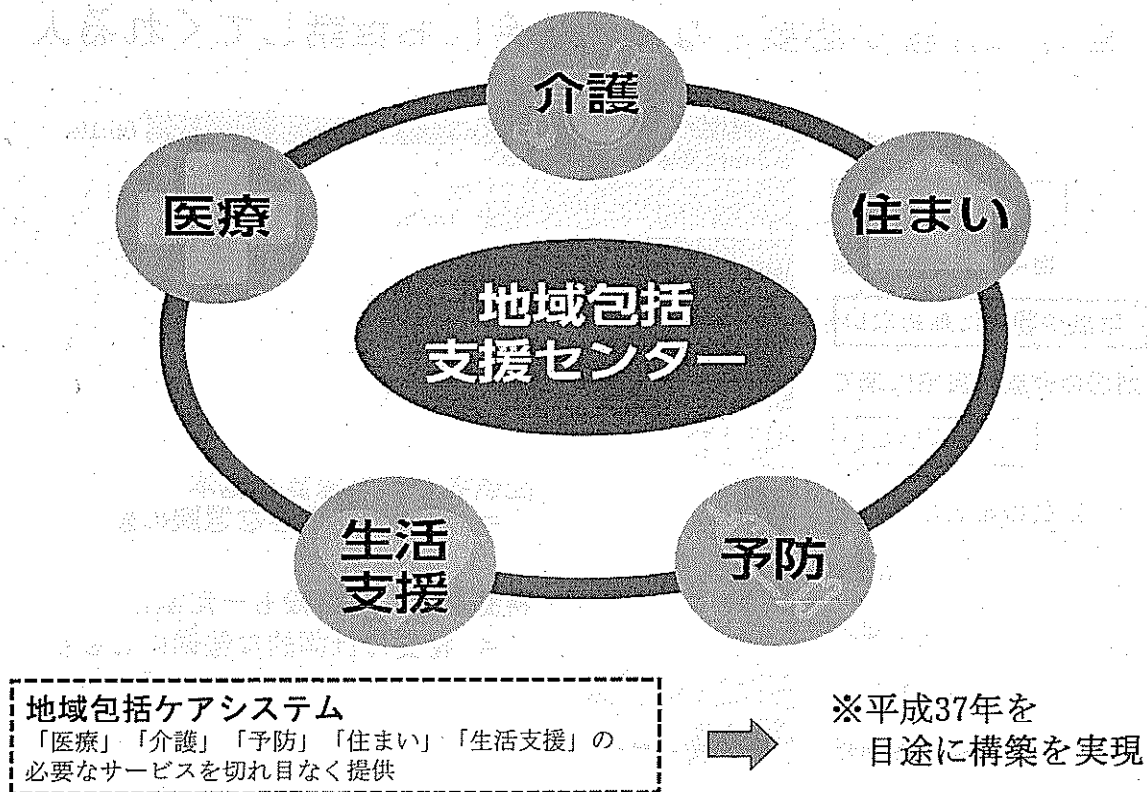
4 介護保険制度改正への対応

本書(案) P.11



5 地域包括ケアシステムづくりの推進

本書(案) P.12~13



6 高齢者の意識への対応

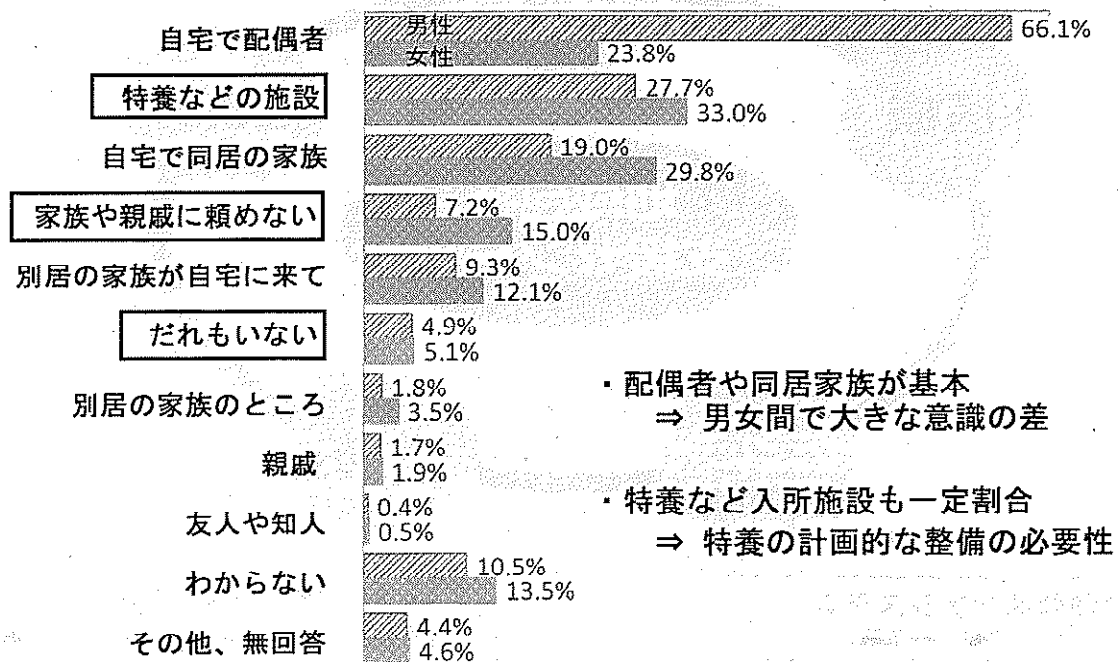
本書(案) P.14~16

種別	対象者	対象者人口(人)	標本数	有効回収数	有効回収率
高齢者一般調査	市内在住の65歳以上の方で、介護保険の認定を受けていない方	162,779	5,000	3,223	64.5%
在宅要支援・要介護認定者調査	市内在住の介護保険の認定を受けている方で、介護サービスを利用している方(施設入所者を除く)	16,069	3,000	1,590	53.0%
介護保険サービス未利用者調査	市内在住の介護保険の認定を受けている方で、かつ介護サービス利用がない方	5,839	2,000	929	46.5%
合計		184,687	10,000	5,742	57.4%

[自身の介護者]

(男女別クロス集計・複数回答)

自分に介護が必要となった場合にお世話してくれる人



第4章 基本理念と施策体系

本書(案) P.17~18

【基本理念】

地域で支え合い 安心していきいきと暮らすことのできるまち 浜松
 ~ 地域包括ケアシステムの構築を目指して ~

【基本目標】

1 健康でいきいきとした生活のために
 … 健康寿命の延伸

元気な高齢者

2 支援が必要な高齢者のために
 … 総合支援の充実

支援が必要な高齢者

3 地域全体で支え合うために
 … 安全・安心の確保

社会貢献

【施策の展開】

(1) 健康づくりと介護予防の展開

(2) 生きがいつくりの促進

(1) 生活支援の充実

(2) 選択可能な多様な住まいの提供

(3) 質の高い介護サービスの提供

(4) 認知症高齢者への支援

(5) 尊厳ある暮らしの確保

(6) 総合相談機能の充実

(1) 地域で支え合う仕組みづくりの推進

(2) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

【成果目標】

区分	目標	単位	現状値	目標値	備考
プラン全体	健康寿命の延伸	歳	(H22) 男72.98 女75.94	(H27) 男74 女77	厚生労働省研究班調査
	持続可能な介護保険事業の運営	円	※調整中		高齢者一人当たり介護給付費の抑制
基本目標1	転倒不安のない人の割合の向上	%	(H25) 32.6	(H28) 35.0	実態調査結果
	外出頻度の向上	%	(H25) 69.5	(H28) 75.0	実態調査結果
	介護認定出現率の抑制	%	(H25) 16.2	(H29) 16.7	介護保険課調べ
基本目標2	地域包括支援センターの認知度の向上	%	(H25) 20.3	(H28) 33.3	実態調査結果
	特別養護老人ホーム入所待機者数の削減 (在宅で要介護4・5の重度入所待機者の解消)	人	(H25) 3,083 (417)	(H30) 2,426 (0)	高齢者福祉課調べ
	介護保険制度の満足度	%	(H25) 79.3	(H28) 82.0	実態調査結果
	家族介護者の負担の軽減	%	(H25) 42.6	(H28) 40.0	実態調査結果
基本目標3	孤独死・孤立死の減少	人	(H25) 42	(H29) 10以下	浜松市民生委員児童委員協議会調査
	孤独(ひとり暮らし)になる心配の解消	%	(H25) 4.1	(H28) 3.0	実態調査結果
	ボランティア活動への関心の向上	%	(H25) 63.4	(H28) 70.0	実態調査結果

- 1 健康寿命の延伸
- 2 地域包括ケアシステムづくりの推進
- 3 認知症対策の推進
- 4 高齢者見守り・支援体制の拡充
- 5 特別養護老人ホーム・介護付き有料老人ホームの整備の推進
- 6 元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支える新たな仕組みづくりの推進

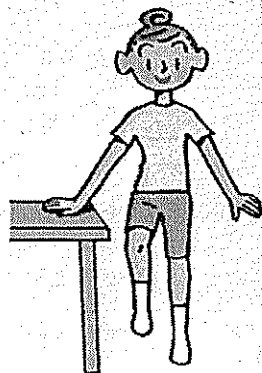
重点施策1 健康寿命の延伸

本書(案) P.20

ロコモーショントレーニングの普及

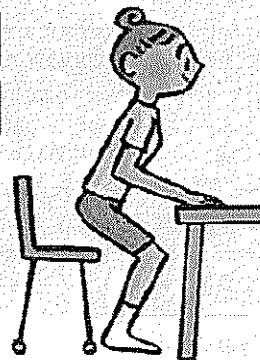
健康寿命を延ばし、いきいき元気で生活していただくために、ロコモティブシンドロームを予防する体操“ロコモーショントレーニング(ロコトレ)”の普及を行います。

①開眼片足立ち
バランス感覚と足腰の筋肉



左右1分間

②スクワット(ひざのまげのぼし)
足の筋肉と膝の関節



5~6回

簡単な運動

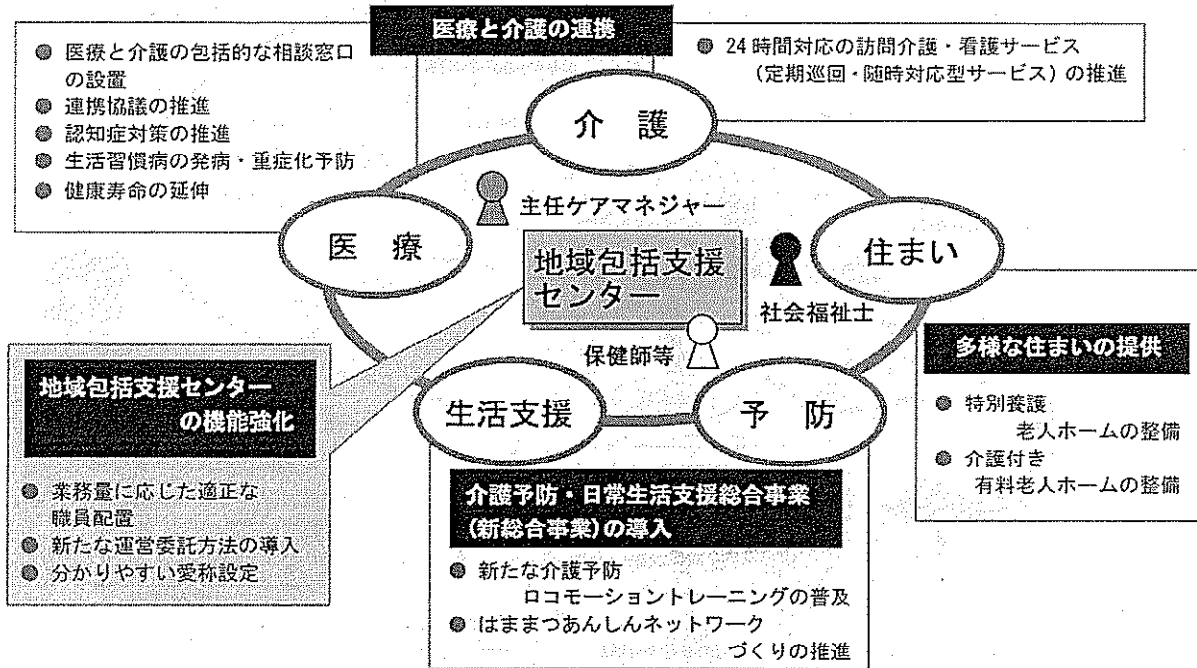
1日3セット

浜松市の健康寿命 男性72.98歳 女性75.94歳
20大都市中第1位 (全国 男性70.42歳 女性73.62歳)

厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」

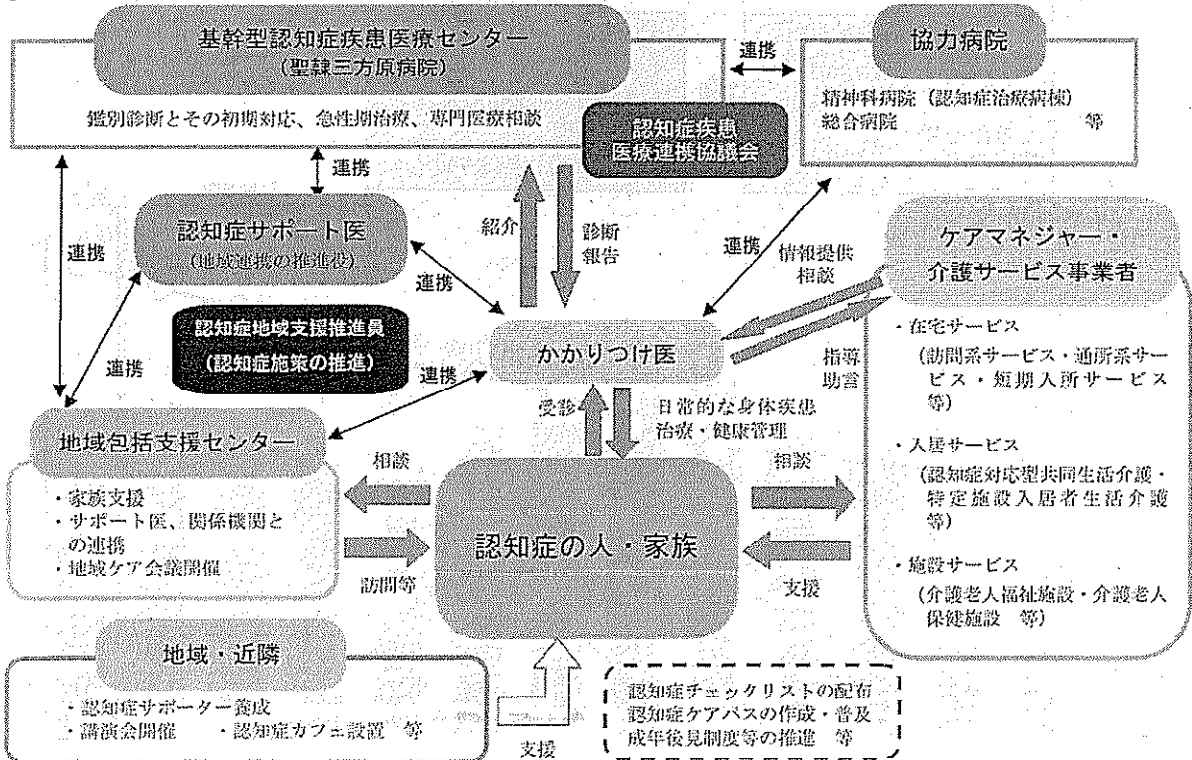
重点施策2 地域包括ケアシステムづくりの推進 本書(案) P.21

【地域包括ケアシステムのイメージ】

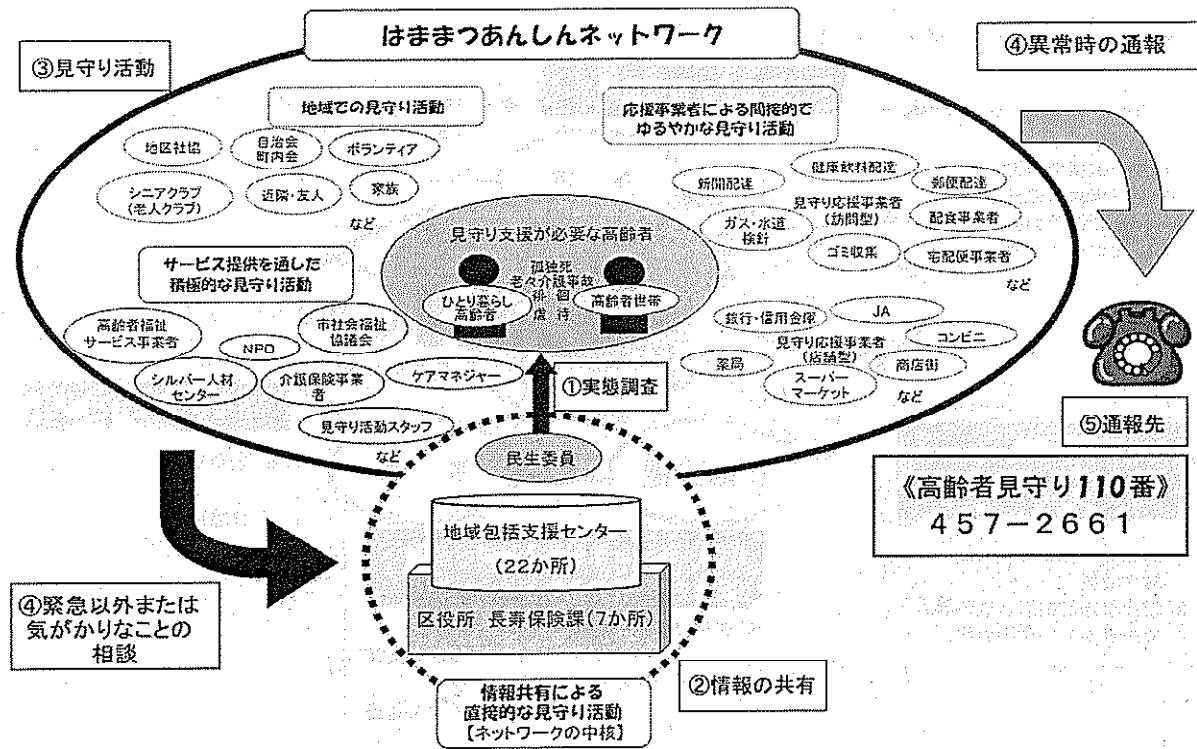


重点施策3 認知症対策の推進 本書(案) P.22

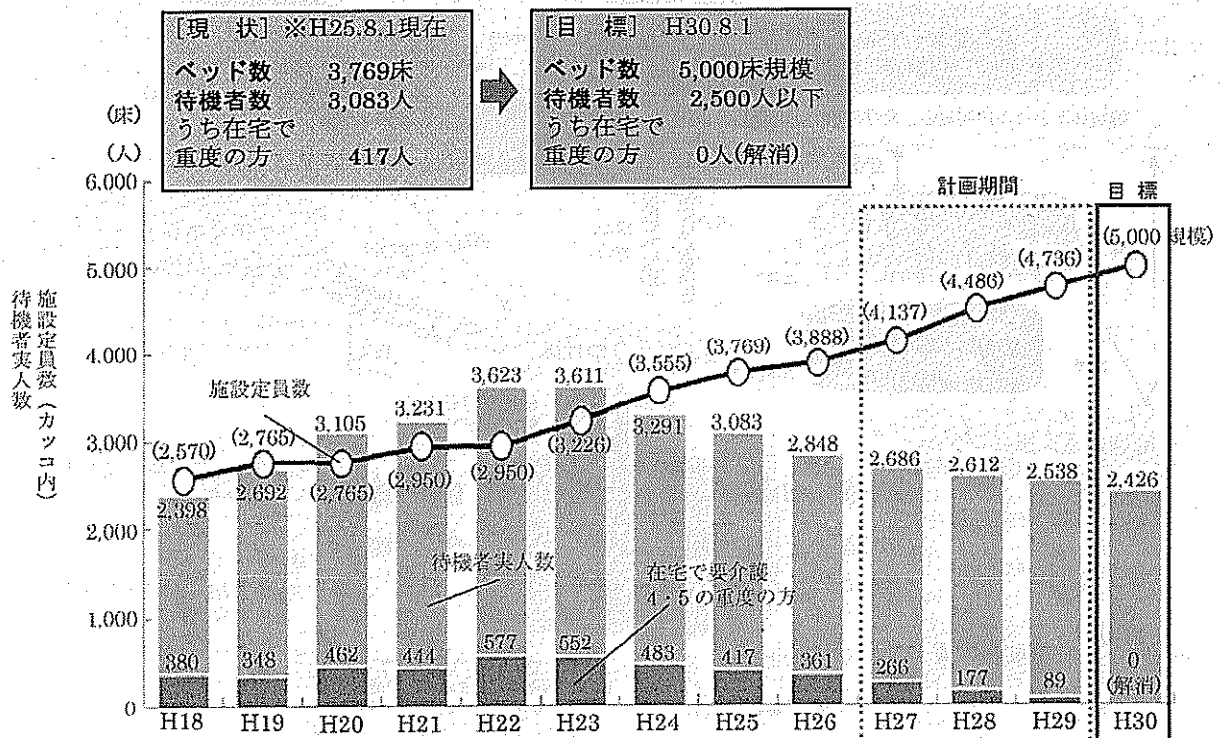
【認知症施策のイメージ】



重点施策4 高齢者見守り・支援体制の拡充 本書(案) P.23



重点施策5 特別養護老人ホーム・介護付き有料老人ホームの整備の推進 本書(案) P.24



重点施策6 元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支える 新たな仕組みづくりの推進

本書(案) P.25

ささえあいポイント事業の推進・拡充

①施設ボランティア事業

- 活動場所 受入登録のある市内の介護サービス事業所
- 活動する人 市民(65歳以上)
- 活動内容 レクリエーションの補助や芸能披露、話し相手など
- ポイント 活動した介護サービス事業所でポイント手帳にスタンプ押印(1時間につき1ポイント)
◇ポイントの上限:1日2ポイント、年間50ポイント



②中山間地域ボランティア事業

- 活動対象地域 天竜区の一部(春野町・佐久間町・水窪町・龍山町・熊地区・上阿多古地区・竜川地区の全域と上古里)と北区引佐町の一部(伊平地区・鎮玉地区)
※自家用車を運転、公共交通機関利用の場合、交通費の一部助成あり

A ○活動する人 市民(年齢制限なし)

○活動内容

- ①65歳以上のひとり暮らし宅などでの
安否確認、話し相手、軽度な生活支援など
- ②地域の高齢者サロンの運営や手伝い
- ③高齢者への配食の手伝い

B ○活動する人

活動対象地域在住の市民(65歳以上)

○活動内容

児童登校見守りなどの地域貢献活動

- ポイント ささえあいポイント事業管理機関へ活動実績報告書を提出
(30分につき1ポイント)
◇ポイントの上限:1日4ポイント、年間100ポイント



第6章 施策の現状と今後の方向性

本書(案) P.26~30

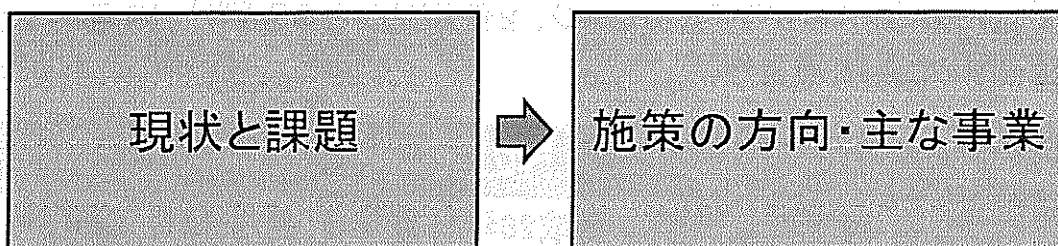
施策体系の施策展開ごとに

「現状と課題」⇒「施策の方向・主な事業」を整理

例) 1 健康でいきいきとした生活のために

… 健康寿命の延伸(基本目標)

(1)健康づくりと介護予防の推進



※登載事業 … 主な事業のみ抜粋して登載

第7章 サービス見込量

本書(案) P.31~40

保健福祉サービス、地域支援事業サービス、介護サービス（介護給付・予防給付）

項目	実績		見込	計画			想定 H37
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	

※高齢者人口のピーク時を見据え10年先のサービス量まで見込む

第8章 介護保険事業費の算定

本書(案) P.41

- ・費用推移と推計（平成18～37年度）
- ・第1号被保険者の保険料

➔ 第6期計画期間の保険給付費と
地域支援事業費をもとに、介護保険料を算定

第9章 進捗管理・策定経過等

本書(案) P.42~45

進捗管理、策定経過、委員名簿、用語解説

※ プランの特色・工夫した点

●コラムの挿入（読まれる計画書）

話題となっていること、文章として伝えたいことを7つのコラムとして掲載

- 本書P.6 【コラム1】 孤独死・孤立死
- 本書P.7 【コラム2】 健康寿命日本一・浜松
- 本書P.8 【コラム3】 認知症徘徊高齢者の身元不明問題
- 本書P.10 【コラム4】 「60歳代は高齢者ではない！」9割が70歳以上と回答
- 本書P.11 【コラム5】 新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」
- 本書P.12 【コラム6】 地域包括支援センターの役割
- 本書P.13 【コラム7】 中山間地域の高齢化率50%超！

●薄い・フルカラー印刷（コンパクトで見やすい計画書）

現計画140ページから50ページ、2色刷りから4色刷り、図表やグラフを多用した計画書を作成

※ パブリック・コメントの実施

- 案の公表・意見募集期間：平成26年11月14日(金)～12月15日(月)
- 案の公表先：高齢者福祉課、介護保険課、健康増進課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター等

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	第3次浜松市教育総合計画(案)のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p><背景></p> <p>第3次浜松市教育総合計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画として定める。</p> <p><経緯></p> <p>現在の第2次浜松市教育総合計画は平成26年度末までを計画期間としており、新たに平成27年4月から平成37年3月までを計画期間として新たな教育総合計画を策定する。</p> <p><検討した事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の第2期教育振興基本計画、市総合計画「浜松市未来ビジョン」との整合性を踏まえ、「市民協働による人づくり」「未来創造への人づくり」を基本理念に掲げた。 ・「目指す子どもの姿」の実現に向けて、7つの政策、27の施策を計画(案)にまとめた。 				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・別添の第3次浜松市教育総合計画(案)のとおり 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年10月1日(水)～10月31日(金) 案の公表、意見募集 ・平成26年11月 案の修正、市の考え方の作成 ・平成27年 1月 意見募集結果、市の考え方公表 ・平成27年 4月 計画運用開始予定 				
担当課	教育総務課	担当者	竹本 石樹	電話	457-2401

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第3次浜松市教育総合計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第3次浜松市教育総合計画(案)」とは

浜松市では、これまで、「第1次浜松市教育総合計画」、「第2次浜松市教育総合計画」を策定し、「夢と希望をもって学び続ける『世界にはばたく市民』の育成」を掲げ、様々な取組を行ってきました。これまでの取組の成果や課題、教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、新たに平成27年4月から平成37年3月までの10年間を計画期間とする「第3次浜松市教育総合計画」を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

平成26年10月1日(水)～平成26年10月31日(金)

3. 案の公表先

教育総務課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)にて配布

浜松市ホームページ(<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

① 直接持参	教育総務課(下記住所)まで書面で提出
② 郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-0929 浜松市中区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松オフィス棟6階 教育総務課あて
③ 電子メール	k-kikaku@city.hamamatsu-szo.ed.jp
④ FAX	053-457-2404(教育総務課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、平成27年1月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

学校教育部教育総務課(TEL 053-457-2401)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要	P1
●第3次浜松市教育総合計画（案）		
第1章 本計画の概要	P6
第2章 浜松市の教育理念	P7
第3章 子どもを取り巻く現状と第3次計画の方向性	P8～P38
第4章 浜松市の目指す教育の姿	P39～P42
第5章 推進の基本的視点	P43～P45
第6章 7つの政策と27の施策で目指す教育の姿に迫る	P46～P99
第7章 プラン推進にあたって	P100～P101
●意見提出様式（参考）	P102

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第3次浜松市教育総合計画（案）								
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次浜松市教育総合計画では「夢と希望をもって学び続ける『世界にはばたく市民』の育成」を教育目標とし、「心の耕し」をキーワードとした「人づくり」に取り組んできました。 ・ これまでの取組の成果や課題、教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の浜松市の教育の基本的方向性を定めます。 								
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年12月に改正された教育基本法において、地方公共団体は、地域の実情に応じて教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。 ・ 現在の第2次浜松市教育総合計画は平成26年度末までを計画期間としており、新たに平成27年4月から平成37年3月までを計画期間とした教育総合計画を策定するものです。 								
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市総合計画の基本計画と連携を図るため、平成27年度から平成36年度までの10年間の基本構想とします。 ・ 基本構想の期間を前期・後期に2分割し、5年間の基本計画を定めます。 								
案のポイント （見直し事項など）	<p>1 教育理念 市民総がかりで「人づくり」に取り組んでいく「市民協働による人づくり」、「未来へかがやく創造都市」を目指し、創造的に考え、行動できる「未来創造への人づくり」を教育理念とします。</p> <p>2 浜松市の目指す教育の姿 教育理念や子どもを取り巻く現状から「目指す子どもの姿」「目指す園・学校の姿」「目指す教職員の姿」「目指す家庭の姿」「目指す地域の姿」「目指す行政の姿」を設定しました。</p> <p>3 7つの政策と27の施策 (基本計画前期：平成27年度から平成31年度) 子どもを取り巻く課題の解決を図り、浜松市の目指す教育の姿に迫るため、7つの政策、27の施策に取り組んでいきます。</p>								
関係法令・ 上位計画など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育基本法第17条第2項 ・ 第2期教育振興基本計画 								
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">平成26年10月</td> <td>案の公表、意見募集</td> </tr> <tr> <td>平成26年11月</td> <td>案の修正、市の考え方の作成</td> </tr> <tr> <td>平成27年 1月</td> <td>意見募集結果、市の考え方公表</td> </tr> <tr> <td>平成27年 4月</td> <td>計画運用開始予定</td> </tr> </table>	平成26年10月	案の公表、意見募集	平成26年11月	案の修正、市の考え方の作成	平成27年 1月	意見募集結果、市の考え方公表	平成27年 4月	計画運用開始予定
平成26年10月	案の公表、意見募集								
平成26年11月	案の修正、市の考え方の作成								
平成27年 1月	意見募集結果、市の考え方公表								
平成27年 4月	計画運用開始予定								

第3次浜松市教育総合計画

はままつ人づくり未来プラン(案)

- 現時点で調整中の施策・取組があります。今後見直しされる可能性があります。
- 本文中の「社会総がかりネットワーク（仮称）」は、国の教育再生会議「社会総がかりで教育再生を（最終報告）」で示された「社会総がかり」を受けた言葉であり、その実現については、現在検討している段階です。

浜松市教育委員会

はじめに

第2次浜松市教育総合計画（平成23年度～平成26年度）（以下：第2次計画）では、「夢と希望をもって学び続ける『世界にはばたく市民』の育成」を目標とし、教育活動を行ってまいりました。これまでの大きな特徴は、「心の耕し」をキーワードに、子どもの「心」に着目して「人づくり」に取り組んできたことです。今後も「心」に着目した教育を充実させ、社会の変化に左右されずに生き抜くことができる「人づくり」を行っていく必要があります。

本市の総合計画「浜松市未来ビジョン」において、「浜松は人財が一番の誇り」と記述されており、「人づくり」には最優先で取り組まなくてはなりません。また、そこに示されている都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」には、未来へかがやく浜松を築くことができる「人づくり」に取り組むことや、市民が力を合わせて「人づくり」に取り組むことを大切にしていこうとする方向性が見えます。

教育委員会では、市の総合計画を受け、「人づくり」のために「市民協働」と「未来創造」を柱とした第3次浜松市教育総合計画（以下：第3次計画）を策定いたしました。市民総がかりで「市民協働による人づくり」を推進していくとともに、夢と希望を持って生き、資質や能力を発揮しながら未来を切り拓いて、自分を創っていく「未来創造への人づくり」を推進してまいります。

第3次計画では、「市民協働による人づくり」と「未来創造への人づくり」に関わる目指す教育の姿（子どもの姿、園・学校の姿、教職員の姿、家庭の姿、地域の姿、行政の姿）を明らかにし、7つの政策、27の施策、61の取組で目指す教育の姿に迫ります。そして、今後、単年度ごとに検証を行い、改善を着実に積み重ねることを通して、「はままつの人づくり」を行ってまいります。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成27年3月
浜松市教育委員会

目次

はじめに

第1章 本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.6

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 計画の範囲

第2章 浜松市の教育理念・・・・・・・・・・・・・・・・P.7

- 1 市民協働による人づくり
- 2 未来創造への人づくり

第3章 子どもを取り巻く現状と第3次計画の方向性・・・・・・・・P.8

- 1 今後予想される環境の変化
 - (1) 市民協働で子どもを育てる必要性
 - (2) これからの社会を生き抜くための資質や能力を育成する必要性
 - (3) 「人づくり」のための仕組みづくり
- 2 浜松市の教育の強み
 - (1) 恵まれた自然環境と地域、産業の多様性
 - (2) 豊かな文化
 - (3) 多くの企業、大学
- 3 第2次計画の取組と成果
 - (1) 第2次計画の取組
 - (2) 第2次計画の成果
- 4 これまでの課題と第3次計画への方向性
 - (1) 「夢と希望を持ち続ける子ども」の視点から
 - (2) 「これからの社会を生き抜くための資質や能力」の視点から
 - (3) 「自分らしさを大切にする子ども」の視点から
 - (4) 一人一人の子ども支援という視点から
 - (5) 園・学校や教職員の視点から
 - (6) 家庭や地域の視点から
 - (7) 教育環境整備の視点から

第4章 浜松市の目指す教育の姿 P. 39

- 目指す子どもの姿
- 目指す園・学校の姿
- 目指す教職員の姿
- 目指す家庭の姿
- 目指す地域の姿
- 目指す行政の姿

第5章 推進の基本的視点 P. 43

- 1 継承すべき視点
- 2 新たな視点

第6章 7つの政策と27の施策で目指す教育の姿に迫る . . P. 46

- 政策1 夢と希望を持ち続ける子どもを育てます
- 政策2 これからの社会を生き抜くための資質や能力を育む子どもを育てます
- 政策3 自分らしさを大切にする子どもを育てます
- 政策4 一人一人の可能性を引き出し伸ばします
- 政策5 園・学校や教職員の力を向上させます
- 政策6 家庭や地域の力を生かした取組を推進します
- 政策7 子どもの生活や学びを支える教育環境づくりを進めます

第7章 プランの推進にあたって P. 100

- 1 「未来創造」に向けた取組の重点化
- 2 「市民協働」による多面的評価
- 3 PDCA サイクルによる改善

第1章 本計画の概要

1 策定の趣旨

本計画は、市民総がかりで「市民協働による人づくり」を推進し、「未来創造への人づくり」に迫るための基本的方向性を示すものです。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本計画と位置付けます。

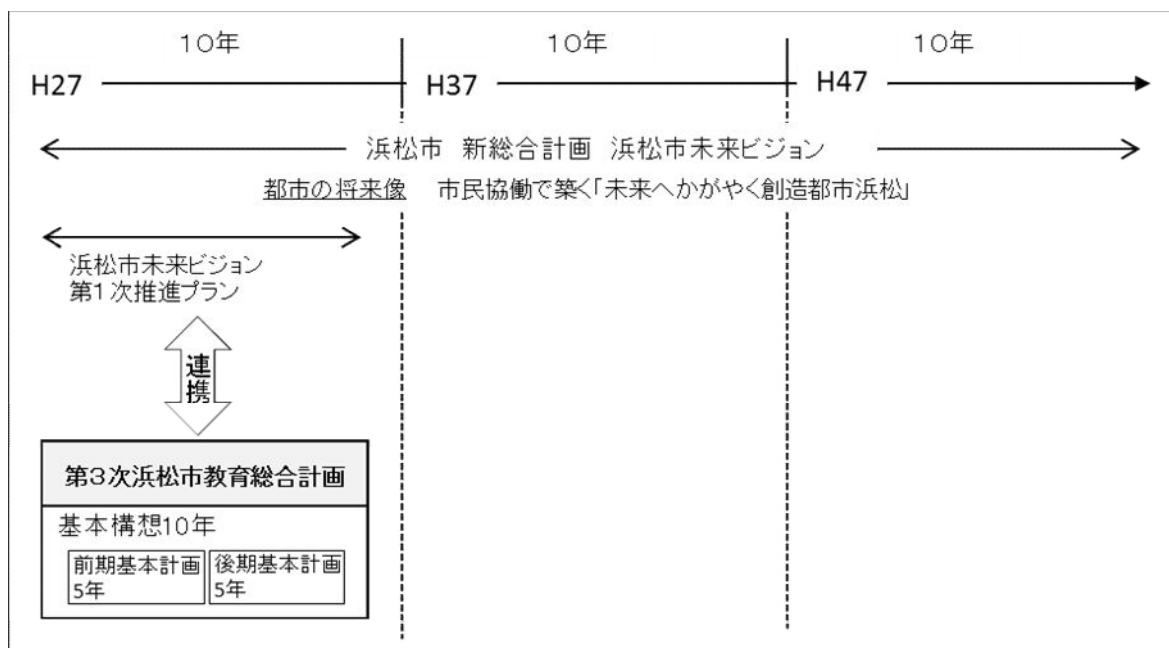
また、市政全般の基本構想である「浜松市総合計画」の基本構想や「浜松市子ども育成条例」と関連させ、次世代に責任を持つ人づくりの構想として、教育振興のための具体的な政策・施策・取組を総合的・体系的に位置付けるものです。

3 計画期間

本計画は、「浜松市新総合計画」の基本計画「第1次推進プラン」の計画期間と合わせ、平成27年度から平成36年度までの10年間の基本構想とします。

基本構想の期間を前期・後期に2分割し、5年間の基本計画を定めます。

5年間を通して、進捗状況の点検や計画の見直しを毎年行い、本市に育つ子どもにとって、より効率的で効果的な教育の実現を図ります。



4 計画の範囲

浜松市の園（幼稚園、保育園、認定こども園）、小学校、中学校、高等学校の教育に関わる取組や、家庭、地域社会など子どもの教育に関わる取組を計画の範囲とします。

第2章 浜松市の教育理念

1 市民協働¹による人づくり

子どもは、様々な場で、多くの「ひと・もの・こと」と関わりながら育っています。それゆえ、園・学校、家庭、地域の全てを育ちの場として捉え、市民総がかりで「人づくり」に取り組んでいくことが大切です。

園・学校は、教育活動を推進する中で生まれる様々なニーズを家庭や市民活動団体²、事業者などと協働することによって、教育の質を向上させていくことができます。また、家庭は、園・学校、行政、市民活動団体、事業者などと連携・協力し、基本的な生活習慣を身に付けさせる中心的役割を果たしていくことができます。さらに地域では、市民活動団体や事業者などが、子どもの安全・安心を保障したり、子どもに遊びや学びの場などを提供したりすることで、子どもを見守り育むことができます。このように、市民協働による子どもの育みの可能性は無限に広がっており、本市はこのような人づくりを重要な手段としていきます。

2 未来創造への人づくり

本市は、「未来へかがやく創造都市」³を目指しています。「やらまいか精神」が息づく市民によって、地域固有の文化や資源を生かした創造的な活動が行われ、新しい価値や文化・産業が次々と創出され、市民の暮らしの質が高まっていくことを期待しています。そのために、創造的に考え、行動できる「人づくり」に取り組んでいくことが大切です。

園・学校、家庭、行政、市民活動団体、事業者は、子どもに「夢と希望」を持たせることによって、「やらまいか」の気持ちを引き出し、子どもは、「夢と希望」に向かう過程で、失敗を乗り越え、困難に立ち向かいながら、これからの社会を生き抜くために必要な資質や能力を育てていきます。また、子どもは「資質や能力」を育むことによって自分の可能性を高め、「さらに自分を向上させたい」「他者や社会のために役立ちたい」といった新たな「夢と希望」を持つようになります。「夢と希望」に向かって一生懸命に生き、自分が持つ「資質や能力」を発揮しながら力強く生きる子どもは、心が耕され、正しい判断力や価値観に基づいた「自分らしさ」を築いていくのです。本市はこのような未来を創造できる人づくりを推進していきます。

¹ 様々な地域課題の中で、行政だけでは解決できない課題や市民だけでは解決できない課題などに対して、市民活動団体等と行政がお互いの不足を補い、また、自立したパートナーとして協力し合い、その課題解決に取り組むこと。

² 市民のうち、自らの価値観、信念、関心に基づき、市民生活と地域社会への貢献を目的として活動する任意団体やNPO法人、町内会などの団体の総称。

³ 浜松市総合計画 基本計画「浜松市未来ビジョン 第1次推進プラン」参照。

第3章 子どもを取り巻く現状と第3次計画の方向性

1 今後予想される環境の変化

(1) 市民協働で子どもを育てる必要性

わが国の人口減少・少子高齢化は、世界に類を見ない速さで進展しています。

本市においても、平成20年から総人口は緩やかに減少しており、10年後の平成37年には、0歳から14歳までの年少人口が、現在よりも約1万7千人減少すると見込まれています。さらに、子育て世代を中心とする15歳から64歳までの生産年齢人口が減少し、65歳以上の高齢者が全体の30%強を占めることとなります。【資料1】

また、生産年齢人口が都市部に生活圏を求める一方で、中山間地域では少子高齢化が進み、二極化もより顕著な形で表れてくることが予想されています。

また、今後、少子化や未婚率の上昇により、平均世帯人員は減少の一途をたどります。子どものいる家庭においても、祖父母がいない、兄弟姉妹が少ない、ひとり親の家庭が増加するといった状況が予想されます。

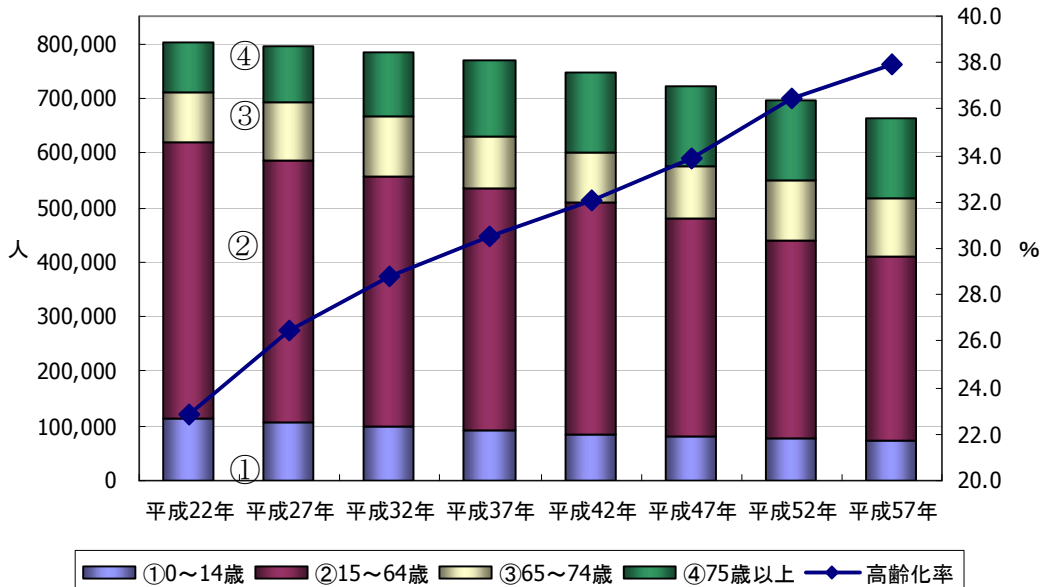
【資料2】

このような世帯類型の変化により、子どものみの生活時間が増えたり、家族や地域と触れ合う機会が少なくなったりするなど、人間関係や地縁的なつながりの希薄化が危惧されます。

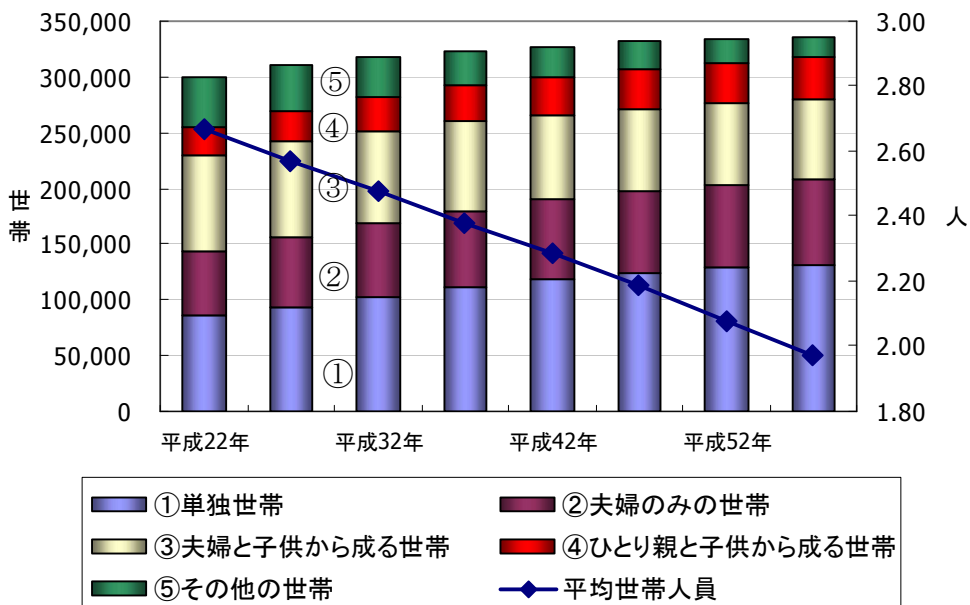
現在、学校や地域で、高齢者層の豊富な経験や知識を生かした取組や専門性を持った地域人材を活用した取組が行われています。また、地域産業、地域伝統文化の継承や日常の登下校の見守りなど、多岐にわたった取組を通して、「地域で子どもを育てる」といった意識も醸成されています。

こうした流れをくみながら、これからの少子高齢化の中で、子ども一人一人の存在価値を認め、人間性・社会性の伸長を図るとともに、これからの社会を担う人材の育成をしていかねばなりません。そのために、市民総がかりで、園・学校、家庭、地域が持つ機能を最大限に生かしながら、互いに補完し合い、子どもの教育に関わる新たな体制を作っていかなければなりません。

【資料1:人口構成の推移】 (浜松市の将来人口推計〈H25.3月推計〉より)



【資料2:世帯類型の推移】 (浜松市の将来人口推計〈H25.3月推計〉より)



(2) これからの社会を生き抜くための資質や能力を育成する必要性

ア 知識基盤社会と本市における「創造」の必要性

現在は、「知識基盤社会」の時代であると言われていています。知識基盤社会とは、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、あらゆる

る領域で活動の基盤として重要性を増す社会」⁴とされています。

知識基盤社会では、新しい知識が次々と生み出されます。学校で多くの知識を獲得するだけでは、これからの社会に十分に対応できません。

また、本市は、ものづくりを中心に発展を遂げてきましたが、これからは、今までに積み上げられた知識や技術を生かすと同時に、地域固有の文化や資源を生かしながら、新しいものを創り出していくことが必要になってきます。

したがって、学校、家庭、地域では、子どもが習得した複数の知識を活用させることにより、新たな知識を創造していく力を育てていくことが必要になります。

イ グローバル化の進展に伴う「協働」の必要性

情報通信技術の進展、交通手段の発達、市場の国際的な開放などにより、世界規模で「ひと・もの・こと」が交流する「グローバル化」が進展しています。将来、こうしたグローバル化の中で生きる子どもにとっては、外国語を身に付けるのみではなく、自己とは異なる文化を理解し受容することが大切です。加えて、世界に対応できる新しい価値観や柔軟な発想も求められます。

園・学校、家庭、地域では、子どもにコミュニケーションを通して多くの人と関わる経験や、力を合わせて新しいものを生み出す経験をさせることに取り組んでいくことが重要となります。

ウ 産業構造の変化における「自立」の必要性

近年、日本の経済的基盤を支えてきた「第1次産業・第2次産業」に従事する者は減少傾向にあり、「第3次産業」に従事する割合が大きく増えています。本市においても、第3次産業に携わる割合が、全体の59.1%（平成22年度国勢調査）を占め、今後も増加すると予想されています。

さらに、ICT⁵を中心とした情報技術産業がめざましい進展を遂げ、仕事の細分化・効率化が図られるなど、日本の産業構造は大きく変化してきました。それに伴い、職業選択の幅が広がり、多様な雇用形態や就業形態も選択できるようになっています。全ての労働者にとって、社会の発展に効果的に参加することは、社会のために貢献するとともに、仕事と生活のワークライフバランスをとりながら自分の生活に潤いを得ること

⁴ 文部科学省ホームページ 「現行学習指導要領の理念」

⁵ ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略。

になります。つまり、自分で人生の目標を設定し、実現に向けての方策を考え、実行していくような力が必要になります。

学校・家庭・地域では、様々な活動において子どもが目標を設定し、それに対して努力することや、自分の考えで行動する経験ができるようこれまで以上に取り組んでいくことが重要となります。

(3) 「人づくり」のための仕組みづくり

ア 教育の機会均等を目指す仕組みづくり

全国学力・学習状況調査では、家庭の経済的な基盤が、子どもの学力や生活習慣の確立などに大きく影響しているという報告がされています。

しかし、家庭の経済状況が、教育格差につながるといった現象に固定化されてはなりません。また、経済的な理由によって、子どもの学ぶ意欲が減退したり、生活の乱れを生じさせたりしてはいけません。教育の機会均等を目指し、安心して学ぶことができる環境づくりを、市民総がかりで進めなくてはなりません。

イ 持続可能な社会を目指す仕組みづくり

環境問題、少子高齢化、働く場所の減少、自分が住む地域への無関心等、社会が持続することを阻む課題が多く存在します。これらは、将来を担う子どもにとっても認識すべき課題です。

地域の人々が結び付くネットワークづくりや、地域にある「ひと・もの・こと」を生かした教育プログラムづくりなどにより、子どもが将来安心して生活できる持続可能な社会の確立を目指した取組が必要となります。

ウ 高度情報化社会に対応する仕組みづくり

スマートフォンや端末タブレットの普及が急激に進み、学校教育の中でも、ICTを積極的に授業に利活用するなど、新しい教育形態も浸透してきました。「知識・情報」が社会のあらゆる場面で一層重要視される中で、ICTの発展は、多大な利便性を生み出しています。

しかし、ICTの普及により、子どもの生活スタイルが変わってきていることも見逃してはなりません。携帯電話がスマートフォンへと変わり、子どもが容易に情報を入手し、発信することが可能になり、SNS⁶による意思疎通が行われるようになってきました。現在の子どもは、こうしたツール

⁶ SNS(social networking service)はインターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

を利用した情報の取得やコミュニケーションの成立が当たり前という中で育っています。その利便性を享受しながら、反面、ネット依存や実体験の不足による人間関係づくりの希薄さなど、新たな課題も生まれています。

ICTの新しい技術に対応する力を身に付け、利活用できる能力を育成することは、未来を生きる子どもにとって大切なことです。したがって、学校教育においても、ICTをさらに有効活用するための研修に取り組む必要があります。

一方、情報社会を生き抜き、健全な発展をさせていく上でも、メディアリテラシー⁷の教育は不可欠です。加えて「自分の情報や他人の情報を大切にする」「相手への影響を考える」など、情報モラルを身に付けさせていくことも大切です。そのために教員の研修の充実や、家庭での指導力の向上は必須となります。

エ「いつ」でも「どこ」でもが保障される安心・安全の仕組みづくり

予想される東海・東南海・南海の三連動地震への対応は今後も最優先で進めなくてはなりません。また、台風や大雨、竜巻、突風などの自然災害への対応も必要です。広い面積を有する本市においては、沿岸部・都市部・中山間部など、それぞれの地域に応じた具体的な対策が進んでおり、その中で、各学校では、緊急時には、「正しく判断し、行動できる」までに、子どもの防災意識を高める取組が行われています。

子どもの「安心・安全」を、「いつ」でも「どこ」でも「どんな場面でも」保障するために、学校、家庭、地域が協働し、これらの取組をさらに充実させていく責任があります。

⁷メディアリテラシーとは情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。

2 浜松市の教育の強み

(1) 恵まれた自然環境と地域、産業の多様性

本市は、全国第2位の広大な面積をもち、豊かな森林をはじめ、天竜川や浜名湖、遠州灘など豊かな自然環境に恵まれ、動植物の生息も多様性に富んでいます。

また、北部に位置し豊かな森林を有する中山間部、JR浜松駅を中心とする都市部、太平洋に面し浜名湖を囲む沿岸部、農業が盛んな平野部と、多様性に富んだ地域から成り立っています。それぞれの地域で営まれる産業も、多様性に富んでいます。世界に名だたる輸送用機器や楽器、光技術などのものづくり産業、全国的に誇れる野菜や果物、花などを栽培する農業、漁業・水産業などが営まれています。他にも、中山間地域の林業、浜名湖周辺の観光業なども、本市の特徴ある産業と言えます。

恵まれた自然環境と地域、産業の多様性は、子どもの学びの素材となり、地域の「ひと・もの・こと」から直接的に体験する豊かな学びを生み出しています。

(2) 豊かな文化

広大で多様性に富むそれぞれの地域には、固有の歴史や風土から生まれた文化財や伝統芸能があります。また、古くから伝わる行事や祭典なども受け継がれています。子どもが地域の大人から、伝統芸能や行事・祭典を受け継ぐ活動を通して、地域に学びの場が生み出されています。

また、楽器産業に支えられた国際コンクールやコンサート活動が多く行われ、子どもが参加する音楽活動や、音楽鑑賞活動も積極的に行われています。これらは、子どもの音楽性を高め、豊かな感性を育成しています。

さらに、本市には多くの外国人が居住しており、文化交流を目的としたイベントも開催されています。自分とは異なる文化や歴史を持った人々と共に思考し、協働しながら生活することは、新たな価値観を生み出し、国際感覚を持つ子どもの育成につながっています。

(3) 多くの企業、大学

本市には、輸送用機器、楽器、光技術の会社を中心に、その関連会社など数多くの企業があり、ものづくり産業を支える運輸、販売に関する企業も数多くあります。

また、多くの大学があり、研究内容も、工学、情報、芸術、医学、看護、福祉、教育学など多岐にわたります。

企業や大学と連携して、専門家による専門的な学びを小・中学校でも展開することができ、子どもの学びを深化させたり、新たな学びのきっかけづくりになったりしています。

3 第2次計画の取組と成果

(1) 第2次計画の取組

ア 「幼児教育」の充実と「小中一貫教育」の推進

幼児期に愛情を注ぎながら基礎基本となることを身に付けさせる「幼児教育」の充実、小・中学校の9年間の学びと育ちをつなぐ「小中一貫教育」の推進を通して、子どもの学びと育ちに縦のつながりが生まれました。

〈具体的な取組〉

・「幼児期に育てたい力～すくすく育てはままつっ子～」の作成

幼稚園と家庭と協力しながら、自分のことを自分でする力や人とかかわる力、身近なものや出来事とかかわる力の育成に努めた。

・中学校区「目指す子どもの姿」の設定

「目指す子どもの姿」を園・学校・家庭・地域が共有し、協力して実現を目指した。

・「浜松版 小中一貫カリキュラム」の作成と活用

指導計画づくりに活用したり、小・中学校合同の研修会や授業研究会等で活用したりした。

・「はままつマナー」の活用

集団生活のルールやマナーなどを、子どもの発達段階に応じて、家庭と連携し活用した。

・「中学校区人づくり推進事業」の推進

地域でのボランティア活動や園・小・中学校合同の集会等を行い、家庭や地域と連携・協力しながら、豊かな心の育成を推進した。また、事業の中に「いじめ撲滅」を位置付け、いじめをなくす取組を中学校区で進めることができた。

・「施設一体型小中一貫校」の設置

(平成24年度引佐北部小中学校 平成26年度庄内学園)

地域の特色を生かしながら、小学校と中学校の系統性のある教育活動を展開した。

イ 「学ぼう ふるさと浜松」の推進

子どもが生まれ育つふるさとの「ひと・もの・こと」について学ぶ「学ぼう ふるさと浜松」の推進や、家庭や地域との連携・協力を通して、人づくりに横のつながりが生まれました。

〈具体的な取組〉

・ふるさとの「ひと・もの・こと」について学ぶ活動の推進

生活科や総合的な学習の時間、特別活動などで、地域の「ひと・もの・こと」について学ぶ活動を推進した。

・家庭や地域との連携・協力

子どもが、地域のボランティア活動や祭典等へ参加するよう、呼び掛けを行った。また、保護者、自治会、青少年健全育成会、交通安全協会などの協力を得て、挨拶運動や、交通安全指導、登下校の見守り等を行い、安全・安心な学校づくりを推進した。

ウ 「発達支援教育の理念を根幹にした教育」の推進

確かな子ども理解に基づき、一人一人の子どもの健やかな成長発達を目指すために、子どもや保護者のニーズに応じた支援に努め、子どもの可能性を高めることができました。

〈具体的な取組〉

・支援員の手厚い配置

学習支援員、理科支援員、スクールヘルパーなどの支援員を手厚く配置し、一人一人の子どもの興味・関心や習熟度に応じた指導を進めた。

・教育相談体制の充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、教育相談体制を充実させる努力をした。教育委員会事務局では、不登校の子どもへの支援として、適応指導教室を開設したり、障がいのある子どもへは、発達支援学級に加えて、発達支援教室や通級指導教室を設置したりした。

・才能を伸ばす事業

理数、ものづくり、IT、音楽など、子どもの才能を伸ばす事業を行った。

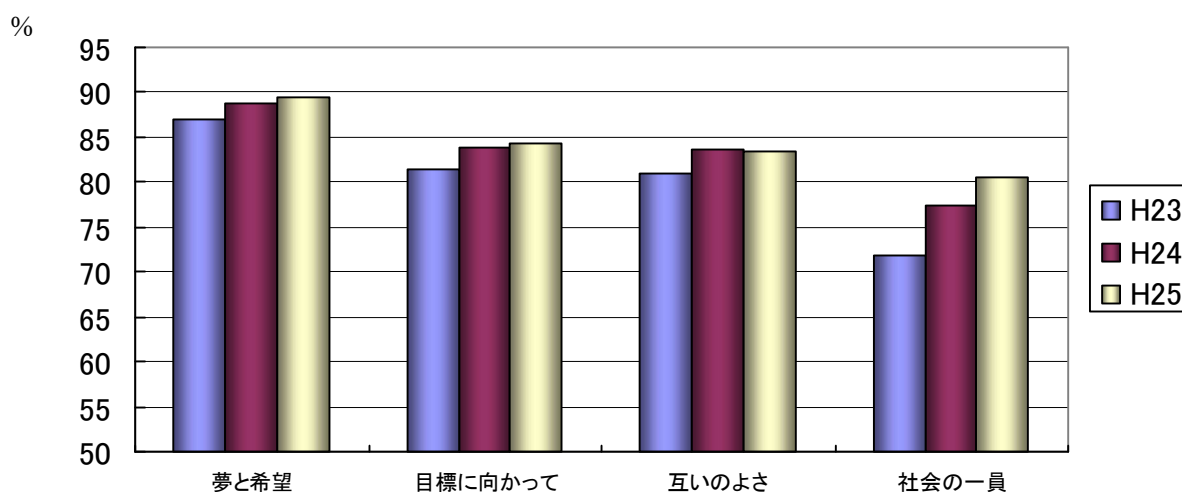
(2) 第2次計画の成果

ア 子どもの意識の向上

第2次計画で押さえた「目指す子どもの姿」である「夢と希望をもって明るく前向きに生活する子ども」「目標に向かって最後まで努力する子ども」「互いのよさを認め合うことができる子ども」「社会の一員としての自覚をもった子ども」に関する意識が、第2次計画をスタートした平成23年度以降年々向上しました。【資料3】

【資料3 目指す子どもの姿に関する子どもの意識】

※肯定的に回答した児童・生徒割合



(平成23~25年度 第2次浜松市教育総合計画検証報告 全児童生徒対象)

イ 愛郷心の育成

「自分の住んでいる町（ふるさと）が好きだ。」と答える子どもの割合が90%を上回っています。【資料4】

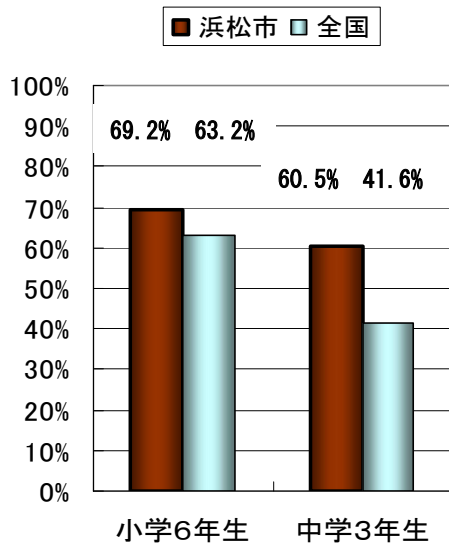
また、地域の行事や祭典に参加している子どもの割合は、小学6年生・中学3年生ともに全国平均を上回っており、特に中学3年生については、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の肯定的な回答が、全国平均より18.9%上回っています。【資料5】

【資料4：「ふるさとが好き」と答えた子どもの割合】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
浜松市	90.4%	93.8%	93.5%

(平成23~25年度 第2次浜松市教育総合計画検証報告 全児童生徒対象)

【資料 5：地域の行事や祭典に参加している子どもの割合】

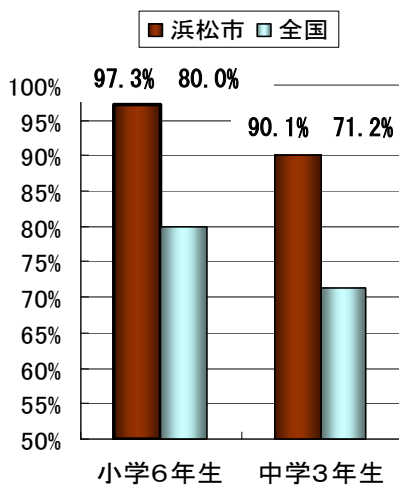


(平成 25 年度「全国学力・学習状況調査」)

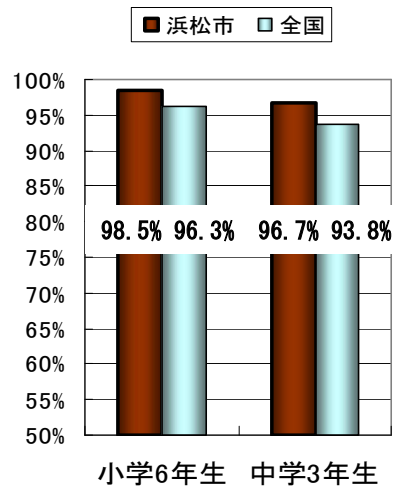
ウ のぞましい生活習慣の確立

「早寝、早起き、朝ご飯」の基本的な生活習慣の中でも、特に早起きと朝ご飯の習慣が身に付いてきました。また、小学6年生・中学3年生ともに、朝7時までには起きている子どもの割合は全国を大きく上回っています。朝ご飯を食べている子どもの割合も、若干ですが、全国を上回っています。【資料 6・7】

【資料 6：朝7時までには起きている子どもの割合】【資料 7：朝ご飯を食べている子どもの割合】



(平成 25 年度「全国学力・学習状況調査」)



(平成 25 年度「第 2 次浜松市教育総合計画 検証報告」)

(全国データは平成 25 年度「全国学力・学習状況調査」)

4 これまでの課題と第3次計画への方向性

第2次計画は、3(1)で示した取組を積み重ねてきたことで、3(2)で示した成果をあげてきました。今後は、これまでの教育のよさを大切にしつつ、さらに子どもが抱える課題を的確にとらえ、「人づくり」を充実させていく必要があります。

(1) 「夢と希望を持ち続ける子ども」の視点から

【資料3】に示したように、本市では、「夢と希望をもって明るく前向に生活する子ども」が年々増加し、平成25年度においては、89.5%の子どもが肯定的な回答をしています。

子どもは、夢と希望を持った時、それを原動力として夢中になって物事に取り組み、夢と希望に迫る過程を通して、成長し社会を生き抜く力を身に付けていきます。それゆえ、「夢と希望」を持つことは、学びや育ちの出発点と言えます。第3次計画でも引き続き、全ての子どもが、「夢と希望」を持ち続けられるように心掛けなければなりません。

(2) 「これからの社会を生き抜くための資質や能力」の視点から

ア 新しい時代に対応するための資質や能力

《思考力》

平成25年度に行われた全国学力・学習状況調査の本市の小学6年生の国語Aの結果を見ると、漢字の読み書きやことわざに関するような一問一答式の問題は無答率が低く、正答率が高いという結果でした。しかし、表やグラフ、資料を読み取る問題や、知識を活用する問題では、無答率が高く、正答率が低い傾向が見られ【資料8】、思考力を要する問題への対応に課題が見られます。

一方、教員が「思考力や表現力等を育てる言語活動の目的をおさえ、意図的に取り入れているか。」という質問に対して、「あまり取り入れている」「取り入れている」と回答した教員が、全体で10%以上います。

【資料9】

思考力は、これからの時代を生き抜くために不可欠な力です。学校、教員は、子どもの思考力を育むことができるように研修を深め、豊かな教育観と優れた指導法を身に付けていく必要があります。

【資料 8：平成 25 年度全国学力学習状況調査国語 A にみる浜松市小学 6 年生の学力の課題】

	問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7
	漢字の 読み書き	ことわざ	接続語、意 味のつな がり	グラフ 書く・読む 能力	広告 読む能力	話し合い 読む能力	スピーチ 話す能力
特徴	一問一答式・短答式			表やグラフ、資料等の読み取り、知識の活用			
正答率の 傾向							
無答率の 傾向							

【資料 9：学力を育むことに関する教員の意識】

※「思考力や表現力等を育てる言語活動の目的をおさえ、意図的に取り入れているか」という質問に対する回答

	そう思う	大体そう思う	あまりそう思わない	そう思わない
全体	28.9%	60.5%	10.3%	0.3%
小学校教員	35.8%	28.1%	19.7%	16.3%
中学校教員	28.1%	32.4%	24.2%	15.2%

小数点 2 以下四捨五入のため、合計しても 100 になっていない。

《平成 25 年度「第 2 次浜松市教育総合計画検証報告」》

《学習意欲》

本市の小学 6 年生においては、国語が好きだと答えた児童の割合が全国平均を下回っています。中学 3 年生においては、数学が好きだと答えた生徒の割合が全国平均を下回っています。

また、小学 6 年生、中学 3 年生ともに、家庭で授業の予習をやっている割合と、家庭で自分の計画を立てて勉強している子どもの割合ともに、全国平均を下回っています。授業の予習については、小学 6 年生で 61.1%、中学 3 年生では 69.8%が「あまりしていない」「全くしていない」という否定的な回答をしています。計画的な家庭学習については、小学 6 年生で 43.8%、中学 3 年生では 58.1%の子どもが「あまりしていない」「全くしていない」という否定的な回答をしています。【資料 10】

大切なことは、「自ら学ぼう」という意欲であり、意欲がなければ学びは成立しません。学びが成立しなければ、これからの時代に必要な学力を身に付けることはできません。今後、本市では、子どもの学びの意欲を高めるような工夫が必要です。

【資料 10：学習意欲に関する調査】

※ ○全国平均を上回る ●全国平均を下回る △全国平均とほぼ同じ

	小学6年生	中学3年生
国語の勉強が好き	●	○
算数（数学）の勉強が好き	△	●
家庭で学校の授業の予習をしている	●	●
家庭で計画を立てて勉強をしている	●	●

イ これまでも大事にしてきた資質や能力

《自他を大切にする心》

本市では、これまで、「心」に着目した教育に力を入れてきました。しかし、小・中学生の「問題行動」に、大きな減少傾向は見られず、小学校において「粗暴行為」「飲酒喫煙」が増加しており、中学校においては、「粗暴行為」「その他」に含まれるネットトラブルが増加しています。【資料 11】

一方、「いじめ」⁸に関する認知件数、解消件数には変動が見られます。中学校では、平成 25 年度には認知件数が 566 件となり、大幅な減少が見られました。また、解消率も向上しました。しかし、小学校では、解消率は向上しているものの、認知件数は増加傾向にあります。【資料 12】

「不登校」⁹の子どもについては、小・中学校ともにその人数も出現率も大きな変化が見られません。そして、本市の不登校出現率は、平成 21 年以降、全国平均よりやや高い状況が続いています。【資料 13】

不登校の原因については、「親子の良好な関係が築けていない」「友達との良好な関係が築けていない」などが考えられていますが、多くは複合的なものであり、原因の特定は難しいのが実情です。

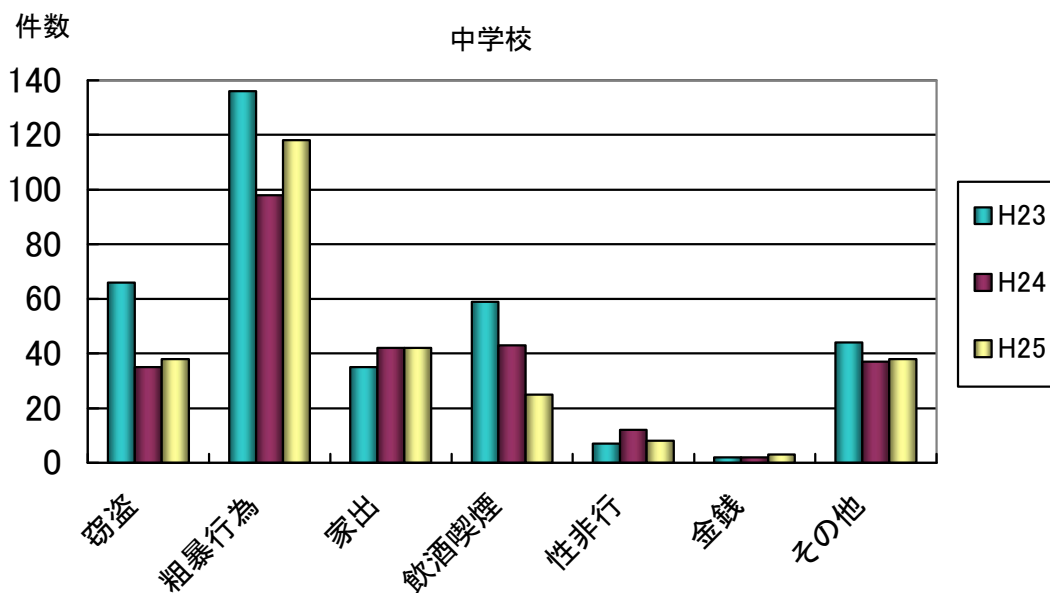
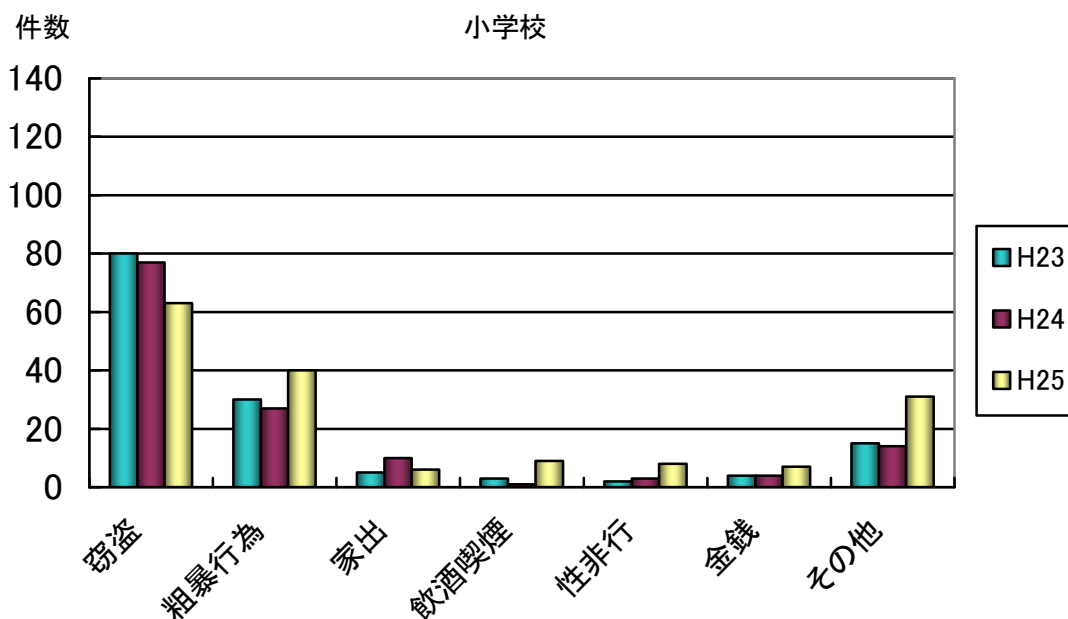
問題行動、いじめ、不登校のどの課題も、子どもの心と大きく関係しています。今後も、道徳教育の充実によって子どもの心を育てることに加えて、一人一人の確かな子ども理解のもと、子どもの心に寄り添った教育を進めていくこ

⁸ 平成 24 年度に認知件数が倍増しているのは、どの学校にもいじめはあるという危機感を持つと同時に、いじめに当たるか否かの判断は、被害者の立場に立って、「いじめられている」と感じるものすべて認知数と調査したからである。平成 25 年度も、平成 24 年度と同じ認識で調査を行った。

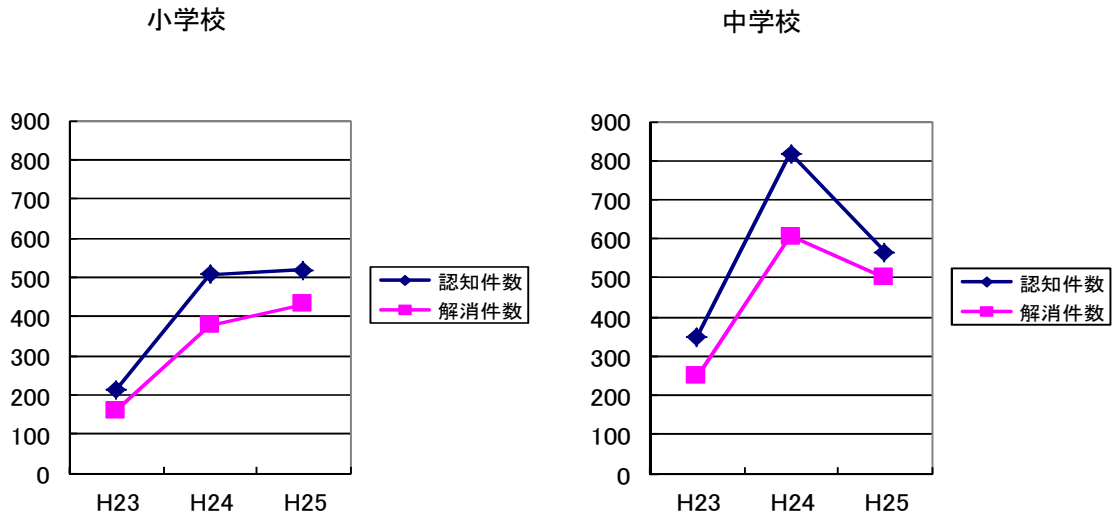
⁹ 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものは除く）をいう。グラフの児童・生徒数は、上述の定義に当てはまり、年間 30 日以上欠席した児童生徒の数である。

とが必要です。また、子どもが、様々な人間関係を築きながら、他者とのかかわり方や自分も他者も大切にすることを育てていくことが必要です。

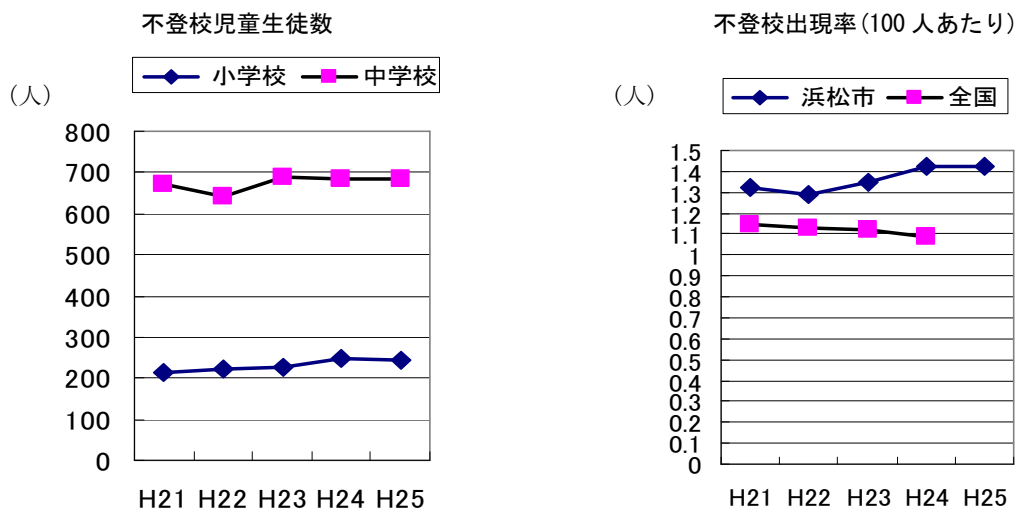
【資料 11：浜松市の問題行動発生件数】



【資料 12：浜松市のいじめの認知件数と解消件数の推移】



【資料 13：浜松市における過去 5 年間の不登校児童生徒数と不登校出現率の推移】



《豊かな感性や情緒》

本市では、子どもの発達段階に応じて、年間読書冊数を設定しています。しかし、どの発達段階でも、半数近くの子どものみが目標に達していません。【資料 14】

良書に親しみ、優れた美術や音楽に触れることは、豊かな感性や情緒を育てるために大切な活動です。今後も、学校、家庭、市民が協働し、読書活動の推進、読書環境の整備や、子どもが優れた音楽や美術作品に触れる機会を持つことができる環境づくりをしていくことが必要です。

【資料 14：子どもの読書量に関する調査】

	目標冊数	目標を達成した児童・生徒の割合
小学校低学年	120 冊	58.6%
小学校中学年	80 冊	56.1%
小学校高学年	40 冊	59.2%
中学生	20 冊	51.0%

(平成 25 年度「第 2 次浜松市教育総合計画 検証報告」)

《健康な体と体力》

P.18 で述べたように、本市の子どもにはのぞましい生活習慣が身に付いてきていると言えます。しかし、【資料 7】に示したように、「朝ご飯を食べている子ども」の割合は高いものの、小学 6 年生で 1.5%、中学 3 年生 3.3%の子どもは、朝ご飯を食べていないこととなります。100%の子どもが栄養バランスの取れた朝ご飯を摂れるようにしていくことが必要です。学校では、給食の時間や授業等において、食育を推進しています。給食では、地産地消を意識し、地元の食材を積極的に選定し、浜松の地域性を生かして、子どもを育てる取組をしています。また、授業においても指導計画を準備することによって、食に関する指導の充実を図り、これから生きていくために必要な食に関する知識等を学ぶ機会になっています。【資料 15】

今後は、子どもと家庭双方への指導を充実させていき、子どもに健康的な生活習慣を身に付けさせていかななくてはなりません。

また、早寝については、「早く寝ている子どもの割合」を見ると、幼稚園では 14.0%、小学校では 18.9%の子どもが、まだ早寝の習慣が身に付いていません。健やかな体を維持するためには、今後も、家庭と連携・協力し、早寝の習慣の確立に努めることが必要です。【資料 16】

本市の子どもたちは、小・中学生ともに、走力、踏力、投力など、全国平均よりも高い体力、運動能力を有しています。【資料 17】

しかし、50m 走の昭和 61 年度のデータと比較すると、小学生男女及び中学生女子の平均値は、当時よりも 0.1～0.2 秒劣っている結果が出ています。これまでの長期的な平均値から考察すると、引き続き体力の向上を目指した取組をしていく必要があります。

【資料 15：学校における食育の推進に関する取組】

	学校の食育推進に関する取組	実績
給食等 において	「第2次浜松市食育推進計画」(平成25年度～平成29年度)における浜松産主要10品目年間使用 目標値 35%	平成24年度 30.3%
	毎月1回「ふるさと給食」を実施 献立表への記載及び地元産食材を使用した給食の提供	平成25年度 9.1回/年
	「ふるさと給食週間」を実施 県内産食材を使用した給食を提供(6月一定期間)	平成25年度 40.6%
	浜松産特別栽培米「やら米か」使用の米飯給食提供(10月一定期間)	米飯日2回
	浜松産茶葉使用の緑茶(紙パック)提供(10月、1月一定期間)	米飯日各1回
	「全国学校給食習慣」を実施 学校給食の意義役割等について理解と関心を深め、一層の充実を図る。(1月一定期間)	100%実施
授業等 において	「食に関する指導の全体計画」の作成	平成25年度 小:100% 中:100%
	「各学年における食に関する指導の年間指導計画」の作成	平成25年度 小:100% 中:100%
	「給食の時間における食に関する年間指導計画」の作成	平成25年度 小:44.7% 中:56.3%
	栄養教職員による給食指導、TT ¹⁰ 授業への参加率	平成25年度 小:65.0% 中:29.2%
※記載の%や回数は市内の平均		

【資料 16：早く寝ている子どもの割合】

※ 保護者「お子さんは夜9時までに寝ている」 小学生「私は10時までに寝ている」 の質問に対する回答

	そう思う	大体そう思う	あまりそう 思わない	そう思わない
幼稚園保護者	54.7%	31.3%	11.3%	2.7%
小学生	55.6%	25.5%	10.8%	8.1%

(平成25年度「第2次浜松市教育総合計画 検証報告」)

10 ティームティーチングの略。複数の教師が指導計画の作成、授業の実施、教育評価などに協力してあたること。

【資料 17： 平成 25 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 浜松市の結果（平均値）】

※ 網掛けの項目は、全国の平均値よりも上回っている記録

	握力 (kg)	上体 おこし (回)	長座 体前屈 (CM)	反復 横とび (回)	持久走 (秒)	シャツ ルラン (回)	50m 走 (秒)	立ち 幅跳び (CM)	ハンド ボール (m)	合計 (点)
小5(男)	16.86	20.70	31.85	43.86	実施なし	56.49	9.32	153.88	22.61	55.50
小5(女)	16.36	19.39	37.07	41.43	実施なし	44.82	9.57	147.19	14.00	56.96
中2(男)	28.89	28.75	43.01	53.85	383.29	86.83	7.96	196.29	21.90	43.10
中2(女)	24.02	24.41	46.12	47.97	277.81	59.41	8.70	171.21	13.86	51.38

《安全・安心》

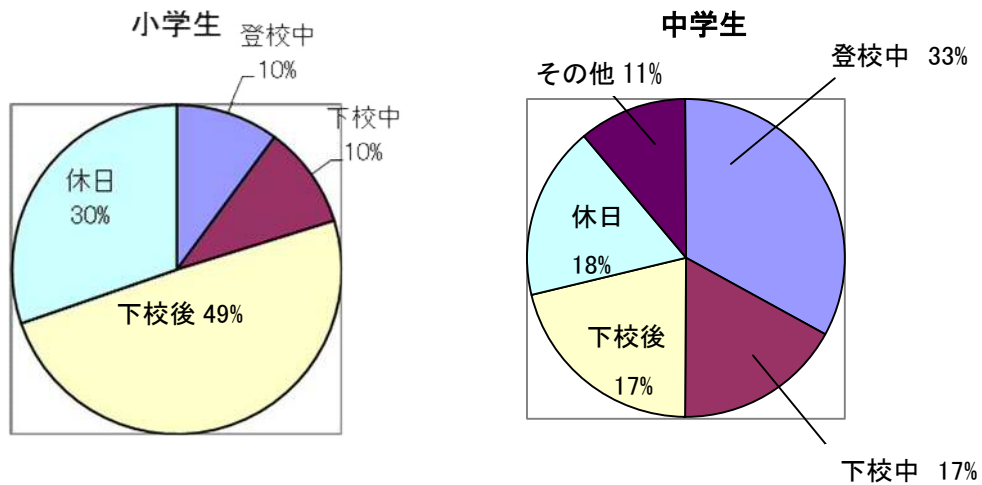
各学校では、学校防災計画、危機管理マニュアルを作成し、子どもの命を災害等から守るための防災教育や訓練に取り組んでいます。また教育委員会では、「学校・幼稚園の防災対策基準」「津波対応マニュアル」を作成し、本市としての統一的な基準を示しています。

しかし、現段階では、地域の特性を理解した上で、実情にあった防災教育を進めていくための学校防災リーダーの育成や、地域と学校が連携した防災教育の有り方などの課題があります。学校危機管理が緊急時に有効に機能するよう、起こりうる様々な状況に応じた対策を具体的に備えるとともに、地域の実情や学校の実態、子どもの発達段階を踏まえ、地域に根ざした防災教育を行っていく必要があります。

本市では、平成 25 年度、児童 168 名、生徒 76 名の交通事故報告がありました。その発生時間帯を見ると、小学校では、登下校中の事故は合わせて 20%ですが、中学校では、登校中、下校中の事故の割合が、半分になります。【資料 18】

一方、平成 25 年度に教育委員会に報告された子どもの通学路整備要望箇所は、188 件でした。市の関係課や警察と連携して、整備に努めていますが、整備に関する課題は交通環境の変化とともに絶えず発生するものであり、子どもの登下校時の安全確保のために、今後も継続してその把握と整備に努めることが大切です。

【資料 18 : 平成 25 年度調査 小中学生交通事故発生の状況】



《幼児教育》

幼稚園教育における課題は多岐にわたりますが、市立の幼稚園では、「基本的生活習慣の形成」「伝え合う力の育成」「体力向上・戸外遊びの充実」を重要な教育課題として、教育活動を行っています。【資料 19】

これらに共通することは、園での教育だけではなく、家庭での教育も重要であるということです。園は指導力向上を目指すとともに、保護者は家庭で子どもに果たすべき役割を認識し、家庭で身に付けなくてはならないことは責任を持って身に付けさせることが大切です。

【資料 19 : 市立幼稚園が教育課題として捉えている主な事項】

教育課題	回答数
基本的生活習慣の形成	45
伝え合う力の育成	40
体力向上・戸外遊びの充実	35
道徳性の芽生え・規範意識の芽生えの育み	30
聞く力の育成	29

※63 園に調査、複数回答可

※その他「話す力の育成」「協同性の育み」などが挙げられている。

(3) 「自分らしさを大切に子ども」の視点から

本市の子どもは、「自分には、よいところがあると思いますか。」という質問に、小学 6 年生で 80.9%、中学 3 年生で 74.4%が、「当てはまる」「どちらかと言えば

当てはまる」と回答をしています。しかし、よいところがあると自信を持って回答できている割合は、小学6年生で39.9%、中学3年生で26.5%です。【資料20】

今後も、自分によいところがあると自信を持てるような取組が必要です。自分のよさを認識できた人間は、「自分らしさ」を発揮し、次の行動へ意欲的に取り組んでいくと考えられます。

また、「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦していますか。」という質問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答をした子どもは、小学6年生で、73.5%、中学3年生で71.3%です。【資料21】

人は、失敗を繰り返す中で学習し、自分を成長させることができます。本市の「やрмаいか精神」を受け継ぎ、失敗を恐れず、挑戦する気持ちを子どもに育てていくことが大切です。

さらに、「ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがありますか」という質問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答をした子どもは、小学6年生で93.7%、中学3年生で95.5%です。【資料22】

このような成功体験は、忘れられない記憶として残り、こうした成功体験があるからこそ、苦労にも耐えられるのです。これからも、苦労や挫折、失敗に負けてしまうことのないよう、最後までねばり強く努力し、成功体験を大切にすよう、子どもを指導していかなくてはなりません。

【資料20：自分にはよいところがあると思っている子どもの割合】

	当てはまる	どちらかといえば 当てはまる	どちらかといえば 当てはまらない	当てはまらない
	浜松市小学6年生	39.9%	41.0%	14.1%
浜松市中学3年生	26.5%	47.9%	19.3%	6.2%

※未回答があるので合計が100%にならない (平成25年度「全国学力・学習状況調査」)

【資料21：難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合】

	当てはまる	どちらかといえば 当てはまる	どちらかといえば 当てはまらない	当てはまらない
	浜松市小学6年生	20.3%	53.2%	23.3%
浜松市中学3年生	15.1%	56.2%	25.6%	3.0%

※未回答があるので合計が100%にならない (平成25年度「全国学力・学習状況調査」)

【資料 22：ものごとを最後までやり遂げて、うれしかった経験をしたことのある子どもの割合】

	当てはまる	どちらかといえば 当てはまる	どちらかといえば 当てはまらない	当てはまらない
浜松市小学 6 年生	67.2%	26.5%	5.3%	0.9%
浜松市中学 3 年生	70.2%	25.3%	3.9%	0.7%

※未回答があるので合計が 100%にならない (平成 25 年度「全国学力・学習状況調査」)

(4) 一人一人の子ども支援という視点から

《成長や生活に課題を抱える子ども支援》

発達支援学級に在籍する子どもの数は、年々増加しています。【資料 23】

障がいのある子どもたちの学習が十分に保障されるよう、支援を一層充実させていかななくてはなりません。また、今後は、障がいのある子どもとない子どもがともに学ぶ環境づくりも必要です。

【資料 13】で示したように、不登校の子ども数の出現率は横ばい状態です。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、適応指導教室の活用、各区の社会福祉課や児童相談所、医療機関との連携をさらに推進し、不登校の子どもへの早期対応や不登校の解消への取組も進めていく必要があります。

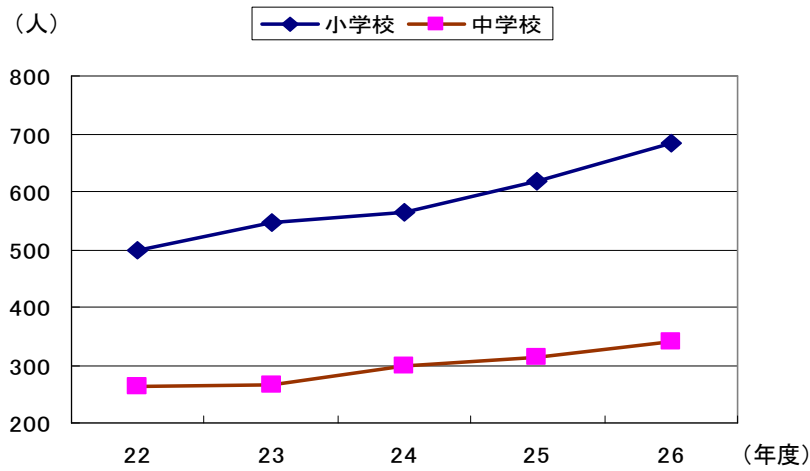
外国につながる子ども¹¹の人数は、平成元年以降、平成 20 年までは増加し、リーマンショック後の平成 21 年からは減少を続けていますが、変化割合の変動は大きくありません。【資料 24】

また、外国につながる子どもの中には、日常会話に支障のある子どもが全体の 27%となっています。【資料 25】

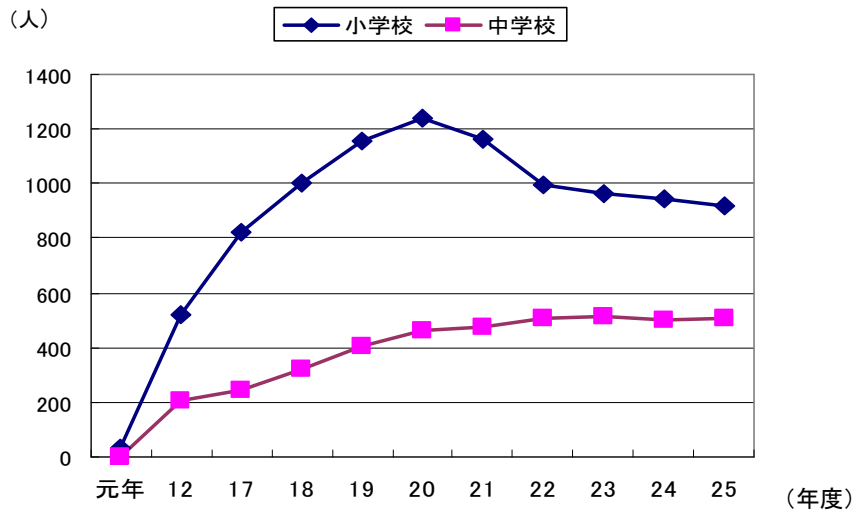
こうした子どもは、学校生活する上で必要な日本語を習得することが必要です。また、学習の理解にも難しさを抱えているため、効果的な支援体制を築いていく必要があります。

¹¹ 外国籍、父又は母が外国籍、外国での生活が長いなどの状況にある子ども

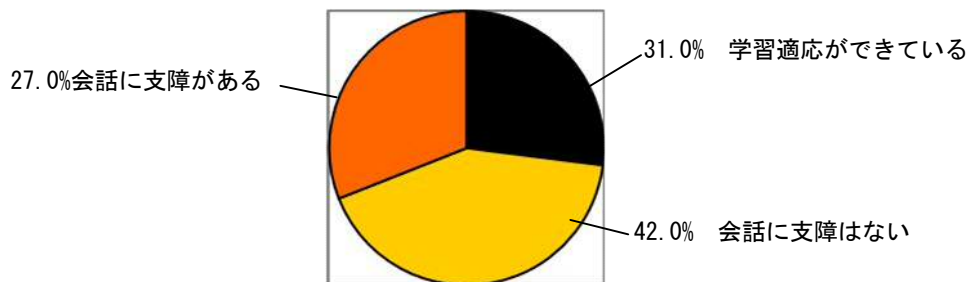
【資料 23：浜松市発達支援学級に在籍する児童生徒数の推移】



【資料 24：浜松市 外国につながる子どもの人数推移】



【資料 25：浜松市における外国につながる子どもの日本語適応状況】



《才能のある子どもへの支援》

現在、本市では、子どもの才能を伸ばすために、理数、ものづくり、ICT分野において以下の取組が行われています。【資料 26】

次々に新しい知識や技術、新しい領域が生まれるこれからの時代を担っていく子どもは、自分の興味や関心に応じて、学びを広げ深めていくことが重要です。

【資料 26：浜松市で行われている子どもの才能を伸ばすための取組】

理数・ものづくり教育	・ダビンチキッズプロジェクト
ICT 教育	・IT キッズプロジェクト

(平成 25 年 4 月時点)

(5) 園・学校や教職員の視点から

《教員の専門性や指導力》

子どもの心や体を育み、これからの社会に対応する力を育むためには、教員の専門性や指導力は不可欠です。教員は、専門性や指導力を高めるために、研修と修養に努めなくてはなりません。

本市の教員への調査で、「校内研修に前向きに取り組んでいるか」という質問に、「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答をした教員が全体の 5.5% ありました。【資料 27】

また、現在の教員の年齢構成から、今後 5 年間で 750 人以上の教員が退職を迎え、10 年後には、約 1,400 人、現在の約 43%の教員が入れ替わることになります。現在 35 歳～44 歳までの年齢層の教員が少ないことから、学校を支える中堅教員の育成が急務となっています。【資料 28】

教員の専門性や指導力の向上は、自己研鑽に励むことが何よりも大切ですが、加えて、先輩教員からの伝達によるところが大きく、今後は、OJT(On the Job Training)を基本とした研修推進体制の工夫が必須となります。さらに、将来教職を志す者へやりがいや魅力を伝え、使命感に満ちた、優れた人材を採用することも必要です。専門性や指導力を常に追求し、本市の教員全体の資質の維持・向上に努めなくてはなりません。

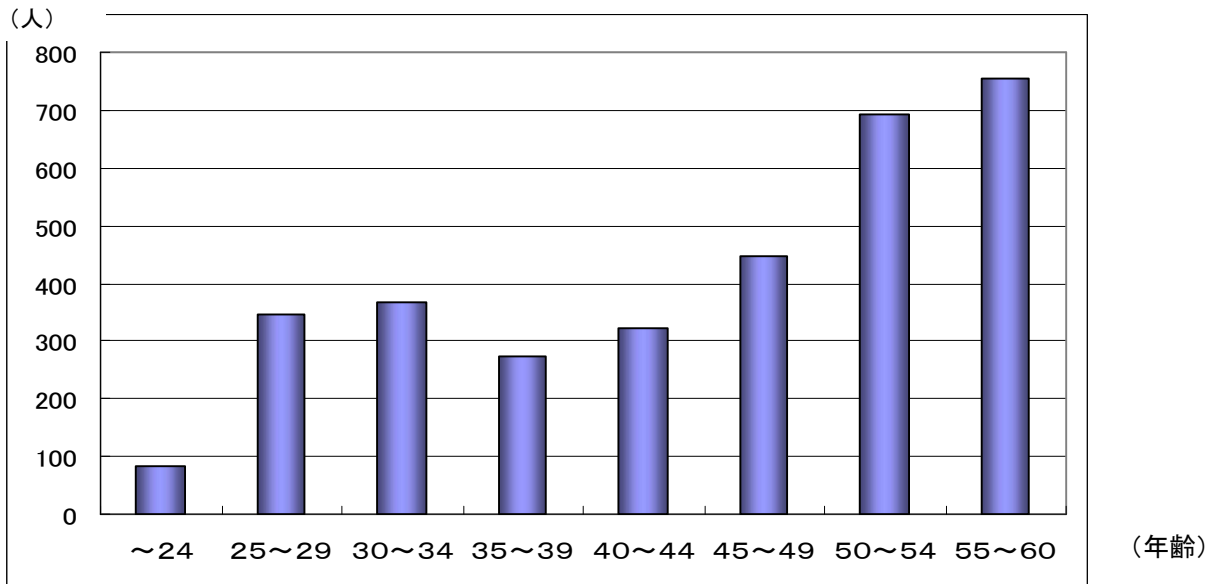
【資料 27：校内研修への取組状況】

※「授業力向上のために校内研修に前向きに取り組んでいるか。」という質問に対する回答

	そう思う	大体そう思う	あまりそう思わない	そう思わない
小学校教員	49.7%	46.7%	3.5%	0.1%
中学校教員	33.3%	56.9%	9.5%	0.4%
全体	44.7%	49.8%	5.3%	0.2%

(平成 25 年度「第 2 次浜松市教育総合計画 検証報告」)

【資料 28：教員の年齢別人数 (H26.4 現在)】



《園・学校の自律的な改善》

多くの園・学校は、自校の課題を自ら見付け、その課題の解決に向けて改善策を考え講じるという、自律的な改善に努めています。【資料 29】

しかし、その中核となるべき、園・学校評価の評価項目が形骸化し、客観的に判断することが困難となり、次年度以降の課題解決に結びついていない場合も見られます。今後、園・学校評価のあり方や PDCA サイクルの見直しを行うなど、園・学校は、子どものために絶えずよりよい教育を目指し、自律的な改善を行っていかねばなりません。

【資料 29: 園・学校の自律的改善への取組状況】

改善例

○改善提案箱を設け、全職員からの改善案を日常的に集めている。すぐにできる改善は直ちに行っている。チームで協働して取り組まなければ解決できないものについては、学校としての重点目標に位置付け、改善に向けて職員一丸となって取り組んでいる。

○学校ですべきことと、家庭、地域ですべきことを区別し、学校、家庭、地域が力を合わせて子どもの指導、支援を行う仕組みづくりを進めている。

(平成 25 年度「第 2 次浜松市教育総合計画検証報告」)

《園・学校と家庭、地域との連携》

子どもは、園・学校のみで育つものではなく、家庭や地域の中でも育っていくものです。そこで、園・学校は、家庭や地域と連携・協力して、園・学校と家庭、地域がそれぞれに役割を分担し、その役割を果たし、子どもを育てていくことができれば、教育効果はさらに上がります。そのためには、双方の積極的なコミュニケーションが必要です。

園・学校は、学校経営の方針や日々の教育活動などを、広く積極的に保護者や地域に知らせていかななくてはなりません。【資料 30】

また、園・学校は、保護者や地域の考えを取り入れ、教育活動を発展させ、充実させていくことが大切です。それが、相互理解と協働につながっていきます。

【資料 30：園・学校の家庭、地域への情報発信状況の把握】

※「新聞等メディアを活用して、特色ある教育活動を地域に発信するように努めているか。」に対する回答

	努めている	努めているとは言えない
幼稚園	79.4%	20.6%
小学校	92.2%	7.8%
中学校	91.5%	8.5%

(平成 25 年度「第 2 次浜松市教育総合計画検証報告」)

(6) 家庭や地域の視点から

《家庭での親子関係》

本市の小・中学生は、兄弟姉妹以外の家の人と学校での出来事を話す割合が、全国平均よりやや高くなっています。しかし、小学 6 年生で約 20%、中学 3 年生で約 30%の子どもは、家庭で十分な会話ができていません。【資料 31】

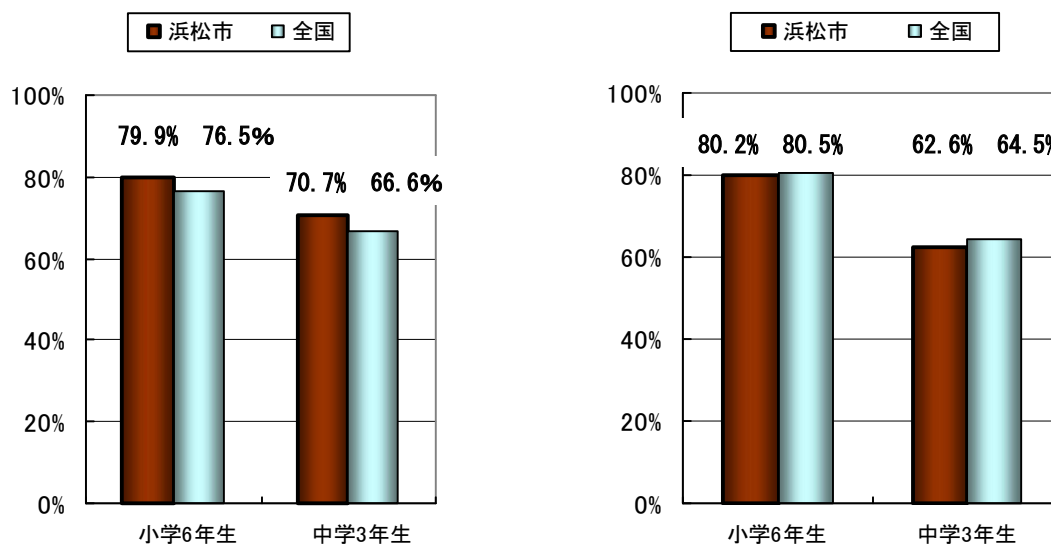
日常的に十分に会話することは、親子や兄弟姉妹の良好な人間関係を築く大切

な手立てです。

また、家庭における手伝いについては、小・中学生ともに全国平均より若干低く、小学6年生で約20%、中学3年生で約40%の子どもは、家で手伝いをしていません。【資料32】

家の手伝いをすることで、家族の一員としての自覚や家族への感謝の気持ちを育てることにもなります。今後、家庭での親子関係を良好にしていけるよう、家庭での取組はもちろん、市民協働でそれぞれの家庭を支援していくことも大切です。

【資料31：家の人と子どもの会話の状況資料】 【資料32：子どもの家庭における手伝いの状況】



(平成25年度「全国学力・学習状況調査」)

《家庭で育てるべき基本的生活習慣》

【資料7】に示したように、朝ご飯を食べていない子どもが若干あり、【資料16】からは、早寝ができていない子どもが、小学生では20%近くいることが分かります。規則正しい生活習慣は、家庭の教育力に大きく左右されます。家庭生活の在り方が多様化しているため、学校、地域、行政が一律に指導や支援ができない困難さはありますが、子どもに基本的な生活習慣が身に付くよう、引き続き家庭の教育力を高めていかななくてはなりません。

《家庭、地域における子どもの居場所》

【資料5】に示したように、本市の子どもの地域の行事や祭典への参加状況は、全国平均と比較すると良好であると言えます。しかし、小学6年生で約30%、中学3年生で約40%の子どもが地域行事に積極的に参加できていない状況です。

地域行事や祭典に積極的に参加し、大人たちとともに活動することで、自分の役割について考える機会になり、自分の居場所を築いていくことになります。

また、本市の小学生は、学校が休みの日の勉強時間が短く、小学6年生では、1時間以下の子どもが50.0%あり、全国平均よりも割合が高くなっています。【資料33】

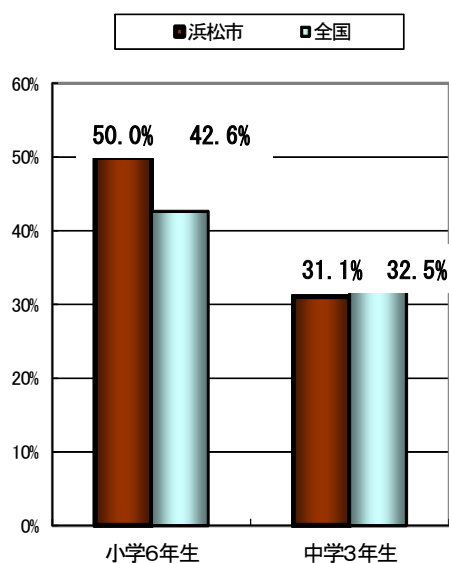
土曜日の過ごし方は、小学6年生では、習い事、スポーツ、地域の活動をしている子どもが、午前、午後ともに、30%近くいることがわかります。一方で、家でテレビ・ビデオ・DVD・ゲーム等で過ごす子どもが相当数います。中学3年生においても、午後は、家でテレビ・ビデオ・DVD・ゲーム等で過ごす子どもが相当数います。【資料34】

子どもが、休日や放課後に、学校の勉強を含めた自分の興味や関心に応じた活動ができる居場所を得られるよう機会を拡充していくことが必要です。

本市では、「中学校区人づくり教育推進事業」で、家庭や地域と連携・協力して人づくりに取り組んできました。その結果、家庭や地域が「協働」に歩み出していることを感じさせる事例もあります。【資料35】

さらに地域と一体になった教育、地域と連携した人づくりを進めていくことが必要です。

【資料33： 学校が休みの日の勉強時間が1時間以下の子どもの割合】



(平成25年度「全国学力・学習状況調査」)

【資料 34： 浜松市 土曜日の主な過ごし方】

(午前)

小学 6 年生		中学 3 年生	
習い事・スポーツ・地域の活動	29.4%	学校の部活動	74.7%
家でテレビ・ビデオ・DVD・ゲーム	24.0%	家でテレビ・ビデオ・DVD・ゲーム	7.8%
友達と遊んでいる	16.7%	習い事・スポーツ・地域の活動	5.4%

(午後)

習い事・スポーツ・地域の活動	27.0%	学校の部活動	24.1%
友達と遊んでいる	21.3%	家でテレビ・ビデオ・DVD・ゲーム	22.2%
家でテレビ・ビデオ・DVD・ゲーム	19.1%	友達と遊んでいる	19.4%

(平成 25 年度「全国学力・学習状況調査」)

【資料 35： 「中学校区人づくり教育推進事業」についての意見（家庭や地域）】

※学校からの回答の中から主だったところを抜粋

- 保護者や地域は学校や子どもの様子が分かり、教員は地域の様子が分かり、互いの安心感につながっている。
- 保護者は、自分の子どもの成長を確かめる場面が増え、健全な成長を願う親としての思いを再認識している。
- 挨拶運動や見守り隊に参加してくれる保護者や地域の方が増えてきた。
- 地域で子どもを育てるという意識が強くなった。

(平成 25 年度「第 2 次浜松市教育総合計画検証報告」)

(7) 教育環境整備の視点から

《教員の多忙化》

現在、70%を超す教員が、子どもと会話したり、遊んだりする時間が十分に取れないという思いを持っています。【資料 36】

教員は、子どもが学校にいる時間のみでなく、勤務時間外にも多くの業務を抱えています。その内容は、学習指導に関わること、教室経営、部活動、保護者への対応、事務処理と多岐にわたります。【資料 37】

子どもの学びと育ちを支えるためには、教員が十分に子どもと向き合うことが大切です。そのためには、教員の多忙化を解消し、子どもと向き合う時間を十分に確保する手立てを講じていく必要があります。

【資料 36:浜松市 教員の多忙化の現状】

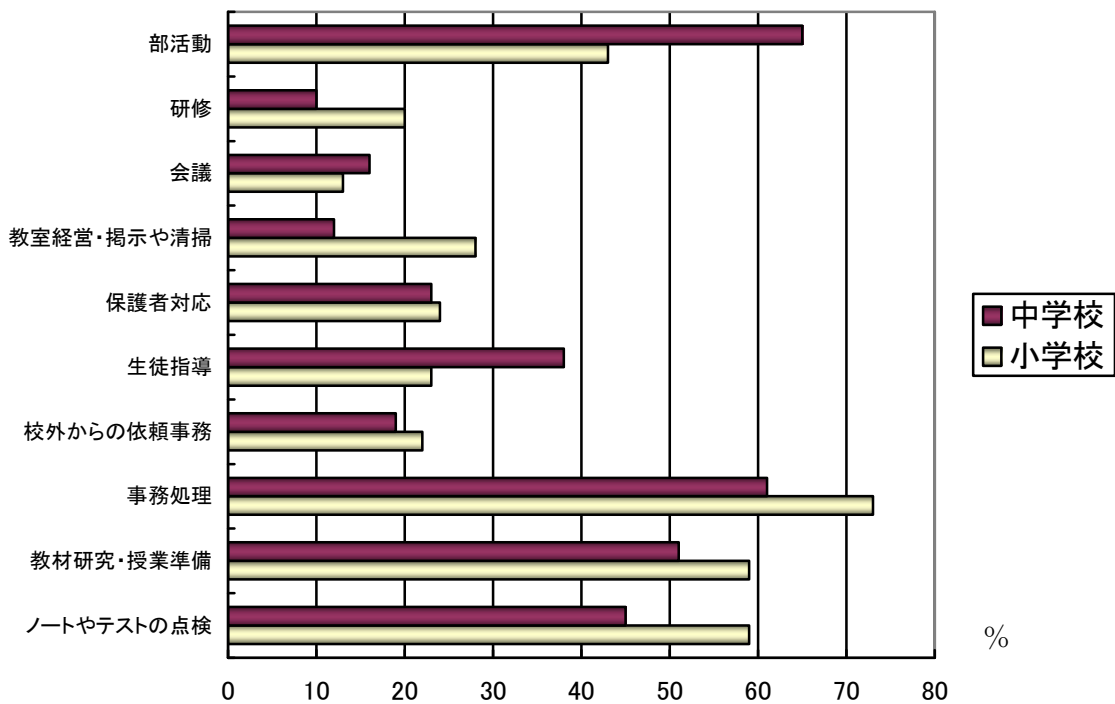
※「勤務中、子どもと会話したり遊んだりする時間が十分にある。」という質問に対する回答

	そう思う	どちらかとい えばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そう思わ ない	該当しな い
全体（全体数 2599 人）	4.8%	19.1%	31.6%	40.9%	3.6%

《肯定的な意見 23.9% 否定的な意見 72.5%》

【資料 37：教員の勤務時間外の業務内容】

※ 数字は、複数回答可で、全回答者に対するの回答者の割合



《 支援員・補助員等の配置 》

本市では、様々な支援員、補助員を配置しています。その職務内容は、学習支援、障がいを抱える子どもへの支援、養護教諭の補助、学校図書館の整備や運営の補助など様々です。【資料 38】

今後も、支援員、補助員について、種類、配置人数、活用の仕方等、一人一人の子どもの学びと育ちがより充実するよう適正な配置を行っていきます。

【資料 38:本市の支援員、補助員等の種類と職務内容、配置状況】

種類	職務内容等	人数
小・中学校指導支援員	小・中学校における児童・生徒に対する指導補助	2人
小学校学習支援員	児童に対する学級担任の指導補助	106人
小・中学校スクールヘルパー	発達学級または、普通学級における、障がいのある児童または生徒への日常生活の指導補助	97人
小・中学校発達支援教育指導員	特別な教育的支援を必要とする児童または生徒への学習や生活の指導	67人
学校複式学級等指導支援員	児童に対する指導補助	10人
中学校養護教諭補助員	保健室において養護教諭の補助を行う	13人
小・中学校図書館補助員	学校図書館の図書整備および運営の補助	146人
理科支援員	理科の実験準備 理科授業支援等	54人

《学校の ICT 環境の整備》

本市の ICT に関わる整備状況は、県平均よりも高い項目が多く、設備的には恵まれています。【資料 39】

しかし、ICT に関わる設備は、時代の流れに大きく左右されます。絶えず時代や社会のニーズを調査しながら計画的に設備を整備していく必要があります。また、設備を効果的に利活用できる教員の育成にも力を入れなければなりません。

【資料 39: ICT に関わる施設・設備の整備状況】

※ は県平均よりも上回っている数値

	教育コンピューター 1台あたりの児童生徒数	1学校あたりの 電子黒板設備台数	インターネット接続率 (光ファイバー回線)	校務支援システムの 整備率	デジタル教科書の 整備率
浜松市	7.2人	2.0台	94.2%	100%	99.4%
静岡県	6.2人	1.7台	77.1%	66.7%	53.3%

第4章 浜松市の目指す教育の姿

第2章「浜松市の教育理念」と第3章「子どもを取り巻く現状と第3次計画の方向性」から子ども、園・学校、教員、家庭、地域、行政の目指す教育の姿を導きました。これらを導くことにより、課題に対処するのみでなく、市民全員が意識して「はままつの人づくり」に向けた創造的な取組を推進します。

目指す子どもの姿

- 1 夢と希望を持ち続ける子ども
- 2 これからの社会を生き抜くための資質や能力を育む子ども
- 3 自分らしさを大切にする子ども

1 子どもには、「将来、宇宙飛行士になりたい」「世界で活躍するピアニストになりたい」というような遠い将来への夢と希望を持ち続けてほしいと思います。また、「25メートル泳げるようになりたい」「大会で入賞したい」というような近い将来への夢と希望も持ち続けてほしいです。このような「夢と希望」を持った時、それを原動力とし、夢中になって物事に取り組みます。

子どもは、多くの人と関わりながら困難や失敗を乗り越えていきます。そして、その過程を通して、これからの時代を生き抜くための資質や能力を育んでいくのです。

2 子どもは、今後も、変化が激しく価値観が多様化した社会を生きていかななくてはならないことが予想されます。子どもには、知識を活用し創造的に考え新たなものを創り出すこと（創造）や、環境や価値観の異なる多くの人と協働すること（協働）、また自立的に行動し自分が進むべき方向性を見い出すこと（自立）が必要になってきます。教育の場では、子どもに様々な数多くの経験をさせることが必要であり、子どもが新しい時代に対応できる資質や能力を育むことを支援していかなければなりません。また、社会や時代が変わっても人として欠かすことのできない資質や能力も大切にしなければなりません。新しい社会は、これまでの社会の発展の上に成り立っているからです。健康な心と体や体力、自然や芸術の尊さや美しさを感じ取る力、規範意識や倫理観は、人として欠かすことのできない大切なものであり、今後も、継続して高めてい

かなければなりません。

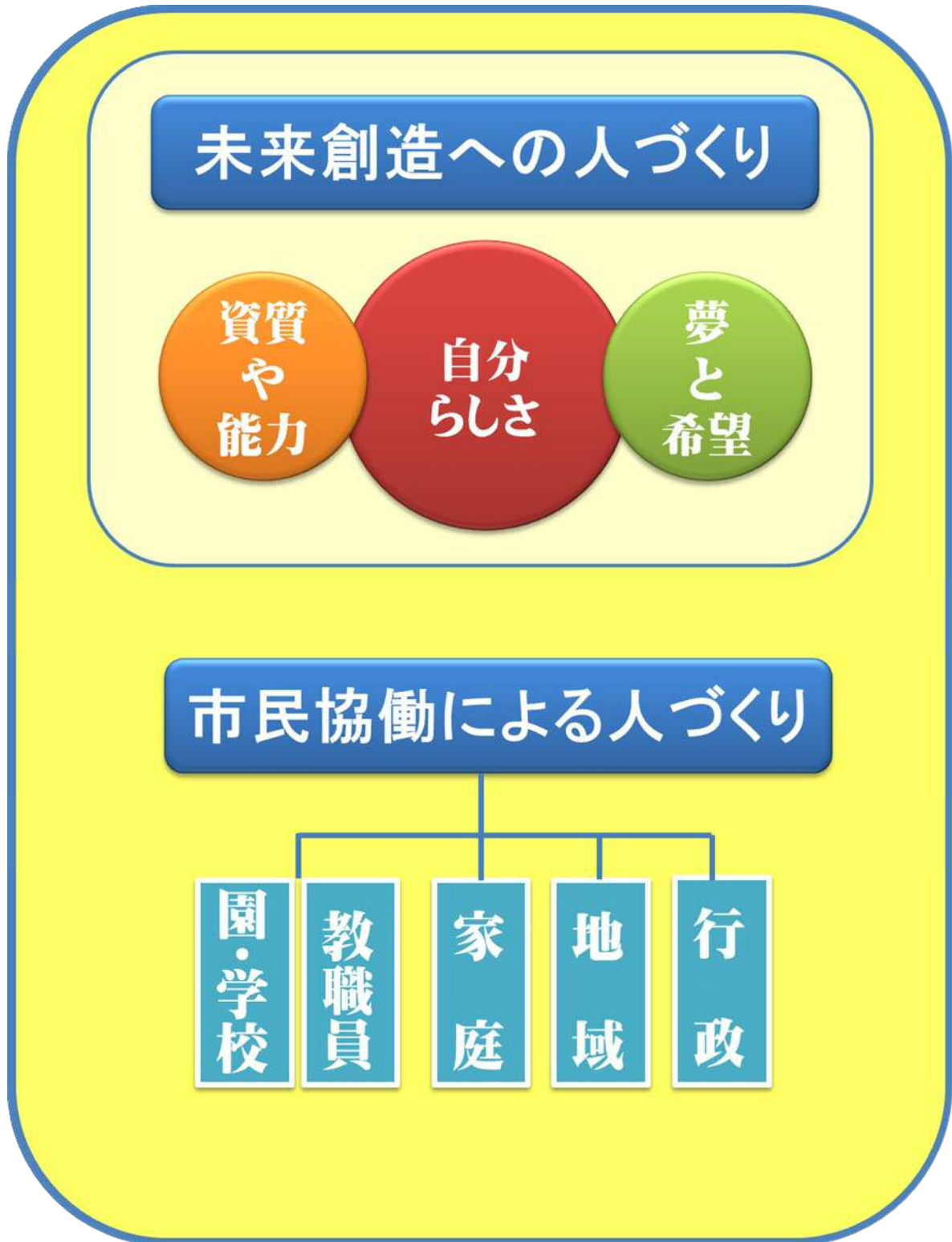
子どもは、多くの人と関わりながら、困難や失敗を乗り越える中で資質や能力を育み、自分の可能性を高めることによって、「さらに自分を向上させたい」「人のために尽くしたい」「社会の役に立ちたい」と新たな「夢と希望」を持つようになります。

③ 人は、「夢と希望」に向かい、一生懸命に生き、自分が持つ「資質や能力」を発揮しながら自分らしく力強く生きる時、自分のよさを感じ、自分の存在価値を認識していきます。そして、その中で、次第に心が耕され、「自分らしさ」を築いていくのです。これは、人としての根幹であり、人の行動を特徴付けます。

「自分らしさ」を築いた人は、正しい判断力や価値観に基づいて行動するようになります。また、肯定的に自分を受け入れ、意欲を持って行動するようになります。さらに、自分のことだけでなく、他人を思いやり、自他の命を大切にできるようにになります。

「自分らしさ」は長い時間をかけて確立していくものです。子どもが、「ひと・もの・こと」と本気で関わり、試行錯誤しながら自分で課題を乗り越える過程や、「ひと・もの・こと」に本気で関わっている自分の存在が認められる過程において築かれていくものです。

第3次浜松市教育総合計画 イメージ図



以下は、目指す子どもの姿に迫るために、園・学校、教職員、家庭、地域、行政に何が必要か、それぞれの目指す姿を整理したものです。「人づくり」のためには、園・学校、教職員、家庭、地域、行政が目標を共有し、協働して「人づくり」における課題解決を図っていくことが大切です。

目指す園・学校の姿
<ul style="list-style-type: none"> ・ チームの力で着実に前進する学校 ・ 安全・安心、先進的な教育環境が整っている学校
目指す教職員の姿
<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛情と情熱を持ち続ける教職員 ・ 専門性と指導力を磨き続ける教職員
目指す家庭の姿
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもに深い愛情を注ぐ家庭 ・ 笑顔あふれる家庭 ・ 子育てに責任を持つ家庭
目指す地域の姿
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもにとって居場所がある地域 ・ 世代を越えた出会いがある地域
目指す行政の姿
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの可能性を最大限に伸ばす取組を推進する行政 ・ 園・学校、教職員、家庭、地域の教育機能を最大限に伸ばす取組を推進する行政

本市の教育は、第6章の政策・施策・取組により、これらの目指す姿に迫っていきます。

第5章 推進の基本的視点

第2章「浜松市の教育理念」、第4章「浜松市の目指す教育の姿」の実現を目指し、本計画の策定にあたっての基本となる視点を以下に示します。

1 継承すべき視点

第2次計画では、「心の耕し」をキーワードにし、心に着目した「人づくり」を行ってきました。第3次計画においても、子どもの心に着目し、「自分らしさ」を築き、それを大切に生きていく子どもの育成を目指します。

また、第2次計画では、「夢と希望を持つ」ことは、「生きていく活力になる」と捉えていました。第3次計画においても、この考えを継続し、子どもが「夢と希望を持ち続ける」ことができるよう努力していきます。

- 心に着目した「人づくり」の推進
- 子どもの「夢と希望」を大切にされた教育の推進

また、第3章の3「第2次計画の取組と成果」で述べたように、第2次計画では、次の取組に努めてきました。

- 幼児期から小中学校までの学びと育ちの**縦のつながり**を意識した教育
- 家庭や地域と連携・協力した**横のつながり**を意識した教育
- 一人一人の子どもの**ニーズに応じた支援**

このような、子どもの成長を見据えた教育、地域ぐるみの教育、一人一人に応じた支援によって、子どもの可能性を最大限に高めていくことは重要であり、第3次計画でも継続していく必要があります。そして、この視点を大切にしながら、これまでに明らかになった課題を改善していくことが必要です。

2 新たな視点

第2次計画より、さらに「資質や能力」に着目した教育に取り組むことが大切です。第3章「子どもを取り巻く現状と第3次計画の方向性」に示したように、本市は、学力に関する課題、いじめ問題に見られる子どもの心に関わる課題、子どもの体力低下に関わる課題等、それぞれの課題の解消に努めていかなければなりません。

そのためには、教育の不易な部分である健康な体や体力、感性や情緒、規範意識、倫理観等を大切な資質・能力と捉え、教育を充実させていかなければなりません。また、思考し問題を解決する力、互いを認め合い他者と協働する力、自分で考え行動する力を育てる必要があります。これらの力は、知識基盤社会、グローバル化社会等を生きる子どもにとって必要な力であり、これからの社会を生きる子どもに必要な資質や能力と言えます。

このような資質や能力にこれまで以上に着目した教育活動を展開し、子どもが、これからの社会を生き抜くために必要な資質や能力を育てていくことが重要です。

さらに、現在抱える課題に対して、園・学校のみでなく、市民総がかりで取り組んでいく必要があります。園・学校、家庭、地域が「目指す子どもの姿」を共有し、理解し、協働して取り組んでいくために、行政が中心になり、市民が子どもの教育に参画できる仕組みづくりを進める必要があります。

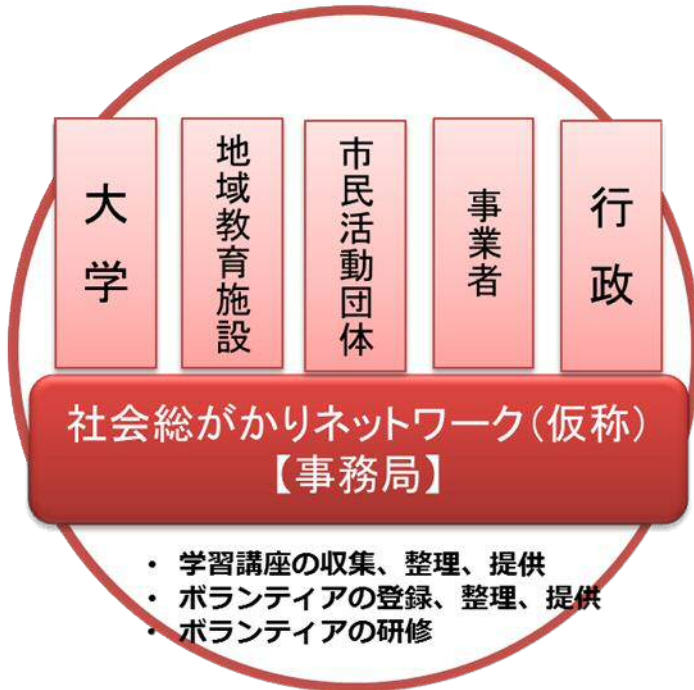
市民総がかりの教育を進める中で、子どもは、多くの大人と関わりながら、「夢と希望」「資質や能力」そして、「自分らしさ」を育てていきます。また、大人も子どもと関わることで、生きがいを感じるようになります。ここに、子どもにとっても大人にとっても互恵的な「市民協働」が実現するのです。このような「市民協働」が、本市の子どもを育てる基盤になっていくのです。

そこで、第3次計画では、「継承すべき視点」に加えて以下のことを大切にしていきます。

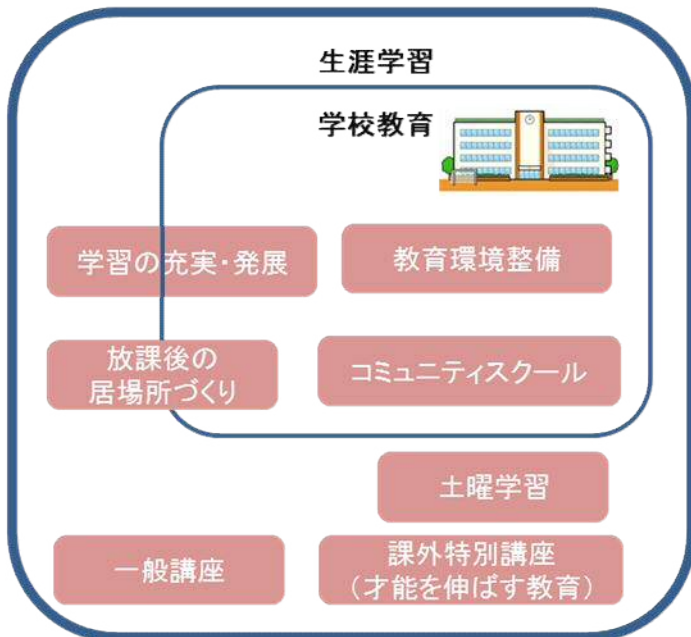
- これからの社会を生き抜く子どもに必要な**資質や能力**を育むこと
- 市民が「目指す子どもの姿」を**共有して協働**すること
- 市民の教育参画への仕組みづくり¹²を進めること

¹² P40 イメージ図参照。

社会総がかりネットワーク(仮称)



活用 ↓ ↑ ニーズ



政策・施策・取組一覧

★は重点

NEW は新規

政策	
1	夢と希望を持ち続ける子どもを育てます

施策	
1-1	夢と希望を育む施策 ★
1-2	12年間の学びや育ちをつなぐ施策

取組	
1-1-1	夢を育む園・学校づくり事業の充実
1-1-2	子どもたちの土曜日の豊かな教育環境の構築 NEW
1-2-1	「目指す子どもの姿」の共有

2	これからの社会を生き抜くための資質や能力を育む子どもを育てます
---	---------------------------------

2-1	これからの時代に必要な学力を育てる施策 ★
2-2	グローバル化へ対応する施策
2-3	高度情報化へ対応する施策
2-4	理数教育の充実を図る施策
2-5	持続可能な社会実現のための施策
2-6	自他を大切にすることを育む施策 ★
2-7	豊かな情操を育む施策
2-8	健やかな体と体力を育む施策
2-9	安全・安心を保障する施策
2-10	幼児教育充実のための施策 ★

2-1-1	学力向上プランの実践(授業改善と指導力向上)
2-1-2	学力向上プランの実践(自主学習の改善・家庭学習の充実)
2-1-3	学力向上プランの実践(全国学力調査等の活用)
2-1-4	学力向上プランの実践(学びを支える環境づくり)
2-1-5	小中一貫教育の充実
2-2-1	英語の指導力の向上と授業の充実 NEW
2-3-1	情報教育の充実
2-4-1	理数教育の充実
2-5-1	環境教育、エネルギー教育、福祉教育、消費者教育等の推進
2-6-1	道徳教育の充実
2-6-2	生徒指導の充実
2-7-1	読書活動の充実
2-7-2	音楽鑑賞の推進
2-7-3	美術鑑賞の推進
2-8-1	食に関する指導の充実
2-8-2	小中連携による保健指導の推進
2-8-3	学校における体力の向上
2-8-4	スポーツの普及
2-9-1	防災・減災指導の充実 NEW
2-9-2	通学路交通安全の充実
2-9-3	学校安全の充実(緊急対応における実践力の向上)
2-10-1	幼児教育の充実

3	自分らしさを大切にすることを育みます
---	--------------------

3-1	キャリア教育充実のための施策 ★
-----	------------------

3-1-1	振り返り活動の充実
3-1-2	キャリア教育に関する体験活動の充実
3-1-3	浜市ふるさと講座 (市立高校)

4	一人一人の可能性を引き出し伸ばします
---	--------------------

4-1	教育相談体制充実のための施策
4-2	不登校の子ども支援充実のための施策
4-3	障がいのある子ども支援充実のための施策
4-4	外国につながる子ども支援充実のための施策 ★
4-5	子どもの才能を伸ばすための施策

4-1-1	教育相談体制の強化 NEW
4-2-1	適応指導教室の充実 NEW
4-2-2	校内適応指導教室の設置 NEW
4-3-1	園・校内支援体制の充実
4-3-2	インクルーシブ教育システムの構築推進
4-4-1	就学相談と適応相談の充実
4-4-2	母国語や日本語の指導の推進
4-4-3	ライフコースの推進 NEW
4-5-1	才能を伸ばすプロジェクトの推進 NEW

5	園・学校や教職員の力を向上させます
---	-------------------

5-1	教職員の資質向上のための施策 ★
5-2	園・学校が課題を把握し克服するための施策

5-1-1	研修の充実
5-1-2	教職員への支援
5-1-3	指導主事の指導力の向上
5-2-1	園・学校評価の充実
5-2-2	コミュニティスクールの基盤整備と一部試行実施
5-2-3	学校評議員制度の有効化

6	家庭や地域の力を生かした取組を推進します
---	----------------------

6-1	家庭の役割を認識させ、家庭の教育力を発揮させるための施策
6-2	地域の教育力を発揮させるための施策 ★

6-1-1	家庭の教育力の向上
6-1-2	家庭と園との連携充実
6-2-1	社会総がかりネットワークの構築・管理・発展
6-2-2	放課後の居場所づくり
6-2-3	大学との連携 NEW
6-2-4	地域組織との連携 NEW
6-2-5	地域施設との連携
6-2-6	地域事業所との連携
6-2-7	青少年健全育成会事業の充実

7	子どもの生活や学びを支える教育環境づくりを進めます
---	---------------------------

7-1	安全・安心を保障する環境整備の施策
7-2	教職員の配置・採用の適正化と充実のための施策
7-3	教職員の多忙化にストップをかける施策
7-4	教育の機会均等を進める施策
7-5	よりよい学校像を探る施策

7-1-1	学校施設の整備・充実
7-2-1	教職員の適正配置
7-2-2	優れた人材の確保
7-2-3	支援員・補助員の配置の充実
7-3-1	検討組織の確立
7-4-1	学校規模・地域に応じた取組 NEW
7-4-2	教育費の支援
7-4-3	学区の弾力化
7-5-1	学校を支える仕組みづくり NEW

第3次浜松市教育総合計画体系図

浜松市の目指す教育の姿

目指す子どもの姿

- 1 夢と希望を持ち続ける子ども
- 2 これからの社会を生き抜くための資質や能力を育む子ども
- 3 自分らしさを大切にする子ども

目指す園・学校の姿

- ・チームの力で着実に前進する学校
- ・安全・安心、先進的な教育環境が整っている学校

目指す教職員の姿

- ・愛情と情熱を持ち続ける教職員
- ・専門性と指導力を磨き続ける教職員

目指す家庭の姿

- ・子どもに深い愛情を注ぐ家庭
- ・笑顔あふれる家庭
- ・子育てに責任を持つ家庭

目指す地域の姿

- ・子どもにとって居場所がある地域
- ・世代を超えた出会いがある地域

目指す行政の姿

- ・子どもの可能性を最大限に伸ばす取組を推進する行政
- ・園・学校、教職員、家庭、地域の教育機能を最大限に伸ばす取組を推進する行政

継承すべき視点

- 心に着目した「人づくり」の推進
- 子どもの「夢と希望」を大切にした教育
- 縦のつながりを意識した教育
- 横のつながりを意識した教育
- 一人一人の子どものニーズに応じた支援

新たな視点

- これからの社会を生き抜く子どもに必要な資質や能力を育むこと
- 市民が「目指す子どもの姿」を共有して協働すること
- 教育参画への仕組みづくりを進めること

浜松市の教育の強み

- 恵まれた自然と地域、産業の多様性

目指す教育の姿に迫る 7つの政策と27の施策

1 夢と希望を持ち続ける子どもを育てます

- 1-1 夢と希望を育む施策
- 1-2 12年間の学びや育ちをつなぐ施策

2 これからの社会を生き抜くための資質や能力を育む子どもを育てます

- 2-1 これからの時代に必要な学力を育てる施策
- 2-2 グローバル化へ対応する施策
- 2-3 高度情報化へ対応する施策
- 2-4 理数教育の充実を図る施策
- 2-5 持続可能な社会実現のための施策
- 2-6 自他を大切にすることを育む施策
- 2-7 豊かな情操を育む施策
- 2-8 健やかな体と体力を育む施策
- 2-9 安全・安心を保障する施策
- 2-10 幼児教育充実のための施策

3 自分らしさを大切にする子どもを育てます

- 3-1 キャリア教育充実のための施策

4 一人一人の可能性を引き出し伸ばします

- 4-1 教育相談体制充実のための施策
- 4-2 不登校の子ども支援充実のための施策
- 4-3 障がいのある子ども支援充実のための施策
- 4-4 外国につながる子ども支援充実のための施策
- 4-5 子どもの才能を伸ばすための施策

5 園・学校や教職員の力を向上させます

- 5-1 教職員の資質向上のための施策
- 5-2 園・学校が課題を把握し克服するための施策

6 家庭や地域の力を生かした取組を推進します

- 6-1 家庭の役割を認識させ、家庭の教育力を発揮させるための施策
- 6-2 地域の教育力を発揮させるための施策

7 子どもの生活や学びを支える教育環境づくりを進めます

- 7-1 安全・安心を保障する施設整備の施策
- 7-2 教職員の配置・採用の適正化と充実のための施策
- 7-3 教職員の多忙化にストップをかける施策
- 7-4 教育の機会均等を進める施策
- 7-5 よりよい学校の姿を探る施策

計画推進の基本的視点

浜松市の教育の強み

- 豊かな文化
- 多くの企業、大学

目指す都市の未来像

市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」

教育理念

市民協働による人づくり

未来創造への人づくり

これからの社会の変化

人口減少、少子高齢化
世帯人員の減少

知識基盤社会

グローバル化

産業構造の変化

教育格差

環境問題

高度情報化

地震や自然災害への備え

浜松市の子どもを取り巻く課題

思考力、学習意欲

自他を大切にすること

体力

健康的な生活習慣

教職員の資質向上

学校の自律的な改善

家庭、地域との連携・協力

家庭の教育力の育成

子どもの居場所づくり

第6章 7つの政策と27の施策でめざす教育の姿に迫る

第4章では、浜松市の目指す教育の姿を掲げました。

各課や関係機関と連携をとりながら、その教育の姿に迫るための協議をし、27の施策に市全体で取り組むことを確認しました。27の施策は、第3章で示した子どもを取り巻く課題の解決を図るためのものであり、そこには、7つの大きな教育の方向性（政策）が認められました。（体系図 P42）

政策1：夢と希望を持ち続ける子どもを育てます

政策2：これからの社会を生き抜くための資質や能力を育む子どもを育てます

政策3：自分らしさを大切にする子どもを育てます

政策4：一人一人の可能性を引き出し伸ばします

政策5：園・学校や教職員の力を向上させます

政策6：家庭や地域の力を生かした取組を推進します

政策7：子どもの生活や学びを支える教育環境づくりを進めます

27のそれぞれの施策では、各課や関連機関、学校、家庭、地域が取り組む具体的な取組を61にまとめ、取組一覧（P43）に整理しました。

そして、その61の取組について、取組進行計画表（P44～）で、「取組の方向性と概要」「取組計画」「各年次の目標指標」を明らかにしました。

取組進行計画表の見方

《施策の方向性と概要》	
《取組計画》 園・学校、家庭、地域、行政が、具体的にどんな取組を進めるか。	
《各年次の目標指標》 5年間の計画の中で、取組をどこまで進めるかという目標を示す指標	
H27年度	
H28年度	
H29年度	
H30年度	
H31年度	

政策 1 夢と希望を持ち続ける子どもを育てます

【施策 1-1】 夢と希望を育む施策

取組 1-1-1 : 夢を育む園・学校づくり事業の充実

→指導課、園・学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <p>◆ 子どもが、夢と希望をもって園・学校生活が送れるよう、家庭・地域との連携を図りながら、地域や子どもの実態に応じた特色ある園・学校づくりを推進する。</p>	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指導課は、「夢と希望」を育む取組が特に期待できる園・学校に委託料を加算し、その取組の充実を支援する。 ● 指導課は、年度末に各校の取組と成果を教育委員会のホームページに掲載する。 ● 園・学校は、子どもや地域の実態に応じて、芸術鑑賞、国際理解活動、緑化活動、栽培活動、音楽・体育活動等、特色ある園・学校づくりを進める。 	
<p>《各年次の目標指標》</p>	
H27 年度	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「夢と希望」を育む取組が期待できる園・学校への委託料加算 小中学校 20 校・幼稚園 6 園 <p>【園・学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特色ある活動の実施 100%
H28 年度	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「夢と希望」を育む取組が期待できる園・学校への委託料加算 小中学校 21 校・幼稚園 7 園 <p>【園・学校】 H27 年度に同じ</p>
H29 年度	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「夢と希望」を育む取組が期待できる園・学校への委託料加算 小中学校 22 校・幼稚園 8 園 <p>【園・学校】 H27 年度に同じ</p>
H30 年度	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「夢と希望」を育む取組が期待できる園・学校への委託料加算 小中学校 23 校・幼稚園 9 園 <p>【園・学校】 H27 年度に同じ</p>
H31 年度	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「夢と希望」を育む取組が期待できる園・学校への委託料加算 小中学校 24 校・幼稚園 10 園 <p>【園・学校】 H27 年度に同じ</p>

取組 1-1-2 : 子どもたちの土曜日の豊かな教育環境の構築

→社会総がかりネットワーク（仮称）【関係各課と調整】、教育総務課、学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもの自然や社会、文化、スポーツ等に対する興味を広げたり、学力の定着や深化を図ったりするために、学校休業日を活用した「土曜学習」をモデル地区で試行実施する。 ◆ 地域の指導者を招いての自然体験や伝統文化体験、自由研究、音楽、スポーツなど多様な学習機会を提供したり、保護者、地域、学生のボランティア等のに参画を得たりし、子どもの学びと育ちを応援する。 ◆ モデル地区の取組を参考にして、モデル地区以外の学校へも実施を広げていく。 	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会総がかりネットワーク（仮称）は、学習講座やボランティア等を活用し、土曜学習を計画する。 ● 社会総がかりネットワーク（仮称）は、多様な講座を管理し、地区のニーズに応じて講座を提供する。（※各年次の目標指標は、取組 6-2-1 に掲載） ● 社会総がかりネットワーク（仮称）は、市民のボランティア登録への仕組みを整え、地区のニーズに応じてボランティアを派遣する。（※各年次の目標指標は、取組 6-2-1 に掲載） ● 教育総務課は、土曜学習のモデル地区を指定し、取組充実に向けて支援する。 ● モデル指定を受けた地区は、効果的な実施事例を検証し、その成果事例を報告する。 	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	
H27 年度	・ 準備期間
H28 年度 H31 年度	<p>【社会総がかりネットワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モデル地区での土曜学習計画 2 事例 <p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜学習のモデル地区決定 2 校 <p>【地区（学校）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成功事例報告 2 事例

【施策 1-2】 12 年間の学びや育ちをつなぐ施策

取組 1-2-1 : 「目指す子どもの姿」の共有

→教育総務課、園・学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもが、家庭や地域に見守られながら、夢と希望をもって成長できるよう、学校、家庭、地域が目指す子どもの姿を共有し、その実現に向けて取り組む。

《取組計画》	
<ul style="list-style-type: none"> ● 教育総務課は、第3次教育総合計画のリーフレットを作成し、保護者や教職員等に配布する。 ● 教育総務課は、「目指す子どもの姿」を共有することの必要性を知らせ、学校、家庭、地域の意識を高める。また、「目指す子どもの姿」の達成状況について検証を行う。(検証方法第7章を参照) ● 学校は、中学校区で、学区の子どもの実態や地域の特色に合う中学校卒業時にこうなってほしいという「目指す子どもの姿」を明確にする。 ● 園・学校は、家庭、地域と目指す子どもの姿を共有し、その実現のために、園・小・中学校のつながりのある指導を行う。 	
《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定	
H27年度 H31年度	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット（第3次教育総合計画）の作成 保護者、教職員等に配布 <p>【園・学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットを参考にした目指す子どもの姿の見直し 100% ・目指す子どもの姿を実現するための活動や行事を実施 100%

政策2 これからの社会を生き抜くための資質や能力を育む子どもを育てます

【施策2-1】 これからの時代に必要な学力を育てる施策

取組：2-1-1 学力向上プランの実践（授業改善と指導力向上）

→指導課、教育センター、学校

《施策の方向性と概要》
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもに、基礎的・基本的な知識・技能の習得、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、学習意欲等を身に付けさせるために、授業改善と指導力の改善を推進する。
《取組計画》
<ul style="list-style-type: none"> ● 指導課は、確かな学力を育成するための指導指針「教職員版『はままつの教育』」を発行する。 ● 指導課は、指導主事、指導員による計画訪問を実施し、授業改善に向けた指導を行う。 ● 指導課は、子どもの学力の向上や、喫緊の課題を解決するための教育研究校を指定する。 ● 指導課は教育センターと連携して、研修を行い、教員の指導力向上を図る。(※各年次の目標指標は、取組5-1-1に掲載) ● 指導課は、「優れた授業ビデオ」を作成し、紹介する。 ● 指導課は教育センターと連携して、「優れた教育資料」をWEB上に紹介する。

<ul style="list-style-type: none"> ● 学校は「学力向上プラン」を作成し、自校の学力向上の「PDCA サイクル」を確立する。 ● 学校は、「優れた授業ビデオ」「優れた教育資料」を活用し、授業改善を図る。 ● 学校は、教職員版「はままつ教育」を用いた校内研修に取り組み、授業改善を図る。 	
《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定	
H27年度 H31年度	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教職員版『はままつ教育』」の発行 年1回 ・計画訪問の実施 各校年1回 ・教育研究校の指定 6～7校 ・授業改善研修の実施 年3回 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた授業ビデオを作成 年3本 ・優れた教育資料の紹介 年10本 <p>・「学力向上プラン」、「優れた授業ビデオ」「優れた教育資料」等を活用した主体的な授業改善への取組</p>

取組2-1-2：学力向上プランの実践（自主学習の改善・家庭学習の充実）
→指導課、学校

《施策の方向性と概要》 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 宿題だけでなく予習や復習など、子どもが自主的に学習に取り組む習慣を身に付けられるよう、家庭と連携して家庭学習の改善を図り、学力の向上を図る。 	
《取組計画》 <ul style="list-style-type: none"> ● 指導課は、指導主事の学校訪問で「家庭学習の手引き 参考資料」の活用の啓発を図る。 ● 指導課は、「家庭学習の手引き 参考資料」を定期的に改善する。 ● 学校は、子どもの実態や地域の状況を考慮し、学校独自の家庭学習の手引きを改善する。 ● 学校は、子どもと保護者に家庭学習の大切さや内容を伝える機会を作る。 	
《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定	
H27年度 H31年度	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家庭学習の手引き 参考資料」の改善と活用の啓発 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校独自の家庭学習の手引きの改善 年1回 ・子どもと保護者に家庭学習の大切さや内容を伝える機会 随時

取組2-1-3：学力向上プランの実践（全国学力調査等の活用）
→指導課、学校

《施策の方向性と概要》

◆ 子どもの学力の実態を把握するために、「全国学力調査」や「浜松市新学力調査」の結果を分析し、その結果を授業改善に生かす。	
《取組計画》 <ul style="list-style-type: none"> ● 指導課は、「浜松市新学力調査」について実施教科や出題内容を検討しながら作成・実施し、市内の学力の実態を把握する。 ● 指導課は、市全体の「全国学力調査」、「浜松市新学力調査」等の結果を分析し、課題の解決に向けた指導を行う。 ● 学校は、自校の「全国学力調査」、「浜松市新学力調査」等の結果を分析し、「学力向上プラン」の作成に生かす。 ● 学校は、評価問題を精選し、指導と評価の一体化を図る。 	
《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定	
H27年度 H31年度	【指導課・学校】 ・全国学力調査の課題となった設問（複数題）を、「浜松市新学力調査（各学年）」へ盛り込む。 →出題した問題が全国学力調査での正答率を上回る。

取組 2-1-4：学力向上プランの実践（学びを支える環境づくり）

→指導課、中央図書館、美術館、博物館、学校

《施策の方向性と概要》 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもの学びの意欲を引き出し、学びを幅広い豊かなものにするために、学校図書館の充実や、中央図書館の学習支援パックの有効活用を図る。 ◆ 美術館や博物館所蔵の本物に触れたり、学芸員などの専門家の話を聞いたりすることで、子どもの学びを深める。

《取組計画》

- 指導課は市立図書館と連携しながら、学校図書館支援センターにおいて学習支援パックを充実させ、国語科における並行読書に取り組ませる。また、「図書館を使った調べ学習の手引き」を基に、各学校での調べ学習の充実を勧める。
- 中央図書館は、学習支援パック等の充実を図る。
- 美術館は、各学校の来館や出前講座、ギャラリートークの活用を推進する。
- 博物館は来館校への展示解説や体験学習および、学校への移動博物館や教材利用の活用を推進する。
- 学校は、教科の授業や朝読書等で学校図書館や図書館支援員の有効活用を図る。
- 学校は、学習支援パックを活用する。
- 学校は、「図書館を使った調べ学習の手引き」を有効活用する。
- 学校は、新聞配備と活用を進める。
- 学校は、美術館の出前講座やギャラリートークを活用する。
- 学校は、博物館の展示解説や体験学習および、学校移動博物館や教材利用を活用する。

《各年次の目標指標》

H27 年度	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校新教科書に基づく学習支援パックを充実させ、国語科において並行読書を勧めるモデル提示 ・ 支援パックリストをもとに各学校の蔵書充実の促し ・ 新聞の購読を勧めたり、調べ学習の手引きを活用したりすることの指導 <p>【中央図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習支援パックを授業で活用できるよう、図書の内容、構成の充実 <p>【美術館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップ、ギャラリートークの利用率 前年比 5%増 <p>【博物館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校移動博物館および教材利用数 70 件 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞配備率 10% ・ 他の取組は H27 年度に同じ
H28 年度	<p>【指導課】 H27 年度に同じ</p> <p>【中央図書館】 H27 年度に同じ</p> <p>【美術館】 H27 年度に同じ</p> <p>【博物館】 学校移動博物館および教材利用数 75 件</p> <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞配備率 15% ・ 他の取組は H27 年度に同じ

H29年度	<p>【指導課】 H27年度に同じ</p> <p>【中央図書館】 H27年度に同じ</p> <p>【美術館】 H27年度に同じ</p> <p>【博物館】 学校移動博物館および教材利用数 80件</p> <p>【学校】</p> <p>・新聞配備率 20% ・他の取組はH27年度に同じ</p>
H30年度	<p>【指導課】 H27年度に同じ</p> <p>【中央図書館】 H27年度に同じ</p> <p>【美術館】 H27年度に同じ</p> <p>【博物館】 学校移動博物館および教材利用数 85件</p> <p>【学校】</p> <p>・新聞配備率 25% ・他の取組はH27年度に同じ</p>
H31年度	<p>【指導課】 H27年度に同じ</p> <p>【中央図書館】 H27年度に同じ</p> <p>【美術館】 H27年度に同じ</p> <p>【博物館】 学校移動博物館および教材利用数 90件</p> <p>【学校】</p> <p>・新聞配備率 35% ・他の取組はH27年度に同じ</p>

取組 2-1-5：小中一貫教育の充実

→教育総務課、指導課、園・学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <p>◆ 幼・小・中学校の教員が合同研修を行い、各教科・領域の系統性と関連性を踏まえた指導や、幼・小・中学校のそれぞれの指導のよさを生かした保育・授業を実践する。</p>	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育総務課は、小中一貫教育の意義（ねらい）や実践例等を学校に紹介する。 ● 指導課は、小中一貫教育の教科や領域等における具体に関することを指導する。 ● 園・学校は、中学校区で、幼小中合同研修会を行い、情報交換することで小・中学校の学びと育ちをつなぐ。 	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	
<p>H27年度</p> <p> </p> <p>H31年度</p>	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫校での取組紹介 随時 ・小中一貫校の取組状況報告の作成 年1回 <p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科領域における系統性や関連性の指導 随時

	【園・学校】 ・中学校区小中合同研修会実施校区 100%
--	--

【施策2-2】 グローバル化へ対応する施策

取組2-2-1： 英語の指導力の向上と授業の充実

→教職員課、指導課、教育センター、学校

《施策の方向性と概要》 ◆ グローバル化が進行する中で、子どもが異なる言語や文化をもつ人々とコミュニケーションができるよう、英語によるコミュニケーション能力を育成するために、教員の英語指導力向上と英語授業の充実を図る。	
《取組計画》 ● 教職員課は、中央研修に小中教員を派遣し、英語教育推進リーダーを養成する。 ● 教職員課は、小学校教諭英語指導力向上のための海外研修（H30年度まで各年度16人）を実施する。 ● 指導課は教育センターと連携し、小中学校教員の英語指導力向上研修を実施し、中核教員を育成する。（※各年次の目標指標は、取組5-1-1に掲載） ● 指導課は、日本政府主催の国際交流事業で招致したALTの研修を月に1回行う。 ● 学校は、中核教員を中心に英語指導の校内研修を行う。	
《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定	
H27年度 H31年度	【教職員課】 ・中央研修へ英語教育推進リーダーの派遣 2人 ・小学校教諭英語指導力向上のための海外研修 16名（H30年度まで） 【指導課】 ・中核教員研修の実施 3回 ・ALTの研修 月1回 【学校】 ・校内研修の実施

【施策2-3】 高度情報化へ対応する施策

取組2-3-1： 情報教育の充実

→教育総務課、学校施設課、教育センター、青少年育成センター、学校

《施策の方向性と概要》 ◆ 高度情報化時代に、子どもに情報機器を適切かつ有効的に使用できるメディアリテラシーや情報モラル等を身に付けさせるために、「学校の情報化推進計画 H28年度～H31年度」を作成し、情報教育の充実を図る。

<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育総務課は、高度情報化社会や本市の施策を踏まえ、「学校の情報化推進計画（H28年度～H31年度）」を策定する。 ● 学校施設課は、教育総務課、教育センターと連携を図りながら、学習に有効な情報機器の選定・導入を進める。 ● 教育センターは、新しい情報機器への対応や授業の中での有効活用のための研修を実施する。（※各年次の目標指標は、取組 5-1-1 に掲載） ● 学校は、教育活動の中で情報機器の有効活用を図り、分かりやすく深まる授業を目指す。また、子どもに情報活用能力や情報モラル等を身に付けさせる。 ● 学校は、授業等に ICT を効果的に活用したり、子どもに情報活用能力や情報モラル等を身に付けさせたりするための校内研修を充実させる。 ● 青少年育成センターは、ネットトラブルから子どもたちを守るために、保護者や地域の方々の情報モラルの向上を図り、青少年健全育成会や諸団体を対象に情報モラル講座等を実施する。 	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	
<p>H27年度 H31年度</p>	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校の情報化推進計画（H28年度～H31年度）」の策定（H27年度） <p>【学校施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習へ有効な情報機器への更新、新規導入（H28年度～H31年度） <p>【青少年育成センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校区健全育成会での情報モラル講座をはじめとした啓発活動達成率 100% <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報機器の有効活用に関する校内研修実施 年 1 回以上 ・情報モラルに関する校内研修の実施 年 1 回以上

【施策 2-4】 理数教育の充実を図る施策

取組 2-4-1：理数教育の充実

→指導課、学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもに科学への興味を抱かせたり、科学的な思考力等を育んだりするために、理数教育の充実を図る。
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指導課は、小学校への理科支援員配置事業を推進する。 ● 指導課は、浜松版理科カリキュラムを整備する。

● 学校は、理科支援員配置や浜松版理科カリキュラムを有効活用する。	
《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定	
H27年度 H31年度	【指導課】 ・理科支援員配置事業による支援員の配置 100% ・浜松版理科カリキュラムの小中それぞれの実践事例や理科教育に関する情報の更新 【学校】 ・理科支援員の活用 ・浜松版理科カリキュラムの活用

【施策2-5】持続可能な社会実現のための施策

取組2-5-1：環境教育、エネルギー教育、福祉教育、消費者教育等の推進 →社会総がかりネットワーク（仮称）【関係各課と調整】、指導課、環境政策課、 くらしのセンター、教育センター、学校

《施策の方向性と概要》 ◆ 環境問題やエネルギー問題、福祉問題、消費者問題等に対して、自ら考え行動する力を育てるために、教科の学習や総合的な学習の時間のなかで、環境教育、エネルギー教育、福祉教育、消費者教育等を推進する。	
《取組計画》 ● 社会総がかりネットワーク（仮称）は、多様な講座を管理し、学校のニーズに応じて講座を提供する。（※各年次の目標指標は、取組6-2-1に掲載） ● 指導課は、総合的な学習の時間の充実を目指して各校に指導する。 ● 環境政策課は、社会総がかりネットワーク（仮称）や園・学校に環境学習プログラム「E-スイッチプログラム」を提供する。 ● くらしのセンターは、社会総がかりネットワーク（仮称）や学校に消費者教育プログラムを提供する。 ● 社会総がかりネットワーク（仮称）は、教育センターと連携して、持続可能な社会実現のための様々な教育が実施できるよう研修を企画し、行う。（※各年次の目標指標は、取組5-1-1に掲載） ● 学校は、社会総がかりネットワーク（仮称）が提供する講座を活用し、環境、エネルギー、福祉消費者問題等について自らの考えを深め、実際に行動できる力を育てる。	
《各年次の目標指標》 ※H29年度～H31年度は各年同じ目標を設定	
H27年度	【社会総がかりネットワーク（仮称）】 ・準備期間

	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間の年間指導計画の見直しの視点の提示 <p>【環境政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・E-スイッチプログラムの提供 <p>【くらしのセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育プログラムの提供 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間の年間指導計画の見直し
H28年度	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間の年間指導計画の点検・指導、指導課計画訪問での総合的な学習の時間の授業公開 <p>【環境政策課】 H27年度に同じ</p> <p>【くらしのセンター】 H27年度に同じ</p> <p>【学校】 H27年度に同じ</p>
H29年度 H31年度	<p>【指導課】 H28年度に同じ</p> <p>【環境政策課】 H27年度に同じ</p> <p>【くらしのセンター】 H27年度に同じ</p> <p>【学校】 H27年度に同じ</p>

【施策2-6】自他を大切に作る心を育む施策

取組2-6-1：道徳教育の充実

→教育総務課、指導課、学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもが、生命を大切に作る心や他人を思いやる心、規範意識等の道徳性を身に付けることを目指し、道徳教育の充実を図る。 	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指導課は、「はままつ人づくり教育推進事業」が円滑に進むよう、管理する。 ● 学校は、2分の1成人式、立志式を行い、成人式につながる活動を推進する。 ● 学校は、「はままつマナー」の活用に取り組む。 ● 学校は、道徳授業公開を推進する。公開することで家庭及び地域社会と連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、道徳授業の充実を図る。 	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	
H27年度 	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の「目指す子どもの姿」実現のために役立つ指導（随時） <p>【学校】</p>

H31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「はままつマナー」の活用 100% 【学校】 ・2分の1成人式、立志式、成人式につなぐ活動の実施 100% 【学校】 ・道徳授業を地域に公開した学校の割合 100%
--------	---

取組 2-6-2 : 生徒指導の充実

→指導課、教育センター、学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <p>◆ 現在や将来における自己実現を図ろうと、自ら考え行動することができるために、自己指導能力を育成していくことができるようする。そのために子ども同士の望ましい人間関係を築き、自分を表現できる集団づくりを行っていくことで、生徒指導に関する総合的な取組の充実を図る。</p>	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指導課は、「安心して学校生活を送るための調査」の分析・活用を行う。 ● 指導課は、スクールソーシャルワーカー（SSW）の学校での活用を図る。 ● 指導課は、教育センターと連携して、生徒指導研修会、いじめ対策コーディネーター研修会を開く。（※各年次の目標指標は、取組 5-1-1 に掲載） ● 学校は、市と自校の「いじめの防止等のための基本的な方針」に沿って、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に向けた体制づくりをする。 ● 学校は、不登校やいじめ・問題行動について関係機関との連携を深める。 ● 学校は、子どもが安心して学校生活を送るための調査を実施し、その活用を図る。 	
<p>《各年次の目標指標》</p>	
H27 年度	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して学校生活を送るための調査の分析・活用、不登校チェックシートの活用 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCA サイクルによる学校の「いじめの防止等のための基本的な方針」の見直し ・不登校の子どもの支援充実
H28 年度	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して学校生活を送るための調査の分析・活用 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の子どもの支援充実

H29 年度	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが主体的にいじめを考え、自らいじめをなくそうと活動する場の設定 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCA サイクルによる学校の「いじめの防止等のための基本的な方針」の見直し ・不登校の子どもの支援充実
H30 年度	<p>【指導課】 H29 年度に同じ</p> <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の子どもの支援充実
H31 年度	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども同士の望ましい人間関係の構築をし、どの子どもも安心して自分を表現できる集団作りの支援 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCA サイクルによる学校の「いじめの防止等のための基本的な方針」の見直し ・多様化するいじめ、不登校、問題行動に対して、的確に対応し、改善

【政策 2-7】豊かな情操を育む施策

取組 2-7-1 読書活動の充実

→指導課、学校施設課、学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもが、読書に親しみ、豊かな情操を育てられるよう、第2次浜松市子ども読書活動推進計画を推進する。 	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指導課は、市立図書館と連携して学校図書館支援センターを組織し、第2次浜松市子ども読書活動推進計画を推進する。 ● 学校施設課は、学校図書館図書を整備に努める。 ● 学校は、朝読書の実施、必読図書の選定を行い、子どもに良書を読ませる。 ● 学校は、児童生徒用図書の新規購入を促進する。 ● 学校は、司書教諭、図書館補助員による図書室の教育環境整向上に努める。 	
<p>《各年次の目標指標》</p>	
H27 年度	<p>【学校図書館支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館支援センターだよりを発行し、全校一斉読書や必読図書の設置、廃棄の計画等についての取り組みを周知させることで以下を目指す。

	<ul style="list-style-type: none"> ・朝読書等全校一斉読書活動実施校 100% ・必読図書の設置率 30% ・図書標準達成率 小学校 65%、中学校 30% <p>【学校施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書標準不足冊数校への配当の加算を行う。 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝読書等全校一斉読書活動、必読図書の設置、新聞配備、図書標準達成について、学校ごとに目標を設定する。
H28年度	<p>【学校図書館支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝読書等全校一斉読書活動実施校 100% ・必読図書の設置率 40% ・図書標準達成率 小学校 70%、中学校 35% <p>【学校施設課】 H27年度に同じ</p> <p>【学校】 H27年度に同じ</p>
H29年度	<p>【学校図書館支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝読書等全校一斉読書活動実施校 100% ・必読図書の設置率 50% ・図書標準達成率 小学校 75%、中学校 40% <p>【学校施設課】 H27年度に同じ</p> <p>【学校】 H27年度に同じ</p>
H30年度	<p>【学校図書館支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝読書等全校一斉読書活動実施校 100% ・必読図書の設置率 60% ・図書標準達成率 小学校 80%、中学校 45% <p>【学校施設課】 H27年度に同じ</p> <p>【学校】 H27年度に同じ</p>
H31年度	<p>【学校図書館支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝読書等全校一斉読書活動実施校 100% ・必読図書の設置率 70% ・図書標準達成率 小学校 85%、中学校 50% <p>【学校施設課】 H27年度に同じ</p> <p>【学校】 H27年度に同じ</p>

取組 2-7-2 : 音楽鑑賞の推進

→文化政策課、学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <p>◆ 子どもが優れた音楽に触れることで、美しいものを美しいと感じる豊かな心を育めるよう、音楽鑑賞活動の充実を図る。</p>	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 文化政策課は、市内小学校5年生全員を対象に音楽鑑賞教室を開催する。 ● 文化政策課は、「音楽指導者派遣事業」を行う。 	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	
<p>H27年度 H31年度</p>	<p>【文化政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクトシティ大ホールを会場として音楽鑑賞教室を2日間4公演開催、市内小・中学校等への音楽指導者の派遣（受講者のべ人数：28000人） <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内小学5年生の参加率 100%、音楽指導者の派遣事業の活動

取組 2-7-3 : 美術鑑賞の推進

→美術館、指導課

<p>《施策の方向性と概要》</p> <p>◆ 子どもが優れた美術作品に触れることで、美しいものを美しいと感じる豊かな心を育めるよう、美術鑑賞活動の充実を図る。</p>	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指導課は、子どもの市展、地下道ギャラリーの展示を行う。 ● 美術館は、子どものためのワークショップ、ギャラリートーク等の充実を図る。 ● 学校は、子どもに「子どもの市展」「地下道ギャラリー」の作品鑑賞、美術館ワークショップ等の活用を指導する。 	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	
<p>H27年度 H31年度</p>	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの市展」「地下道ギャラリー」を行い、子どもの作品を鑑賞する機会を設ける。 <p>【美術館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「美術館活用」の園・学校の児童生徒数：9,000人 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの市展」「地下道ギャラリー」の作品鑑賞指導、美術館ワークショップ等の活用指導

【施策 2-8】 健やかな体と体力を育む施策

取組 2-8-1：食に関する指導の充実

→保健給食課、学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <p>◆ 浜松産食材の活用や栄養バランスのとれた食事の大切さを認識できる児童生徒を育成するために、食に関する指導の充実を図る。</p>	
<p>《取組計画》</p> <p>● 保健給食課は、献立作成のあり方を見直し、地域の特色や充実した内容の献立の実践につなげる。栄養教諭及び栄養職員による、学校給食を生きた教材として活用した「食に関する指導」の充実を図るため研修会等を実施する。</p> <p>● 学校は、栄養教諭、栄養士による「食に関する指導」の実践により、子どもの興味関心を高める。</p>	
<p>《各年次の目標指標》</p>	
H27 年度	<p>【保健給食課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 献立作成委員会検討会の実施 2回 ・ 栄養教諭の資質向上のための研修会の充実 2回 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養教諭の「食に関する指導」の実施 各学校で教科及び給食時指導等で110時間
H28 年度	<p>【保健給食課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養教諭・栄養職員による特色のある献立作成のための実態調査 1回 満足度 90%以上 ・ 食育推進検討会 2回 <p>【学校】 H27 年度に同じ</p>
H29 年度	<p>【保健給食課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 献立における浜松産食材の積極的な活用状況調査 2回、地産地消率 33% <p>【学校】 H27 年度に同じ</p>
H30 年度	<p>【保健給食課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 献立における浜松産食材の積極的な活用状況調査 2回、地産地消率 34% <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝食摂取の大切さの指導のためリーフレット活用状況調査 2回 朝食摂取状況調査 1回
H31 年度	<p>【保健給食課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 献立における浜松産食材の積極的な活用状況調査 2回、地産地消率 35% <p>【学校】</p>

	・栄養バランスのとれた食事の大切さの指導のためリーフレット活用状況調査 2回、栄養バランスのとれた食事調査 2回
--	--

取組 2-8-2 小中連携による保健指導の推進

→保健給食課、学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <p>◆ 子どもの健康管理の充実を図り、アレルギー疾患の実態把握に努める。事故ゼロをめざすために、小中学校の連携の充実を図る。</p>	
<p>《取組計画》</p> <p>・保健給食課は、アレルギー研修会の充実を図ることにより、学校体制でアレルギー疾患の対応をし、小中学校の連携が進むように指導を行う。</p> <p>●学校は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を活用し、アレルギー疾患の子どもへ小中学校で協力連携して対応する。</p>	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	
<p>H27年度 H31年度</p>	<p>【保健給食課】</p> <p>・管理職、養護教諭、栄養教諭・栄養職員等を対象としたアレルギー研修会の実施</p> <p>【学校】</p> <p>・中学校区の単位でアレルギー疾患の子どもへの対応小中学校連携会議実施率 100%</p>

取組 2-8-3 : 学校における体力の向上

→指導課、学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <p>◆ 子どものバランスのとれた体力の向上を図るために、体育の授業の充実や日常の体力づくりを進める。</p>	
<p>《取組計画》</p> <p>● 指導課は、「子どもの体力向上指導者養成研修」に教員を派遣し、伝達講習を実施する。</p> <p>● 指導課は、新体力テストの結果を参考に、体力向上に資する体育授業に関する「体育健康教育指導者研修会」を実施する。</p> <p>● 学校は、「体育健康教育指導者研修会」と「子どもの体力向上指導者養成研修」の伝達講習会に各校1名参加させ、校内で伝達研修を行い、体育の授業を中心に、学校活動全体を通して子どもの体力の向上を図る。</p>	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	

H27 年度 H31 年度	【指導課】 ・「子どもの体力向上指導者養成研修（全国研修）」への派遣 5人 ・「体育健康教育指導者研修会」の小・中学校の参加率 100% 【学校】 ・校内での伝達研修実施率 100%
-----------------------	---

取組 2-8-4 スポーツの普及

→スポーツ振興課、浜松市中学校体育連盟

《施策の方向性と概要》 ◆ 多くの子どもたちがスポーツに親しみ、競技への意欲の向上を図るとともに、体力の向上を目指す。	
《取組計画》 ● スポーツ振興課は、全国大会や国際大会に出場する選手に、激励金を交付する。 ● スポーツ振興課は、放課後スポーツ教室を開催し、小学生に多種目のスポーツを体験させ、運動好きな子どもの育成と体力の向上を図る。 ● 浜松市中学校体育連盟は、部活動の優秀な選手の強化練習会を企画する。	
《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定	
H27 年度 H31 年度	【スポーツ振興課】 ・全国大会出場 3 団体以上、個人出場も含め延べ 120 人 ・放課後スポーツ教室の開催 参加児童の満足度 90%以上

【施策 2-9】安全・安心を保障する施策

取組 2-9-1： 防災・減災指導の充実

→保健給食課、園・学校

《施策の方向性と概要》 ◆ 自然災害や人災から、子どもたちの命を守り、子どもの安全を確保するために、防災・減災指導の充実を図る。	
《取組計画》 ● 保健給食課は、学校の防災教育の充実を図るための学校防災リーダー育成カリキュラムを作成し、研修を推進していく。 ● 園・学校は、地域の実情に合わせ中学校区単位での対応について、マニュアルを作成する。 ● 園・学校は、「浜松市学校・幼稚園の防災対策基準」に基づき、作成した各園・学校における危機管理マニュアルについて検証・修正する。	

<ul style="list-style-type: none"> ● 園・学校は、家庭や地域等と連携して地域の実情に応じた防災教育等を行い、防災、減災の実践力を身に付けさせる。 ● 園・学校は、学校防災リーダーを核とした研修を行い、学校全体としての防災教育の充実を図る。 	
《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定	
H27年度 H31年度	<p>【保健給食課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園・学校の危機管理マニュアルの確認し、必要に応じた指導 ・ 学校防災リーダー育成カリキュラムに沿った研修の推進 <p>【園・学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校防災リーダーが核となり、家庭や地域等と連携し、地域の実情に応じた防災教育等の実践 ・ 危機管理マニュアルの実効性について検証し、必要に応じた修正

取組 2-9-2 : 通学路交通安全の充実

→保健給食課、学校

《施策の方向性と概要》 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもが学校や地域において安全・安心に生活を送り、登下校できるよう、通学路の交通安全の充実を図る。 	
《取組計画》 <ul style="list-style-type: none"> ● 保健給食課は、学校からの指定通学路整備要望を集約し、関係機関と連携を図りながら安全確保を図る。 ● 学校は、指定通学路の点検をし、実態を把握し、保健給食課に報告をする。 	
《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定	
H27年度 H31年度	<p>【保健給食課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定通学路整備要望の集約 ・ 対応等の追跡調査 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路の危険個所を調査し、PTA、自治会の了承を得て整備要望を報告

取組 2-9-3 : 学校安全の充実（緊急対応における実践力の向上）

→保健給食課、学校

《施策の方向性と概要》 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どものけがや病気の悪化を防ぎ、命を救うために、教職員に救急蘇生に関する知識と技術を身に付けさせる。 	
---	--

<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保健給食課は、各学校での普通救命講習を実施し、教職員の救急蘇生に関する技術の習得を効率よく進める。 ● 学校は、校内研修に普通救命講習を組み入れる。 	
<p>《各年次の目標指標》 ※H30年度・H31年度は各年同じ目標を設定</p>	
H27年度	<p>【保健給食課、学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の普通救命講習取得者率 60%
H28年度	<p>【保健給食課、学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の普通救命講習取得者率 70%
H29年度	<p>【保健給食課、学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の普通救命講習取得者率 80%
H30年度 H31年度	<p>【保健給食課、学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の普通救命講習取得者率 100%達成。

【施策2-10】 幼児教育充実のための施策

取組：2-10-1：幼児教育の充実

→指導課【保育課と調整】、子育て支援課、園・学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 人づくりの基盤となる乳幼児期に、「幼児期に育てたい力」が適切に身に付くようにする。 ◆ 幼児期の育ちを小・中学校の学びと育ちにつなげるために、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携・接続の体制づくりを推進する。 	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指導課（保育課）は、「幼児期に育てたい力」の定着を図るよう、各園に働き掛ける。 ● 子育て支援課は、発達に合わせた適切な支援体制の整備に努める。（はますくファイル活用） ● 園は、「幼児期に育てたい力」指導資料を活用し、質の高い教育・保育を推進する。 ● 園は、地域の「ひと・もの・こと」を活用し、多様な体験を重視する。 ● 園は、小学校と連携して、幼児と児童、職員間の交流を推進する。 	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	
H27年度 H31年度	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「幼児期に育てたい力」指導資料の活用の推進 <p>【子育て支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はますくファイル」の活用の推進 <p>【園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「幼児期に育てたい力」指導資料の活用

	<p>【園・学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児と児童の交流、連絡会等による交流 ・ 「はますくファイル」の活用
--	---

政策3 自分らしさを大切に子どもを育てます

【施策3-1】キャリア教育充実のための施策

取組3-1-1： 振り返り活動の充実

→指導課、学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために、自分をよりよくしていこうと常に目標をもって生活できるよう、節目の振り返りや日常の振り返りの充実を図る。 	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指導課は、振り返り活動を充実させるための指導を行う。 ● 学校は、2分の1成人式や立志式を行い、子どもが自分の夢と希望を見つけられる活動を行う。2分の1成人式を立志式に、立志式を成人式につなげる。 ● 学校は、学期末に、学びや育ちを振り返る機会を設定し、子どもにその後の目標を持たせる活動を行う。 ● 学校は、教科の学習や行事等において、自分の学びや育ちを効果的に振り返る活動を設ける。 	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	
<p>H27年度 H31年度</p>	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校訪問で、各学校の振り返り活動の実態把握と指導の実施率 100% <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2分の1成人式、立志式の実施率 100%、学期末の振り返りの実施率 100%

取組3-1-2 キャリア教育に関する体験活動の充実

→社会総がかりネットワーク（仮称）【関係各課と調整】、指導課、教育センター、学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために、社会体験、自然体験など様々な体験を通して自分らしさを発見し、自分に自信をもてるようにする。（例 ボランティア活動など社会奉仕に関わる体験活動、自然に関わる体験活動、勤労生産に関わる体験活動、職場や就業に関わる体験活動、文化や芸術に関わる体験活動、交流に関わる体験活動）

《取組計画》

- 社会総がかりネットワーク（仮称）は、多様な講座を管理し、学校のニーズに応じて講座を提供する。（※各年次の目標指標は、取組 6-2-1 に掲載）
- 社会総がかりネットワーク（仮称）は、地域でのボランティア活動や交流活動等を計画する。（※各年次の目標指標は、取組 6-2-1 に掲載）
- 社会総がかりネットワーク（仮称）は、市民活動団体、事業者等の学校外部による出前授業等の教育活動支援の促進、キャリア教育に関する外部専門人材のマッチングを図る。（※各年次の目標指標は、取組 6-2-1 に掲載）
- 指導課は、各教科、道徳総合的な学習の時間、特別活動等をキャリア教育の視点で関連付けるよう指導する。
- 社会総がかりネットワーク（仮称）は、教育センターと連携して、子どもが自分らしさを発見し、自信をもつことができるキャリア教育を実現させるための研修を行う。（※各年次の目標指標は、取組 5-1-1 に掲載）
- 小学校は、児童の発達段階に応じ、キャリア教育の目標に即した全体計画の作成を作成する。
- 中学校は、小学校からの系統性を持ち、職場体験活動を軸とした3年間の学習や、教科・領域等とのつながりに一貫性を持たせた全体計画を作成する。
- 学校は、全体計画をもとに、各教科、道徳総合的な学習の時間、特別活動等をキャリア教育の視点で関連付け、指導計画を作成する。
- 学校は、社会総がかりネットワーク（仮称）が提供する講座を活用し、自然、文化や芸術、勤労生産、職場や就業、交流、ボランティア活動など、体験活動の指導計画を作成する。
- 学校は、子どもたちが、地域の活動や祭典などの行事に積極的に参加するよう働き掛ける。

《各年次の目標指標》

H27 年度	<p>【社会総がかりネットワーク（仮称）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期間 <p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校におけるキャリア教育の全体計画作成の状況を調査 ・学校訪問等で、キャリア教育の実施状況の把握と指導の実施率 100% <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校務分掌の担当者の役割を明確にし、学校全体で取組む推進体制を構築した学校 80% ・キャリア教育の全体計画を作成した学校 80%
H28 年度	<p>【指導課】 H27 年度に同じ</p> <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校務分掌で担当者の役割を明確にし、学校全体で取組む推進体制を構築し

	た学校 100% ・キャリア教育の全体計画を作成した学校 100%
H29年度	【指導課】H27年度に同じ 【学校】 ・各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等をキャリア教育の視点で関連付け、指導計画を作成した学校 80%
H30年度	【指導課】H27年度に同じ 【学校】 ・各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等をキャリア教育の視点で関連付け、指導計画を作成した学校 100% ・全学年でキャリア教育を実施した学校 80%
H31年度	【指導課】H27年度に同じ 【学校】 ・全学年でキャリア教育を実施した学校 100%

取組 3-1-3 : 浜市ふるさと講座

→市立高校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <p>◆ 生徒が、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現することを目指し、浜市ふるさと講座を実施する。</p>	
<p>《取組計画》</p> <p>● 市立高校は、地元企業経営者や経済専門家と協働し、独自のキャリア教育「浜市ふるさと講座」の充実を図る。</p>	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	
<p>H27年度 H31年度</p>	<p>【市立高校】</p> <p>・実施時間数 1年生4時間、2年生4時間</p>

政策 4 一人一人の可能性を引き出し伸ばします

【施策 4-1】教育相談体制充実のための施策

取組 4-1-1 : 教育相談体制の充実

→教育相談支援センター、園・学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <p>◆ 一人一人の子どもへのきめ細かな支援を行うため、心理・福祉の専門家を活用した各校の教育相談の充実に向けた体制をつくる。</p>	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育相談支援センターは、子ども・保護者からの相談に対応するため、教育相談員及びスーパーバイザーを配置する。 ● 教育相談支援センターは、子ども・保護者の心のケアのために、学校へ SC（スクールカウンセラー）を配置する。 ● 教育相談支援センターは、子どもの家庭への働きかけや支援が必要な場合は、学校へ SSW（スクールソーシャルワーカー）を派遣する。 ● 園・学校は、分掌に教育相談担当を位置付け、SC や SSW と連携して、校内支援体制の充実を図る。 	
<p>《各年次の目標指標》</p>	
H27 年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談員及びスーパーバイザーの配置 ・SC の増員 3 人 ・新人 SC の資質向上のための研修会 年 4 回 ・SSW の増員 1 人 <p>【園・学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分掌に教育相談担当を位置付け、SC や SSW と連携
H28 年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SC の増員 3 人 ・SSW の増員 1 人 <p>【園・学校】 H27 年度に同じ</p>
H29 年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SC の増員 3 人 ・SSW の増員 1 人 <p>【園・学校】 H27 年度に同じ</p>
H30 年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SC の増員 3 人 ・SSW の増員 1 人 <p>【園・学校】 H27 年度に同じ</p>
H31 年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SC の増員 2 人 <p>【園・学校】 H27 年度に同じ</p>

【施策 4-2】 不登校の子ども支援充実のための施策

取組 4-2-1：適応指導教室の充実

→教育相談支援センター

<p>《施策の方向性と概要》</p> <p>◆ 不登校の子どもの可能性を引き出すとともに、学校復帰に向けた仕組みをつくる。</p>	
<p>《取組計画》</p> <p>● 教育相談支援センターは、市内 6 箇所を設置された適応指導教室を活用し、不登校の子どもたちが、多様なふれあい活動や人間関係作りプログラムをしながら学校復帰できるよう支援する。そのために必要な保護者との情報交換や適応指導教室と在籍校との担任連絡会を充実していく。</p> <p>一人一人に応じたきめ細かな支援をするため、各教室のカウンセラー、指導員を増員する。</p> <p>● 教育相談支援センターは、子どもの自立を促すため、豊かな自然の中での体験、地域の人々との交流体験活動を定期的実施する。</p> <p>● 不登校の子どもの支援については、市内全域の地域性や利便性を考慮し、必要に応じて適応指導教室の再編や新設なども検討していく。また、個別支援が必要なケースに対応するための適応指導教室のあり方などについても検討していく。</p>	
<p>《各年次の目標指標》</p>	
H27 年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムの見直し、人間関係づくりプログラムの実施 週 1 回 ・担任連絡会の定期的な実施 学期 1 回 ・指導員の増員（10 人に 3 人） 3 人増 ・カウンセラーの配置 1 箇所に増員 ・交流体験活動の定期的な実施 年 12 回
H28 年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導員の増員（10 人に 3 人） 3 人増 ・カウンセラーの配置 1 箇所に増員 ・交流体験活動の定期的な実施 年 14 回
H29 年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導員の増員（10 人に 3 人） 3 人増 ・カウンセラーの配置 1 箇所に増員 ・交流体験活動の定期的な実施 年 16 回
H30 年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導員の増員（10 人に 3 人） 3 人増 ・カウンセラーの配置 1 箇所に増員 ・交流体験活動の定期的な実施 年 18 回
H31 年度	<p>【教育相談支援センター】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員の増員（10人に3人） 3人増 ・カウンセラーの配置 1箇所増員
--	---

取組4-2-2： 校内適応指導教室の設置
→教育相談支援センター、学校

《施策の方向性と概要》	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不登校傾向のある子どもの初期対応をするとともに、適応指導教室から学校復帰に向けた校内の仕組みをつくる。 	
《取組計画》	
<ul style="list-style-type: none"> ● 教育相談支援センターは、不登校傾向のある子どもが登校渋りをはじめた初期段階の対応や適応指導教室に通う不登校の子どもの学校復帰を支援するために、各学校に校内適応指導教室を設置する。 ● 教育相談支援センターは、一人一人ひとりに応じたきめ細かな支援をするために、校内適応指導教室の支援員を配置する。 ● 教育相談支援センターは、子どもの自立を促すための校内適応指導教室のカリキュラムの整備や人間関係づくりのための巡回支援員の配置をし、どの学校においても同じレベルの校内適応指導教室の運営ができるようにする。 ● 教育相談支援センターは、不登校傾向のある子どもに対する初期対応について整備する。 ● 学校は、校内適応指導教室及び、そこで活動する支援員等を有効活用する。 	
《各年次の目標指標》	
H27年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内適応指導教室の設置 小・中学校で合計5校 ・校内適応指導教室支援員の配置 小・中学校で合計5校 ・校内適応指導教室のカリキュラムの整備 ・不登校傾向のある子どもに対する初期対応の整備 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内適応指導教室及び、そこで活動する支援員等の有効活用
H28年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内適応指導教室の設置 小・中学校で合計10校 ・校内適応指導教室支援員の配置 小・中学校で合計10校 ・校内適応指導教室の巡回支援員の配置 1人 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27年度に同じ
H29年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内適応指導教室の設置 小・中学校で合計15校 ・校内適応指導教室支援員の配置 小・中学校で合計15校

	<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27年度に同じ
H30年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内適応指導教室の設置 小・中学校で合計20校 ・校内適応指導教室支援員の配置 小・中学校で合計20校 ・校内適応指導教室の巡回支援員の配置 2人 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27年度に同じ
H31年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内適応指導教室の設置 小・中学校で合計25校 ・校内適応指導教室支援員の配置 小・中学校で合計25校 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27年度に同じ

【施策4-3】 障がいのある子ども支援充実のための施策

施策取組4-3-1：園・校内支援体制の充実

→教職員課、指導課、園・学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 全園・全校体制で障がいのある子どもを支援するために、発達支援コーディネーターを中心に、園・学校の支援体制の充実を図る。 	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教職員課は、発達支援コーディネーターを中心に、就学支援委員会を開催し、子どもにとってよりよい教育環境を検討し、支援する。 ● 指導課は、小学校と中学校が連携して支援できるよう、個別の教育支援計画、個別の指導計画を生かした指導を進める。 ● 園・学校は、発達支援コーディネーターを分掌に位置づけ、発達支援コーディネーターを中心に適切な指導を行う。 ● 園・学校は、就学支援対象の子どもの個別の支援計画、個別の指導計画を作成し、支援・指導の充実を図る。 	
<p>《各年次の目標指標》</p>	
H27年度	<p>【教職員課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市就学支援委員会と改称 ・浜松市就学支援委員会を実施し就学先の検討・判断 4回 <p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園・学校を訪問し、個別の教育支援計画、個別の指導計画を生かした指導

	<p>の推進</p> <p>【園・学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内就学支援委員会と改称 発達支援教育コーディネーターを分掌組織に位置づけた学校 100% ・就学支援対象の子どもの個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成した学校 60%
H28年度	<p>【教職員課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市就学支援委員会を実施し就学先の検討・判断 4回 <p>【指導課】 H27年度に同じ</p> <p>【園・学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援教育コーディネーターを分掌組織に位置づけた学校 100% ・校内就学支援委員会で就学支援の対象となった子どもの個別の教育支援計画・個別の教育指導計画を作成した学校 70%
H29年度	<p>【教職員課】 H27年度に同じ</p> <p>【指導課】 H27年度に同じ</p> <p>【園・学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援教育コーディネーターを分掌組織に位置づけた学校 100% ・校内就学支援委員会で就学支援対象となった子どもの個別の教育支援計画・個別の教育指導計画を作成した学校 80%
H30年度	<p>【教職員課】 H27年度に同じ</p> <p>【指導課】 H27年度に同じ</p> <p>【園・学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援教育コーディネーターを分掌組織に位置づけた学校 100%。 ・校内就学支援委員会で就学支援対象となった子どもの個別の教育支援計画・個別の教育指導計画を作成した学校 90%
H31年度	<p>【教職員課】 H27年度に同じ</p> <p>【指導課】 H27年度に同じ</p> <p>【園・学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援教育コーディネーターを分掌組織に位置づけた学校 100% ・校内就学支援委員会で就学支援の対象となった子どもの個別の教育支援計画・個別の教育指導計画を作成した学校 100%

取組4-3-2： インクルーシブ教育システムの構築・推進
→教職員課、指導課

《施策の方向性と概要》

- ◆ 障がいのある子どもと障がいのない子どもとが、できるだけ共に同じ学校で学ぶための基礎的環境整備を行い、合理的配慮（注1）を提供する。
 - ◆ 障がいのある子どもの学習が十分保障される発達支援学級、発達支援教室、通級指導教室といった多様な学びの場を用意する。
- （注1）合理的配慮・・・障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。また、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

《取組計画》

- 教職員課は、各学校の状況や障がいのある子ども、特別な支援の必要な子どもの教育的ニーズを把握しながら、より個に応じた丁寧な支援ができるように発達支援教育指導員、スクールヘルパーの配置拡充をする。
- 教職員課は、読む、書く、計算する等の学習に関する困難、対人関係、集団適応・社会性、コミュニケーション等の困難、また、言葉の発達や発音、吃音などの言語にかかわる困難を抱える子どもたちのために、多様な学びの場を提供するために言語や学習障害（LD）の発達支援学級、発達支援教室、通級指導教室の設置を推進する。
- 指導課は、障がいのある子どもの学習が十分に保障されるよう、指導方法や、発達支援学級、発達支援教室、通級指導教室といった多様な学びの場の運営について指導・助言を行う。

《各年次の目標指標》

※各年同じ目標を設定

H27年度 H31年度	<p>【教職員課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援教育指導員、スクールヘルパーの配置拡充 ・通級指導教室（言語、LD等）の充実 <p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導方法や運営の在り方についての指導・助言
---------------------	--

【施策4-4】外国につながる子ども支援充実のための施策

取組4-4-1：就学相談と適応相談の充実

→教育相談支援センター

《施策の方向性と概要》

- ◆ 外国につながる子どもが、日本の学校で健やかに生活するために必要な日本語支援や学習支援、生活適応支援等の充実を図る。

《取組計画》	
<ul style="list-style-type: none"> ● 教育相談支援センターは、外国につながる子どもへの生活適応と学習支援等に関わる相談業務や学校に編入するための就学相談業務を行う。 ● 教育相談支援センターは、外国につながる子どもへの日本語指導・学習支援のために、外国人就学支援員や就学サポーターの配置・派遣の充実を図る。 	
《各年次の目標指標》	
H27年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイリンガル相談員（タガログ語、ビサヤ語）を1名増員 ・相談業務（通訳業務）に迅速かつ学校のニーズに対応するために、教育相談支援センターとモデル校のタブレット端末のテレビ電話を活用した取組の試行 1校 ・外国人就学支援員の増員 15校 15人 ・就学サポーターの増員 42人に
H28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務（通訳業務）に迅速かつ学校のニーズに対応するために、教育相談支援センターとモデル校のタブレット端末のテレビ電話を活用した取組の試行 1校 ・外国人就学支援員を増員 16校 16人 ・就学サポーターを増員 44人に
H29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務（通訳業務）に迅速かつ学校のニーズに対応するために、教育相談支援センターとモデル校のタブレット端末のテレビ電話を活用した取組の試行 2校 ・外国人就学支援員を増員 17校 17人 ・就学サポーターを増員 46人に
H30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務（通訳業務）に迅速かつ学校のニーズに対応するために、教育相談支援センターとモデル校のタブレット端末のテレビ電話を活用した取組の試行 3校 ・外国人就学支援員を増員 18校 18人 ・就学サポーターを増員 48人に
H31年度	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務（通訳業務）に迅速かつ学校のニーズに対応するために、教育相談支援センターと拠点校のタブレット端末のテレビ電話を活用した取組の試行 ・外国人就学支援員を増員 配置校 19 支援員数 19 ・就学サポーターを増員 50人に

取組 4-4-2 : 母国語や日本語の指導の推進

→教育相談支援センター

<p>《施策の方向性と概要》</p> <p>◆ 日本語指導が必要な子どもが日本語で学校生活を営み、在籍学級において学習に取り組めるよう「特別の教育課程」の編成・実施をする。</p>	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育相談支援センターは、DLA（注1）について、研修会を実施し各学校の担当者等へのスキルアップにつなげ、各学校での実施が円滑に進むようにする。 ● 教育相談支援センターは、日本語指導が必要な子どもの個別の指導計画を作成する。 ● 教育相談支援センターは、「特別の教育課程」（注2）の編成・実施に必要な教員を配置する。 ● 教育相談支援センターは、円滑な「特別の教育課程」の実施のために、巡回指導員を配置する。 ● 教育相談支援センターは、各学校に日本語指導コーディネーターを位置づける。 ● 教育相談支援センターは、「特別の教育課程」の編成・実施に、必要な教材教具の整備を行う。 <p>（注1）DLA・・・外国人子どものための JSL 対話型アセスメント。外国人児童生徒の日本語能力を、対話をしながら測定する方法。</p> <p>（注2）「特別の教育課程」・・・通常教育課程による指導だけでなく、子どもの日本語能力に応じた特別の指導（日本語指導）が必要な場合、「特別の教育課程」を編成して指導を行うことができる。</p>	
<p>《各年次の目標指標》</p>	
H27年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DLA についての研修会を実施 ・日本語指導が必要な子どもの個別の指導計画を作成等の準備（教員配置校） ・「特別の教育課程」の編成・実施のための教員の配置計画を検討 ・円滑な「特別の教育課程」の実施のための巡回指導員を配置 1人 ・外国人児童生徒が在籍する学校に、日本語指導コーディネーターの位置づけ ・「特別の教育課程」の編成・実施のための教材教具の整備の準備
H28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・DLA についての研修会を実施 ・日本語指導が必要な子どもの個別の指導計画を作成（教員配置校の支援） ・「特別の教育課程」の編成・実施のための教員の配置計画に基づき、教員を配置 ・円滑な「特別の教育課程」の実施のための巡回指導員を配置 2人 ・「特別の教育課程」の編成・実施のための教材教具の整備実施（教員配置校）

H29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・DLA についての研修会を実施 ・日本語指導が必要な子どもの個別の指導計画を作成（教員配置校の支援） ・「特別の教育課程」の編成・実施のための教員の配置計画に基づき、教員を配置 ・円滑な「特別の教育課程」の実施のための巡回指導員を配置 2人 ・「特別の教育課程」の編成・実施のための教材教具の整備実施 教員配置校完了
H30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・DLA についての研修会を実施 ・日本語指導が必要な子どもの個別の指導計画を作成（教員配置校の支援） ・「特別の教育課程」の編成・実施のための教員の配置計画に基づき、教員を配置 ・円滑な「特別の教育課程」の実施のための巡回指導員を配置 3人 ・「特別の教育課程」の編成・実施のための教材教具の整備実施（未配置校）
H31年度	<ul style="list-style-type: none"> ・DLA についての研修会を実施 ・日本語指導が必要な子どもの個別の指導計画を作成（教員配置校の支援） ・「特別の教育課程」の編成・実施のための教員の配置計画に基づき、教員を配置 ・「特別の教育課程」の編成・実施のための教材教具の整備実施 全校完了

取組 4-4-3：ライフコースの推進

→教育相談支援センター

《施策の方向性と概要》

- ◆ 外国につながる子どもの定住化の進む中、外国につながる子どもの教育を行政や学校、地域で支え、誰もが能力を発揮できる環境をつくり、地域に貢献できる子どもを育てる。そのために、外国につながる子どもや保護者にライフコースを意識した3つの取組（夢をもたせる・夢をつなぐ・夢の実現のための支援）を推進し、就学・就労意欲の向上を図る。

《取組計画》

- 教育相談支援センターは、小学校から中学校、高等学校の校種間の連携の強化を図るために、外国人指導担当者や支援員向けの進路研修会を開催する。
- 教育相談支援センターは、大学や一般社会で活躍しているロールモデルに接する機会をつくるためにモデル校を設定する。
- 教育相談支援センターは、外国につながる子どもや保護者に対して、進学や就職面の情報提供や相談を行うために、進学ガイダンスを行うモデル校を設定する。
- 教育相談支援センターは、地域や校種間連携も踏まえた学習支援の場をつくるためにモデル校を設定する。

《各年次の目標指標》	
H27年度	【教育相談支援センター】 ・外国人指導担当者や支援員向けの進路研修会を開催 年1回 ・ロールモデルに接する機会を設定 ・進学ガイダンス（情報提供）を行うモデル地区 ・学習支援の場を設定 2箇所
H28年度	・外国人指導担当者や支援員向けの進路研修会を開催 年1回 ・ロールモデルに接する機会を設定 5校 ・進学ガイダンス（情報提供）を行うモデル地区 2箇所 ・学習支援の場を設定 3箇所
H29年度	・外国人指導担当者や支援員向けの進路研修会を開催 年1回 ・ロールモデルに接する機会を設定 10校 ・進学ガイダンス（情報提供）を行うモデル地区 3箇所 ・学習支援の場を設定 4箇所
H30年度	・外国人指導担当者や支援員向けの進路研修会を開催 年1回 ・ロールモデルに接する機会を設定 20校 ・進学ガイダンス（情報提供）を行うモデル地区 10箇所 ・学習支援の場を設定 5箇所
H31年度	・外国人指導担当者や支援員向けの進路研修会を開催 年1回 ・ロールモデルに接する機会を設定 ・進学ガイダンス（情報提供）を行う場を設定 30地区 ・学習支援の場を設定 6箇所

【施策4-5】 子どもの才能を伸ばすための施策

取組4-5-1：才能を伸ばすプロジェクトの推進

→プロジェクト事務局（仮称）、連携施設（科学館等）、学校

《施策の方向性と概要》	
◆子どもの興味・関心を引き出し、才能を伸ばす教育を行う。	
《取組計画》	
●プロジェクト事務局（仮称）は、当プロジェクトの情報を、学校に周知する。	
●プロジェクト事務局（仮称）は、産学官民が連携し子どもの才能を伸ばす機運を高める。	
●連携施設は、それぞれの専門分野において、子どもの才能や学習の進度に合わせた講座を提供する。	
●連携施設は、子どもが自ら学びを深めるための環境を提供する。	
《各年次の目標指標》	※H28年度～H31年度は各年同じ目標を設定

H27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト事務局(仮称)の開設 ・受講生・卒業生の成果(受賞歴等)
H28年度 H31年度	<ul style="list-style-type: none"> ・受講生・卒業生の成果(受賞歴等)

政策5 園・学校や教職員の力を向上させます

【施策5-1】教職員の資質向上のための施策

取組5-1-1：研修の充実

→教育センター、教職員課、指導課、保健給食課、園・学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 本市が目指す教育像を実現するために全課を挙げ、教職員の資質・能力の向上を図る研修を行う。
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育センターは、教職員の経験や年齢、課題に応じた年間研修計画を作成するとともに、社会環境の変化や学校現場のニーズに応じて、毎年見直しを行う。 ● 教育センターは、本市の教育重点施策に基づいた研修を関係各課と連携し行う。 <p>＜重点1＞夢と希望を育むために ＜重点3＞自他を大切に作る心を育むために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研修 ・いじめ対策コーディネーター研修・人権研修・道徳推進研修 ・スクールカウンセラー研修 等 <p>＜重点2＞これからの時代に必要な学力を育てるために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善指導力向上研修 ・英語指導力向上研修 ・ICT活用研修 等 <p>＜重点4＞幼児教育の充実のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育活動研修 ・園経営研修 等 <p>＜重点5＞キャリア教育充実のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育研修 <p>＜重点6＞教職員の資質向上のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松教師塾 ・初任者研修 ・新規採用教員研修 ・10年経験者研修 ・浜松の教育重点研修 ・教育課程編成研修 ・学校評価研修 ・危機管理対応研修 ・学校安全研修 ・臨時的任用教員研修 等 <p>＜重点7＞地域の教育力を発揮させるために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間研修 等 <p>＜重点8＞障がいのある子ども支援充実のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援教育研修 <p>＜重点9＞外国につながる子ども支援充実のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒教育スキルアップ研修

<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得講習（免許状更新講習） ・指導主事指導力向上研修 ・様々な研修で「社会総がかりネットワーク（仮称）」の活動内容を提示する。 ● 教育センターは、校長の「授業改善に関わるマネジメント能力を高める研修」を行う。 ● 園・学校は、各学校の課題や職員構成に合ったOJT（On the Job Training P27参照）の仕組みを作る。 	
<p>≪各年次の目標指標≫ ※各年同じ目標を設定</p>	
<p>H27年度 H31年度</p>	<p>【教育センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の内容に関して精選・重点化を図り、研修を企画・実施 研修参加者、満足度 80% <p>【園・学校】OJTが行われる組織作り</p>

取組 5-1-2 教職員への支援

→教職員課、教育センター、美術館、博物館、中央図書館、社会総がかりネットワーク（仮称）【関係各課で調整】

<p>≪施策の方向性と概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 教職員の授業改善や指導力の向上、学校のよりよい環境づくりのために、学校や一人一人の教職員に応じた研修の提供や教材教具の提供を行う。 	
<p>≪取組計画≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教職員課は教育センターと連携し、学校や一人一人の教職員の実情に応じた支援を行い、教員の資質・能力の向上を図る。（※各年次の目標指標は、取組 5-1-1 に掲載） ● 美術館は、教員が授業で活かせる表現活動を支援するために「教員のための美術館講座」の充実を図る。 ● 博物館は、教材の提供および教材研究の支援を図るために、「教員のための博物館の日」などの、教員を対象とした研修会の充実を図る。 ● 中央図書館は、学校図書館担当者や学校図書館補助員のための研修や連絡会の充実を図る。 ● 社会総がかりネットワークは、学校のニーズに応じて、各種講座の講師を派遣したり、プログラムを提供したりする。 	
<p>≪各年次の目標指標≫</p>	
<p>H27年度</p>	<p>【教職員課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や教員一人一人の指導に関する指導力向上、ステップアップを図るための研修の実施 <p>【美術館】「教員のための美術館講座」の参加人数 20人</p>

	<p>【博物館】教材利用のための研修会開催数 10件</p> <p>【中央図書館】学校図書館担当者等を対象とした研修の実施</p> <p>【社会総がかりネットワーク（仮称）】</p> <p>・各種講座の講師の派遣、プログラムの提供</p>
H28年度	<p>【教職員課】H27年度に同じ</p> <p>【美術館】H27年度に同じ</p> <p>【博物館】教材利用のための研修会開催数 11件</p> <p>【中央図書館】H27年度に同じ</p> <p>【社会総がかりネットワーク（仮称）】H27年度に同じ</p>
H29年度	<p>【教職員課】H27年度に同じ</p> <p>【美術館】H27年度に同じ</p> <p>【博物館】教材利用のための研修会開催数 12件</p> <p>【中央図書館】H27年度に同じ</p> <p>【社会総がかりネットワーク（仮称）】H27年度に同じ</p>
H30年度	<p>【教職員課】H27年度に同じ</p> <p>【美術館】H27年度に同じ</p> <p>【博物館】教材利用のための研修会開催数 13件</p> <p>【中央図書館】H27年度に同じ</p> <p>【社会総がかりネットワーク（仮称）】H27年度に同じ</p>
H31年度	<p>【教職員課】H27年度に同じ</p> <p>【美術館】H27年度に同じ</p> <p>【博物館】教材利用のための研修会開催数 14件</p> <p>【中央図書館】H27年度に同じ</p> <p>【社会総がかりネットワーク（仮称）】H27年度に同じ</p>

取組5-1-3：指導主事の指導力の向上

→教職員課、指導課、教育センター

《施策の方向性と概要》

- ◆ 指導主事は、教員の専門性や学校の力を高めることができるように各自の資質や能力の向上を図る。

《取組計画》

- 教職員課は、将来の指導主事候補を育成するために、積極的に異校種との交流人事を進める。
- 指導課、教育センターの指導主事は、資質や能力を高めるための研修に積極的に取り組む。

《各年次の目標指標》

※各年同じ目標を設定

H27年度 H31年度	【教職員課】 ・異校種間交流で研修を積んだ有能な人材を、指導主事として登用
	【指導課】 ・国の教育施策や授業改善に関わる指導等について研鑽を深めるための課内研修 年間30回以上 【指導課・教育センター】 ・指導力アップのための研修参加、研修した内容を各課指導主事に伝える機会の設定

【施策5-2】 園・学校が課題を把握し克服するための施策

取組5-2-1：園・学校評価の充実

→指導課、教育センター、園・学校

《施策の方向性と概要》 ◆ 子どもがよりよい教育活動を享受できるように、園・学校が教育活動における課題を把握し、園・学校として解決すべき重点目標を設定する。また、重点目標への取組状況を明らかにして、その結果をもとに園・学校運営の改善を図る。	
《取組計画》 ● 指導課は、教育センターと連携し、園・学校が効果的に園・学校評価を行い、自主的、自律的改善を行えるように指導をする。 ● 指導課は、教育センターと連携し、園・学校が効果的に園・学校評価を行い、自主的、自律的改善を行うための研修を行う。（※各年次の目標指標は、取組5-1-1に掲載） ● 園・学校は、目標を重点化し、取組の達成状況を明らかにし、目標を更新しながら、手だてを検討し、園・学校運営を進める。	
《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定	
H27年度 H31年度	【指導課】 ・重点目標に沿ったPDCAサイクルが機能するよう、指導 【園・学校】 ・目標を重点化し、PDCAサイクルを機能させながら学校評価を実施

取組5-2-2：コミュニティ・スクールの基盤整備と一部試行実施

→教育総務課、学校

《施策の方向性と概要》 ◆ 「地域とともにある学校づくり」の仕組みづくり、「はままつ型コミュニティ・スクール」のモデル研究を進める。	
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校、家庭、地域は、学校における経営方針・教育活動等を共有し、それらに取り組むことにより、よりよい学校づくりを進める。 ◆ モデル校の取組を参考にし、モデル校以外の学校へも実施を広げていく。 	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育総務課は、コミュニティ・スクールのモデル校を指定し、取組充実に向けて支援する。 ● 学校は、経営方針・教育活動等について、便りやホームページ、ブログ、学校公開などを通して、家庭や地域に情報発信する。 ● 学校は、家庭や地域から目標の達成度や学校経営などについて広く情報収集する。 ● 学校（モデル校）は、効果的な実施事例を検証し、その成果事例を報告する。 	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	
H27年度 H31年度	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール推進モデル校の指定 2校 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域への情報発信（便り・ホームページ＝月1回以上、ブログ＝週1回以上、学校公開＝1学期1回以上） ・家庭や地域からの情報収集（アンケート調査の実施＝年1回以上） ・【学校（モデル校）】：成功事例報告 3事例

取組5-2-3：学校評議員制度の有効化

→教職員課、学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校評議員制度を活用し、学校運営を円滑に行うために、学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる。 ◆ 学校評議員による学校評価については、学校関係者による評価と第三者による評価を意識して取り組む。 	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教職員課は、学校において学校評議員制度が有効に機能するように指導する。 ● 学校は必要に応じて、学校関係者による評価に第三者による評価を加えて学校評価を実施するよう努める。 ● 学校は、学校運営を計画、実行、評価、改善する一連の動きに学校評議員の見届けや意見を常に連動させるシステム作りを行う。 	
<p>《各年次の目標指標》 ※H30年度・H31年度は各年同じ目標を設定</p>	
H27年度	<p>【教職員課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内各小中学校に対し、学校評議員の活用と成果に関する調査の実施 <p>【学校】</p>

	・全小中学校 年1回以上実施
H28年度	【教職員課】 ・調査の集約と成果、課題の洗い出し 【学校】 ・調査の集約と成果、課題の洗い出しに伴う協力（随時）
H29年度	【教職員課】 ・成果と課題を基に、浜松市における学校評議員のあり方について、PDCA サイクルによる改善 【学校】 ・改善方策策定に伴う事例提供 小学校10例・中学校5例程度
H30年度 H31年度	【教職員課】 ・浜松市における学校評議員の役割とその活用についてモデルケースを集めた事例集の作成 小中学校15例程度

政策6 家庭や地域の力を生かした取組を推進します

【施策6-1】家庭の役割を認識させ、家庭の教育力を発揮させるための施策

取組6-1-1：家庭の教育力の向上

→教育総務課、学校

《施策の方向性と概要》	
◆ 子どもの健やかな育ちの基盤であり、教育の出発点である家庭における教育を充実させるために、家庭向けの講座を開催したり、「早寝・早起き・朝ごはん」が実践されるよう手立てを講じたりする。	
《取組計画》	
● 教育総務課は、小学校1年生の保護者を対象に家庭教育学級を開催し、各家庭の育てがいと責任ある子育ての支援を行う。（家庭教育学級のテーマ例：親子のコミュニケーションの必要性について考える、家族の一員としての自覚を育てる 等） ● 学校は、保護者と連携し「早寝・早起き・朝ごはん」が各家庭で実践されるよう手だてを講じる。	
《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定	
H27年度 H31年度	【教育総務課】 ・家庭教育学級開催の呼び掛け 【学校】 ・家庭教育学級を全小学校で実施

取組 6-1-2 : 家庭と園との連携充実
→指導課（保育課と調整）、子育て支援課、園

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点である家庭における教育の充実を図る。 ◆ 保育所・幼稚園・認定こども園の機能や施設を活用し、在園及び地域の子育て支援の充実を図り、家庭の教育力の向上を目指す。 	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指導課（保育課）は、園に「幼児期に育てたい力」家庭版の活用の啓発を図る。 ● 子育て支援課は、幼児期から学齢期において、「はますくファイル」活用の啓発を図る。 ● 園は、「幼児期に育てたい力」家庭版や「はますくファイル」活用を推進し、家庭との連携の充実を図る。 ● 園は、保護者に対する相談体制の整備や保護者の学びを支援する学習機会の提供を推進し、子育ての不安、孤立感の解消に努める。 ● 家庭は、子どもの育ちを「はますくファイル」に記録する。 ● 家庭は、「幼児期に育てたい力」家庭版や「はますくファイル」を活用し、子どもの発達や子育ての大切なポイントについて理解を深める。 	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	
<p>H27年度 H31年度</p>	<p>【保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「幼児期に育てたい力」家庭版を新生児と3歳児保護者等に配布 <p>【子育て支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が子どもの育ちを「はますくファイル」に記録することで、乳幼児健診、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校における活用の啓発 <p>【園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「幼児期に育てたい力」家庭版と「はますくファイル」を懇談会等で活用 <p>【家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「幼児期に育てたい力」家庭版や「はますくファイル」の活用

【施策 6-2】 地域の教育力を発揮させるための取組

取組 6-2-1 : 社会総がかりネットワークの構築・管理・発展（調整中）
→教育総務課、社会総がかりネットワーク（仮称）【関係各課と調整】

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 産学官民（企業、大学、行政、NPO等）が協働して子どものための課外講座の開発、人材バンクの開設、ホームページの開設を行う。その中核になる「はままつ社会総がかりネッ
--

トワーク（仮称）」を開設する。

《取組計画》

- 教育総務課は、社会総がかりネットワーク（仮称）を設置し、運営について指導助言を行う。
- 教育総務課は、社会総がかりネットワーク（仮称）と学校との連携が深まるように、モデル校に地域コーディネーターを配置する。
- 社会総がかりネットワーク（仮称）は、「広報はままつ」等で参加団体・個人を募集する。
- 社会総がかりネットワーク（仮称）は、行政、参加団体・個人から収集した多様な講座を管理し、関係機関のニーズに応じて講座を提供する。
- 社会総がかりネットワーク（仮称）は、市民のボランティア登録への仕組みを整え、関係機関のニーズに応じてボランティアを派遣する。

《各年次の目標指標》

H27年度	準備期間
H28年度	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局を開設（事務長1、コーディネーター2、事務員2） ・地域コーディネーターの配置 8校 <p>【社会総がかりネットワーク（仮称）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課外講座の開発 50講座 ・課外講座の提供 50講座 ・人材バンクの開設 100個人・団体 ・ホームページの開設 50講座、100個人・団体
H29年度	<p>【教育総務課】 H28年度に同じ</p> <p>【社会総がかりネットワーク（仮称）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課外講座の開発 100講座 ・課外講座の提供 100講座 ・人材バンクの開設 150個人・団体 ・ホームページの開設 100講座、150個人・団体
H30年度	<p>【教育総務課】 H28年度に同じ</p> <p>【社会総がかりネットワーク（仮称）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課外講座の開発 150講座 ・課外講座の提供 150講座 ・人材バンクの開設 200個人・団体 ・ホームページの開設 150講座、200個人・団体
H31年度	<p>【教育総務課】 H28年度に同じ</p>

	<p>【社会総がかりネットワーク（仮称）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課外講座の開発 200 講座 ・ 課外講座の提供 200 講座 ・ 人材バンクの開設 250 個人・団体 ・ ホームページの開設 200 講座、250 個人・団体
--	--

取組 6-2-2 : 放課後の居場所づくり（検討中）

→次世代育成課（教育総務課と調整）、社会総がかりネットワーク（仮称）【関係各課と調整】、学校、放課後児童会、放課後子ども教室）

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 両親が共働きなどで、放課後子どもだけになってしまう概ね小学1年生から6年生までの児童を対象に、小学校や専用施設等で子どもを預かりの場を設ける。 ◆ 地域の指導者を招いての自然体験や伝統文化体験、自由研究、音楽、スポーツなど多様な学習機会を提供したり、保護者、地域、学生のボランティア等に参画により補習プリントや自学自習教材を使った学習を行ったりし、子どもの学びと育ちを応援する。 	
<p>《取組計画》 ※「浜松市子ども・若者支援プラン」に基づく。</p>	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	
<p>H27年度 H31年度</p>	<p>※「浜松市子ども・若者支援プラン」に基づく。</p>

取組 6-2-3 : 大学との連携

→社会総がかりネットワーク（仮称）【関係各課と調整】、学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 大学の教員や学生が、教科や特別活動、部活動、放課後や土曜日等の活動の指導やその補助に関わることで、子どもの学びの充実や学びの機会と場の拡充を図る。 ◆ 大学が社会総がかりネットワーク（仮称）に、講座の内容や講師・補助員等の情報を提供することで、産学官民共同の人づくりを推進する。 	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会総がかりネットワーク（仮称）は、大学が、子どものための講座、講師・補助員について、情報を提供するように働きかける。（※各年次の目標指標は、取組6-2-1に掲載） ● 学校は、教科や特別活動等における講師等を、社会総がかりネットワーク（仮称）に依頼し、大学の教員や大学生の活用を図る。 	
<p>《各年次の目標指標》</p>	

H27 年度	【社会総がかりネットワーク（仮称）】 ・準備期間
H28 年度	【学校】 学校と大学との連携授業 5 事例
H29 年度	【学校】 学校と大学との連携授業 10 事例
H30 年度	【学校】 学校と大学との連携授業 15 事例
H31 年度	【学校】 学校と大学との連携授業 20 事例

取組 6-2-4 : 地域組織との連携

→社会総がかりネットワーク（仮称）【関係各課と調整】、学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の様々な組織や市民活動団体が、授業や特別活動、部活動、放課後や土曜日等の活動の指導やその補助をすることで、子どもの学びの充実や学びの機会と場の拡充を図る。 ◆ 地域の様々な組織や市民活動団体が、社会総がかりネットワーク（仮称）に、講座や講師・補助員等の情報を提供することで、産学官民協働の人づくりを推進するシステムづくりをする。 ◆ 子どもが、地域で地域の人たちと活動することで、地域に対する意識や地域の一員としての自覚を高める。 	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会総がかりネットワーク（仮称）は、各種市民活動団体などが、子どものための講座や講師・補助員等の情報を提供するように働き掛ける。（※各年次の目標指標は、取組 6-2-1 に掲載） ● 学校は、教科や特別活動等の講師等を、学校のニーズに応じて社会総がかりネットワーク（仮称）等に依頼する。 ● 学校は、子どもを地域のボランティア活動やスポーツ大会、祭り等に参加するよう働き掛ける。 	
<p>《各年次の目標指標》</p>	
H27 年度	【社会総がかりネットワーク（仮称）】 ・準備期間
H28 年度	【学校】 ・学校と地域組織、市民団体との連携授業 10 事例 ・学校から子どもへの参加の啓発 100%
H29 年度	【学校】 ・学校と地域組織、市民団体との連携授業 20 事例

	・学校から子どもへの参加の啓発 100%
H30年度	【学校】 ・学校と地域組織、市民団体との連携授業 30事例 ・学校から子どもへの参加の啓発 100%
H31年度	【学校】 ・学校と地域組織、市民団体との連携授業 40事例 ・学校から子どもへの参加の啓発 100%

取組6-2-5：地域施設との連携

→社会総がかりネットワーク（仮称）【関係各課と調整】、生涯学習課、博物館、美術館、科学館、学校

《施策の方向性と概要》 ◆ 社会総がかりネットワーク（仮称）は、各施設で行っている講座情報を収集・整理する。 ◆ 生涯学習課は、従来取り組んできた「子ども講座事業」を継続し、地域住民と子どもたちが共に学ぶ機会を提供する。 ◆ 博物館、美術館、科学館等が、授業や部活動、放課後や休日の活動の指導やその補助をすることで、子どもの学びの充実と学びの機会と場の拡充を図る。 ◆ 生涯学習課、博物館、科学館、美術館等は、社会総がかりネットワーク（仮称）に、講座や講師・補助員等の情報を提供することで、産学官民協働の人づくりを推進する。	
《取組計画》 ● 社会総がかりネットワーク（仮称）は、各施設で行っている講座情報を収集・整理し、ホームページにまとめる。（※各年次の目標指標は、取組6-2-1に掲載） ● 生涯学習課は、協働センター等の生涯学習施設において、地域住民・団体と連携した「子ども講座事業」積極的に実施する。 ● 博物館、科学館、美術館等は、子どものための講座や講座の講師・補助員等の情報を学校や社会総がかりネットワーク（仮称）に提供する。 ● 学校は、博物館、美術館、科学館等と連携して、教科や特別活動等の充実を図る。	
《各年次の目標指標》	
H27年度	【社会総がかりネットワーク（仮称）】 ・準備期間 【生涯学習課】 ・生涯学習施設における地域を活用した子ども講座実施 100事例 【博物館】 ・子ども向けの体験活動の実施日 80日 【科学館】

	<ul style="list-style-type: none"> ・出張講座 20 講座、地域企業・団体共催講座 10 講座 【美術館等】 ・子どものためのワークショップ・出前講座 利用者 100 名 【学校】 ・学校は、地域施設が提供する講座を積極的に活用
H28 年度	<ul style="list-style-type: none"> 【生涯学習課】 H27 年度に同じ 【博物館】 H27 年度に同じ 【科学館】 H27 年度に同じ 【美術館等】 H27 年度に同じ 【学校】 H27 年度に同じ
H29 年度	<ul style="list-style-type: none"> 【生涯学習課】 H27 年度に同じ 【博物館】 H27 年度に同じ 【科学館】 出張講座 22 講座、地域企業・団体共催講座 12 講座 【美術館等】 H27 年度に同じ 【学校】 H27 年度に同じ
H30 年度	<ul style="list-style-type: none"> 【生涯学習課】 H27 年度に同じ 【博物館】 H27 年度に同じ 【科学館】 H29 年度に同じ 【美術館等】 H27 年度に同じ 【学校】 H27 年度に同じ
H31 年度	<ul style="list-style-type: none"> 【生涯学習課】 H27 年度に同じ 【博物館】 H27 年度に同じ 【科学館】 出張講座 24 講座、地域企業・団体共催講座 14 講座 【美術館等】 H27 年度に同じ 【学校】 H27 年度に同じ

取組 6-2-6 : 地域事業所との連携

→社会総がかりネットワーク（仮称）【関係各課と調整】、学校

《施策の方向性と概要》

- ◆ 企業や商店、病院等は、授業や特別活動、職場体験、放課後や土曜日等の活動の指導やその補助をすることで、子どもの学びの充実と学びの機会と場の拡充を図る。
- ◆ 企業や商店、病院等は、社会総がかりネットワーク（仮称）に、講座や講師・補助員等の情報を提供することで、産学官民協働の人づくりを推進する。

《取組計画》

- 社会総がかりネットワーク（仮称）は、各地域事業所で行っている講座情報を収集・整理する。（※各年次の目標指標は、取組 6-2-1 に掲載）

<ul style="list-style-type: none"> ● 社会総がかりネットワーク（仮称）は、地域事業所が、子どものための講座や講師・補助員等の情報を提供するように働きかける。（※各年次の目標指標は、取組 6-2-1 に掲載） ● 学校は、教科や特別活動等の講師を、学校のニーズに応じて、地域の事業所に依頼する。 	
<p>《各年次の目標指標》</p>	
H27 年度	<p>【社会総がかりネットワーク（仮称）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準備期間
H28 年度	<p>【学校】 学校と地域事業所との連携授業、活動 5 事例</p>
H29 年度	<p>【学校】 学校と地域事業所との連携授業、活動 10 事例</p>
H30 年度	<p>【学校】 学校と地域事業所との連携授業、活動 15 事例</p>
H31 年度	<p>【学校】 学校と地域事業所との連携授業、活動 20 事例</p>

取組 6-2-7：青少年健全育成会事業の充実
→青少年健全育成センター、学校

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の子どもは地域で見守り育てるという意識を高めるため、青少年健全育成会と連携して、11 月 11 日を基準日とし、大人から子どもへ、登下校時にあいさつや声掛けなどの愛のひと声を掛ける「ひとりひとりにいい声掛けデー」を実施する。 	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 青少年健全育成センターは、青少年健全育成会と協力連携し、登下校を中心として子どもたちへの声掛け運動を進める。 ● 学校は、11 月 11 日を基準日として、地域と連携し子どもたちへあいさつ声掛けを実施する。 	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	
<p>H27 年度 H31 年度</p>	<p>【青少年健全育成センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年健全育成会への協力依頼、11 月 11 日基準日として実施達成率(100%) <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11 月 11 日を基準日として、地域と連携しあいさつ声掛けを実施達成率(100%)

政策 7 子どもの生活や学びを支える教育環境づくりを進めます

【施策 7-1】 安心・安全を保障する環境整備の施策

取組 7-1-1：学校施設の整備・充実

→学校施設課

<p>《施策の方向性と概要》</p>

◆ 子どもたちが安心して学べる教育環境を整えるため、施設の改築・改修などを進めるほか、建物等の維持・補修等を行い、適正な財産管理と園・学校の環境の充実を図る。	
《取組計画》 ● 学校施設課は、園・小中学校の、トイレの洋式化、スライダー黒板の整備などの、建物の維持・補修を行う。 ● 学校施設課は、施設の改築・改修を進める。	
《各年次の目標指標》	
H27年度	【学校施設課】 ・ 1ブース1つ以上の洋式トイレの設置 小学校 95% 中学校 93% 完了 ・ スライダー黒板の整備 小学校 67% 中学校 67% 完了 ・ 改築・改修
H28年度	【学校施設課】 ・ 1ブース1つ以上の洋式トイレの設置 小学校 97% 中学校 97% 完了 ・ スライダー黒板の整備 小学校 71% 中学校 72% 完了 ・ 改築・改修
H29年度	【学校施設課】 ・ 1ブース1つ以上の洋式トイレの設置 小学校 100% 中学校 100% 完了 ・ スライダー黒板の整備 小学校 74% 中学校 78% 完了 ・ 改築・改修
H30年度	【学校施設課】 ・ スライダー黒板の整備 小学校 78% 中学校 85% 完了 ・ 改築・改修
H31年度	【学校施設課】 ・ スライダー黒板の整備 小学校 82% 中学校 91% 完了 ・ 改築・改修

【施策7-2】教職員の配置・採用の適正化と充実のための施策

取組7-2-1：教職員の適正配置

→教職員課

《施策の方向性と概要》 ◆ 教職員のよさが活かされ、学校現場が活性化し、目指す子どもの姿を実現できるように、教職員の適正配置や交流人事を行う。
《取組計画》 ● 教職員課は、教職員のよさが生かせる適正な配置・交流人事を行う。 ● 教職員課は、少人数指導教育、複数教員指導のための加配を行う。

《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定	
H27 年度 H31 年度	【教職員課】 ・小中学校間の交流人事、特別支援学校との交流人事を積極的推進

取組 7-2-2 優れた人材の確保

→教職員課

《施策の方向性と概要》 ◆ 優れた資質と能力をもった人材を採用し、学校の活性化と教育の充実を推進する。	
《取組計画》 ● 教職員課は、大学生等へ「浜松の教職員ガイダンス」を開催し、浜松市で教職に就くことの魅力を伝える。 ● 教職員課は、県内外の大学に浜松市の教員採用の要項を送付し、多くの大学生に浜松市の教職員の採用についての周知を図る。	
《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定	
H27 年度 H31 年度	【教職員課】 ・受験者数 前年度程度確保 ・倍率 小学校 4 倍以上 中学校 6 倍程度

取組 7-2-3 : 支援員・補助員の配置の充実

→教職員課

《施策の方向性と概要》 ◆ 子ども一人一人の生活と学びを支えるために、支援員、補助員を適切に配置する。	
《取組計画》 ● 教職員課・指導課は、支援員、補助員を適正配置する。 ・学習支援員 ・ALT ・理科支援員 ・複式学級指導支援員 ・キッズサポーター ・学校図書館補助員 ● 発達支援教室、発達支援の部屋を拡大し、子ども一人一人の生活と学びを支える。	
《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定	
H27 年度 H31 年度	【教職員課、指導課】 ・理科支援員の小学校配置 100% ・支援員、補助員の適正配置 ・発達支援教室、発達支援の部屋を拡大 ・ALT の適正配置

【施策 7-3】教職員の多忙化にストップをかける施策

取組 7-3-1：検討組織の確立

→教職員課、教育総務課

<p>《施策の方向性と概要》</p> <p>◆ 教職員の多忙化を解消すること、教職員がやりがいを持って生き生きと教育活動に当たることができるようにするために、検討組織「学校を元気にする委員会」を開催する。また、「学校を元気にする委員会」で提案された意見を「はままつの教育推進会議」で取り上げ、検討し、多忙化の解消を図る。</p>	
<p>《取組計画》</p> <p>● 教職員課は、「学校を元気にする委員会」を開き、学校組織の改善方法、職員集団の在り方等について協議したり、必要に応じて事例研究や対策検討を行ったりし、各学校、各組織に提案する。</p> <p>● 教育総務課は、「学校を元気にする委員会」で提案された意見を整理し、「はままつの教育推進会議」において教職員の多忙化について議論を深める。</p>	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	
<p>H27年度 H31年度</p>	<p>【教職員課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分の学校が元気だ（元気になった）」と答える教職員の割合が前年度より増加 <p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多忙化の要因整理、多忙化解消のための関係各課、機関への働き掛け

【施策 7-4】教育の機会均等を進める施策

取組 7-4-1：学校規模、地域に応じた取組

→学校施設課・教育総務課

<p>《施策の方向性と概要》</p> <p>◆ 中山間地域等に所在する公共交通が乏しい園・学校に対して、校外学習や交流活動に対する移動手段の支援や、在籍人数が少ない学校に対しては、ICTを積極的に活用した授業の展開など、教育内容の充実を図る支援を行う。</p> <p>◆ 学校規模適正化等により、通学距離が決められた距離を超す子どもの通学を保障するために通学支援を行う。</p>	
<p>《取組計画》</p> <p>● 教育総務課は、「学校の情報推進計画」で在籍人数が少ない学校へのICTの設置を計画する。</p> <p>● 学校施設課は、在籍人数が少なく子ども同士の学び合いが難しい学校にICTの設置を行う。</p> <p>● 教育総務課は、中山間地域等に所在する公共交通が乏しく、校外学習や交流活動への移動に支障のある園・学校に対し、移動手段の支援を行う。</p>	

●教育総務課は通学距離が決められた距離を超す子どもに通学支援を行う。	
《各年次の目標指標》 ※H28年度～H31年度は各年同じ目標を設定	
H27年度	【教育総務課】 ・「学校の情報化推進計画（H28年度～H31年度）」の策定 ・校外学習、交流活動への移動手段の支援 ・通学支援
H28年度 H31年度	【学校施設課】 ・「学校の情報化推進計画（H28年度～H31年度）」に基づいた ICT 環境の整備 【教育総務課】 ・校外学習、交流活動への移動手段の支援 ・通学支援

取組 7 - 4 - 2 : 教育費の支援

→教育総務課

《施策の方向性と概要》	
◆ 経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者、発達支援学級等に在学する児童・生徒を持つ保護者への必要費用の援助や、修学困難な者への学資貸与を行うことで、義務教育の就学機会の確保及び教育の機会均等、有能な人材の育成を図る。	
《取組計画》	
● 経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者、発達支援学級等に在学する児童・生徒を持つ保護者に対して、学用品、給食、修学旅行、医療など、就学に必要な費用の一部を援助する。	
● 経済的理由により、就学が困難な学生（大学、高等専門学校4年以上及び専修学校の専門課程に在学する人）・生徒（高等専門学校1～3年生及び高等学校〔対象地域に限定あり〕）を対象に奨学金を貸与する。	
《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定	
H27年度 H31年度	【教育総務課】 ・申込者に対する認定（採用）・審査 ・支給

取組 7 - 4 - 3 : 学区の弾力化

→教育総務課

《施策の方向性と概要》	
◆ 小学校・中学校の入学時に、一定条件のもと、学校を選ぶことができるように学区の弾力化を図る。	

<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小学校・中学校の入学時に、一定の条件のもと、学校を選ぶことができる「通学区域制度の弾力的運用」を継続する。 	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	
<p>H27年度 H31年度</p>	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請 ・審査 ・許可

【施策7-5】よりよい学校の姿を探る施策

取組7-5-1：学校を支える仕組みづくり（大学との連携による調査）

→教育総務課

<p>《施策の方向性と概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 本市の教育施策に生かすために、大学等の研究機関と連携し、本市の教育実態を把握する。 	
<p>《取組計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市独自調査や全国学力・学習状況調査等を活用し、子どもの心や体の状況、学力の状況、家庭生活の状況等を総合的に分析し、今後の教育施策に生かす。 	
<p>《各年次の目標指標》 ※各年同じ目標を設定</p>	
<p>H27年度 H31年度</p>	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問肢の作成、調査計画立案、調査実施、分析、施策へ活用

第7章 プランの推進にあたって

1 「未来創造」に向けた取組の重点化

第4章に掲げる「目指す子どもの姿」に迫るために、多くの施策・取組が必要です。しかし、総花的に数多くの施策・取組をしようとする、一つ一つの施策・取組が充実せず、結果として成果が上がらなくなることがあります。そこで、本プランの推進にあたって、「未来創造」につながる重点施策、重点取組を絞り込みます。

絞り込んだ重点施策、重点取組については、PDCA サイクルの中で、確実な改善を行い、「未来創造への人づくり」の質を高めていきます。

2 「市民協働」による多面的評価

第4章に掲げる「目指す教育の姿」に迫るために、園・学校、家庭、地域、行政等が協働して本プランの推進を図っていくことを基本とします。

したがって、本プランの進捗状況については、園・学校、家庭、地域、行政等から多面的に情報を収集して、評価し、改善を図っていきます。また、積極的に情報発信を行うことで、市民全体が子どもの教育を主体的に捉えることができるようにしていきます。

3 PDCA サイクルによる改善

第6章に示した重点施策、重点取組について、以下のように計画、実行、評価、改善を行います。

(1) Plan (計画)

まず、「目指す子どもの姿」や子どもを取り巻く社会の状況や本市の子どもの現状分析から本市に必要な施策・取組を示します。次に、施策・取組の主体とその内容が明確になるように「誰が何をするのか」を示します。さらに、5年間を見通した計画を立てます。

(2) Do (実行)

施策・取組の主体は、(1) で示した計画を実行します。

(3) Check (評価)

教育委員会は、園・学校、家庭、地域、行政等から多面的に情報を収集・分析し、その結果を「はままつ人づくり未来プラン検討委員会(仮称)」に示します。「はままつ人づくり未来プラン検討委員会(仮称)」は、施策・取組の主体に対し、それに課題がある場合には改善策を提案し、目標を既に達成した場合には今後の方向性を提案します。

(4) Action (改善)

施策・取組の主体は、「はままつ人づくり未来プラン検討委員会（仮称）」からの提案を受け、今後の施策や取組について検討を深め、次の「Plan」につなげます。

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	第3次浜松市教育総合計画(案)
意見募集期間	平成26年10月1日(水)～平成26年10月31日(金)
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 学校教育部 教育総務課あて

住所 : 〒430-0929 浜松市中区中央一丁目2番1号
イーステージ浜松オフィス棟6F

FAX : 053-457-2404

E-mail : k-kikaku@city.hamamatsu-szo.ed.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

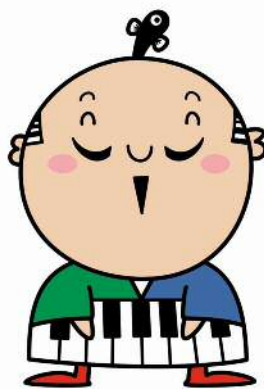
「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ・ ●ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ・ ●ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ・ ●ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ・ ●ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



©浜松市

皆さんからの
ご意見を
お待ちしております
おるのじゃ！



報道発表

【変更】区協議会の開催日程（10月）について

区協議会が、次のとおり開催されます。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第7回	10月10日(金) 13:30~	浜松市役所 2階 21会議室	・(答申)平成27年度中区役所費の予算要求の概要について ・地域課題について ・その他	6人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
	第8回	10月29日(水) 13:30~	浜松市役所 2階 21会議室	・(協議)はままつ友愛の高齢者プラン(案)について ・(協議)第3次浜松市教育総合計画(案)のパブリック・コメントの実施について ・地域課題について ・その他	6人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第7回	10月8日(水) 13:30~	東区役所 3階 31・32会議室	・(答申)平成27年度東区役所の予算要求の概要について ・その他 防潮堤視察(南区)	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
	第8回	10月21日(火) 10:00~	東区役所 3階 31・32会議室	・(協議)はままつ友愛の高齢者プラン(案)について ・(協議)第3次浜松市教育総合計画(案)のパブリック・コメントの実施について ・地域課題について ・その他	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第7回	10月17日(金) 13:30~	西区役所 3階 大会議室	・(答申)平成27年度西区役所費の予算要求の概要について ・その他 防潮堤視察(南区)	5人 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
	第8回	10月29日(水) 13:30~	西区役所 3階 大会議室	・(答申)雄踏テニスコート管理主体変更について ・(諮問)弁天島公園児童プールの廃止について ・(協議)はままつ友愛の高齢者プラン(案)について ・(協議)第3次浜松市教育総合計画(案)のパブリック・コメントの実施について ・地域課題について ・その他	5人 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第7回	10月14日(火) 13:30~	南区役所 3階 大会議室	・(答申)平成27年度南区役所費の予算要求の概要について ・(協議)はままつ友愛の高齢者プラン(案)について ・(協議)第3次浜松市教育総合計画(案)のパブリック・コメントの実施について ・地域課題について ・その他	10人 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第7回	10月14日(火) ↓ 10月16日(木) 13:30~	引佐健康文化センター 2階 会議室1・2	・(答申)平成27年度北区役所費の予算要求の概要について ・(協議)はままつ友愛の高齢者プラン(案)について ・(協議)第3次浜松市教育総合計画(案)のパブリック・コメントの実施について ・地域課題について ・その他	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
浜北区協議会	第7回	10月2日(木) 13:30~	浜北区役所 3階 大会議室	・(答申)浜松市浜北体育館の廃止について ・(答申)平成27年度浜北区役所費予算概要について ・その他	10人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
	第8回	10月23日(木) 13:30~	浜北区役所 3階 大会議室	・(協議)はままつ友愛の高齢者プラン(案)について ・(協議)第3次浜松市教育総合計画(案)のパブリック・コメントの実施について ・地域課題について ・その他	10人 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第7回	10月9日(木) 14:00~	天竜区役所 2階 21・22会議室	・(答申)平成27年度天竜区役所の予算概要について ・地域課題について ・その他	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013
	第8回	10月28日(火) 14:00~	天竜区役所 2階 21・22会議室	・(諮問)浜松市佐久間高齢者生きがいセンターの管理主体変更について ・(諮問)浜松市水窪高齢者生きがいセンターの管理主体変更について ・(諮問)浜松市龍山老人福祉センターの管理主体変更について ・(諮問)浜松市龍山介護予防拠点施設雲折桜の家の管理主体変更について ・(諮問)浜松市農林業振興施設の廃止(管理主体変更)について ・(諮問)浜松市天竜竜川運動場の廃止(管理主体変更)について ・(諮問)浜松市天竜下阿多古体育館の廃止について ・(協議)はままつ友愛の高齢者プラン(案)について ・(協議)第3次浜松市教育総合計画(案)のパブリック・コメントの実施について ・地域課題について ・その他	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

*傍聴の申し込みは、各区役所区振興課へお問い合わせください。

平成 26 年 10 月 21 日

こども家庭部 次世代育成課

新制度移行に伴う放課後児童会の変更点について

平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度移行に伴う児童福祉法の改正により、放課後児童クラブ(浜松市では放課後児童会)の設備及び運営について、市の条例として基準を定めることになりました。

主な項目について、これまでの国・県ガイドラインの内容と比較しながら、浜松市としての考え方や各児童会の実際の運営にどのように反映されているか、または今後、反映されるかという具体的な内容をご説明いたします。

- 平成 26 年度までの国・県ガイドラインと市の考え方や各児童会の運営の状況
- 平成 27 年度からの基準条例と市の考え方や各児童会の今後の運営

平成26年度まで

主な項目	国・県ガイドライン	市の考え方や各児童会の運営の状況
1 対象	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が労働等により昼間家庭にいない<u>おおむね10歳未満の児童</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が労働等により昼間家庭にいない<u>3年生までの児童の受け入れを原則とし、定員に満たない児童会は、育成会の判断のもと4年生以上の受け入れもしています。</u>
2 設備と集団の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・1人当たり<u>1.65㎡以上の床面積を確保するよう努める。</u> ・1クラブ当たり<u>40人程度</u>とし、最大でも<u>70人</u>とする。40人を超えた場合には、2つの児童クラブに分割するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県ガイドラインの内容に沿った運営を行っています。 ・1人当たり<u>おおむね1.5㎡以上</u>を確保することとし、定員設定や、施設整備を行ってきました。 ・また、出席率や地域の実情を考慮し、柔軟な受け入れを可能としており、育成会の判断のもと、定員を超えた受け入れも行ってきました。
3 指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童数の規模に応じて<u>複数配置するよう努める。</u> ・指導員は保育士や幼稚園・小学校教諭等の資格を有する「<u>児童の遊びを指導する者</u>」に該当する者等を配置するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍人数が54人までで<u>2名</u>、55人～70人で<u>3名</u>(いずれの場合も、うち1名が指導員、ほかは補助指導員)を配置しています。障がい児受入が2人以上の児童会には<u>補助指導員1名を増員できる支援</u>を行っています。 ・指導員(有資格者が条件)と<u>補助指導員を配置</u>しています。 ・指導員・補助指導員のさらなる資質向上のために、年に3回、<u>市の研修会を開催</u>しています。
4 開設日数	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>放課後、夏休み、冬休みなどの学校休業日及び、放課後児童クラブの運営上必要な日</u>とし、可能な限り地域の実情に合わせて開設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に合わせて開設日を決定しているため育成会ごとに児童会の開設日数は異なりますが、<u>280日程度開設</u>しています。
5 開設時間	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日及び学校休業日等においては、<u>おおむね8時から18時まで(10時間)</u>、平日は<u>放課後からおおむね18時まで</u>とするよう努める。 ・また、地域の実情や保護者の就労状況、指導員の体制等を考慮して終了時間の延長や開始時間の繰り上げ等の対応に可能な限り努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ガイドラインの内容に沿った運営</u>を行っています。 土曜日及び学校休業日 8:00～<u>18:00</u> (10時間) 平日 13:00～<u>18:00</u> (5時間) 一部の委託放課後児童会は地域の実情を考慮して、開始時刻や終了時刻が上記と異なります。
6 入会	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブへの入所の条件を運営基準に明示するとともに、入所できない児童がいた場合には、文書によりその理由を保護者等に説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>定員に満たない場合</u>、地域の実情により、近隣に祖父母がいる家庭、同居祖父母がいる家庭、自宅が勤務地である家庭などの入会を認める基準を設定する育成会があり、そのため、<u>育成会ごとに入会の条件に違い</u>があります。

平成27年度から

主な項目	基準条例	市としての考え方や各児童会の今後の運営
1 対象	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が労働等により昼間家庭にいない<u>小学生</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>1年～6年生までへと対象が拡大</u>されます。 ・どの児童会でも高学年の入会希望者がいる場合には申込の受付をします。ただし、申込者数の違いにより、入会の可否は児童会により異なります。
2 設備と集団の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・面積は、児童1人につき<u>おおむね1.65㎡以上</u>でなければならない。 ・集団の規模は、<u>おおむね40人以下</u>とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人当たりの面積は基準のとおりおおむね1.65㎡以上としますが、要綱で<u>1.5㎡を下限</u>と定め、定員の大きな変動が生じないようにします。 ・集団の規模は基準のとおりおおむね40人以下としますが、要綱で<u>50人を上限</u>と定め、定員の大きな変動が生じないようにします。 ・1つの施設内で50人を超える児童会は2つの児童会に分割するか、1つの児童会の中に2つの集団を置くかのいずれかによって条例の定めに沿うものとなりますようにします。
3 支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・集団ごとに<u>放課後児童支援員を2人以上</u>置かなければならない。 ・支援員は「<u>児童の遊びを指導する者</u>」に該当する者を基本とし、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければ<u>ならない</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称が変わります。 指導員、補助指導員(有資格者)→支援員(有資格者) 補助指導員(資格無し)→補助員(資格無し) ※資格は保育士資格、幼・小・中・高校の教諭免許等 ・<u>1つの集団に2人の支援員(内1人は補助員可)</u>を配置します。 ・各児童会の責任者となる支援員を<u>主任支援員</u>とします。 ・障害児の受け入れに対する支援員の加配はこれまでの内容を継続します。 ・支援員は<u>県の研修を平成31年度までに修了することとされています</u>ので、県からの研修に関する情報を収集し、育成会に情報提供していきます。 ・<u>市の研修会も引き続き開催する</u>予定です。
4 開所日数	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>1年につき250日以上</u>とし、保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定めることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないと定めていることから、<u>これまでと同様</u>、合同開設(浜北区の委託放課後児童会は単独開設)である土曜日を含めて<u>280日程度の開設</u>となります。
5 開所時間	<ul style="list-style-type: none"> ・土、日、長期休業期間等は原則<u>1日につき8時間以上</u>とする。 ・平日は原則<u>1日につき3時間以上</u>とする。上記に基づき、保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して、事業を行う者が定めることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないと定めていることから<u>これまでと同様の開設時間</u>を基本とします。 ・さらに、育成会等が保護者の労働時間を考慮し、<u>時間延長を決定した場合には、市として支援をしていくことを検討中</u>です。
6 入会	<ul style="list-style-type: none"> ・入会に限定した内容は<u>ありません</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親、祖父母の有無、祖父母の就労(病気)など、<u>これまでより細かな家庭状況、就労状況を段階化し、申込者の中で入会の優先順位をつけ、4月からの入会の可否を育成会が決定</u>します。 ・入会選考は<u>補助方式児童会90箇所すべて同じ基準</u>により行いますので、公平性が高まるものと考えています。